事 業 コード 23650020

【1枚目】

005010101

事務事業名 国民健康保険一般管理事業	部名等		民生部	7	ひ年のお	· · · · · ·	7.0.1 7 B	* b b l = 1 C + 1 T	++	Δ∋I. F		· 		
	H							心して健やかにくらせるまち			会計 国民健康保険事業特別会計			
予算書の事業名 2. 一般管理費	課名等		市民課	Į.	改 策 名	第4節 份	<b>里やかで</b> ま	<b>に支えあう福祉</b>	社会の構築		1. 総務費			
事業期間         開始年度         昭和32年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		国保・老人医療係	t t	施 策 名	6. 社会份	₽障制度 <i>0</i>	)充実		項	1. 総務管	理費		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫		玄 分	国民健康仍	<b>R</b> 険制度			目	1. 一般管	理費		
	電話番号		0765-23-1011	į	甚本 事 業 名	国民健康仍	₽険制度 <i>0</i>	適切な運営						
◆事業概要 (どのような事業か)								実	績			計画		
1年更新の被保険者証等の送付、医療費の支払業務委託(国保連合会へ委託)							単位	19年度	20年度	21	年度	22年度	23年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者、レセプト(診療報酬明細書)			① 国民健康保証	険被保険	者数		人	14, 759	10, 17	76	10, 241	10, 360	10, 360	
<b>対</b> 象	1	<b>-</b>	象 ② レセプト(診 標	疹報酬明	月細書)		件	149, 489	150, 61	4	152, 640	154, 200	155, 700	
			3											
< 平成20年度の主な活動内容> 被保険者証の更新、電算共同処理委託料の支払			① 国民健康保証	険被保険	者世帯数		世帯	8, 177	6, 29	98	6, 340	6, 400	6, 400	
野       *平成21年度の変更点       特になし。	ı	7	動 ② <b>電算共同処</b> 理	理委託料			千円	3, 414	3, 77	76	4, 386	4, 450	4, 500	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			3											
被保険者の受診環境を整えるとともに、医療費の迅速な支払を行う。			① 保険給付額				千円	2, 931, 024	2, 890, 09	93 3	, 094, 145	3, 179, 700	3, 281, 100	
夏		<b>-</b>	果 ②											
			指 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
			3											
そ 〈施策の目指すすがた〉 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 結		•	↑成果指標が現段階	で取得で	きていな	い場合、そ	の取得方	法を記入						
**   ◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・県	まり		(千円)	669	51	5	0	0	(	
国民健康保険事業の開始に伴い、昭和32年に始まった。			財源	(2)地方值			(千円)	0		0	0	0	0	
			内訳	(3)その他	1(使用料・	・手数料等)	(千円)	11, 216	13	37	2	2	2	
				(4)一般貝			(千円)	0	8, 55		12, 473	11, 498	11, 498	
▲BB/(小湖の)/(小台本大学選手間)	10\					(4)の合計)	(千円)	11, 885	9, 21	1	12, 475	11, 500	11, 500	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な 高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。	(3)				⊆携わる』 の年間所要	E規職員数	(人)	100		10	40	1 40	40	
THE THE PROPERTY OF THE PROPER						単価/千円)	(中间)	401			168	168	168	
					系る総費月		(千円)	12, 286		_	12, 643	11, 668	11, 668	
				参考) 人作		( /	(円@時間)	4, 010	,		4, 205	4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			•	県内他市	の実施状			いる内容又は把						
特になし。				● 把提	量している	· <b>■</b>	、県が作	成する国保実施	状況等により把	!握してい	る。			
				〇 把握	量していな	:11								

部・課・係名等 コード 1

02010200

政策体系上の位置付け

246011

予算科目

コード3

● 直結度大     直結度中     直結度小  2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)     法令などにより市による実施が義務付けられている     法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当     民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当     市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当     既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当     根拠法令等を記入  3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)     現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。  【有効性の評価】  4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)     成果向上の余地なし。
□ 直結度小 2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当 根拠法令等を記入 3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。  【有効性の評価】 4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
<ul> <li>直結度小</li> <li>② 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)</li> <li>○ 法令などにより市による実施が義務付けられている</li> <li>● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li> <li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li> <li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li> <li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li> <li>根拠法令等を記入</li> <li>3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)</li> <li>取状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。</li> <li>なし</li> <li>取状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。</li> <li>(有効性の評価】</li> <li>4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)</li> </ul>
<ul> <li>○ 法令などにより帯による実施が義務付けられている</li> <li>● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li> <li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li> <li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li> <li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li> <li>根拠法令等を記入</li> <li>3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)</li> <li>なし 関状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。</li> <li>なし 成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)</li> </ul>
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法令等を記入 3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
● め、市による実施が妥当  ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当  ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当  ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法令等を記入  3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)  現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法令等を記入  3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明  【有効性の評価】  4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法令等を記入  3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明  【有効性の評価】  4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
<ul> <li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li> <li>根拠法令等を記入</li> <li>3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)</li> <li>現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。</li> <li>なし 説明</li> <li>【有効性の評価】</li> <li>4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)</li> </ul>
根拠法令等を記入  3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)  現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明  【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明 【有効性の評価】 4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明 【有効性の評価】 4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
(有効性の評価) 4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
<b>於</b>
なし <mark>開</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし <mark>説</mark> 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
国保被保険者世帯数やレセプト件数の実績に応じた費用のため、削減の余地はない。
なし 説
g g g g g g g g g g g g g g g g g g g
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
91
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 国保被保険者全員を対象としている。
し・負担なし   <mark>説</mark>
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 県内他保険者も同様である。
● 平均 n.
● 平均 <mark>明</mark>
○ 低い

[4	<b>必要性の評価</b> 】
10.	. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	. 事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	許	価結果の総括と今後の方向性
	(1)	並体性の必体

(1) 計圖和未少総拍		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
<ul><li>他の事務事業と統合マけ連携</li></ul>	

○ 目的見直し

★改革	革・改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650040

【1枚目】

005010201

	事務事業名 国民健康保険賦課徴収事業	部 名 等	¥		民生部		政策の柱第2章 安	心して値	<b>建やかにくらせる</b> す	きち	会計国民健康保	険事業特別会計	
	予 算 書 の 事 業 名 2. 賦課徴収費、3. 徴収事務費	課名等	ŕ		市民課		政 策 名 第4節 健	やかでき	<b>キに支えあう福祉</b> 社	土会の構築	款 1. 総務費		
	事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト事業	係名等	Ť	国	保・老人医療	係	施策名6.社会保	障制度の	D充実		項 2. 徴税費		
r	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	ž.		中山 明夫		区 分 国民健康保	険制度			1. 賦課徴	収費	
	,	電話番号	<del>}</del>	-	0765-23-1011		基本事業名 国民健康保	険制度の	)適切な運営				
•	事業概要(どのような事業か)								実績	ŧ		計画	
₹	]民健康保険制度の改正に対応した国民健康保険 (税) システムの改修を行い、適正な賦課・徴収を行う。							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者			対	① 国民健康	保険被保	<b>険者数</b>	人	14, 759	10, 176	10, 241	10, 360	10, 36
文意	the state of the s		<b>→</b>	色	2								
	<平成20年度の主な活動内容>				3								
П	後期高齢者医療制度の開始に伴い必要となる国民健康保険税システムの改修を行い、賦課・徴収を行った。			活動	① 国民健康	保険税収	納額	千円	1, 327, 075	995, 690	991, 955	970, 000	970, 00
ett.	* 平成21年度の変更点       特になし。		<b>-</b>	指標	3								
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 被保険者に対して、適正な賦課・徴収を行う。				① 徴収率(5	現年課税分	)(一般))	%	92. 20	92. 30	92.00	92. 00	92. 0
意図			<b>→</b>	成果指	2								
				標	3								
その新男	<mark>i</mark>			↑成	<mark>找果指標が現</mark> り	<b>没階で取</b> 得	できていない場合、その	の取得方	法を記入				
	・この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			<u> </u>		BT	県支出金	(千円)	14, 406	3, 700		0	ı
Ξ	日民健康保険事業の開始に伴い、昭和32年に始まった。					源 (2)地力	ī債 )他(使用料・手数料等)	(千円)	0	2 600		0	
						(3)その		(千円)	182 3, 606	2, 688		5, 500	5, 50
					-	1-7 7-	央算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	18, 194	17, 262		5, 500	5, 50
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	こなど)			(	①事務事	業に携わる正規職員数	(人)	2		2	2	
톩	気低迷による所得の減少等により、国民健康保険税収入が減少しており、財政状況が厳しくなってきている。					②事務事	業の年間所要時間	(時間)	120	140	140	140	140
					_		(②×人件費単価/千円)	(千円)	481	589		589	589
					<u> </u>		C係る総費用 (A+B)	(千円)	18, 675	17, 85		6, 089	6, 08
L							人件費単価	(円@時間)	4,010	4, 205		4, 205	4, 20
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 国民健康保険税が高いとの声がある。					<b>●</b> 排			いる内容又は把握 成する国保実施状				

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 国保税の適正な賦課・徴収により財源の確保を図ることは、国保事業の健全な運営に直結する。
直結度中 説明
○直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入 塩产国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 地方税法(昭和25年法律第226号) 塩津市国民健康保険税条例(昭和34年魚津市条例第14号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし 説 明
· 宝塘上7~ 。 人口以他用 15字上7 三楼山内上 7 体 内面下的中华 内山地 (15 5 姓用 15字上 7 )张阳)
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし期間
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
制度改正の状況に応じてシステム改修の費用が大きく異なるため、削減出来るかどうかの問題にはなじまない。
なし <mark>説</mark> 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
か
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な法に基づき実施されている。
し・負担なし。説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 法に基づき実施されている。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○ 低い

#### 【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

×	計	価格未の総括と写像の方向性
	(1)	評価結果の総括

(1)	11 Im vo V ( ) vo 10		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

今後の事務事業(	<b>り万回性</b>			
● 現状のまま	(又は計画	どおり)継続実	施	年度
○ 終了	○ 廃止	〇 休止		
<ul><li>かの事效事</li></ul>	光 1. 休人 7	4. 年来	_	

○ 目的見直し

★改	革·改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
時期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

23650330

【1枚目】

005010101

事務事業名 国民健康保険税徴収事務		部 名 等		企画総務部	3	政策の柱第2章	安心して	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計			
予 算 書 の 事 業 名 3. 徴収事務費	課名等	: 名 等 税務課 政 策 名 第4節 健やな			健やかで:	共に支えあう福祉	社会の構築	<b>款</b> 1. 総務費					
事業期間 開始年度 昭和34年度 終了年度 当面継続 業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	等 納税係① 施策名 6. 社会保障制			保障制度の	の充実		項 1. 総務管	理費			
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		保里 晃徳	i	区 分 国民健康	保険制度			1. 一般管	理費		
		電話番号		0765-23-100	08	基本事業名 <b>国民健康</b>	保険制度の	の適切な運営					
◆事業概要 (どのような事業か)								実	績		計画		
国民健康保険税の収納事務及び滞納管理事務を行う。							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険加入者			女		康保険税賦認	果件数	件	13, 421	18, 324	18, 400	18, 300	18, 20	
教象			→ 集標	② 国民健川	康保険税額		円	1, 342, 488, 900	1, 023, 185, 900	1, 000, 000, 000	1, 000, 000, 000	1, 000, 000, 000	
				③ 翌年度	に繰越された	≃滞納金額	円	259, 980, 000	255, 657, 313	244, 480, 000	228, 980, 000	213, 480, 000	
< 平成20年度の主な活動内容 > 国民健康保険税を賦課・収納・滞納管理を行う。			活	① 督促状(	の発送件数		件	7, 506	6, 444	6, 400	6, 200	6, 00	
手 段 *平成21年度の変更点			動指標	1	康保険税賦認	果件数	件	13, 421	18, 324	18, 400	18, 300	18, 20	
なし				3			件						
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 国民健康保険制度の適正な運営			成		越分の収納率	<u>K</u>	%	27. 30	20. 60	28. 00	29. 00	30. 0	
図			→ 非標	1	② 現年課税分の収納率		%	94. 00	92. 00	94. 10	94. 20	94. 3	
- <施策の目指すすがた>			<u>↑</u>	③ 成里指標が現	<b>路階で取得</b>	できていない場合、そ	・の取得す	決を記入					
を 国民健康保険制度が適正に運用されています。 結 果			· ·		ACTO CACIO	CC CV 34 700 EV C	- V AK (1) /	I A E HOV					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)					B7	県支出金	(千円)	0	0	0	0		
昭和34年度に国民皆保険税度が確立したことに伴い実施された。					源 (2)地方	債 他(使用料・手数料等)	(千円)	0 8, 329	4, 963	-	0 1, 910	1, 91	
					訳 (4)一般		(千円)	0, 023	0		3, 348	3, 34	
					A. 予算(決	·算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	8, 329	4, 963	5, 258	5, 258	5, 25	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和		`)				に携わる正規職員数	(人)	9	8	ū	8		
平成20年度から後期高齢者医療保険制度がスタートし、75歳以上の高齢者が国民健康保険税度から	ら除外された。					の年間所要時間	(時間)	740			880	880	
						(②×人件費単価/千円) 係る総費用 (A+B)	(千円)	2, 967 11, 296	3, 700 8, 663		3, 700 8, 958	3, 70 8, 95	
					(参考)人		(円@時間)		4, 205		4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを	を記入)				1	市の実施状況		いる内容又は把抗		-		,	
市議会では国民健康保険税が高いので、安くしてほしいとの意見がある。					〇把	握している	間査してし	いない					
					●把	握していない							

部・課・係名等 コード1

01050100

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

【日的東当州の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 制度の確立にとって不可欠のこと
○ 直往時由
○直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
★令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた
♥ め、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<b>根拠法令等を記入</b> 地方税法、国民健康保険税条例
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし 説明
- 実施上ストレストレが用と変えるでは此のようなので変形をのとして、12.54円とウェイ(3.50円)
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
をします。 ここと、 マス・アのボル 向よる 可能 IE が の で iE の で で で で で で で で で で で で で で で で で で
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
最低限必要な事業費で実施している。
なし 説 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
最低限必要な人件費で実施している。
なし 説明
【公平性の評価】 8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
微加車数けまの美数
行足交給自体
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
( 高い
〇 平均 <mark>説</mark> 明
○低い

## 【必要性の評価】

③ 効率性

④ 公平性 (2) 今後の事務事業の方向性

> ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善

● 適切

● 適切

● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

10.	:会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)									
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い									
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い									
	) 比較的多くの市民などがニーズを感じている									
	一部の市民などに、ニーズがある									
	<ul><li>一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある</li></ul>									
	〕目的はある程度達成されている									
	上記のいずれにも該当しない									
11.	務事業実施の緊急性									
	)緊急性が非常に高い									
	) 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす									
	)市民などのニーズが急速に高まっている									
	緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい									
	) 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない									
*	価結果の総括と今後の方向性									
(1	評価結果の総括									
	① 目的妥当性   ● 適切   ○ 目的廃止又は再設定の余地あり									
	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり									

○ コスト削減の余地あり

○ 受益者負担の適正化の余地あり

★改革	革·改善案(	いつ、どの	ような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		,	、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築してい	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)	٠.		維持
定時		/	、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築してい	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)	•		維持

年度

★課長総括評価(一次評価)	
市が法律等により保険者となり直接実施するよう義務付けられている事業であり、国民健康保険事業の安定運営のためには、主財源である保険税の市条例に基づく適正で公正・公平な賦課徴収が必要である。 後期高齢者医療制度の創設、公的年金からの特別徴収の開始などの制度改正が相次いでいるが、国保加入者への	二次評価の要否
制度内容についての十分な説明を行いながら、国保税についての理解を深めてもらい収納率の向上に努めていきたい。   	不要

事業コード

23650050

【1枚目】

005010301

事務事業名。国民健康保険運営協議会事業	部 名 等		民生部	政策の柱第2章				,て健	やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計 (A)			
予 算 書 の 事 業 名 1. 運営協議会費	課名等				政 策	名 第	4節 健やか	いで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 1. 総務	費		
事業期間 開始年度 昭和33年度 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト事	集 係 名 等			係	施策	施策名6.社会保障		保障制度の充実			項 3. 運営			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直?	記入者氏名		中山 明夫		区	分国	民健康保険制	间度			1. 運営	協議会費		
	電話番号		0765-23-101		基本事	業名国	民健康保険制	間度の	適切な運営					
◆事業概要(どのような事業か)									実	績		計画		
国民健康保険運営協議会委員12名の運営								単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険法に基づく諮問機関であり、市が国保事業を行う際に特に重要な案件について、諮問に対し答問	<b>まする。</b>		① 協議会委	員数				人	13	1	2	12 12	12	
対象		<b>→</b> ‡	対 象 ② <b>委員の</b> 出	席率				%	88	9	15	94 94	94	
		標	241	決算の審議割合			%	100	100		00 100	100		
<平成20年度の主な活動内容> 平成20年度魚津市国保決算見込及び21年度予算案、20年度の税率等の改定に関する国保税条例・出産育児一B 国保条例の改正案について審議し、原案通りとする旨答申した。	特金の改定に関する	7	① 協議会界	催回数	数 [		回	2		3	3 3	3		
ま       *平成21年度の変更点       特になし。		ŧ	動 ② 委員の延 標	ベ出席人	数			ᄉ	23	3	15	34 34	34	
			③ 予算、》	き 算の審議	件数			件	6. 00	4. 0	5.	5. 00	5. 00	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 国保事業運営の適正化と、被保険者の健康保持、良質な医療環境。			① 協議会委	員の定数	割合			人	100	9	92.	31 92. 31	92. 31	
			果 指 標			%	88. 00	94. 5	94.	94. 44	94. 44			
			③ 予算、決	と算の審議	割合			件	100. 00	100. 0	100.	100.00	100.00	
そ <施策の目指すすがた > の 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 結 果		1	↑成果指標が現	受階で取得	できてい	いない	場合、その取っ	得方法	<b>去を記入</b>					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財	県支出	金		円)	0		0	0 0		
戦後の社会保険制度の再構築の中で「国民皆保険制度」の理念のもとに各保険者で組織された。				源 (2)地方 (3)その		IN T		円)	0 242	20	0 2	0 0 34 234	-	
				(4)一般		科・于		円)	0	12		30 130		
				A. 予算(i		(1)~(4)		円)	242	32		64 364		
<ul><li>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の</li></ul>	変化など)			①事務事業					2		2	2 2		
高齢化の進展と医療費の増嵩が著しく、医療制度もそれに合わせて改編を余儀なくされている。				②事務事業	英の年間	所要時	前 (時	:間)	400	34	10 3	40 340	340	
				B. 人件費	(②×人	.件費単位	価/千円) (千	円)	1, 604	1, 43	1, 4	1, 430	1, 430	
				事務事業に	二係る総	費用 (	(A+B) (千	円)	1, 846	1, 75	1, 7	1, 794	1, 794	
				(参考) 丿	(件費単	価	(円@	9時間)	4, 010	4, 20	15 4, 2	05 4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他	市の実施	施状況			ハる内容又は把抗		由の記入欄)			
もっとわかり易い医療制度にしてほしい。				● 抱	捏して	いる	<b>→</b>	ど照金	会等により把握し	こ努めている。				
				○担	握して	いない								

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

【目的妥当性	の評価】
1. 施策への直	結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大	
<ul><li>直結度中</li></ul>	就 明
○ 直結度小	
2. 市の関与の多	妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令など	により市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など</li><li>め、市に</li></ul>	による義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた よる実施が妥当
○ 民間でも	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_	を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
0 981-1110	国民健康保険法第11条第1項
根拠法令等を記	
. 目的見直しの	D余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説
なし	- 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17
【有効性の記	SU /m 1
	· · · · ·
<ul><li>・ 放米미上の分</li></ul>	会地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
	成末門工の赤地なし。
なし	説
J. J	<mark>明</mark>
. 連携すること	とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説
なし	明.
【効率性の評価	[ ]
	東の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
. + ***	必要最小限の経費で実施している。
なし	説 明
1 (東東 小火)	2+0.0 lb (0.0 # # m m + 7 + 1 = 0.4 2 ( = 2 + 2) 1.2 # m = = 2 + 1.2 m + 2 = 2 m )
<ol> <li>人件費の削</li> </ol>	減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	予算編成や条例改正等必要に応じて開催しているものであり、これ以上の削減はできない。
なし	ii.
J. J	<mark>明</mark>
公平性の評価	il
. 受益者負担の	D適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	基本的な方向を協議するため、あくまで公平を原則とする。
し・負担なし	說
	明
i正化の余地なし	
、本市の受益者	<b>8</b> 負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>・ 本用の支蓋を</li><li> 高い</li></ul>	受益負担の原則に基づき保険税と給付の関係が規定されている。
O Hdv.	
<ul><li>平均</li></ul>	説 明
O 15.	
○ 低い	

## 【必要性の評価】

0.	社会的ニース	ズ(この事務事業	にどれくらいの	<b></b> のニーズがあるか)						
	○ 全国的又	(は広域的な課題	であり、ニーズ	が非常に高い						
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い									
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている									
	○ 一部の市民などに、ニーズがある									
	○ 一部の市	「民などに、ニー:	ズがあるが、そ	れが減少しつつある	5					
	<ul><li>目的はあ</li></ul>	っる程度達成され	ている							
	○ 上記のい	ずれにも該当し;	ない							
1.	事務事業実施	布の緊急性								
	○ 緊急性が	5非常に高い								
	○ 緊急に解	なければ重されば重されば重されば重される。	大な過失をもた	:らす						
	○ 市民など	ごのニーズが急速し	に高まっている	1						
	● 緊急性は	は低いが、実施し	なければ市民生	活に影響が大きい						
	○ 緊急性が	5低く、実施しな	くても市民サー	・ビスは低下しない						
		総括と今後の方向	性							
(1	l) 評価結果(	の総括								
	<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	当性 ● 適	切 〇目的	り廃止又は再設定の分	余地あり					
	② 有効性	● 適!	切 ○ 成界	<b>県向上の余地あり</b>						
	③ 効率性	● 適!	切 () コフ	スト削減の余地あり						
	④ 公平性	● 適!	切 〇 受益	益者負担の適正化の余	∶地あり					
(2	今後の事	務事業の方向性								
		のまま(又は計画	画どおり) 継続	実施	年	度				
		〇 廃止	〇 休止							
	0	事務事業と統合ス	又は連携							
	○ 目的									
	○ 事務	事業のやり方改善	1							
┢改			な改革・改善を	、どういう手段で行	うか)				成果の方向性	
		なし						コス	トの方向性	
	次年度									
<b>±</b>	(平成22 年度)								維持	
実施	平及)									
予空		451								
定時		なし						成果	その方向性	
期	中•長期的									
	(3~5 年間)								維持	
	平间/								42.5	
	長総括評価(		70 - 47 th - + 1							
去に	.基づいた事業	業並びに必要最小	限の経費で実施	もしており、妥当と思	思われる。				二次評価の要否	
									<b>不</b> 西	

事 業 コード 23650060

事務事業名 国民健康保険趣旨普及事業

【1枚目】

005010401

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

予	算書の	事 業 名	1. 趣旨普及費					課名等	Ş	市民課		政策名	第4節 閱	やかで共	<b>に支えあう福祉</b>	社会の構築	款 1. 新	総務費		
事	業期間	開始年度	昭和32年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	ş	国保・老人医	療係	施策名	6. 社会保	:障制度σ	)充実		項 4. 1	趣旨普及	費	
実	施方法	〇 1. 指第	定管理者代行 〇	2. アウトソ	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	7	中山 明尹	ŧ	区 分	国民健康保	険制度			目 1. 月	趣旨普及	費	
			'		'			電話番号	ļ-	0765-23-10	11	基本事業名	国民健康保	<b>険制度σ</b>	D適切な運営					
											-	L								
		のような事業			7										実	績			計画	
国保制	利度のリー:	フレット等を	配布し、制度の趣	目をPRしてい	<b>ঠ</b> .									単位	19年度	20年度	21年度	T.J	22年度	23年度
	(この事務事 <b>3保世帯、被</b>		可を対象にしてい	るのか。※人や	P物、自然資源な	ど)				① 被保険	者世帯数			世帯	8, 177	6, 29	8	6, 340	6, 400	6, 4
対										対 象 ② 被保険					14, 759	10. 17	6 1	0, 241	10, 360	10, 3
象										標 ③					,				,	
		の主な活動内 について市広		ほか、国保のリ	リーフレットを新	規加入者に保険証	と一緒に配布した。			① 新規加	入世帯			世帯	863	97	5	1, 050	1, 050	1, 0
手										活 動 ② 新規加	入被保険者			人	1, 557	1, 76	3	1, 900	1, 900	1, 90
	・平成21年度 0歳~74歳ま		旦引上げ凍結の措	置が延長される	5.					標 3										
			対象をどのよう 解 <b>してもらい、国</b>		<b>を図る</b> 。					① 被保険	者世帯数			世帯	8, 177	6, 29	8 6, 3	40. 00	6, 400. 00	6, 400.
意図									<b></b>	成 果 ② 被保険	者数			人	14, 759. 00	10, 176. 0	0 10, 2	41. 00	10, 360. 00	10, 360.
										缥 ③										
~		すすがた>	, m, w, t, 1 , ± es	+ >						↑成果指標が現	段階で取得	<b>ずきていな</b>	:い場合、そ	の取得方	法を記入					
の結果	国民健康保険	『事業が健全に	こ運営され、良質:	な医療が受けら	<b>うれる</b> 。															
<b>♦</b> = 0	の事務事業関	開始のきっかり	け (何年(頃)から	どのようなき	っかけで始まった	(が)					(1)国・	・県支出金		(千円)	290		0	0	0	
		<ul><li> の趣旨に沿いる</li><li> ・普及に努める</li></ul>		在の国保制度	が実施されている	が、医療の高度化	と や高齢化社会の進展等	に伴いそのつ。	ど改正	が行われてお	源 (2)地大			(千円)	0		0	0	0	
9.1	門及の内内の	自及に方の	C 0 · O o								三尺	)他(使用料	・手数料等)	(千円)	0		0	0	0	
											(4)一般			(千円)	0	11		516	500	50
A 00 /	// mb thr to / // .	n -t- 7/t- all6 -t- 1	T- 10 1/4 / 700 (** 10 **	*#.1 A /// = 7	10 5 1. v = 14 + 1	. (No. 2) - 10 de 160	25- 41 A H th a a th 11 L	10\				決算)額((1)~		(千円)	290	11		516	500	50
							<mark>紀和、社会情勢の変化な</mark> 健診・指導など医療制度		n - t-		0	業に携わる正		(人)	600	68	5	5 680	5	68
10-4-0	乃下区派以	·+/4/*///	とし、反対向副石は	2次时及10日	. 只适可自00发火、	. 工石目良物了例	姓砂 旧寺なこと派門	2.6.7.6 く変1.	, , , , , ,			業の年間所要 (②×人件費		(時間)	2, 406	2. 85		2. 859	680 2, 859	2. 8
												こ係る総費月		(千円)	2, 406	2, 83		3, 375	3, 359	3, 3
												人件費単価	14 (N   D)	(円億時間)	4, 010	4, 20		4, 205	4, 205	4, 20
◆市局	民や議会か	ビからの要望	・ 意見 (担当者の	私見でけかく	実際に寄せられ	た意見・質問なと	で記入)					市の実施状	況. (		いる内容又は把拠			., 500	1, 200	1, 21
			の声をよく聞く。			- 10.70 PKIN-04 C							玉		成する国保事業等			いる。		
											●担	巴握している								
											〇 担	巴握していた	211							

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大 広報やケーブルTV等で随時実施しているが、反応は余り感じられない。
○直結度中 説明
● 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
▲ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた
● め、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
就
なし <mark>明</mark>
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
ay.
なし <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
acu in the state of the state
91
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の経費で実施している。
なし 説
<sup>なら</sup>   <sub>明</sub>
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
県内他市と比較しても妥当と思われる。
to to in the state of the sta
明 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 国保制度の趣旨等を広く周知普及させるための事業であり、被保険者全員が対象(受益者)である。
し <sup>・</sup> 負担なし <sub>説</sub>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 今後とも国保制度の趣旨のPRを行い、適正な事業運営に努めることが必要である。
● 平均   <mark>説</mark> <sub>明</sub>
○ 低い
○ Prv .

#### 【必要性の評価】

	~ 1-22 · F1 Ipm 2							
10.	社会的ニーズ(こ	の事務事業にど	れくらいのニーズがあ	るか)				
	○ 全国的又は広	域的な課題であ	り、ニーズが非常に高	٧١				
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い							
	● 比較的多くの	市民などがニー	ズを感じている					
	○ 一部の市民な	どに、ニーズがる	ある					
	○ 一部の市民な	どに、ニーズがる	あるが、それが減少し	つつある				
	○ 目的はある程	度達成されてい	3					
	○ 上記のいずれ	にも該当しない						
11.	事務事業実施の緊	急性						
	○ 緊急性が非常	に高い						
	○ 緊急に解決し	なければ重大な	過失をもたらす					
	○ 市民などのニ	ーズが急速に高	まっている					
	● 緊急性は低い	が、実施しなける	れば市民生活に影響が	大きい				
	○ 緊急性が低く	、実施しなくて	も市民サービスは低下	しない				
*	評価結果の総括と	今後の方向性						
(1)	評価結果の総括	5						
	① 目的妥当性	● 適切	○目的廃止又は再設定の余地あり					
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり					
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり					
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適	正化の余地を	9			
(2)	今後の事務事業	きの方向性						
	● 現状のま?	ま(又は計画どお	おり)継続実施		年月	度		
	<ul><li>終了</li></ul>	〇 廃止	〇 休止					
	○ 他の事務	事業と統合又は選	直携			· ·		
	○ 目的見直	L						
	<ul><li>○ 事務事業の</li></ul>	のやり方改善						
★改善	革・改善案(いつ、	どのような改革	些・改善を、どういう	手段で行うか	a)			コストと成果の方向性
	なし							コストの方向性
	次年度							
	(平成22							維持
実施	年度)							推行
予								
定	なし							成果の方向性
時期	中・長期的							
1	(3∼5							4# +±
	年間)							維持

## ★課長総括評価(一次評価)

法に基づいた事業並びに必要最小限の経費で実施しており、妥当と思われる。

二次評価の要否

不要

事業コード

23650070

【1枚目】

005010501

	事 務 事 業 名 国民健康保険医療費適正化対策事業	部名	等	民生	FB .	政策の柱第2章 安	心して値	建やかにくらせるる	まち	会計国民健康保	:険事業特別会計			
	予 算 書 の 事 業 名 1. 医療費適正化対策事業費	課名	等	市民	果	政 策 名 第4節 健	やかでき	共に支えあう福祉社	土会の構築	款 1. 総務費				
	事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名	等	国保・老人	医療係	施 策 名 6. 社会保	名 6. 社会保障制度の充実				項 5. 特別対策事業費			
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ■ 4. 市直営	記入者氏	名	中山	月夫	区 分国民健康保	険制度			1. 医療費	適正化対策事業費	ł		
		電話番	号	0765-23-	1011	基本事業名 国民健康保	険制度(	の適切な運営						
	事業概要 (どのような事業か)							実終	į.		計画			
2	療機関から請求のあった「レセプト」を点検し、疑義のあるものを国保連合会に再審査請求し、請求が正しけれげ	<b>ぱ過誤調整で診療</b>	<b>を報酬</b>	が還付される	0		単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国保被保険者が病院等で診療を受けたときの明細書(レセプト)の点検、資格等の管理			① 点 <b>核</b>	対象レセ	プト件数	件	142, 899	145, 228	8 146, 000	148, 000	148, 00		
文章	t R		=	象 ② 被係	·険者数		٨	10, 293	10, 170	6 10, 241	10, 360	10, 360		
				3										
	〈平成20年度の主な活動内容〉 専門業者(「ニチイ学館)に委託し、全件資格点検、内容点検を実施した。その結果、内容等に疑義のあったも に再審査請求し、その結果により過誤精算を行っている。	のを国保連合会		活	調整請求	牛数	件	885	918	930	940	940		
all me	ませる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		-	抽	調整請求	金額	千円	54, 490	79, 030	67, 000	67, 500	67, 50		
	特になし。			缥 ③										
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 各医療機関の医療費の過誤請求を点検精査し、医療費の適正化を保持する。			① 過誤	調整等実	请金額	千円	1, 879	5, 950	3, 900. 00	3, 930. 00	3, 930. 00		
意図			=	果 ② 1人標	.当たり過	呉調整金額	円	182. 55	585. 30	380. 82	379. 34	379. 3		
	、 <施策の目指すすがた>			3 ↑ + H + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	○ 2日 CU P比 ~~	取得できていない場合、その	2年41十	- 34- + 2-1 1						
その糸男	国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。			成未相保/	1.現技権で	取得できていない場合、その	7取(守力	伝を記入						
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	WAL			財	国・県支出金	(千円)	0	2, 172		700	70		
=	特別は市直営で実施していたが、国保加入者の増加によりレセプト枚数も増え、昭和58年頃から専門業者(ニチイニ)	子貼)に 点梗を委	話し	<b>しいる</b> 。		)地方債 )その他(使用料・手数料等)	(千円)	0 2, 798	(	0 0	0			
					= 11	)一般財源	(千円)	2, 790	82		3, 600	3, 60		
						7 7 9 9 7 1 1 1 1	(千円)	2, 798	2, 999	,	4, 300	4, 300		
4	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	化など)			①事形	8事業に携わる正規職員数	(人)	2		5 5	5			
	1入者の増加と高齢化の進展によりレセプトの件数は年々増加しており、医療制度の改正なども関連し、レセプト』   つつある。	点検による医療費	の適	正化は重要に	な②事務	務事業の年間所要時間	(時間)	400	1, 500		1, 500	1, 50		
ľ							(千円)	1, 604	6, 30		6, 308	6, 308		
							(千円)	4, 402	9, 30		10, 608	10, 60		
_	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					き) 人件費単価 内他市の実施状況 (オ		4,010	4,20		4, 205	4, 20		
	中氏で概要などからの要型・息見 (担当者の私見ではなく、夫際に育せられた息見・貝向などを記入) になし							「る国保実施状況等						
						つ 押据していかい								

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

		(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
<ul><li>直結度大</li><li>直結度中</li></ul>		レセプト点検は、各保険者に義務付けられており、医療費の増加を抑制し適正化を図るために必要な事業とされて   説 いる。
<ul><li>○ 直結度中</li><li>○ 直結度小</li></ul>		<mark>明</mark>
0		<ul><li>□   □   □   □   □   □   □   □   □   □  </li></ul>
● 法令など	゚によ	り市による実施が義務付けられている
○ 法令など め、市に	によ よる	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
○ 民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	こして	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的		成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		健康保険法(大正11年法律第70号)
3. 目的見直しの		望(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
	,,	
【有効性の記	評価	
		- (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
		成果向上の余地なし。
なし	説	
J. J	明	
- '+\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-		↑ L N 秋田 パウェイ 7 W B のよ 7 W の 本 7 女 本 7 の 十 畑 ( ) 2 秋 田 パウェ 7 L ※ M B)
5. 連携すること	= 0,	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説	
なし	明	
【効率性の評価		
6. 事業費の削減	或の分	○地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) 平成23年度に全ての医療機関でレセプトの電子化が予定されており、それまでの間は現在の方法で行う。
	aw.	一十成23千反に主 Cの区域 (例として) Fの 电子 にか F た され に い り、 てれ よ Cの 向 は 気 在 の 力 点 C 1 1 7 。
なし	説明	
7. 人件費の削	減の	余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		県内他市と比較しても妥当と思われる。
なし	説明	
	1971	
【公平性の評価	1	
		E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		医療費総額について対象とする事業であり、全レセプトが対象である。
し・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者		日の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>		各医療機関に対し、同等の指導が求められる。
● 平均	説明	
(IE)	叻	
○ 低い		

#### 【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

(1)	評価結果の総括		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性	■ 適切	○ コスト削減の余地あり

9
)余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

★ 評価結果の総括と今後の方向性

● 現状のまま	(又は計画と	ビおり)継続実施
<ul><li>終了</li></ul>	○ 廃止	〇 休止

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

年度	

○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し

★改:	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		平成23年度には、レセプトの電子化が予定されており、点検方法も変わるものと思われる。	成果の方向性
時期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

<b>★</b> 課長総括評価(一次評価)	
既ね妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650080

【1枚目】

005020101

-	事 <u>務事業</u> 名 <mark>国民健康保険給付事業(一般療養給付)</mark>	部 名 等 民生部				政策の柱第2章	安心して	建やかにくらせるる	<b>まち</b>	5					
-	予算書の事業名 1.一般被保険者療養給付費	課名等	市民課		政 策 名 第4節	健やかでき	共に支えあう福祉社	土会の構築	款 2. 保険給付費						
1	事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等	3	国保・老人医療	係	施策名6.社会	会保障制度の充実			項 1. 療養諸費					
9	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫		区 分 国民健康	保険制度			目 1. 一般被	保険者療養給付費				
		電話番号		0765-23-1011		基本事業名 <b>国民健康</b>	<b>保険制度の</b>	の適切な運営	-						
					[										
<b>♦</b> :	事業概要 (どのような事業か)							実総	責		計画				
国.	民健康保険事業に係る保険給付費支給						単								
							位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)			1						-					
	国民健康保険の被保険者				保険被保険	者数(一般のみ)	人	6, 493	9, 126	9, 378	9, 500	9, 50			
対			対 象	② 老人保健	动象 李粉 (	<b>杂</b>	人	4, 451	4, 530		0				
象			指標	1	E 列	<b>ॐ</b> ⊅/		4, 401	4, 330	,	٥				
				3											
-	<平成20年度の主な活動内容>									+					
	療養給付費の支払125, 263件、費用額3, 061, 560千円うち国保負担額2, 229, 021千円		活	① 保険給付	件数		件	71, 093	125, 263	128, 700	130, 400	130, 40			
手			動												
段	*平成21年度の変更点 特になし。		指標	1											
	141~ & C o			3											
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			© /BBA44.11	. AT		- m	1 400 050	0.000.001	0 405 040	0.500.000	0 500 00			
	医療給付により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。		成	<ol> <li>保険給付</li> </ol>	褶		千円	1, 430, 352	2, 229, 021	1 2, 425, 648	2, 500, 000	2, 580, 00			
意図			果	② 1件当り会	金額		円	220, 291	244, 250	0 258, 653	263, 158	271, 57			
i M			標	Ę						_					
				3											
マ	<施策の目指すすがた>		1	成果指標が現段	役階で取得で	できていない場合、	その取得方	法を記入							
の結	国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。														
和果															
•	」 この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・リ	<b>県支出金</b>	(千円)	674, 415	663, 561	1 591, 847	610, 000	630, 00			
昭	和33年の新国民健康保険法の制定により昭和36年から全市町村が国保の保険者を義務付けられた。			l l	源 (2)地方位		(千円)	0	0	•	0				
					訳	也(使用料・手数料等)		239, 142	974, 245	1 1	1, 270, 000	1, 310, 00			
					(4)一般則		(千円)	518, 322	592, 824		620, 000	640, 00			
						算)額((1)~(4)の合計)		1, 431, 879	2, 230, 630		2, 500, 000	2, 580, 00			
	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化力			-		に携わる正規職員数		2	3		3				
<del> </del>	成20年度から75歳以上は「後期高齢者医療」の被保険者となり、65歳から74歳までの退職者が一般国保へ移行した。				0	の年間所要時間	(時間)	400	420		420	42			
						②×人件費単価/千円)		1, 604	1, 766		1, 766	1, 76			
				1		係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 433, 483	2, 232, 396		2, 501, 766	2, 581, 76			
L					(参考) 人		(円@時間)	1,010	4, 205		4, 205	4, 20			
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他市	「の実施状況		いる内容又は把握							
特	になし。				● 把抽	量している	国、県が作	⊧成する国保実施∜	:況等により把抗	屋している。					
					→m+	量していない									
1					U 1E1	王 レ く 4 ./字 4 .									

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度中 説 明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>● 法令などにより市による実施が義務付けられている</li></ul>
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 魚津市国民健康保険条例 (昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
【右効性の評価】
【有効性の評価】 4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地(成未の同上が一つ後との程度見込めるが説例)
なし 説明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、医療給付そのものについては余地はないと思われる。 なし  なし  なし
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
適正な医療給付費の執行は可能だが、「削減」はなじまないと思われる。
なし 説明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人員で処理している。また、大きな制度改正を行っている途中であり削減の余地はない。
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な保険税、自己負担も含め法で定められている。
道正化の余地なし 調正化の余地なし
題正にの示心なり
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
保険税、自己負担も含め法で定められている。
● 平均 <mark>説</mark> 明
○ 低い

# 【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
	TIECH TOWER LAW OFFICE

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

〒仮の事務事業(	ノカ門生			
● 現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施	
○ 終了	〇 廃止	O t	木止	

1	他の事務事業と統合又は連	[機

○ 目的見直し

★改善	革·改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650090

事務事業名 国民健康保険給付事業(退職療養給付)

【1枚目】

005020102

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

子	予 算 書 の 事 業 名 1. 退職被保険者等療養給付費 課				課名	等	市民課		政 策 名 第 4	節 健やか	いで共	に支えあう福祉社	社会の構築	款 2. 保険約								
事	業期間	開始年度	昭和59年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名	等	国保・老人医	療係	施 策 名 6.	削度の	充実		項 1. 療養諸費						
実	施方法	〇 1. 指定	官管理者代行 〇	2. アウトソ	ーシング 〇 3	. 負担金·補助金	● 4. 市直営	記入者氏	名	中山 明	<del></del> <del> </del> <del> </del>	区 分国民	健康保険制	削度			目 2. 退職被保険者等療養給付費					
			1		'			電話番	号	0765-23-10	)11	基本事業名 国民	健康保険制	削度の	適切な運営							
								L														
		のような事業を		-44											実績	責		計画				
退職	·者国民健康	保険被保険者の	への保険給付費支	話										単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
				-	や物、自然資源な	:ど)				① 国民 <b>仮</b>	康保険被係		のみ)	人	3, 815	1, 050	0 863	860	86			
	国民健康保险	険の退職者被保	除者及びその被	扶養者						対												
対象									$\rightarrow$	象 ② 指												
~										標												
										3												
		度の主な活動内 給付 18.446件		10千円 うち	国保負担額 286.	893千円				① 保険約	付件数			件	71, 143	18, 44	6 15, 200	15, 100	15, 10			
手			20,11100							插												
段	*平成21年月	度の変更点							-	指②												
4	特になし。									標 3												
	/ = = ================================	<del>+ 216</del> 1 - 1	11 M 4 12 m 1 * 1																			
			対象をどのよう <b>健康を保つとと</b>			り医療制度の安定	を図る。			① 保険約	計付額		٦	千円	1, 169, 347	286, 893	3 259, 305	270, 000	280, 00			
			DEMIC III - C C	0E20E3M	X = 7 X = 2 Y Y = 0	7 = 300				展 0 411 111					000 540	070.00		242.050	005.50			
意図										指② 1件当	り金額			円	306, 513	273, 23	1 300, 469	313, 953	325, 58			
										(3)												
H	/ 歩竿の日†	指すすがた>								↑出田松蓮ぶ	日队此っ西	<b>導できていない場合</b>	△ ~ ~ ○ 下っ	但七》	仕 た.⇒コ 1							
-			運用され、良質	な医療サービス	スが提供されてい	<b>います</b> 。				成木相保//*	光技情 で取り	守てさていない場に	a 、 て の 取 へ	1年77.6	云を記入							
結果																						
214	の主教主要	関仏のきっかり	+ (何年/頃/ふと	じのトスわセ	っかけで始まった	5-A)					(4 \ FE	・県支出金	(千		0		0 0	0				
							が創設され、昭和59年10	)月から実施さ	された。		財 (2)地		(千		0			0				
											内 (3)そ	の他(使用料・手数)			806, 942	126, 52	3 203, 066	210, 000	220, 00			
											訳 (4)—	般財源	(千	円)	364, 764	162, 220	6 56, 239	60,000	60, 00			
											A. 予算	(決算)額((1)~(4)の台	計) (千	円)	1, 171, 706	288, 749	9 259, 305	270, 000	280, 00			
◆開	始時期以後	の事務事業を国	取り巻く環境の変	化と、今後予	想される環境変化	匕(法改正、規制総	爰和、社会情勢の変化な	:ど)			①事務事	業に携わる正規職	員数(人	人)	2	;	3	3				
							上は一般国保、75歳以上 D年金支給者一覧の提出					業の年間所要時間	(時	:間)	400	420		420	42			
た。		、区域石田木	4 近 木 中 朗 に よ つ	100 (0) 512	が、10年度がらに	4社会体験月から0	7十亚文和石 克切提口	川こみ ソ明作业	⊴л с ≀	10 C C C 4 7	B. 人件	費(②×人件費単価/	千円) (千	円)	1, 604	1, 76	6 1, 766	1, 766	1, 76			
												に係る総費用 (A+			1, 173, 310	290, 51			281, 76			
		10.1.5	de El Constant		nder mice v	t also my and man						人件費単価		9時間)	4, 010	4, 20	1	4, 205	4, 20			
		どからの要望	・意見(担当者の	私見ではなく	、実際に寄せられ	1た意見・質問なる	ごを記入)				◆県内住	也市の実施状況	1 1 1		<mark>いる内容又は把握</mark> 成する国保実施状							
1₹1⊂	なし。										•	把握している	■、県	:/JTF/	以り る国体夫他び	いが守により把	圧しくいる。					
												把握していない										
1												1月1年 してくいない	1									

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 被保険者が医療給付を受けたときの自己負担分を差し引いた保険者負担分
○ 直結度中 <mark>説</mark> 明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
<ul><li>民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>
展拠法令等を記入 無津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
Total U. o. III Iri
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、医療給付そのものについては余地はないと思われる。 なし 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
適正な医療給付費の執行は可能だが、「削減」はなじまないと思われる。
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 保険税、自己負担も含め法で定められている。
じ・負担なし     説明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>平均</li><li>説明</li></ul>
○低い

【必要性の評価】	
【少女压少叶皿】	

<ul> <li>全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い</li> <li>市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い</li> <li>比較的多くの市民などがニーズを感じている</li> <li>一部の市民などに、ニーズがある</li> <li>一部の市民などに、ニーズがある</li> <li>目的はある程度達成されている</li> <li>上記のいずれにも該当しない</li> <li>11. 事務事業実施の緊急性</li> <li>緊急性が非常に高い</li> <li>緊急性が非常に高い</li> <li>緊急性がま常に高まっている</li> <li>緊急性は低いが、実施しなければ重大な過失をもたらす</li> <li>市民などのニーズが急速に高まっている</li> <li>緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li> <li>緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>11. 事務書業の総括</li> <li>① 目的廃止又は再設定の余地あり</li> <li>② 有効性</li> <li>② 適切</li> <li>① 成果向上の余地あり</li> <li>② 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ コスト削減の余地あり</li> <li>③ 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ マととの事務事業の方向性</li> <li>(2) 今後の事務事業の方向性</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 様子</li> <li>● 優北</li> <li>○ 体止</li> <li>● 他の事務事業の方向性</li> <li>年度</li> <li>● お子</li> <li>○ 廃止</li> <li>○ 休止</li> <li>● 他の事務事業と統合又は連携</li> <li>● 目的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> </ul> ★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向コストの方向性	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている       一部の市民などに、ニーズがある         ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある       目的はある程度達成されている         ○ 上記のいずれにも該当しない       11. 事務事業実施の緊急性         ● 緊急性が非常に高い       緊急性所決しなければ重大な過失をもたらす         市民などのニーズが急速に高まっている       緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい         ● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない         ★ 評価結果の総括と今後の方向性         (1) 評価結果の総括と今後の方向性         (2) 有効性       ● 適切       ○ 成果向上の余地あり         (3) 効率性       ● 適切       ○ 又入ト削減の余地あり         (3) 分率性       ● 適切       ○ 受益者負担の適正化の余地あり         (2) 今後の事務事業の方向性       ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施       年度         ○ 終了       ○ 廃止       ○ 休止         ○ 他の事務事業と統合又は連携       ● 目の見直し       事務事業のやり方改善         ★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)       コストと成果の方向コストの方向性	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある         ○ 目的はある程度達成されている         ○ 上記のいずれにも該当しない         11. 事務事業実施の緊急性         ● 緊急性が非常に高い         ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす         市民などのニーズが急速に高まっている         ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい         ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない         ★ 評価結果の総括と今後の方向性         ① 目的妄当性       ● 適切       ○ 成果向上の余地あり         ② 有効性       ● 適切       ○ コスト削減の余地あり         ③ 効率性       ● 適切       ○ コスト削減の余地あり         ② 公平性       ● 適切       ○ マスト削減の余地あり         ④ 投の事務事業の方向性       ● 他の事務事業と統合又は連携       申的見直し         ● 事務事業のやり方改善       コストと成果の方向コストの方向性	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある       目的はある程度達成されている         ○ 上記のいずれにも該当しない       11. 事務事業実施の緊急性         ● 緊急性が非常に高い       緊急性に解決しなければ重大な過失をもたらす         市民などのニーズが急速に高まっている       緊急性は低いが、実施しなくても市民サービスは低下しない         繁急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない         ★ 評価結果の総括と今後の方向性         (1) 評価結果の総括と今後の方向性         ② 有効性       ● 適切       ○ 成果向上の余地あり         ② 有効性       ● 適切       ○ コスト削減の余地あり         ③ 効率性       ● 適切       ○ コスト削減の余地あり         ④ 公平性       ● 適切       ○ 受益者負担の適正化の余地あり         ② 今後の事務事業の方向性       ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施       年度         ○ 終了       ○ 廃止       ○ 休止         ○ 他の事務事業のやり方改善       年度         本数事業のやり方改善       コストと成果の方向         本数事業のやり方改善       コストの方向性	
<ul> <li>目的はある程度達成されている</li> <li>上記のいずれにも該当しない</li> <li>11. 事務事業実施の緊急性</li> <li>緊急性が非常に高い</li> <li>緊急性が決しなければ重大な過失をもたらす</li> <li>市民などのニーズが急速に高まっている</li> <li>緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li> <li>緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括</li> <li>① 目的妥当性</li> <li>② 宿効性</li> <li>③ 適切</li> <li>① コスト削減の余地あり</li> <li>③ 公平性</li> <li>④ 適切</li> <li>① コスト削減の余地あり</li> <li>③ 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ 受益者負担の適正化の余地あり</li> <li>② 全校の事務事業の方向性</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 段丁</li> <li>○ 廃止</li> <li>○ 休止</li> <li>○ 他の事務事業と統合又は連携</li> <li>○ 目的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> </ul> 本改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) <ul> <li>コストと成果の方向</li> <li>コストの方向性</li> </ul>	
<ul> <li>○ 上記のいずれにも該当しない</li> <li>11. 事務事業実施の緊急性</li> <li>● 緊急性が非常に高い</li> <li>○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</li> <li>○ 市民などのニーズが急速に高まっている</li> <li>○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li> <li>○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括</li> <li>① 目的妥当性</li> <li>② 宿効性</li> <li>③ 適切</li> <li>○ 成果向上の余地あり</li> <li>② なみ性</li> <li>● 適切</li> <li>○ コスト削減の余地あり</li> <li>③ 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ 受益者負担の適正化の余地あり</li> <li>② 今後の事務事業の方向性</li> <li>● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施</li> <li>● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施</li> <li>● の事務事業と統合又は連携</li> <li>● 目的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> </ul> 本改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) <ul> <li>コストと成果の方向</li> <li>コストの方向性</li> </ul>	
11. 事務事業実施の緊急性	
<ul> <li>● 緊急性が非常に高い</li> <li>○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</li> <li>○ 市民などのニーズが急速に高まっている</li> <li>○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li> <li>○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括</li> <li>① 目的妥当性</li> <li>② 適切</li> <li>○ 目的廃止又は再設定の余地あり</li> <li>② 有効性</li> <li>③ 適切</li> <li>○ 成果向上の余地あり</li> <li>③ 分率性</li> <li>● 適切</li> <li>○ マム計画がある余地あり</li> <li>② 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ 交益者負担の適正化の余地あり</li> <li>(2) 今後の事務事業の方向性</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 東京</li> <li>○ 終了</li> <li>○ 廃止</li> <li>○ 休止</li> <li>○ 他の事務事業と統合又は連携</li> <li>○ 目的見直し</li> <li>○ 事務事業のやり方改善</li> </ul> 本改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) <ul> <li>コストと成果の方向</li> <li>コストの方向性</li> </ul>	
<ul> <li></li></ul>	
<ul> <li>○ 市民などのニーズが急速に高まっている</li> <li>○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li> <li>○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括</li> <li>① 目的妥当性</li> <li>② 適切</li> <li>○ 日的廃止又は再設定の余地あり</li> <li>② 有効性</li> <li>③ 適切</li> <li>○ 成果向上の余地あり</li> <li>④ 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ マスト削減の余地あり</li> <li>(2) 今後の事務事業の方向性</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>○ 終了</li> <li>○ 廃止</li> <li>○ 休止</li> <li>○ 他の事務事業と統合又は連携</li> <li>○ 目的見直し</li> <li>○ 事務事業のやり方改善</li> </ul> 本改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) <ul> <li>コストと成果の方向</li> <li>コストの方向性</li> </ul>	
<ul> <li></li></ul>	
<ul> <li></li></ul>	
★ 評価結果の総括と今後の方向性         (1) 評価結果の総括       ● 適切 ● 適切 ● 成果向上の余地あり         ② 有効性 ● 適切 ● 成果向上の余地あり       ③ 効率性 ● 適切 ● コスト削減の余地あり         ④ 公平性 ● 適切 ● 受益者負担の適正化の余地あり       ② 今後の事務事業の方向性 ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 他の事務事業と統合又は連携 ● 目的見直し ● 事務事業のやり方改善       年度 ● カストのまま(又は連携 ● 日的見直し ● 事務事業のやり方改善         ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向 コストの方向性	
(1) 評価結果の総括  ① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善  ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向 コストの方向性	
(1) 評価結果の総括  ① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善  ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向 コストの方向性	
<ul> <li>① 目的妥当性</li> <li>● 適切</li> <li>○ 日的廃止又は再設定の余地あり</li> <li>② 有効性</li> <li>● 適切</li> <li>○ 成果向上の余地あり</li> <li>③ 効率性</li> <li>● 適切</li> <li>○ コスト削減の余地あり</li> <li>④ 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ 受益者負担の適正化の余地あり</li> <li>(2) 今後の事務事業の方向性</li> <li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>○ 終了</li> <li>○ 廃止</li> <li>○ 休止</li> <li>○ 他の事務事業と統合又は連携</li> <li>○ 目的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> </ul> ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) <ul> <li>コストと成果の方向</li> <li>コストの方向性</li> </ul>	
② 有効性	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善  ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向 コストの方向性	
③ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり (2) 今後の事務事業の方向性 ● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ● 総丁 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善  ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向 コストの方向性	
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施       年度         ○ 終了       除止       休止         ○ 他の事務事業と統合又は連携       目的見直し       事務事業のやり方改善         本改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)       コストと成果の方向         なし       コストの方向性	
<ul> <li>終了</li></ul>	
<ul> <li>○ 他の事務事業と統合又は連携</li> <li>○ 目的見直し</li> <li>○ 事務事業のやり方改善</li> <li>★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストと成果の方向コストの方向性</li> </ul>	
<ul><li>○ 目的見直し</li><li>○ 事務事業のやり方改善</li><li>★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li><li>コストと成果の方向</li><li>コストの方向性</li></ul>	
<ul><li>○ 事務事業のやり方改善</li><li>★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li><li>コストと成果の方向</li><li>コストの方向性</li></ul>	
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)       コストと成果の方向         コストの方向性       コストの方向性	
なしコストの方向性	
なしコストの方向性	
	性
次年度	
(平成22 実 年度) <b>維持</b>	
年度   年度   一	
字	
皮	
期 中·長期的	
(3~5 年間) 維持	
1 1907	

# ★課長総括評価(一次評価) 法に基づき執行しており、妥当と認められる。 二次評価の要否

23650100

【1枚目】

005020103

	事務事業名 国民健康保険給付事業(一般療養費)	部 名 等		民生部	政策の柱第2章 安心	いして値	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保	<b>R</b> 険事業特別会計	
	予 算 書 の 事 業 名 1. 一般被保険者療養費	課名等		市民課	政 策 名 第4節 健ヤ	oかで;	もに支えあう福祉:	社会の構築	款 2. 保険約	合付費	
	事業期間         開始年度         昭和32年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等	围	]保・老人医療	施 策 名 6. 社会保障	章制度(	の充実		項 1. 療養語	<b>計費</b>	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	区 分 国民健康保险	食制度			目 3. 一般初	<b>坡保険者療養費</b>	
		電話番号	(	0765-23-1011	基本事業名 国民健康保险	食制度の	D適切な運営				
4	事業概要(どのような事業か)						実	績		計画	
Ξ	<b>国民健康保険事業に係る療養費支給</b>					単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者		対	① 国民健康	保険被保険者数(一般のみ)	人	6, 493	9, 12	9, 378	9, 500	9, 500
文多	<del>讨</del> 한		象指標	-	対象者数(参考)	٨	4, 451	4, 53	0 0	0	0
ur.	<平成20年度の主な活動内容> 療養費の支払 5,802件、費用額 61,225千円うち国保負担額 45,154千円		活動指		件数	件	3, 728	5, 80	2 6,000	6, 050	6, 050
E	<sup>後</sup> * 平成21年度の変更点 <b>特になし</b> 。		標								
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 療養費支給により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。		成	① 保険給付	額	千円	28, 348	45, 15	4 47, 000	47, 700	48, 000
意区			果指標	② 1件当り金	<b>注額</b>	円	7, 604	7, 78	2 7, 833	7, 884	7, 934
糸男	R. C.		↑成	成果指標が現段	階で取得できていない場合、その	取得方	法を記入				
	▶この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 3和33年の新国民健康保険法の制定により昭和36年から全市町村が国保の保険者を義務付けられた。				if	(千円)	13, 343	13, 46			14, 800
щ	3和33年の利国氏健康体展点の制定により昭和30年から王印町行が国体の体験行を教務刊けられた。				内 (3)その他(使用料・手数料等) (	(千円) (千円)	0 4, 702	19, 67	0 30, 314	30, 800	31, 000
						(千円)	10, 284	12, 19			15, 000
_	<ul><li>開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化ない。</li></ul>	. 12\				(千円)	28, 329	45, 32	3 59, 532	60, 400	60, 800
	7 開始时期以後の事務事業を取り替く環境の変化と、手後下怨される環境変化(伝以正、規制裁析、社会情勢の変化な 2 成20年度から75歳以上は「後期高齢者医療」の被保険者となり、65歳から74歳までの退職者が一般国保へ移行した。	(3)		_		(人)	500	32	•		320
					3 1 01 1 711 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 7 7 7	(千円)	2, 005	1, 34			1, 346
				3	事務事業に係る総費用 (A+B) (	(千円)	30, 334	46, 66	9 60, 878	61, 746	62, 146
L					(0 3) ) (11 ) ( 1 IIM	(円@時間)	-,	4, 20		4, 205	4, 205
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 時になし。						<mark>「いる内容又は把技</mark> ■成する国保実施∜				

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

● 成生性大 設置	1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
② 直納度かの姿性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業が)  ② 出めなどによる無熱解付けはないが、(公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、 市による実施が業 (大き 大き 大	● 直結度大 被保険者の療養に要した費用から自己負担分を差し引いた保険者負担分
<ul> <li>○ 直接皮外</li> <li>● 法令などにより市による実施が義務付けられている。</li> <li>○ 法令などにより商による実施が義務付けられている。</li> <li>○ 法合などによる機能付けないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は国際)なため、市による実施が差当。</li> <li>○ 民間でもサービス機能は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が差当。</li> <li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は悠く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当。</li> <li>○ 政目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li> <li>② 政目的と連載しているので、市の関与を廃止が妥当</li> <li>② 政財の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。</li> <li>なし 説明</li> <li>【有効性の評価】</li> <li>4. 成果向上の余地(原来の向上が今後どの程度足込めるか説明) 成果向上の余地なし。</li> <li>変し 野男</li> <li>② 大きり効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。</li> <li>② 大きり効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。</li> <li>② 大きり効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。</li> <li>② 大きり効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。</li> <li>② 大きり効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。</li> <li>② 大きないでは解認の余地(中段を工夫することで、今より効果が高まるの能性がある他の事務事業はない。</li> <li>② 大学教育の解説の余地(中段を工夫することで、まり効果的になる菌も考えられないこともないが、産業費そのものものいでは解説の余地はないと思われる。</li> <li>② 大学教育教養の企業を受けないできないが説明、できない理由も説明)</li> <li>② 大学教育教養の企業を持ちれており削減の余地はない。</li> <li>② 大学教育教養の企業を含まれている。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。</li> <li>② 大学教育教養の企業を含まれている。</li> <li>② 大学教育教養の企業を含まれている。</li> <li>② 大学教育教育を定定している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。</li> <li>② 大学教育教育な正されている。</li> <li>② 大学教育教育な正されている。</li> <li>② 大学教育教育な正されている。</li> <li>② 大学教育教育な正されている。</li> <li>② 本述のの適立との介述(例内他市と比較し、今後のあり方について説明)</li> <li>③ 本述の必要と答案と関係の表すな正されている。</li> <li>② 本述のの意味を見まれている。</li> <li>② 本述の必要と答案とないの表すにあれている。</li> <li>② 本述の必要と答案とないの表すにあれている。</li> <li>② 本述のの意味を見まれている。</li> <li>② 本述の必要と答案とないの表すにあれている。</li> <li>② 本述の書を述れている。</li> <li>② 本述の表述を表すないの表述を表するとないが表する。</li> </ul>	○ 直結度中 説明
● 法令などにより素能がけれないが、公共性が非常に高く、民間(市民・金奏等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が表情付けれないが、公共性が非常に高く、民間(市民・金奏等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が受当 ○ 民間でもサービスを推放で製造しているが、開きの必要性に低く、今後は市の関与を権が、(廃止)が受当 ○ 既に目的を達成しているので、市の間与を廃止が妥当 【根拠法令等を記入 3. 目的見底しの余地(現状の [対金])と【質問】は適切か、また、見底す場合、その理由と内容を設明)  現状の対象と整図は適切であり、見直しの余地なし。	
● 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた。	2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 、 市による実施が妥当     ○    ○    ○    ○    ○    ○    ○	● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 民間でもサービン機能は可能だ為、公共性が比較的高く、市による英麗が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に自的を達成しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に自的を達成しているが、関与の必要性は低く、今後と市の関与を縮小(廃止)が妥当 ② 既健康保険法(昭和33年法律第192号)  3. 目的兒底しの余地(対象】と【意図】は適切が、また、兒底す場合、その理由と内容を説明)	○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に自的を達成しているので、市の関与を確止が妥当 根拠が今巻を記入 3. 目的見直しの余地 (現状の 【対象】と「意図】は適切か、また、見直寸場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	
機能法令等を記入  3. 目的見直しの余地 (現状の [対象] と [意図] は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)  現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。  なし 関  【有効性の評価】  4. 被果向上の余地 (成果の向上が今後との程度見込めるか説明)  成果向上の余地なし。  3. 当後書きることで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)  正満することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 連携することで、今より効果が高まるか説明)  ② 企業会の の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明)  ② 企業の 開放の余地 (手段を工夫することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、療養費そのものについては削減の余地はないと思われる。  ② 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないが説明、できない理由も説明)  ② 必要と書食担の適応(今の業務時間を工夫して少なくできないが説明、できない理由も説明)  ② 必要と書食担の適応といる余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)  ● 学均 関  ② 保険税、自己負担も含め法で定められている。  ③ 保険税、自己負担も含め法で定められている。  ④ 平均 関  ② 保険税、自己負担も含め法で定められている。  ④ 平均 関  ② 保険税、自己負担も含め法で定められている。  ④ 平均 関  ② 保険税、自己負担も含め法で定められている。	
根拠法合等を記入  3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)  現状の対象と多図は適切であり、見直しの余地なし。  【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  成果向上の余地なし。  おし 説明  「効率性の評価」  (	<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>
なし 説明 (根果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  成果向上の余地なし。 説明 (成果の自上が今後どの程度見込めるか説明)  成果向上の余地なし。 説明 (本語の主とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  温期することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  個雇センター、厚生センター等と選携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、療養費そのものについては削減の余地はないと思われる。 こいては削減の余地はないと思われる。 説明 必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。  ② 関明 (保険税、自己負担も含め法で定められている。	
【有効性の評価】  4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  成果向上の余地なし。  変明  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  変明  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明)  一般なし、説明  「なし、説明  「なし、説明  「なし、説明  「なし、説明  「なし、対象を地にないと思われる。」  「なし、説明  「なし、説明  「なし、必要熱小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。  なし、説明  「公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  「特定受益者なし、負担なし、説明  「保険税、自己負担も含め法で定められている。」  「は、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか設明)  成果向上の余地なし。  2. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)  連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ②	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。  おし 説	
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。  おし 説	【有効性の評価】
3. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「関  「	
また。	
また。	- 連棒ナス・して ムトリが用が立てて可能性のもて他の事故事業の右無(Vらが用が立てよるが明)
【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  なし 説 健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、療養費そのものについては削減の余地はないと思われる。  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。  該説 明  ② 容と著負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者なし・負担なし 過正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者なし・負担なし 適正化の余地(場」との表現で定められている。  ③ 本市の受益者負担の本準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ③ 係険税、自己負担も含め法で定められている。  ② 保険税、自己負担も含め法で定められている。  ② 保険税、自己負担も含め法で定められている。	
<ul> <li>6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)</li> <li>なし 説 健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、療養費そのものについては削減の余地はないと思われる。</li> <li>7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)</li> <li>必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。</li> <li>③ 要益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)</li> <li>特定受益者なし・負担なし 説 明</li> <li>の事本の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)</li> <li>○ 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。</li> <li>● 平均 説 明</li> </ul>	が、説
<ul> <li>6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)</li> <li>なし 説 健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、療養費そのものについては削減の余地はないと思われる。</li> <li>7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)</li> <li>必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。</li> <li>③ 要益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)</li> <li>特定受益者なし・負担なし 説 明</li> <li>の事本の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)</li> <li>○ 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。</li> <li>● 平均 説 明</li> </ul>	【効率性の評価】
なし 説 健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、療養費そのもの については削減の余地はないと思われる。  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。  は、安本性の評価】 8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者負担・ 説 明 保険税、自己負担も含め法で定められている。 し・負担なし	
なし 説明 必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし 明 保険税、自己負担も含め法で定められている。 し・負担なし の 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。  保険税、自己負担も含め法で定められている。  保険税、自己負担も含め法で定められている。  保険税、自己負担も含め法で定められている。	については削減の余地はないと思われる。
なし 説明 必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし 明 保険税、自己負担も含め法で定められている。 し・負担なし の 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。  保険税、自己負担も含め法で定められている。  保険税、自己負担も含め法で定められている。  保険税、自己負担も含め法で定められている。	7 人件費の削減の全地(今の業務時間を丁夫」、アルかくできかいが説明 できかい理由も説明)
なし 説明  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者なし・負担なし 説明  届正化の余地なし 説明  (保険税、自己負担も含め法で定められている。)  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  (高い 説明 保険税、自己負担も含め法で定められている。)  (保険税、自己負担も含め法で定められている。)	
8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者な し・負担なし 説	なし <mark>説</mark> 明
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い  ● 平均  ・ 平均  ・ 平均  ・ 平均  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【公平性の評価】
では、	8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い  ● 平均  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	し・負担なし。説
<ul><li>高い</li><li>保険税、自己負担も含め法で定められている。</li><li>野 平均</li></ul>	
● 平均 <b>説</b>	
● <sup>平均</sup> 明	(保険税、自己負担も含め法で定められている。
○低い	
	○低い

#### 【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価結里の総括

(1) 計圖和木切配拍		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

今後の事務事	業の方向性			
<ul><li>■ 現状のま</li></ul>	ま(又は計画	どおり)継続実施	<u>tī</u>	年度
<ul><li>終了</li></ul>	○ 廃止	〇 休止	] [	
へ 他の事務	主要と添合マ	け油堆		

○ 目的見直し

★改善	革·改善案	コストと成果の方向性	
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650110

【1枚目】

005020104

	事務事業名 国民健康保険給付事業(退職療養費)	部名	等	民生部		政策の柱	第2章 罗	と心して 優	世かにくらせる	まち	会計国	]民健康保	<b>険事業特別会計</b>	
	予 算 書 の 事 業 名 1. 退職被保険者等療養費	課名	等	市民課		政 策 名	第4節 份	建やかで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 2	. 保険給	付費	
	事業期間         開始年度         昭和59年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係名	等	国保・老人医	療係	施策名	6. 社会仍	R障制度σ	)充実		項 1	. 療養諸	費	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏	名	中山 明美	ŧ	区 分	国民健康仍	<b>保険制度</b>			目 4	. 退職被	保険者等療養費	
		電話番	号	0765-23-10	11	基本事業名	国民健康仍	<b>屎険制度σ</b>	)適切な運営					
•	事業概要 (どのような事業か)								実	績			計画	
	職者国民健康保険被保険者等への療養費支給							単位	19年度	20年度	21	年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の退職被保険者及びその被扶養者			① <b>国民健</b> 対	康保険被保	)	者等のみ)	人	3, 815	1, 0	50	863	860	860
<b>交</b>	t E			7 象 指 標										
	<平成20年度の主な活動内容>			3										
	療養費の支払 1,103件 費用額 11,954千円 うち国保負担額 8,990千円			① 保険給	付件数			件	3, 525	1, 1	03	910	910	910
手段	<mark>と</mark> *平成21年度の変更点		-	垂4-										
	特になし。			標 ③										
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)		-	9										
	療養費支給により被保険者等の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。			① 保険給	付額			千円	32, 059	8, 9	90	7, 500	7, 600	7, 700
意図				果 ② 1件当U	)金額			円	9, 095	8, 1	50	8, 242	8, 352	8, 462
				標 3										
7	_ <施策の目指すすがた>			↑成果指標が理	段階で取得	できていな	い場合、そ	の取得方	法を記入					
の新昇	国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。 													
	・この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			ı	(1)国·	県支出金		(千円)	0		0	0	0	(
被	8用者保険からの拠出金と退職者の保険料で退職者国保運営を行う趣旨の「退職者国保」制度が創設され、昭和59年	10月から実施さ	れた		源 (2)地方		are yet yind deday	(千円)	0		0	0	0	5 100
					訳 (3)その	他(使用料・	<b></b>	(千円)	25, 697 6, 366	3, 8 5, 1		4, 922 1, 363	5, 000 1, 400	5, 100 1, 400
						大算)額((1)~	(4)の合計)	(千円)	32, 063	9, 0		6, 285	6, 400	6, 500
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	こなど)			. ,,	<b>美に携わる正</b>	(-,,,	(人)	3	-,-	3	3	3	3
医	療制度改革により、退職者国保制度は平成26年度に廃止予定であり、平成20年度から65歳以上は一般国保、75歳以	上は「後期高齢	者医	原」の被保険者	②事務事券	美の年間所要	長時間	(時間)	500	3	20	320	320	320
とた	:なった。また、退職者国保は従来申請によるものであったが、18年度からは社会保険庁からの年金支給者一覧の提 :。	出により職権道	用さ	れることとなっ	B. 人件費	(②×人件費	単価/千円)	(千円)	2, 005	1, 3	46	1, 346	1, 346	1, 346
1						こ係る総費用	(A+B)	(千円)	34, 068	10, 4	19	7, 631	7, 746	7, 846
L					1 - 1 /	(件費単価		(円億時間)	4, 010	4, 2		4, 205	4, 205	4, 205
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) になし。				●担	<mark>市の実施状</mark> 型握している 型握していな	<b>→</b>		<mark>いる内容又は把</mark> 成する国保実施 <sup>。</sup>					

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 被保険者等の療養に要した費用から自己負担分を差し引いた保険者負担分 説 説
○ 直結度中 明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
[ 村安林 70 英压】
【効率性の評価】 6.事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、療養費そのもの
なし 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費で対応している。また、大きな制度改正も行われており削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
「人び仲の歌師」
【公平性の評価】 8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)
/ PISH ウコ色セナ会かはできぬこれでいる
し・負担なし。説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○低い

#### 【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

	② 有効性	● 適切	<ul><li>成果向上の余地あり</li></ul>		
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり		
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余	地あり	
(2)	今後の事務事業の	方向性			
	<ul><li>● 現状のまま</li></ul>	(又は計画どお	3り)継続実施	年度	1
	0 11-	O 4.	O 11 1		1

○ 目的廃止又は再設定の余地あり

<ul><li>終了</li></ul>	○ 廃止	〇 休止	
○ 他の事務	事業と統合又は	は連携	
○ 目的見直	に		

● 適切

0	事務事業のやり方改善	

★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括 ① 目的妥当性

★改善	革·改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650120

事務事業名審査手数料事業

【1枚目】

005020105

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

予	算書の	事 業 名	1. 審査手数料					課名等		市民課	Ī	政 策 名	第4節 健	やかでき	<sup>もに支えあう福祉</sup>	社会の構築	款 2. 保障	<b>全給付費</b>	
事	業 期 間	開始年度	昭和34年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	玉	保・老人医	療係	施策名	6. 社会保	障制度0	D充実		項 1. 療差	<b>養諸費</b>	
実	施方法	〇 1. 指	定管理者代行	2. アウトソー	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	ŧ	区 分	国民健康保	険制度			1 5. 審査	<b></b> 手数料	
			<u>'</u>		<u>'</u>			電話番号		0765-23-10	11	基本事業名	国民健康保	険制度0	D適切な運営				
◆事	業概要(ど	のような事業	(・なっ)												実	績		計画	
保険	医療機関等	が提出するし	セプトについて、	、その内容が法の	の定める準則や算	[定方法に照らして	適正か否かの審査及び	支払を国保連合会	に委	託して行う。	•			単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		事業は、誰、 療報酬明細書		いるのか。※人や	P物、自然資源な	ど)			対象指	2	ト(診療報酬明	月細書)		件	149, 489	150, 61	152, 6	40 154, 200	155, 700
	<平成20年度 審 <b>査手数料の</b>	で で で で で で で で き で き で き で う う う う う う	内容>						標	③ ① 審査手	数料			千円	8, 618	8, 68	35 8, 8	00 8, 900	9, 000
	* 平成21年度 寺になし	変更点 変更点							活動指標	2									
		琴業によって <b>ਫの支払を迅</b>	、対象をどのよう <b>速に行う</b> 。	に変えるのか)					成果指標	2	付額			千円	2, 931, 024	2, 890, 09	3, 094, 1	45 3, 179, 700	3, 281, 100
-		fすすがた> <b>€事業が健全</b>	に運営され、良質	な医療が受けら	られる。				↑成	i <mark>成果指標が</mark> 理	見段階で取得で	<b>ごきていな</b>	い場合、その	の取得方	法を記入				
<b>♦</b> =	の事務事業	開始のきっか	)け (何年〈頃〉か	らどのようなき・	っかけで始まった	ニカゝ)		<u>'</u>	1		(1)国・児	具支出金		(千円)	0		0	0 0	(
「審が問	査の適正と 始された。	支払の迅速を	図るため、審査	事務を国保連合	会に委託させる方	ī針であること」	(昭和34年1月27日保発	第4号)との基本	方針	により事業	源 (2)地方值			(千円)	0		0	0 0	
מקן עה:	A C 10/C0										内 (3)その他 訳 (4)		・手数料等)	(千円)	0 010		0	0 0	
											(4)一般貝 A. 予算(決)		(4)の <b>今</b> 計)	(千円)	8, 618 8, 618		· ·	,	
▲問	始時期以後(	の車経車業を	・取り巻く環境の	む化レ 全後予定	<b>相される環境変化</b>	· (法改正 担制経	発和、社会情勢の変化な	<b>ル</b> )			①事務事業(			(人)	2		2	2 2	
						を余儀なくされて		C)			②事務事業の			(時間)	200		_	80 180	
											B. 人件費 (			(千円)	802	75	57 7	57 757	
											事務事業に任	係る総費月	月 (A+B)	(千円)	9, 420	9, 44	12 9, 5	57 9, 657	9, 757
											(参考) 人(	件費単価		(円@時間)	4,010	4, 20	05 4, 2	05 4, 205	4, 205
		どからの要望	・意見(担当者	の私見ではなく、	、実際に寄せられ	た意見・質問など	で記入)				◆県内他市	iの実施状			いる内容又は把				
特に	なし。											屋してい <i>る</i> 屋していな	·   -	単番 勝に	:ついては、すべ <sup>.</sup>	ての保険者が実	能している。		

部・課・係名等 コード 1

部名等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

1. 施策への直結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	医療に関する専門的知識を有する国保連合会に審査事務を委託することにより、適正な医療費の支払が可能とな
○ 直結度中	説 る。 明
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥当性	主(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などによ	り市による実施が義務付けられている
○ 法令などによ め、市による	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
○ 民間でもサー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
3. 目的見直しの余地	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 明	
【有効性の評価	1
	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	成果向上の余地なし。
なし説	
明明	
5. 連携することで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし説明	
【効率性の評価】	
	会地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
5. TRASINASA	国保連合会で定められた統一単価であり、削減の余地はない。
説	
なし 明	
7. 人件費の削減の	 余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
説	
なし	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適正	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	法に基づき実施されている。
し・負担なし説	
適正化の余地なし	
0 +=000+400	日の大雅(旧中仏士)、長然のたり土について翌明)
	但の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  法に基づき実施されている。
O 1.4.	/AICセン C 入/IC C 10 C V **********************************
● 平均 説明	
○低い	

## 【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く。実施しなくても市民サービスは低下しない

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括

(I)	11 Im vo v 1 v v v v v v v v v v v v v v v v		
I	)目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性		● 適切	○ 成果向上の余地あり
3	) 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
4	公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

#### (2) 今後の事務事業の方向性

•	現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施
0	終了	○廃止	○ #	k IF

年度	

_			
$\bigcirc$	他の事	■務事業と統合又	は連携

- 目的見直し
- 事務事業のやり方改善

★改革	革·改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づく事業であり、妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650130

【1枚目】

005020201

	事務事業名。高額療養費給付事業(一般分)	部 名 等	¥		民生部		政策の柱第2章 3	安心して	建やかにくらせる	まち	会計国民健康保	険事業特別会計	
r	予 算 書 の 事 業 名 1.一般被保険者高額療養費	課名等	¥		市民課		政 策 名第4節 份	建やかで:	共に支えあう福祉	社会の構築	款 2. 保険給	付費	
r	事業期間         開始年度         昭和48年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係名等	¥	国任	保・老人医療	孫	施策名6.社会保	<b>保障制度</b> (	の充実		項 2. 高額療	養費	
r	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	ä		中山 明夫		区 分 国民健康保	保険制度			1. 一般被	保険者高額療養費	t
		電話番号	<del>1</del>	C	)765–23–101	1	基本事業名 国民健康化	<b>保険制度</b> (	の適切な運営				
•	事業概要 (どのような事業か)								実終	責		計画	
€	民健康保険事業に係る高額療養費の保険給付費支払							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者で、1ヵ月の医療費自己負担額が一定以上の額を超える人などに給付			ا ما ماد	<ol> <li>高額療</li> </ol>	<b>養費件数</b>		件	2, 269	3, 769	4, 200	4, 300	4, 40
文多	t t		<b>=</b>	対象指標	② 高額療	<b>養費給付金</b>	額	千円	179, 347	277, 375	309, 840	320, 000	330, 00
				125	3								
	< 平成20年度の主な活動内容> 高額療養費の支給 3,769件 277,375千円			活	① 国民健康	<b>東保険被保</b>	険者数(一般のみ)	人	6, 493	9, 126	9, 378	9, 500	9, 50
甲醇	程 * 平成21年度の変更点 特になし。		<b> </b>	動指標	② 老人保修	建対象者数	(参考)	ᄉ	4, 451	C	0	0	
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 医療給付により被保険者の健康を保つとともに国民皆保険制度の堅持により医療制度の安定を図る。				③ ① 1件当た	り金額		円	79, 042	73, 594	73, 771. 43	74, 418. 60	75, 000. 0
意図			<b>-</b>	指	2								
					3								
その新男	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			↑成	果指標が現	段階で取得	できていない場合、そ	の取得力	7法を記入				
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)					財	県支出金	(千円)	84, 473	82, 310	,	78, 000	80, 50
	民健康保険法の改正により昭和50年10月から法定給付となり、その後限度額の改定や所得により限度額を区分する 	なといろいろな	叹止;	か実施	<b>也されてい</b>	源 (2)地方	i債 )他(使用料・手数料等)	(千円)	0 85, 426	176, 650	-	231, 000	238, 00
						(4)一船		(千円)	9, 448	18, 479		11, 000	11, 50
						1-7 70	央算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	179, 347	277, 439	,	320, 000	330, 00
•	<ul><li>開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化</li></ul>	(など)				①事務事業	<b>薬に携わる正規職員数</b>	(人)	3	4	4	4	
高	S齢化の進展等により高額療養費も増加しており、平成20年度からは介護保険、後期高齢者医療との合算制度が実施	<b>られた。</b>				②事務事業	<b>厳の年間所要時間</b>	(時間)	500	660	660	660	66
							(②×人件費単価/千円)	(千円)	2, 005	2, 775		2, 775	2, 77
							に係る総費用 (A+B)	(千円)	181, 352	280, 214	,	322, 775	332, 77
L	本見の数人力であるの間は   卒日(相火革の利日ではカノ   中欧に中北とおと卒日   鈴畑五でときょう						件費単価 まのまた場合	(円@時間)	-,	4,205	,	4, 205	4, 20
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 手術や入院時に、「大変助かる、ありがたい」との声がある。					● 担			<mark>Cいる内容又は把握</mark> F成する国保実施り				

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)										
● 直結度大 自己負担額が一定以上を超える場合に、この制度により被保険者の負担を軽減している。 説										
( ) 直結度中 明										
○ 直結度小										
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)										
● 法令などにより市による実施が義務付けられている										
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当										
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当										
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当										
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当										
国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)										
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)										
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。										
なし 説 明										
【										
【有効性の評価】										
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。										
なし <mark>説</mark> 明										
21										
a statistic burg of a C. ) to del El Control burg of the advertable and day (10 and El Control burg of 20 MIC).										
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。										
なし <mark>説</mark> 明										
【効率性の評価】										
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)										
<ul><li>○・事業員の削減の示地(予収を工大することで、事業員を削減しさなどが続め、くさなど理由も説め)</li><li>健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、医療給付その</li></ul>										
のについては余地はないと思われる。										
なし <mark>説</mark> 明										
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)										
なし <mark>説</mark> 明										
【公平性の評価】										
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)										
/ 保険税 ウコタセナ 今かはで中かられている										
付に文価目は										
明										
適正化の余地なし										
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)										
○ 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。										
34										
● 平均 <mark>説</mark> 明										
○ 低い										
O &.										

#### 【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評	価結果の総括と今後の方向性
	(1)	評価結果の総括

(T) HI IMM/HI >/< > MP31H										
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり								
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり								
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり								
(a) A 40 a Tark-Table a 1. 7 bi										

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

今後の事務事業の	の方向性		
● 現状のまま	(又は計画と	'おり)継続実施	年度
○ 終了	○ 廃止	〇 休止	
○ 他の事務事	業と統合又は	連携	

○ 目的見直し

★改善	革・改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650140

事務事業名高額療養費給付事業(退職分)

【1枚目】

005020202

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

子	予 算 書 の 事 業 名 1. 退職被保険者等高額療養費						課名等	ř	市民課		政 策 名 第41	で共に支	土会の構築	款 2. 保険給付費							
事	事業期間	開始年度	昭和59年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等	ř	国保・老人医	療係	施 策 名 6. 社会保障制度の充実					項 2. 高額療養費				
美	実施 方法	〇 1. 指知	定管理者代行 〇	2. アウトソ	ーシング 〇 3	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	4	中山 明月	ŧ	区 分国民任	建康保険制	葽			1 2. 退職被	保険者等高額療養	費		
							<u>.</u>	電話番号	<del>}</del>	0765-23-10	11	基本事業名国民任	建康保険制	度の適切	]な運営						
								<u> </u>													
		である。 「世になる事業」	<sup>か)</sup> 療養費の保険給付	-弗士+/											実統	į.		計画			
图片	大健康休快争	₹に休る高額	な 受 質 の 体 陜 稲 刊	負又払									1	拉	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
			「を対象にしている。 ▼、1ヵ月の医療費	-						① 高額療	養費件数		1	+	1, 104	531	410	420	43		
対象									<b>—</b>	対 象 ② <b>高額療</b>	養費給付金	:額		円	87, 700	38, 879	30, 134	31, 000	32, 00		
394										標 3											
	<平成20年	度の主な活動内	7容>						H		<b>事</b> 伊险进伊				3, 815	1. 050	) 863	860	86		
<b></b>	高額療養費	の支給 531件	38,879千円							活動	尿体医液体	(陕省数(区城省0)	<i>*</i> /		3, 013	1,000	, 000	000			
<b>投</b>	*平成21年	度の変更点								指②											
	特になし。									缥 ③											
		- //	対象をどのよう			八层连侧在内内穴	<b>+</b> □ 7			① 1件当	こり金額		F	9	79, 438	73, 218	73, 497. 56	73, 809. 52	74, 418. 6		
	<b>と</b> 療和刊し	より板体映白0.	健康を休りこと	もに国民百休院	東利及の坐持によ	り医療制度の安定	<b>で図る</b> 。			成											
意図										果 指 ②											
										標 3											
										Ĭ											
その結果		指すすがた> <b>険事業が健全に</b>	ニ運営され、良質	な医療が受けら	られる。					↑成果指標が到	見段階で取得	导できていない場合	く、その取得	<b>予方法を</b>	記入						
<b>♦</b> 3	この事務事業	き開始のきっか!	ナ (何年〈頃〉から	どのようなき	っかけで始まった	こか)					口(1)国	・県支出金	(千F	3)	0	(	0	0			
	民健康保険法		昭和59年10月から	退職者保険制	度の中で法定給付	すとされ、その後阝	皮額の改定や所得によ	り限度額を区	分する	などいろいろ	(/) (二)	方債	(千F	引)	0	(	0	0			
'A G	以业∥∵天肥 ္	:10 ( 0 . 0 .									訳	の他(使用料・手数料			87, 700	16, 572		24, 000	25, 00		
											(4)—}	般財源	(千F		07.700	22, 307	· · · · · ·	7, 000	7, 00		
▲ E	即松味期以後	の重数重要を	あ N 巻 / 環境の亦	ルレ	相される環境亦れ	レ (注कで 担制約	<b>愛和、社会情勢の変化な</b>	· じ)				決算)額((1)~(4)の合 業に携わる正規職員			87, 700	38, 879	30, 134	31, 000	32, 00		
							との合算制度が実施さ		国保制	度は20年4月	0 1 01 1	業の年間所要時間	(時間		500	620	620	620	62		
から	ら65歳まで、	さらに26年度1	こは廃止予定であ	る。							O	(②×人件費単価/F			2, 005	2, 607		2, 607	2, 60		
											事務事業	に係る総費用(A+	·B) (千F	3)	89, 705	41, 486	32, 741	33, 607	34, 60		
											(参考)	人件費単価	(円@8	f間)	4, 010	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20		
						れた意見・質問など	で記入)				◆県内他	也市の実施状況				していない理					
大手	手術や入院時	ቹに、「大変助;	かる、ありがたい	」との声があ	<b>ঠ</b> .						• 1	把握している	国、県 <i>t</i>	が作成す	る国保実施状	:況等により把持	痓している。				
											O #	把握していない									

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)										
● 直結度大 自己負担額が一定以上を超える場合に、この制度により被保険者の負担を軽減している。 説										
( ) 直結度中 明										
○ 直結度小										
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)										
● 法令などにより市による実施が義務付けられている										
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当										
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当										
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当										
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当										
国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)										
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)										
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。										
なし 説 明										
【										
【有効性の評価】										
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。										
なし <mark>説</mark> 明										
21										
a statistic burg of a C. ) to del El Control burg of the advertable and day (10 and El Control burg of 20 MIC).										
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。										
なし <mark>説</mark> 明										
【効率性の評価】										
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)										
<ul><li>○・事業員の削減の示地(予収を工大することで、事業員を削減しさなどが続め、くさなど理由も説め)</li><li>健康センター、厚生センター等と連携することで、より効果的になる面も考えられないこともないが、医療給付その</li></ul>										
のについては余地はないと思われる。										
なし <mark>説</mark> 明										
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)										
なし <mark>説</mark> 明										
【公平性の評価】										
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)										
/ 保険税 ウコタセナ 今かはで中かられている										
付に文価目は										
明										
適正化の余地なし										
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)										
○ 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。										
34										
● 平均 <mark>説</mark> 明										
○ 低い										
O &.										

#### 【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
*	評価結果の総括と今後の方向性

○ 目的廃止又は再設定の余地あり

成果向上の余地あり

③ 効率性	<ul><li>適切</li></ul>	○ コスト削減の余地あり							
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余	地あり						
(2) 今後の事務事業の方向性									
● 現状のまま	(又は計画どお	3り)継続実施	年度						
○ 終了	〇 廃止	〇 休止							

○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し

● 適切 ● 適切

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性

② 有効性

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
時期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650150

事務事業名国民健康保険移送事業(一般分)

【1枚目】

005020301

	予算書の事業名 1.一般被保険者移送費	課名等		市民課		政 策 名	第4節 健や	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 2. 保				
	事業期間         開始年度         平成6年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等			施 策 名 6. 社会			静制度の	充実		項 3. 移	送費			
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名			ŧ.	区 分国	国民健康保险	剣度			1. 一	般被保険者移送	費		
		電話番号		0765-23-10	011	基本事業名	11日曜康保隆	制度の	適切な運営						
		- III B - 5		0,00 20		E 1 7 / 8 1		X-10-75,X-77	20020						
<b>♦</b>	事業概要(どのような事業か)								実	績		計画			
病	気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的必要があり移送された場合に移送費を現金給付とし	て支給する。						単位	19年度	20年度	21年度	22年度	:	23年度	
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者				建康保険 一船			٨	6, 493	9, 1	26 9,	378 9	, 500	9, 500	
対象			→ [	対 象 指 ②											
	<平成20年度の主な活動内容>			3											
	大一成の中後の主体信仰に対合と 支払い実績はなし。			① 支給力 活	数			人	0		0	1	1	1	
手段	*平成21年度の変更点		_	動② 支給金	含額			千円	0		0	10	10	10	
	特になし。			3											
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 被保険者へ適切な医療を提供する。			<u> </u>	台たり支給金	額		千円	0		0	10	10	10	
意図				成 果 指											
Δ				標 3				<u></u>							
7	<施策の目指すすがた>		+	↑成果指標が	見段階で取得	<b>卓できていない</b>	場合、その	取得方	法を記入						
	国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。 :														
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	L			(1)国・	・県支出金	(	(千円)	0		0	4	4	4	
平	成6年の法改正により、現物給付としての移送の給付が療養の給付から切り離され、現金給付としての移送費が設	けられた。			源 (2)地力			(千円)	0		0	0	0	0	
					= 12	)他(使用料・手		(千円)	0		0	4	4	4	
					(4)一角			(千円)	0		0	10	10	10	
_	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	ナルじ)				決算)額((1)~(4) 業に携わる正規		(人)	0		0	0	0	0	
	開始時別が後の事務事業を取り合く原現の変化と、与後了恋される原現変化(伝収正、放門板作、社会情労の変化 齢化の進展等に伴い給付費等は増加しているが、移送費の支給は余り見込まれない。	1/4 ( )				業の年間所要は		(時間)	0		0	0	0	0	
-						**(②×人件費単		(千円)	0		0	0	0	0	
						こ係る総費用		(千円)	0		0	10	10	10	
						人件費単価		円@時間)	4,010	4, 2	05 4,		, 205	4, 205	
<b>*</b>	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他	市の実施状況	(把	握して	いる内容又は把	握していない理	里由の記入欄)				
	になし。					巴握している	<b>■</b>	県が作	成する国保実施	状況等により排	巴握している。				
					O #	巴握していない	,								

部・課・係名等 コード 1

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

予算科目

会計国民健康保険事業特別会計

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
<ul><li>直結度大</li><li>移動困難者に対する緊急的な措置として必要な事業である。</li></ul>
○ 直結度中 説明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
「大林州の河瓜」
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
21
This has a control of the state
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし <mark>説</mark> 明
91
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
参来員の削減の示地(十段を上大りることで、参来員を削減できないが説明、できない年田も説明)     必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
<u>"</u>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
人件費はほとんど掛かっていない。
94
acc in in its account of the control of the contr
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
保険税   白コ色担土 会めは水中めこれでいる
特定受益者なし・負担なし、説
in the second se
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。
38
● 平均 明
○低い

#### 【必要性の評価】

【必安性の計画】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
● 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
なし	コストの方向性
次年度	
(平成22	1

★改	革・改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
まに基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650160

事務事業名 国民健康保険移送事業(退職分)

【1枚目】

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

コード3

005020302

子	予算書の	事業名	1. 退職被保険	者等移送費				課名等			市民課	政	改 策 名	第4節 健	やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 2	2. 保険給	寸費	
事	事業期間	開始年度	平成6年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	I	国保	・老人医療係	崩	施 策 名	6. 社会保	障制度の	の充実		項(	3. 移送費		
実	実施 方法	〇 1. 指	定管理者代行	○ 2. アウト:	ソーシング 〇 :	3. 負担金·補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		4	中山 明夫	明夫 区 分 国民健康保険制度						1 2. 退職被保険者等移送費			
								電話番号		076	65-23-1011	基	基本事業名	国民健康保	険制度(	の適切な運営					
◆事	事業概要(ど	ごのような事業	きか)													実	績			計画	
病気	気やけがで移	多動が困難な息	<b>者が、医師の</b> 持	旨示で一時的・∮	<b>紧急的必要があり</b>	移送された場合に移	送費を現金給付として	<b>を給する。</b>							単位	19年度	20年度	21	年度	22年度	23年度
			何を対象にして <b>険者及びその</b> 被		や物、自然資源	など)				Œ	〕 国民健康保	険 退職被	<b>收保</b> 険者等	数	人	3, 815	1, 0	50	863	860	860
対象									<b>→</b> ‡	付象 信票 (3)											
	<平成20年) 支払い実績	度の主な活動 はなし。	内容>								〕 支給人数				人	0		0	1	1	1
手段	*平成21年	度の変更点							→ <sup>#</sup>	日 : -	② 支給金額				千円	0		0	10	10	10
	特になし。	~ - ,							村	票 ③	)										
		事業によって <b>へ適切な医療</b>		うに変えるのか	<i>'</i> )						① 1人当たり	支給金額			千円	0		0	10	10	10
意図									<b>→</b> ½	戊果旨票 ③											
	/ 抜竿の日	指すすがた>							<b>↑</b>		と	比であ得っ	キナいわ	1.44人 るの	) 而 但 土	· 注 t. === 1					
	国民健康保			質な医療サービ	えが提供されて	います。			'	从木	内面积7.75元4文件	e C WAY	2 (17%	v ·m c v	<b>ノ収付</b> 力	仏を記入					
<b>♦</b> 3	この事務事業	を開始のきっか	›け (何年〈頃〉/	いらどのようなも	きっかけで始まっ	たか)					84	(1)国・県	支出金		(千円)	0		0	0	0	0
平成	成6年の法改	7正により、3	見物給付として(	D移送の給付が船	療養の給付から切	り離され、現金給付	としての移送費が設け	けられた。			源				(千円)	0		0	0	0	0
											≘尺			手数料等)	(千円)	0		0	8	8	8
												(4)一般財		(4) = 0.71)	(千円)	0		0	2	2	2
▲ FIE	18 4 / 18 + HB 10 I 30	· 小士沙士兴-3	Tab 26 2 7 TR 154 2	5 本 / 1	マヤンはマ西安市	7. (* 15 T Heles	和、社会情勢の変化な	. 18\				予算(決算			(千円)	0		0	10	10	10
					ア <sup>想される環境変</sup> D支給は余り見込		和、任会情勢の変化な	(2)					***	E規職員数	(人)	0		0	0	0	0
		FIC    V	E THIS EIGHT OF CO	077 (1922)		640.60						事務事業の		単価/千円)	(円間)	0		0	0	0	0
												務事業に係			(千円)	0		0	10	10	10
												参考)人件		(A+D)	(円@時間)	ŭ		15	4, 205	4, 205	4, 205
<b>▲</b> #	お早や議会か	ンどからの乗り	<b>見・音目</b> (担当を	その利息でけか。	/ 実際に客せら	れた意見・質問なと	`を記入)					●男人門		(±		4,010			,	4, 400	4, 200
	こなし。	-CW 9V/ <del>V</del> 3	- AS /U (15 = 11	TO MANUELLAND	C. Aprica 20	<b>東川なる</b>	G HU/ V/					● 把握	量している	<b>■</b>		F成する国保実施:					

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

#### 【日的東当州の証価】

【ロロン女 ゴ 1生27 計 111】 1
<ol> <li>施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)</li> <li>         面</li></ol>
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
□
○直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
<ul><li>民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の売出なり
なし <mark>説</mark>
21
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし <mark>説</mark>
明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。
説
a c c c c c c c c c c c c c c c c c c c
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
人件費が開放の示地(うり 未務時間を上大して 少なく てきないが 就切、 てきない 年田 も 就切)
なし <mark>説</mark> 開
91
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 保険税、自己負担も含め法で定められている。
し・負担なし <mark>説</mark>
<del>III</del>
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
( 高い 保険税、自己負担も含め法で定められている。
38
● 平均 <b>説</b> 明
○低い

【必要性の評価】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている -	
●上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ○ カスト パップ ボスタ オーカー・	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ○ 緊急性は低く、はないためくです。これは日本人が日本人の大きない。	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) なし	コストと成果の方向性
/4 U	コストの方向性
次年度	

★改	革·改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づき執行しており、妥当と認められる。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650170

【1枚目】

005020401

	<del></del>											
事務事業名 出産育児一時金事業	部	名 等	民生部		政策の柱第	2章 安心して仮	まち	会計 国民健康保険事業特別会計				
予 算 書 の 事 業 名 1. 出産育児一時金	課	名 等	市民課		政策名第	名 第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築 款 2. 係				款 2. 保険給付費		
事業期間         開始年度         昭和32年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフ	ト事業係	名 等	国保・老人医	療係	施 策 名 6	. 社会保障制度の	D充実		項 4. 出産育	児諸費		
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. オ	市直営 記入	者氏名	中山 明	ŧ	区 分国	民健康保険制度			1. 出産育	児一時金		
	電記	舌番 号	0765-23-10	11	基本事業名国	民健康保険制度の	D適切な運営					
		ı										
◆事業概要 (どのような事業か)							実	績		計画		
被保険者の出産1件につき35万円 (産科医療補償制度加入医療機関等の場合は38万円) 支給している。 (流産	<b>等も該当</b> )					単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国保被保険者の出産(少子化対策)			①被保険	者世帯数		世帯	8, 177	6, 298	6, 340	6, 400	6, 400	
対象			⇒ 象 指 ② 被保険	者数		人	14, 759	10, 176	10, 241	10, 360	10, 360	
			缥 3									
<平成20年度の主な活動内容> 31件 10,940千円支給 (350千円×28件、380千円×3件)			① 該当者 活	(出産者)		人	31	31	40	40	40	
* 平成21年度の変更点			動 ② 出産育	児一時金		千円	10, 850	10, 940	15, 200	16, 800	16, 800	
平成21年10月から支給額が4万円引き上げられるとともに、医療機関等への直接支払制度が創設される予(35万円→39万円(38万円→42万円))	<b>5</b> 定。		3									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 出産費用の給付を行い、出産の負担を軽減する。			① 該当者	(出産者)		٨	31	31	40.00	40. 00	40. 00	
<b>意</b> 図			♥ 果 ② 出産育	児一時金		千円	10, 850. 00	10, 940. 00	15, 200. 00	16, 800. 00	16, 800. 00	
			缥 ③									
そ			↑成果指標が到	見段階で取得で	できていない場	<b>昜合、その取得方</b>	法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財	県支出金	(千円)	0	_		0	0	
制度発足時は「助産費」と「育児費」に分けて支給されていた。その後出産の実態に伴い、支給額が数回改 平成6年に名称が出産育児一時金に改められた。	定された。昭和62年	Fに助産費	に一本化され、	源 (2)地方		(千円)	0	7.000	,	0	0	
				(3)その(4)一般	他(使用料・手	数料等) (千円) (千円)	7, 233 3, 617	7, 293 3, 647		11, 200 5, 600	11, 200 5, 600	
				(-) /0.5	知 (原 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -		10, 850	10, 940	,	16, 800	16, 800	
<ul><li>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情報</li></ul>	勢の変化など)				に携わる正規		1	2		2	2	
年度により多少増減はあるが国保の出産件数は横ばいの状態である。なお、平成21年1月以降、産科医療補作		闘等での出	l産の場合は、3		の年間所要時		200	180	180	180	180	
万円加算され38万円となっている。				B. 人件費	(②×人件費単位	后/千円) (千円)	802	757	757	757	757	
				事務事業に	係る総費用(	A+B) (千円)	11, 652	11, 697	15, 957	17, 557	17, 557	
				(参考) 人		(円@時間)	4, 010	-		4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 少子高齢化対策のうえで、もっと金額を引き上げてもよいのではないかとの意見がある。				● 把:	<mark>†の実施状況</mark> 握している 握していない		いる内容又は把 成する国保実施					

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	:	少子化対策の一環として制度化され、1件当り給付額も引き上げて来ている。
○ 直結度中	i	説 明
○ 直結度小		
2. 市の関与の多	妥当性	: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など</li><li>め、市に</li></ul>	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
○ 民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	己入	国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの	り余地	! (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
【有効性の詞	评価	]
4. 成果向上の弁	k地	-  成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
		成果向上の余地なし。
なし	説	
<i>4</i> C	明	
5. 連携すること	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし	説	
.20	明	
【効率性の評価		
6. 事業費の削減	或の分	地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		出産の件数に対する給付である。
なし	説明	
	1973	
e this is a state	\A -	A bi. ( A a 4876 (488 - 2 - 4 - 1 - 2 - 4 - 2 - 4 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2
7. 人件費の削	减の:	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 県内他市と比較しても妥当と思われる。
		ボドル にいて 山 女 山 こ 心 イ が し る 。
なし	説明	
	91	
「ハゴルッジケ	1	
【公平性の評価	_	(ルの入地(は土の日本)の社会収汰中になかと)
	ノ週北	:化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 給付対象者は出産した被保険者である。
特定受益者な し・負担なし	=₩	The second secon
- 77.200	説明	
適正化の余地なし		
9 本市の受益さ	子負却	の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	- 547º	県内他市も同額(限度額)であり妥当と思われる。
_	3%	
● 平均	説明	
○ 低い		
0 14.		

【必要性の評価】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
● 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
なし	コストの方向性
次年度	

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

<b>★</b> 課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づく事業であり妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650180

【1枚目】

005020501

	事務事業名 葬祭事業	部名等		民生部	政策の柱第2章 5	マ心して化	建やかにくらせる	まち	会計 国民健康保険事業特別会計			
	予算書の事業名 1.葬祭費	課名等		市民課	政 策 名第4節 個	款 2. 保険約	款 2. 保険給付費					
	事業期間         開始年度         昭和32年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係名等		国保・老人医療	施 策 名 6. 社会的	<b>保障制度</b> (	の充実		項 5. 葬祭詞	<b>者</b> 費		
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	区 分 国民健康任	<b>保険制度</b>			1. 葬祭	t		
		電話番号		0765-23-101	基本事業名 国民健康保	<b>保険制度</b> (	の適切な運営					
4	事業概要 (どのような事業か)						実	績		計画		
被	<b>は保険者の死亡1件につき3万円(平成20年4月以降の死亡(それ以前の死亡については、1万5千円))支給してい</b>	<b>వ</b> .				単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国保被保険者		交	① 被保険者	<b>首世帯数</b>	世帯	8, 177	6, 29	8 6, 340	6, 400	6, 400	
文象	<mark>寸</mark> 桑	•	→ 第指標	泉 台 ② 被保険者	<b>首数</b>	人	14, 759	10, 170	6 10, 241	10, 360	10, 360	
	<平成20年度の主な活動内容> 82件 2,160千円支給 (15千円×20件、30千円×62件)		泪	① 死亡者		٨	300	82	2 100	100	100	
all, mp	F な * 平成21年度の変更点 特になし。	•		動 ② 支給金客	<u> </u>	千円	4, 500	2, 160	3,000	3, 000	3, 000	
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 被保険者の死亡に弔意を表す。		p	③ ① 死亡者		۸	300	82	2 100.00	100.00	100. 00	
意図		-	→指標	果 ② 支給金額	<u> </u>	千円	4, 500. 00	2, 160. 00	3, 000. 00	3, 000. 00	3, 000. 00	
その糸男	と 〈施策の目指すすがた〉 の国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 情		1	成果指標が現	<b>改階で取得できていない場合、そ</b>	の取得力	法を記入					
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		- '*		財 (1)国・県支出金	(千円)	0			0		
市	度開始時から実施され、物価水準の上昇に伴い改定されており、平成20年に現在の金額となっている。				(2)地方債   内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0		•	ŭ		
					(4)一般財源	(千円)	4, 500				3, 000	
					A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	4, 500	2, 160	3,000	3, 000	3, 000	
	●開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化なる。 ■ 1888年によるでは、2015年によるでは、1988年によるには、1988年によるでは、1988	まど)			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2			3	3	
4	<sup>I</sup> 成20年度から75歳以上が後期高齢者医療に移行したため、支給金額は減少した。				②事務事業の年間所要時間	(時間)	300				480	
					B. 人件費(②×人件費単価/千円) 事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	1, 203 5, 703	2, 018 4, 178		-	2, 018 5, 018	
					(参考) 人件費単価	(円億時間)		•	,		4, 205	
4	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)						いる内容又は把	-	1	1, 200	1, 200	
牲	作になし。				● 把握している	]、県が作	<b>⊧成する国保実施</b>	状況等により把:	握している。			

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

コード3

02010200

二次評価の要否

不要

#### 【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
10000000000000000000000000000000000000
□
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 無津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説 関
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし 説 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
他市の状況等を見ても、現在の水準が妥当と思われる。
なし 説 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
県内他市と比較しても妥当と思われる。
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 原則として、死亡した被保険者の喪主が対象者となる。
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 県内他市も同程度であり妥当と思われる。
● 平均
○低い

#### 【必要性の評価】

【名・女 住・シ 川 画】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
● 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
<ul><li>■ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li></ul>	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
O Michigan Park ( Michigan Company Com	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ■ 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
<ul><li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li><li>年度</li></ul>	
○終了 ○廃止 ○休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	
O 7277A- 177441	
★改革·改善案(いつ、どのような改革·改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
	コストの方向性
No fee rife	2011 000 国伍
次年度   (平成22	
実 年度)	維持
施	
予   定   なし	成果の方向性
時	成未の方同臣
期   中・長期的   (3~5	
年間)	維持
★課長総括評価(一次評価)	
★課長総括評価(一次評価) 法に基づく事業であるとともに、県内他市も同程度の支給額であり妥当と思われる。	
仏に坐して尹木にめることでに、示門心中で川住及の人相領にめり女コと心力れる。	

事業コード

23650380

【1枚目】

005030101

	事務事業名。後期高齢者支援金事業	部 名 等	民生部		政策の柱	第2章 安心し	って健ヤ	<b>やかにくらせる</b>	まち	会計国民健康仍	除事業特別会計	
-	子 算 書 の 事 業 名 1.後期高齢者支援金、(目) 2.後期高齢者関係事務費拠出金(事業名) 1.後期高齢者関係事務費拠出金	課 名 等	市民課		政策名	第4節 健やか	かで共に	こ支えあう福祉	社会の構築	款 3. 後期高		
事 業 期 間 開始年度 平成20年度 終了年度 当面継続 業務分類 4.負担金・補助金			国保・老人医	療係	施策名	6. 社会保障制	捜のす	充実		項 1. 後期高	齢者支援金	
-	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	中山 明	夫 夫	区 分	国民健康保険制	 訓度			1.後期高		
_		電話番号	0765-23-10	011	基本事業名	国民健康保険制	訓度の記	商切な運営				
						m - v inc. in ( ) in (						
	事業概要 (どのような事業か)							実	績		計画	
後	期高齢者医療制度に係る費用から本人の医療機関での一部負担金を除いたうちの4割分を国保や被用者保険(健康保険	(組合等)が、後期	高齢者支援金と	して支出する	ò.		単					
							位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)		T				_					
	国民健康保険の被保険者		① 国民份	建康保険被保障	倹者数		人	0	10, 17	6 10, 241	10, 360	10, 360
対	H		対象。									
象		_	象 指 ②									
			3									
	<平成20年度の主な活動内容>						_					
	十成20千度の主な店期74日/2 社会保険診療報酬支払基金から請求された後期高齢者支援金 405,918千円を支出した。		1 1	高齢者支援金額	額	=	千円	0	405, 91	8 443, 091	448, 200	448, 200
手		<u>_</u> .	适 動 ⑥									
段	*平成21年度の変更点		指 ② 標									
	特になし。		(3)									
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)						+					
	国保会計から後期高齢者支援金等を支出することにより、後期高齢者医療制度の安定した運営を図る。			高齢者支援金額	額	-	千円	0	405, 91	8 443, 091. 00	448, 200. 00	448, 200. 00
意	t		成果。									
図			果 ② 標									
			3									
	< 施策の目指すすがた>		↑成里指標が	<b>明段陛で取得</b>	できていかし	い場合、その取	得方法	:を記入				
	国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。		1 MASICILI MA	2012/10			1000 12	C HO V				
結果												
•	· この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			(1)園・	県支出金	(千	-円)	0	119. 60	4 167, 597	169, 530	169, 530
	成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、保険者に義務付けられた。			財 (2)地方			-円)	0	,	0 0	0	0
				内 (3)その	他(使用料・	手数料等) (千	-円)	0	286, 25	188, 119	190, 300	190, 300
				訳 (4)一般			-円)	0				88, 370
Ļ		1.0			<b>快算)額((1)~(</b>		-円)	0	,	8 443, 091	448, 200	448, 200
	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な 齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。	٤)			きに携わる正 きの年間所要		人)	0		0 240	1 240	240
,,				O . 0 //	(②×人件費)		-円)	0				1. 009
					に係る総費用		-円)	0				449, 209
				(参考) 丿	、件費単価	(円の	②時間)	4, 010	4, 20	5 4, 205	4, 205	4, 205
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆県内他	市の実施状況			る内容又は把抗				
特	になし。			● 把	捏している		が作成	なする国保実施料	<b>大</b> 况等により把	歴している。		
						<b> </b>						
				〇 把	握していな	W						

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
直結度中 説明	
○直結度小	
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている	
<ul><li>─ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又はめ、市による実施が妥当</li></ul>	困難)なた
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>	
○ 氏間でも9 ころに戻ばず能にが、公共圧がれ致わ同く、市による天地が安当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当	
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	
なし 説 in a second	
明 I	
Lebel U. p. 37 ft.	
【有効性の評価】	
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
成果向上の余地なし。	
なし 説	
明 明 明 m m m m m m m m m m m m m m m m m	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	
なし <mark>開</mark>	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
医療費等の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。	
to I	
なし <mark>朗</mark>	
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。	
to I	
なし <mark>調</mark>	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者なは法に基づき実施されている。	
し・負担なし。説	
明	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
○ 高い 法に基づき実施されている。	
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>	
○低い	
U rai	

#### 【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評	価結果の総括と今後の方向性
	(1)	並体は用の公任

(1) 許価桁米の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	

○ 目的見直し

★改	革·改善案	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		増加
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づく事業であり、妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650400

【1枚目】

005040101

=	事務事業名前期高齢者納付金事業	部名等	民生部	政策 🗸	注 第2章 安心	して健	きやかにくらせる	まち	会計国民健康保	<b>·</b> 降事業特別会計	
7	予算書の事業名 1. 前期高齢者納付金、(目)2. 前期高齢者関係事務費拠出金(事業名)1. 前期高齢者関係事務費拠出金(事業名)1. 前期高齢者関係事務費拠出金	課名等	市民課	政 策	名 第4節 健や	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	<b>款</b> 4. 前期高	<b>新</b> 齢者納付金	
1	事業期間         開始年度         平成20年度         終了年度         当面継続         業務分類         4. 負担金・補助金	係 名 等	国保・老人医	療係 施 策	名 6. 社会保障	制度の	充実		項 1. 前期高	斯齡者支援金	
9	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	中山 明夫	区	分 国民健康保険	制度			1. 前期高	5齢者納付金	
		電話番号	0765-23-10	11 基本事	業名 国民健康保険	制度の	適切な運営				
		起 間 田 り	0700 20 10	æ. 77 .	A B B C C A F F	. 10.77.2.07	/应列-6-建日				
<b>•</b> :	事業概要(どのような事業か)						実	績		計画	
65 j	歳から74歳の方を対象とした被用者保険(健康保険組合等)、国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度への約	納付金・事務費拠	出金。			単					
						位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者		<ol> <li>国民健</li> </ol>	康保険被保険者数		人	0	10, 176	10, 241	10, 360	10, 360
			対								
対象		<b> </b>	象 指 ②								
			標			† <u>†</u>					
			3								
	〈平成20年度の主な活動内容〉 社会保険診療報酬支払基金から請求された前期高齢者納付金 546千円を支出した。		① 前期高	齢者納付金額		千円	0	546	1, 417	1, 450	1, 450
-	社会体院形態報酬文本を並がり調水された削粉両即有約113並 1940千円を文山した。		活			<del> </del>					
于段	*平成21年度の変更点		動 ② 指								
	特になし。		標			<del></del>					
			3								
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)		① 前期高	齢者交付金額		千円	0	1, 024, 533	1, 266, 374. 00	1, 200, 000. 00	1, 200, 000. 00
	国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図る。		成			<del>  </del>					
意図		<b>=</b>	指:								
			標			† <u>†</u>					
			3			Ш					
そ	<施策の目指すすがた>		↑成果指標が現	段階で取得できてレ	いない場合、その	取得方法	法を記入				
の結	国民健康保険制度が適正に運用され、良質な医療サービスが提供されています。										
果											
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	10-1-7-1-1-5	= 1. 4 = = +-	財 (1)国・県支出会		千円)	0				655
	歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生し 制度として始まった。	じていることから	、これを調整す	源(2)地方債		千円)	0	0	·	0	0
				内訳 (3)その他(使用) (4)一般財源		千円)	0		•	795	795
				A. 予算(決算)額(()		千円)	0			1, 450	1, 450
<b>♦</b> [	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など	ど)		①事務事業に携わ	る正規職員数	(人)	0	1	1	1	1
高	齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。			②事務事業の年間	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	時間)	0				240
				B. 人件費(②×人作		千円)	0	1, 009			1,009
				事務事業に係る総(参考) 人件費単		千円)	4, 010	1,000		,	2, 459 4, 205
<b>♦</b> ī	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			◆県内他市の実施			4,010 いる内容又は把i			4, 200	4, 200
	になし。				国•		成する国保実施				
				<ul><li>● 把握してい</li></ul>	^\&   →						
				<ul><li>○ 把握してい</li></ul>	ハない						

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)  ● 直結度大
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li><li>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</li></ul>
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし 説明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
医療費等の実績に応じて算定されるため、削減の余地はない。
なし 説明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な法に基づき実施されている。
し・負担なし 適正化の余地なし
0 ナボの東大本島中の東海(旧古の本上は終) 人名のものナファンで著明)
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
94
● 平均 問
○ 低い

【必要性の評価】	
【必安性の計画】	

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

	2 / 124 · FI IImi II					
10.	社会的ニーズ(この	事務事業にど	れくらいのニーズがある	(・な。)		
	● 全国的又は広域的	的な課題であり	り、ニーズが非常に高い			
	○ 市固有の課題で	あり、なおかつ	つ市民などのニーズが非	常に高い		
	○ 比較的多くの市員	民などがニース	ズを感じている			
	○ 一部の市民など	こ、ニーズがお	ある			
	○ 一部の市民など	こ、ニーズがお	あるが、それが減少しつ	つある		
	○ 目的はある程度	達成されている	3			
	○ 上記のいずれに	も該当しない				
11.	事務事業実施の緊急	性				
	● 緊急性が非常に	高い				
	<ul><li>緊急に解決しない</li></ul>	ければ重大なi	過失をもたらす			
	○ 市民などのニー:	ズが急速に高る	まっている			
	○ 緊急性は低いが、	実施しなけれ	れば市民生活に影響が大	きい		
	○ 緊急性が低く、3	実施しなくても	も市民サービスは低下し	ない		
*	評価結果の総括と今	後の方向性				
(	1) 評価結果の総括					
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設			
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あ			
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地			
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	<ul><li>受益者負担の適正</li></ul>	.化の余地あり		
(	(2) 今後の事務事業の	方向性				
	● 現状のまま		3り)継続実施	4	年度	
	0	<u> </u>	〇 休止			
	○ 他の事務事業	巻と統合又は追	<b>业</b> 携			

★改革	革·改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づく事業であり、妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650190

事務事業名 老人保健医療費拠出金事業

【1枚目】

005050101

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

- 7	予算書の	事業名	1. 老人保健医療	費拠出金、2. 老	5人保健事務費拠	出金		課名等		市民課		政策名	第4節 健	やかで#	に支えあう福祉	社会の構築	款 5. 老.	人保健拠出金	:	
1	事業期間	開始年度	昭和57年度	終了年度	平成23年度	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等	围	保・老人医療	<b>奈</b> 係	施策名	6. 社会保	障制度σ	)充実		項 1. 老.	人保健拠出金	:	
9	実施方法	〇 1. 指	定管理者代行 〇	) 2. アウトソ	ーシング ● 3	. 負担金·補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	:	区 分	国民健康保	険制度			目 1. 老.	人保健医療費	拠出金	
								電話番号	(	0765-23-101	1	基本事業名	国民健康保	険制度σ	適切な運営					
												<u> </u>								
<b>♦</b> 3	事業概要(ど	のような事業	(・な												実	績		計	画	
老.	人保健法によ	り保険者であ	る市町村の老人被	<b>な保険者数等に</b> )	応じて拠出してい	いる。								単位	19年度	20年度	21年度	22年	度	23年度
			何を対象にしてい	-						① 老人保	建対象者数	(国保老人)	のみ)	J	4, 451	4, 53	0	0	0	0
	老人保健法に	こより保険者	である市町村の老	人被保険者数等	<b>手に応じて拠出し</b>	.ている。 -			対	⊕ <b>□</b> /\/	~~~~	(			.,					
対象									象指標	3										
		度の主な活動  <b>D適用を受け</b>	<sup>为容&gt;</sup> ていた国保の被保	険者数に応じて	「拠出金を負担し	た。			活	① 老人保	建給付件数			件	100, 798	8, 68	2	0	0	0
手品	. = 40.4	* ~ * = !							動指	② 老人保	建対象者数			人	4, 451	4, 53	0	0	0	0
tX.	*平成21年度 平成20年度が		者医療制度が始ま	ったため、過該	呉調整分等が拠出	対象となる。			標	3										
			、対象をどのよう <b>老人医療の財政安</b>	,						① 老人保	建に拠出し <sup>-</sup>	ている金額		千円	661, 142	102, 54	2 0	. 00	0. 00	0.00
意		□皿′は圧占 C・	七八匹原の別以女	Æ					成里											
図									果指標	2										
									15%	3										
_	<施策の目指	台すすがた>							↑ ਜ\	以果指標が現	段階で取得	できていか	い場合、その	り取得方	法を記入					
その結果	国民健康保险		に運営され、良質	な医療が受けら	られる。				1 199	NATE 1880 30	AND CANTO			2 HX 1933	par C Heby C					
			け(何年〈頃〉から								財	県支出金		(千円)	238, 169	30, 21	9	0	0	C
昭和	和58年2月の	老人保健制度	発足時は国20%県	<b>!5%市町村5%</b> :	各保険者拠出金7	70%の割合で負担。					源 (2)地方		and Mr. deal date h	(千円)	0	05.7	0	0	0	0
											(3)その(4)一般	他(使用料	・手数料等)	(千円)	160, 628 273, 345			0	0	0
											1-7 70	大月1/原 大算)額((1)~	(4)の会計)	(千円)	672, 142	103, 55		013	0	0
•	開始時期以後	の事務事業を	取り巻く環境の変	が化と、今後予	想される環境変化	P. (法改正, 規制級	受和、社会情勢の変化な	ど)				をに携わる!		(人)	1	100, 00	1	0	0	0
高額	齢化の進展と	医療費の増嵩	が著しいため、負	<b>担割合の変更</b>	や患者一部負担金		つれている。18年の法		年度	から後期高	0 1 01 1 //	後の年間所要		(時間)	200	24	.0	0	0	0
齢	者医療制度が	創設され、新	たに後期高齢者支	[援金制度が設	けられた。						B. 人件費	(②×人件費	単価/千円)	(千円)	802	1, 00	9	0	0	0
											事務事業に	に係る総費月	∄ (A+B)	(千円)	672, 944	104, 56	7 1,	013	0	0
L											(参考) 丿	人件費単価		(円億時間)	4, 010	4, 20	5 4,	205	4, 205	4, 205
		どからの要望	・意見(担当者の	)私見ではなく.	、実際に寄せられ	れた意見・質問など	で記入)				◆県内他	市の実施状			いる内容又は把握					
特(	になし。											型握している 型握している		、県が作	成する事業実施料	<b>伏況調査等によ</b>	り把握している	5.		

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大	:	法定事務であり、支出しないことは許されない。
○ 直結度中		明
○ 直結度小		
2. 市の関与の多	妥当性	<ul><li>民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)</li></ul>
<ul><li>法令など</li></ul>	によ	り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など め、市に</li></ul>	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	己入	老人保健法(昭和57年法律第80号) (平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更)
3. 目的見直しの	り余地	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説	
74 C	明	
【有効性の記	评価	
4. 成果向上の糸		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
		成果向上の余地なし。
なし	説	
74 C	明	
5. 連携すること	こで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
<b>+</b> ~1	説	
なし	明	
【効率性の評価	価】	
6. 事業費の削減	或の余	e地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		法定事務であり、削減の余地はない。
なし	説	
<i>A</i> C	明	
7. 人件費の削		余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		県内他市と比較しても妥当と思われる。
なし	説	
74 C	明	
【公平性の評価	]	
8. 受益者負担の	り適正	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		老人保健法の規定に基づき拠出している。
し・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
9 本市の母共生	<b>芒</b> 台 扫	型の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	5 PK 12	老人保健法の規定に基づき拠出している。
○ l=1 v .	=₩	
● 平均	説明	
○ 低い	71	
○ 版v,		

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	【必	要性の評価	Б 🕽			
<ul> <li>市間有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い</li> <li>比較的多くの市民などに、ニーズがある</li> <li>一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある</li> <li>目的はある程度達成されている</li> <li>上記のいずれにも該当しない</li> <li>11. 事務事業実施の緊急性</li> <li>緊急性が非常に高い</li> <li>緊急性が出まれば重大な過失をもたらす</li> <li>市民などのニーズが急速に高まっている</li> <li>緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>* 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>* 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 自的妥当性</li> <li>(2) 有効性</li> <li>(3) 効率性</li> <li>(4) 適切</li> <li>(5) 日の東の余地あり</li> <li>(6) 分後の事務事業の方向性</li> <li>(7) 日の東路事業を統合又は連携</li> <li>(8) 日的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> <li>* 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストと成果の方向性</li> <li>次年度</li> <li>(平成23年度</li> <li>前別</li> <li>本文本・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストと成果の方向性</li> <li>次年度</li> <li>(平成23年度</li> <li>前別</li> <li>(2) 本本・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストの方向性</li> <li>次年度</li> <li>(中度)</li> <li>(2) 本本・改善を、とういう手段で行うか</li> <li>カコストの方向性</li> <li>次年度</li> <li>(5) 本は ・次年度</li> <li>(7) 表別</li> <li>(7) 表別<th>10.</th><th>社会的ニー</th><th>ズ(この</th><th>事務事業にど</th><th>てくらいのニーズがあるか)</th><th></th></li></ul>	10.	社会的ニー	ズ(この	事務事業にど	てくらいのニーズがあるか)	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている         一部の市民などに、ニーズがある           ○ 一部の市民などに、ニーズがある         ・モルズがある           ○ 目的はある程度達成されている         ・上記のいずれにも該当しない           11. 事務事業実施の緊急性         ・緊急性の表別を表しない。           ○ 緊急性が振くないれば重大な過失をもたらす         市民などのニーズが急速に高まっている           ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい         ・緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない           ★ 評価結果の総括と今後の方向性         ① 目的妥当性           ② 有効性         ● 適切         ○ 目的廃止又は再設定の余地あり           ② 有効性         ● 適切         ○ コスト削減の余地あり           ② 効学性         ● 適切         ○ コスト削減の余地あり           ② 効学性         ● 適切         ○ コスト削減の余地あり           ② 次平性         ● 適切         ○ マを着着担心適正化の余地あり           ② ない生生         ● 適切         ○ マを着着担心の余地あり           ② カンキ性         ● 適切         ○ ストと成果の方向性           ● 製力のまま(又は計画とおり) 継続実施         参了年度           ● 終了         ○ 廃止         ・ ・		○ 全国的ス	スは広域的	的な課題であり	、ニーズが非常に高い	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある       ● 目的はある程度達成されている       ● 上記のいずれにも該当しない         11. 事務事業実施の緊急性       ● 緊急性が非常に高い         緊急性が非常に高い       緊急性がはないが、実施しなければ市大な過失をもたらす       市日などのニーズが急速に高まっている         ● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない       大 評価結果の総括と今後の方向性         (1) 評価結果の総括       ● 適切 ○ 国的 ○ 成果向上の余地あり         ② 有効性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり       ② な平性 ● 適切 ○ マスト削減の余地あり         ③ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり       ② 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり         ② 女子性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり       ※7 年度         ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 株止 ○ 終了 年度       ● 終了 年度         ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 株止 ○ 本の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善       ※7 年度         ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)       コストと成果の方向性 コストの方向性 のよったの方向性 のよった。         ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)       コストの方向性 のよったの方向性 のよった。		○ 市固有の	り課題では	あり、なおか~	o市民などのニーズが非常に高い	
<ul> <li>● 目的はある程度達成されている         <ul> <li>● 目的はある程度達成されている</li></ul></li></ul>		○ 比較的多	多くの市員	民などがニース	ぐを感じている	
● 目的はある程度達成されている		○ 一部の市		こ、ニーズがは	っる	
<ul> <li>上記のいずれにも該当しない</li> <li>事務事業実施の緊急性</li> <li>緊急性が非常に高い</li> <li>緊急性が非常に高い</li> <li>緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li> <li>緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>素急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>計解価結果の総括と今後の方向性</li> <li>自的妥当性</li> <li>適切</li> <li>日の妥当性</li> <li>適切</li> <li>コスト削減の余地あり</li> <li>③ 効率性</li> <li>適切</li> <li>コスト削減の余地あり</li> <li>③ 公平性</li> <li>適切</li> <li>マと益者負担の適正化の余地あり</li> <li>② 今後の事務事業の方向性</li> <li>● 複打</li> <li>● 検ア</li> <li>● 終了</li> <li>● 修了</li> <li>● 修正</li> <li>○ 休止</li> <li>○ 申的見直し</li> <li>○ 事務事業のやり方改善</li> <li>本の事務事業を終合又は連携</li> <li>● 自的見直し</li> <li>● 事務事業のやり方改善</li> <li>本の事務事業</li> <li>(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストと成果の方向性</li> <li>カストの方向性</li> <li>・ 取用の</li> <li>・ で下成22年度</li> <li>年度</li> <li>・ 市議事</li> <li>・ 市議事</li> <li>・ 市場事業のでり方の告</li> <li>・ 市場事業のでり方の告</li> <li>・ 市場事業のでり方の告</li> <li>・ 市場事業のでり方の告</li> <li>・ 市場事業のでり方の性</li> </ul>		○ 一部の市		こ、ニーズがは	っるが、それが減少しつつある	
11. 事務事業実施の緊急性		● 目的はあ	ある程度i	幸成されてい?		
		○ 上記のレ	ずれに	も該当しない		
	11.	事務事業実施	施の緊急	性		
<ul> <li>市民などのニーズが急速に高まっている</li> <li>緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい</li> <li>緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>① 目的妥当性</li> <li>② 有効性</li> <li>② 適切</li> <li>○ 日的廃止又は再設定の余地あり</li> <li>② 有効性</li> <li>② 適切</li> <li>○ 立スト削減の余地あり</li> <li>③ 公平性</li> <li>② 適切</li> <li>○ 三な不削減の余地あり</li> <li>② 全後の事務事業の方向性</li> <li>○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施</li> <li>● 終了</li> <li>○ 廃止</li> <li>○ 休止</li> <li>○ 総の事務事業と総合又は連携</li> <li>○ 目的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> <li>本改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストと成果の方向性</li> <li>大年度</li> <li>(平成22年度)</li> <li>申請す業のやり方改善</li> <li>本文年度</li> <li>(平成22年度)</li> <li>申請す業のでり方は残る</li> <li>本文年度</li> <li>(平成22年度)</li> <li>申請する</li> <li>(平成22年度)</li> <li>申が表期的</li> <li>(3~5</li> </ul>		○ 緊急性が	ぶ非常に	高い		
<ul> <li>● 緊急性は低いが、実施しなくても市民サービスは低下しない</li> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括</li> <li>① 自的廃止又は再設定の余地あり</li> <li>② 有効性</li> <li>② 適切</li> <li>○ は果向上の余地あり</li> <li>③ 効率性</li> <li>② 適切</li> <li>○ 成果向上の余地あり</li> <li>③ 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ スト削減の余地あり</li> <li>② 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ マスト削減の余地あり</li> <li>② 公平性</li> <li>● 適切</li> <li>○ 受益者負担の適正化の余地あり</li> <li>② 今後の事務事業の方向性</li> <li>○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 終了 年度</li> <li>● 終了 (中の事務事業と統合又は連携</li> <li>● 自的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> <li>本務事業のやり方改善</li> <li>本の事務事業と統合又は連携</li> <li>● 自り見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> <li>本の事務事業と統合又は連携</li> <li>● 自り見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> <li>本の事務事業のやり方改善</li> <li>本の事務事業のでででででででででででであり</li> <li>本の事務事業のでででであり</li> <li>本の事務事業のでででであります。</li> <li>本の事務事業のでの方向性</li> <li>本の事務事業のでの方向性</li> <li>本の事務事業のでの方向性</li> <li>本の事務事業のでの方向性</li> <li>本の事務事業のでの方向性</li> </ul>		○ 緊急に角	解決しな!	†れば重大なi	4失をもたらす	
<ul> <li></li></ul>		○市民など	どのニー	ズが急速に高る	<b>ミっている</b>	
<ul> <li>★ 評価結果の総括と今後の方向性</li> <li>(1) 評価結果の総括</li> <li>① 目的妥当性</li> <li>② 宿効性</li> <li>② 適切</li> <li>① 成果向上の余地あり</li> <li>③ 効率性</li> <li>② 適切</li> <li>① コスト削減の余地あり</li> <li>② 公平性</li> <li>② 適切</li> <li>○ スト削減の余地あり</li> <li>② 会後の事務事業の方向性</li> <li>○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li> <li>● 終了</li> <li>○ 廃止</li> <li>○ 休止</li> <li>○ 他の事務事業と統合又は連携</li> <li>○ 目的見直し</li> <li>事務事業のやり方改善</li> <li>本改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストと成果の方向性</li> <li>コストの方向性</li> <li>別度としては残る</li> <li>本改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)</li> <li>コストの方向性</li> <li>前度としては残る</li> <li>成果の方向性</li> <li>前域</li> </ul>		● 緊急性に	は低いが、	実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい	
(1) 評価結果の総括  ① 目的妥当性  ● 適切 ○ 日的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ マムト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ マムを着負担の適正化の余地あり ② 会後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善  ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)  □ コストと成果の方向性 コストの方向性 次年度 (平成22 年度)  を期高齢者医療制度の創設により廃止される。  成果の方向性		○ 緊急性が	が低く、第	実施しなくても	市民サービスは低下しない	
(1) 評価結果の総括  ① 目的妥当性  ● 適切 ○ 日的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ マムト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ マムを着負担の適正化の余地あり ② 会後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善  ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)  □ コストと成果の方向性 コストの方向性 次年度 (平成22 年度)  を期高齢者医療制度の創設により廃止される。  成果の方向性						
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり ② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善  ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)  コストと成果の方向性 コストの方向性 次年度 (平成22 年度)  (英期高齢者医療制度の創設により廃止される。  成果の方向性 (3~5)	*	評価結果の網	総括と今	後の方向性		
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 行後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 → →→→→→ 平成23年度 ○ 目的見直し ● 事務事業のやり方改善 ■ 自的見直し ● 事務事業のやり方改善 ■ 本改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) ■ コストと成果の方向性 コストの方向性 ア・長期的 (3~5)      後期高齢者医療制度の創設により廃止される。 成果の方向性 成果の方向性 のまた。 成果の方向性 水牛皮 原井 (平成22 年度)	(1	) 評価結果	の総括			
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 会後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま(又は計画どおり) 継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 → → → → → → → → → → → → → → → → → →		<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
③ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり (2) 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ● 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善		② 有効性		● 適切	○ 成果向上の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性		③ 効率性		● 適切	○ コスト削減の余地あり	
● 繋がのまま (又は計画どおり) 継続実施       終了 年度         ● 終了		④ 公平性		● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
● 終了	(2	今後の事	務事業の	方向性		
他の事務事業と統合又は連携		○ 現状	くのまま	(又は計画どお	り)継続実施 終了 年度	
● 自的見直し						
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)       コストと成果の方向性         財産としては残る       コストの方向性         (平成22年度)       申         (中度)       (平成22年度)         (中・長期的 (3~5)       (3~5)				<b>巻と統合又は</b> 通	携	
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)       コストと成果の方向性         財産としては残る       コストの方向性         (平成22年度)       申         (中度)       (契期高齢者医療制度の創設により廃止される。         (3~5)       成果の方向性		○ 目的	見直し			
制度としては残る		○ 事務	8事業のや	Pり方改善		
制度としては残る						
次年度 (平成22 年度)       (平成22 年度)         申度)       (東度)         (東度)       (東度)	★改	革·改善案(			・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
(平成22 年度)     (平成22 年度)       定時期     後期高齢者医療制度の創設により廃止される。     成果の方向性       サ・長期的 (3~5)     (3~5)			制度とし	しては残る		コストの方向性
実施     年度)       P-     後期高齢者医療制度の創設により廃止される。     成果の方向性       r・長期的 (3~5)     (3~5)						
# (						当山域
子 定 時	<b>美</b>	牛皮)				111 #50
時 期 中・長期的 (3~5	予					
期 中・長期的 (3~5)			後期高額	常者医療制度 <i>0</i>	副設により廃止される。	成果の方向性
		(3~5 年間)				維持

#### ★課長総括評価(一次評価)

法に基づく事業であり、妥当と思われる。

二次評価の要否

不要

事業コード 23650210

事務事業名介護納付金拠出事業

【1枚目】

005060101

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

子	第書の	事業名	1. 介護納付金					課 名 等		市民課		政策名	第4節 優	<b>建</b> やかで共	<b>はに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 6. 介	護納付金	
事	業 期 間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等	[	国保・老人医療	<b>寮係</b>	施策名	6. 社会係	R障制度σ	)充実		項 1. 介	護納付金	
実	延施 方 法	〇 1.指	定管理者代行 〇	2. アウトソ	ーシング ● 3.	負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫		区 分	国民健康仍	<b>R</b> 険制度			目 1. 介	護納付金	
			I.					電話番号		0765-23-101	1	基本事業	名 国民健康仍		 )適切な運営				
◆事	事業概要 (ど	のような事業	カゝ)												実績	漬		計画	
介護	護保険法によ	り保険者であ	る市町村の被保険	者数等に応じ	て拠出している。									単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			可を対象にしている	るのか。※人や	や物、自然資源な	ど)				① 介護保	余分多去数			人	3, 969	3, 86	32 3	656 3.80	0 3.90
	介護保険制度	度への拠出金							文		<b>大八水石以</b>			^	0, 303	0, 00	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0, 00	0, 30
対象									→ å										
395									模										
										3									
	<平成20年度	度の主な活動内	内容>								104+110	AT.		- m	107.004	107.41	150	070 100 00	105.00
	社会保険診療	療報酬支払基金	金から請求されたか	介護納付金 16	7,410千円を納付	した。			ř	① 介護納付	寸金納付金	額		千円	187, 834	167, 41	153,	979 160, 00	0 165, 00
手									<b>→</b> #	b a									
	*平成21年度 特になし。	度の変更点							打模	Π ·									
	特になし。									3									
	(この事務す	事業によって	対象をどのようし	こ変えるのか)						-									
			出対象納付金を納付			業の適正で安定し	た運営を図る。			① 介護納化	寸金納付金	額		千円	187, 834	167, 41	0 153, 979	. 00 160, 000. 0	165, 000. 0
意									万 —— 男	₽									
図									打模	* 2 *									
									12	(3)									
	. 11.66 - = 11	(a.) ) vo.) .								Ŭ	en alle are de		. 18 4	- 77 (77 1	N				
-	<施策の目指 国民健康保険		こ運営され、良質7	な医療が受ける	うれる。				1	成果指標が現	段階で取得	手できている	い場合、そ	の取得万	法を記人				
結		X + X 10 EL 1	-EBCINC KA	ош <i>жи</i> Д.7.	3.10 00														
果																			
			け(何年〈頃〉から			か)						・県支出金		(千円)	95, 559	49, 33		,	
平内	以12年2月1年	介護保険法か	公布され、介護保	(映制度が開始	された。						源 (2)地方	方債	T # (n) (m)	(千円)	00.075		0	Ů	0 10.00
											訳 (4)一般		・手数料等)	(千円)	92, 275 0	63, 58 54, 49			
											1-7 70	決算)額((1)~	~(4)の合計)	(千円)	187, 834	167, 41			
◆開	開始時期以後(	の事務事業を	取り巻く環境の変	化と、今後予	想される環境変化	: (法改正、規制組	爰和、社会情勢の変化な	ビ)				業に携わる		(人)	1	107, 41	1	1	1
介護	護保険制度の:	利用の伸びは	予想以上に大きく				国負担分を合わせても、		ことなっ	っており、そ	②事務事業	業の年間所	要時間	(時間)	100	20	00	200 20	0 20
の分	かは国保会計:	が負担する形	になっている。								B. 人件費	(②×人件對	貴単価/千円)	(千円)	401	84	11	841 84	1 84
											事務事業は	こ係る総費	用 (A+B)	(千円)	188, 235	168, 25		820 160, 84	1 165, 84
												人件費単価		(円@時間)	4,010	4, 20		205 4, 20	5 4, 20
		どからの要望	・意見 (担当者の	私見ではなく	、実際に寄せられ	た意見・質問なる	どを記入)				◆県内他	市の実施状	- 0 -		いる内容又は把握	量していない理	由の記入欄)		
特に	こなし。										<ul><li>● 担</li></ul>	巴握している	5	未稻何美	!績により。				
													"   →						
											〇 担	四握していた	ない						

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

#### 【日的東当州の証価】

日的女司生の記	
	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	法定事務であり、支出しないことは許されない。 説 (各保険者からの拠出金と介護保険料、国県市町村負担金等により介護保険制度が運営されている)
○ 直結度中	明 日本版目のランだ出並と「最後版件、日本中与日東に並ぶっての )」 財産体験・「人々」 とこう (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
<ul><li>直結度小</li></ul>	
2. 市の関与の妥当性	生(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などによ	り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令などによ</li><li>め、市による</li></ul>	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
<ul><li>○ 市が実施して</li></ul>	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_	成しているので、市の関与を廃止が妥当
_	介護保険法 (平成9年法律第123号)
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余均	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし説明	
【有効性の評価	i]
	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
21 //00/11/3221/3/12	成果向上の余地なし。
おし、説	
なし	
5 連携することで	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
3. ADV / DCC ((	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし説明	
【効率性の評価】	
	A地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事采員の刑人の	法定事務であり、削減の余地はない。
なし説明	
7. 人件費の削減の	◇粉(◇の要数時間を工士」で小かくできかいが発用 できない畑山も翌明\
7. 八件質の削減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 同上
	1-7 ame
なし説明	
197]	
[ /\ \ \ \ \ \   \	
【公平性の評価】	
	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 同上
特定受益者なし、負担なし、	P エ   (介護保険法で規定されており、魚津市の国保保険者分として拠出が義務付けられている)
印化	
適正化の余地なし	
	旦の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) 「日本
<ul><li>○ 高い</li></ul>	同上
● 平均 説	
明	
<ul><li>低い</li></ul>	

#### 【必要性の評価】

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
1.	事務事業実施の緊急性 ● 緊急性が非常に高い
1.	
1.	● 緊急性が非常に高い
1.	<ul><li>■ 緊急性が非常に高い</li><li>○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</li></ul>
1.	● 緊急性が非常に高い ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
1.	● 緊急性が非常に高い ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ○ 市民などのニーズが急速に高まっている ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい

1	目的妥当性	● 適切	L

★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

今後の事務事業の万同性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改革	革・改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

<b>★</b> 課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づく事業であり、妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650220

事務事業名高額医療費拠出金事業

【1枚目】

005070101

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

子	9 算 書 0	り事業名	1. 高額医療費拠	L出金				課名等		市民課		政策名	第4節 優	単やかで:	共に支えあう福祉	社会の構築	款	7. 共同事	業拠出金	
事	事業期間	開始年度	昭和58年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係名等	国任	保・老人医:	<b>寮係</b>	施策名	6. 社会保	<b>保障制度</b>	の充実		項	1. 共同事	業拠出金	
実	尾施 方法	O 1. #	台定管理者代行 (	) 2. アウトソ <sup>、</sup>	ーシング ● 3	<ul><li>負担金・補助金</li></ul>	○ 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	:	区分	国民健康保	保険制度			目	1. 高額医	療費共同事業医療	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
								電話番号	0	0765-23-10°	11	基本事業名	国民健康保	<b>保険制度</b>	の適切な運営					
															72,3021					
◆事	事業概要 (と	ごのような事績	<b>乾か)</b>												実	績			計画	
高額	領な医療費(1	件80万円超)の	)発生による国保財	政の急激な影響	の緩和を図るため	か、各市町村国保か	らの拠出金を財源として県	単位で費用負担を記	悪をす	<sup>-</sup> る。				単位	19年度	20年度	;	21年度	22年度	23年度
	(この事務	事業は、誰、	何を対象にしてい	いるのか。※人や	P物、自然資源な	: ど)					本/日吟 机分	中口吟去粉			6, 493	9. 1	26	9, 378	9, 500	9, 500
	国民健康保	険の一般被保	険者						対	① 国氏健	康保険一般被	放保陝石剱		ᄉ	6, 493	9, 1,	.0	9, 378	9, 500	9, 500
対								_	44	2										
象									指標											
										3										
$\vdash$	∠亚战90年	度の主な活動	内容〉						H								+			
	拠出金の支		11147						1 1	<ol> <li>拠出金</li> </ol>	額			千円	67, 131	70, 0	19	86, 472	90, 200	93, 000
丢									活動											
段	*平成21年	度の変更点							指	2										
	特になし								標	3										
										<b>(</b>										
			、対象をどのよう							<ol> <li>高額医</li> </ol>	· 療費共同事業	<b>美交付金</b>		千円	58, 004	56, 00	38	86, 472	90, 200	93, 000
	国氏健康保	<b>陝の週止な連</b>	営と財政の安定化を	≧図る。					成											
意図								<b> </b>	果指	2										
_									標											
										3										
<b>エ</b>	<施策の目	指すすがた>							↑成	え果指標が現	段階で取得	できていな	い場合、そ	の取得力	7法を記入					
	国保健康保	険事業が健全	に運営され、良質な	医療が受けられ	る。															
結果																				
	の東 変 東 変	*開始のきの?	いけ (何年〈頃〉から	らどのとうかき	へかけで始まった	たか)			<u> </u>		(1)国。	県支出金		(千円)	33, 745	35, 0	₹0	43, 236	45, 100	46, 500
高額	領医療費の発	生による国保	財政への影響を緩緩				てきたが、平成15年4月か	いら拡充・制度化が図	られ、	、国保連合	財 (2)地方			(千円)	0		0	0	10, 100	40, 000
会の	の事業として活	去律上義務付	けられた。								内 (3)その		・手数料等)	(千円)	0		0	0	0	(
											訳 (4)一般			(千円)	33, 386	35, 04	10	43, 236	45, 100	46, 500
											A. 予算(決	<b>央算)額((1)~</b>	-(4)の合計)	(千円)	67, 131	70, 0	/9	86, 472	90, 200	93, 000
							爰和、社会情勢の変化な	ど)			①事務事業	*に携わる〕	E規職員数	(人)	1		1	1	1	1
医痨	療技術の高度	化や医療供給	合体制の整備充実に	伴い、高額な医療	<b>寮費の発生件数</b> に	は年々増加している。						きの年間所望		(時間)	100			200	200	200
												(②×人件費		(千円)	401	84		841	841	841
												係る総費用	∄ (A+B)	(千円)	67, 532			87, 313	91, 041	93, 841
<b>▲</b> ;±	お日の鎌へ+	> じかたの画は	· 音目 / 知业学/	カ利目ではかく	宝際に宏建さる	れた意見・質問な	じた記す)					、件費単価 市の実施状	-30 (		4,010			4, 205	4, 205	4, 205
	になし。	トこかりが安ま	E 总允(担ヨ有)	//A/元 いまなく、	、大阪に可せり4	いに思允・貝印な	2 16/1/				▼県門他	叩り天旭仏			成する事業実施状					
											● 把	握している								
												. III .								
											○ 把	握していた	511							

部・課・係名等 コード 1

部名等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理	
● 直結度大 県単位での広域的な費用負担調整を行う事業であり、国保事業の健全な運営に	資するものである。
直結度中 説明	
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている	
<ul><li>○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービラめ、市による実施が妥当</li></ul>	スの実施が不可能 (又は困難) なた
<ul><li>民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>	
<ul><li>市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>	
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 国民健康保険保険財政共同安定化事業,高額医療費共同事業実施要綱(厚労省保険局長	通知(平成18年9月20日))
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明	])
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	
説 明	
【有効性の評価】	
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
成果向上の余地なし。	
説	
なし <mark>闘</mark>	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
既に保険財政共同安定化事業と併せて実施している。	
説	
なし grant and supplies the state of the sta	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
医療費の実績に応じて拠出金が算定されるため、削減の余地はない。	
説	
なし <mark>明</mark>	
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。	
説	
なし <mark>開</mark>	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者な法に基づき実施されている。	
し、負担なし。説	
·····································	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
○ 高い 法に基づき実施されている。	
● 平均 説	
<del>y</del>	
○ 低い	

【必要性の評価】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
● 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
	T
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性

★改革	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
去に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650350

事務事業名保険財政共同安定化事業拠出金事業

【1枚目】

005070102

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

予	算書の	事 業 名	1. 保険財政共同	安定化事業拠出	金			課名等		市民課		政策名	第4節 優	やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 7. 共同	事業拠出金	
事	業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等	玉	1保・老人医療	係	施策名	6. 社会係	·障制度(	の充実		項 1. 共同	事業拠出金	
実	施方法	〇 1. 指	定管理者代行	) 2. アウトソ-	-シング <b>●</b> 3.	負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫		区分	国民健康保	険制度			1 2. 保険	財政共同安定化事	業拠出金
			II.					電話番号		0765-23-1011		基本事業名	国民健康保	<b> 険制度(</b>	の適切な運営				
<b>◆</b> 事	業概要(どの	のような事業	きか)												実	績		計画	
市町	村国保間の代	保険料の平準	℄化、財政の安定化	比を図るため、	1 件30万円超の医	≦療費について各市	5町村国保からの拠出金	を財源として県単	位で	費用負担を調	整する。			単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			何を対象にしてい	るのか。※人や	°物、自然資源な	ど)				<ol> <li>国民健康</li> </ol>	保险—船被	(		人	6, 493	9, 1	26 9.37	9, 500	9, 500
ⅎ	国民健康保険	食の一般被保	険者						対			. IN		^	0, 430	J, 12	3, 0	0,000	J, 500
対象									象指										
395									標										
										3									
<	平成20年度	<b>ぜ</b> の主な活動	内容>																
执	処出金の支払	461							活	① 拠出金額	1			千円	410, 027	415, 20	498, 09	520, 000	536, 000
手									動										
	・平成21年度	どの変更点							指標	_									
7=	寺になし。									3									
	( - の車	ま巻に トって	、対象をどのよう	に 恋 ラス の か)															
			、 ペッ・このよう 営と財政の安定化							① 保険財政	共同安定化	事業交付	金	千円	449, 552	467, 93	498, 09	520, 000	536, 000
意									成果										
図									果指標	2									
									悰	(3)									
	W 46: - W									_									
~		ffすすがた> ★事業が健全	に運営され、良質	か医療が受けら	っれる				千万	成果指標が現具	と階で 取得で	ごきていな	い場合、そ	の取得方	法を記入				
結		(	REBUIN KA	"吃应派" 文门 "5	71000														
果																			
			いけ(何年〈頃〉から				5 1 J- 7 W-1+	A- 1- 4			財	県支出金		(千円)	0		0	0 0	
高額	医療質の対象	豕観か /∪万円	ӈ→80万円に引き上	こけられた際(半	- 成18年)、30万円	1超の医療質を対象	<b>きとする当該事業が創設</b>	された。			源 (2)地方(		工 #4.101 A**\	(千円)	0	415.0	0 400.00	0 0	-
											(3)その化訳 (4)一般則		・手数料等)	(千円) (千円)	410, 027	415, 20	69 498, 09	0 520, 000 0 0	536, 000
										H	A. 予算(決:		-(4)の合計)	(千円)	410, 027	415, 20	69 498. 09	-	536, 000
◆開始	始時期以後の	の事務事業を	と取り巻く環境の変	を化と、今後予禁	想される環境変化	· (法改正、規制緩	受和、社会情勢の変化な	ど)			①事務事業			(人)	1	110, 2	1	1 1	1
						は年々増加してい				(	②事務事業	の年間所	要時間	(時間)	40	20	00 20	00 200	200
											B. 人件費(	②×人件對	貴単価/千円)	(千円)	160	84	11 84	841	841
											事務事業に	係る総費	用 (A+B)	(千円)	410, 187	416, 1	10 498, 94	520, 841	536, 841
											(参考) 人			(円@時間)	4, 010	-		4, 205	4, 205
		どからの要望	塁・意見(担当者の	O私見ではなく、	実際に寄せられ	ルた意見·質問なと	ごを記入)				◆県内他市	可実施状			いる内容又は把握 成する事業実施				
特に	なし。										● 把排	屋している	5 <b> </b>	、栄が作	F 八 9 の 争未 美施	仏 ボ 調宜寺によ	、ツ佗姪している。	•	
													-						
											○ 把排	屋していた	<b>さい</b>						

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

【目的妥当性	<u>:(()</u> ]	半1曲】
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大		県単位での広域的な費用負担調整を行う事業であり、国保事業の健全な運営に資するものである。
<ul><li>直結度中</li></ul>	J	
<ul><li>○ 直結度小</li></ul>		III   III
		・ 民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		り市による実施が義務付けられている
•		
<ul><li>○ 法令など</li><li>め、市に</li></ul>	!によ :よる	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
<ul><li>民間でも</li></ul>	ッサー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	」を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
根拠法令等を訂	乙乙	国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱(厚労省保険局長通知(平成18年9月20日))
3. 目的見直しの		也 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
4-1	説	
なし	明	
【有効性の	亚征	1
		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 风木円工の第	大地	(収集の同上が学後との住民見込めるが説明)
		成末門上の木池なし。
なし	説	
5. 5	明	
5. 連携すること	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		既に高額医療費拠出金事業と併せて実施している。
	=×	
なし	説明	
Talabula a an	/TT- 1	
【効率性の評		
6. 事業費の削減	威の分	☆地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		医療費等の実績に応じて拠出金が算定されるため、削減の余地はない。
なし	説	
74 C	明	
7. 人件費の削	減の	- 余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
711171111		必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
	77	
なし	説明	
	רליי	
【公平性の評価	ą ]	
8. 受益者負担の	の適コ	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		法に基づき実施されている。
し・負担なし	説	
	明	
適正化の余地なし		
0 ++02+	女在山	
	百須担	日の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  はに其づき字体されている
<ul><li>○ 高い</li></ul>		法に基づき実施されている。 
● 平均	説	
<b>→</b> T*9	明	
○ 低い		

要性		

③ 効率性

④ 公平性 (2) 今後の事務事業の方向性

> ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善

10.	10. 社会的ニース (この事務事業にどれくらいのニースかあるか)					
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い					
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い					
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている					
	○ 一部の市民などに、ニーズがある					
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある					
	○ 目的はある程度達成されている					
	○ 上記のいずれにも該当しない					
11.	11. 事務事業実施の緊急性					
	● 緊急性が非常に高い					
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす					
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている					
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい					
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない					
*	★ 評価結果の総括と今後の方向性					
(	(1) 評価結果の総括					
	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり					
	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり					

● 適切 ○ コスト削減の余地あり ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり

● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○他の事務事業と統合又は連携

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

年度

★課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づく事業であり、妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650420

【1枚目】

005080101

	<b>一 し</b>					I						
事務事業名 特定健康診査等事業	部名等	等	民生部	主部 政策の柱 第2章 安心して健やかにくらせるまち 会計 国民健康保険事業特別					除事業特別会計			
予算書の事業名 1. 特定健康診査等事業費	課名等	等	市民課	政 策 名 第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築								
事業期間         開始年度         平成20年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係名等	等	国保・老人医	<b>寮係</b>	施 策 名 6. 社会保障制度の充実 項 1. 特定健康診査等事業						建康診査等事業費	
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏	名	中山 明尹		₹ 分	国民健康保	除制度			1. 特定係	建康診査等事業費	
	電話番号	号	0765-23-10	月 基	本事業名	国民健康保	Ŗ険制度 <i>0</i>	)適切な運営				
本古典和四(19のようと古典))								rt	z órde		⇒1 ===	
◆事業概要 (どのような事業か) 高血圧や脂質異常症、糖尿病など個々の生活習慣病の早期発見だけでなく、早い段階でメタボリックシンドローム(F	内臓脂肪症候群)	やそ	の危険因子を見り	つけ、生活習慣	病の発症	を未然に防	,	夫	績		計画	
ぐことを目的とした健診を実施するとともに、健診結果から生活習慣病のリスクが高く生活習慣改善で効果が得られ	いそうな者につい	ては	引き続き保健指	尊を行う。	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国民健康保険の被保険者(当該年度40歳以上74歳以下の者(6ヵ月以上継続して入院している者、施設入所者等除	<))			康保険被保険等		者数)	人	0	7, 52	21 7, 754	7, 800	7, 800
対象			象 ② 特定保	健指導対象者	汝		人	0	30	03 450	500	550
			缥 3									
<平成20年度の主な活動内容> 特定健診受診者 2,909人、特定保健指導利用者 58人			① 特定健活	診受診者数			人	0	2, 90	3, 200	4, 200	4, 600
B     * 平成21年度の変更点		-	18	健指導利用者	牧		人	0	Ę	58 110	150	220
当該年度内に75歳に達する者も健診等の対象者とする。			漂 ③									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)をより早い段階で発見し、予防・改善を図る。			① 特定健	診受診率			%	0.00	38. 7	70 41. 30	53. 80	59. 00
<b>意</b> 図			Ħ	健指導利用率			%	0.00	19. 1	24. 40	30.00	40.00
			標 3	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••								
そ			↑成果指標が理	段階で取得で	きていな	い場合、そ	の取得方	法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財 (1)国・県			(千円)	0	-, -	12 8, 058		11, 000
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)が、平成19年12月28日に公布され ことに伴い始まった。	れ、平成20年4)	FJ 1 E	1から施行された	(J) (1) (1) (1)		工業を	(千円)	0		0 0	12 200	14 200
				(3)その他 (4)一般財		手数料等)	(千円)	0	10, 32	-	13, 300 21, 100	14, 300 23, 400
				A. 予算(決算		(4)の合計)	(千円)	0	33, 40		,	48, 700
<ul><li>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化</li></ul>	(など)			①事務事業は			(人)	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0 1	1	1
高齢化の進展と医療費の増こうが著しく、医療保険制度もそれに合わせて改変を余儀なくされている。				②事務事業の			(時間)	0		0 100	100	100
				B. 人件費 (0	②×人件費	単価/千円)	(千円)	0		0 421	421	421
				事務事業に保	系る総費用	(A+B)	(千円)	0	33, 40	35, 898	44, 921	49, 121
				(参考) 人作	-費単価		(円@時間)	4,010	4, 20	05 4, 205	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 従来の基本健康診査から制度が変った初年度ということもあり、内容がわかりにくいとの声がある。					の実施状 している していな	<b>■</b>		<mark>いる内容又は把</mark> i成する国保実施				

部・課・係名等 コード 1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直結	度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大	早期発見、予防・改善をすることにより、比較的軽い状態での対応となるため、医療費の抑制に繋がる。
○ 直結度中	説 明
○ 直結度小	91
2. 市の関与の妥当	i性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>● 法令などに</li></ul>	より市による実施が義務付けられている
	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた る実施が妥当
○ 民間でもサ	ービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を:</li></ul>	達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 魚津市国民健康保険条例(昭和34年魚津市条例第13号)
3. 目的見直しの余	:地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし。説明	
【有効性の評価	<b>海</b> 】
4. 成果向上の余地	1 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	成果向上の余地なし。
* 1	<del>à</del>
なし	
5. 連携することで	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	健康センターで実施する保健事業と連携することで、より生活習慣の改善効果を高めることが出来る。
あり。説明	
【効率性の評価】	
	余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事来真切削减少	県内の全保険者が参加する集合契約にて統一単価を設定して実施しているため、削減の余地はない。
なし <mark>説</mark>	2
7. 人件費の削減(	の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
7. 八円頁の削減	必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
-	
なし	
【公平性の評価】	
	正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)
	県内他保険者も同様である。
特定受益者な し・負担なし	
し・負担なし 説	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負	-   1担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	県内他保険者も同様である。
32	
● 平均 明	
○低い	
-	

【必要性の評価】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
● 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
● 他の事務事業と統合又は連携	
○目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
特定保健指導の利用者に健康センターの保健事業への参加を呼びかける。	コストの方向性
次年度(近十年)	

★改	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		特定保健指導の利用者に健康センターの保健事業への参加を呼びかける。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		增加
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23650230

【1枚目】

005080201

事務事業名。保健衛生普及事業	部名	部 名 等 民生部			で 柱 第2章	安心して優	建やかにくらせるる	まち	会計国民健康保険事業特別会計			
予 算 書 の 事 業 名 2. 保健衛生普及費	課名	等 市民課		政	策 名 <b>第 4 節</b>	健やかで共	<b>に支えあう福祉</b>	社会の構築	款 8. 保健事業費			
事業期間 開始年度 昭和32年度 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト	事業 係 名	等	国保・老人医療	<b>孫</b> 施	策 名 6. 社会	会保障制度σ	)充実		項 2. 保健事	業費		
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市画	直営 記入者氏	名	中山 明夫	区	分 国民健康	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1. 保健衛	生普及費		
	電話番		0765-23-1011	1 基本	事業名 国民健康	E 保险制度 d	適切な運営					
	电加重	7	0700 20 1011	A5 /T	<b>学</b> 来和 <b>国民庭</b>	K 体 灰 响 及 v	/ 超初な圧占					
◆事業概要 (どのような事業か)							実総	責		計画		
国民健康保険被保険者の受診した医療費の通知、健康に関するパンフレットの配布、健康教室の開催						単						
						位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 国保健康保険の被保険者			① 国民健康	<b></b> 長保険被保険者世	带数	世帯	8, 177	6, 298	6, 340	6, 400	6, 40	
対		文	<b>4</b>									
\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		<b>→</b> ‡	'日	<b>長保険被保険者数</b>	Ţ	人	14, 759	10, 176	10, 241	10, 360	10, 36	
		村	③									
< 平成20年度の主な活動内容> 医療費通知の送付、健康教室の開催(3講座)			① 医療費通	<b>通知送付延べ世帯</b>	数	世帯	28, 816	28, 871	29, 000	29, 200	29, 20	
<b>=</b>		1	6h	- /s 1 - de de					40			
<b>段</b> *平成21年度の変更点		1	り 2 健康教室	E 参加者数		人	57	48	40	40	4	
特になし。		1	ж (3)									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)												
被保険者の健康に対する意識を高揚させ、健康の維持増進を図るとともに、適正な受診を促すことにより	医療費の適正化を図			通知送付延べ世帯	数割合	%	58. 70	76. 40	76. 20	76. 00	76. 0	
<b>8</b>		5	<b>3</b>	z参加者数割合		%	0. 40	0. 50	0. 40	0. 40	0. 4	
		才根	日	E参加日数司口		70	0. 40	0. 30	0.40	0.40	0. 4	
			3									
・		1	`成果指標が現」	段階で取得できっ	ていない場合。	その取得方	法を記入					
国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。			7,945,147,161,161,171	MID 4.0114 4.C		C 1.01(070						
<b>結</b> 果												
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・県支	出金	(千円)	302	2. 920	1, 201	1, 200	1, 20	
医療費の適正化を図るため、国・県の指導により始まった。				源 (2)地方債		(千円)	0	0	0	0		
				内 (3)その他(使	用料・手数料等	(千円)	0	0	0	0		
				(4)一般財源		(千円)	4, 520	1, 625	4, 158	4, 100	4, 10	
				A. 予算(決算)都	頁((1)~(4)の合計)	(千円)	4, 822	4, 545	5, 359	5, 300	5, 30	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	の変化など)			①事務事業に携	わる正規職員数	(人)	3	3	3	3	;	
高齢化の進展や医療技術の高度化等により医療費が年々増加しているため、医療費の適正化を図る事業として	、今後とも取り組んで	き行く必要	要がある。	②事務事業の年	間所要時間	(時間)	500	480	480	480	48	
				B. 人件費 (②×	人件費単価/千円	) (千円)	2, 005	2, 018	2, 018	2, 018	2, 01	
				事務事業に係る	総費用 (A+B)	(千円)	6, 827	6, 563	7, 377	7, 318	7, 31	
				(参考) 人件費	単価	(円@時間)	4, 010	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他市の第			いる内容又は把握					
特になし。				● 把握し	ている	国・県が作	成する国保事業実	ミ施状況等によ <sub>り</sub>	リ把握している。			
					· · ·   →							
				○ 把握し	ていない							

02010200

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1.	施策への直 ○ 直結度大		(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明) 被保険者の健康に対する意識の高揚や適正受診の促進を図ることは、即効性はないが、中長期的には医療費の適正
	<ul><li>直結度中</li><li>○ 直結度中</li></ul>		<mark>説</mark> 化に繋がる。 <mark>明</mark>
0	□直結度小		E(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
۷.			り市による実施が義務付けられている
	め、市に	よる	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
			ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
			いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
	○ 既に目的	Jを達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
	拠法令等を訴		
3.	目的見直しの		型(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
7.	<del>/-  - </del>  -   -   -   -   -   -   -   -	51; /Tr	
_	有効性の記		
4.	成果向上の名		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
			成果向上の余地なし。
	なし	説明	
		193	
_	油機士ステ	レッ	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
υ.	理伤 り るこく		特定健康診査等事業と連携することで、より健康に対する意識を高揚させ、健康の維持増進を図ることが可能になる。
	あり	説明	(特定健診等の受診率アップを図ることが、健康に対する意識の高揚に繋がる)
[ 3	効率性の評	価】	
			★地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
			県内他市と比較しても妥当と思われる。
		説	
	なし	明	
7.	人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
			必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
	なし	説	
	0.0	明	
T .,	चर थि. ० उस ०		
_	平性の評価		こルの会界(周十の日古)の社会収汰中にないと)
		フ週北	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 国保被保険者全員を対象としている。
	定受益者な ・負担なし	<b>⇒</b> ×	m property in mark C 23 Mr C C C C C C C C C C C C C C C C C C
	化の余地なし	説明	
Q	木市の丹光=	を 合せ	型の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
θ.	●用の支益を		県内他保険者も同様である。
	○ IBI V .		
	● 平均	説明	
	○ 低い		

( j	<b>以要性の評価</b>
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評価結果の総括と今後の方向性
	(1) 新年針用の公式

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(0) 人级《本农本类》	+++	

(2) 今後の事務事業の方向性

0	現状のまま	(又は計画	どおり)継	続実施
0	終了	〇 廃止	〇 休止	

● 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

年度

★課長総括評価(一次評価)	
現状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23650240

【1枚目】

005080202

										l						
事 務 事 業 名	成人病ドック事業					部名	等	民生部	3	政策の柱第2章 3	安心して	建やかにくらせる。	まち	会計 国民健康保	険事業特別会計	
予算書の事業名	1. 疾病予防費					課名	等	市民調	Į	政 策 名第4節 億	建やかでき	共に支えあう福祉社	土会の構築	款 8. 保健事	業費	
事業期間 開始年度	昭和50年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名	等	国保・老人	医療係	施策名6.社会任	<b>呆障制度</b> (	の充実		項 2. 保健事	業費	
実施方法 〇 1.指	定管理者代行 〇	2. アウトソー	-シング <b>●</b> 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏	名	中山 明	夫	区 分 国民健康任	呆険制度			且 2. 疾病予	防費	
	'		'		•	電話番	号	0765-23-	1011	基本事業名 国民健康任	<b>呆険制度</b> (	の適切な運営				
A shalle for sec. (10 - 1 %) shalles						<u>-</u>								T	21	
◆事業概要(どのような事業 被保険者を対象に本人負担8,	/	(生活習慣病ド	ック)を受診し <sup>*</sup>	てもらう。								実終	Ē .		計画	
											位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(この事務事業は、誰、( 国保被保険者	何を対象にしている	ろのか。※人や	物、自然資源な	ど)					被保険者数		人	14, 759	10, 176	10, 241	10, 360	10, 36
対								対 象 ②								
象								指標								
								3								
<平成20年度の主な活動に 申込者 168人	内容 > <b>受診者 153人</b>							① ドッ	ク受診者数		人	150	153	180	180	180
ドックの受診機関を1医		機関とした。						活動の書品	÷z.		- m	4 045	4 040	F 400	F 400	F 40
段 *平成21年度の変更点	0.000 = 1.1	<b>一</b>	**++1401 10	011-			_	り 指 標	<b>码</b>		千円	4, 845	4, 942	5, 490	5, 490	5, 49
本人負担額を8,200円→10	0,000円とし、併せ	(自例の受診す	百剱を140人→18	0人とする。				3								
(この事務事業によって、		こ変えるのか)						① ドッ	ク受診率		%	1	2	1, 76	1. 74	1. 7
被保険者の健康意識の普及	及							成	,					1.70		
<u>意</u> 図							=	指:	者1人当たり	の費用額	円	32, 298	32, 298	30, 500	30, 500	30, 50
								缥 ③								
そと施策の目指すすがた>		い医療が受ける	do 7					↑成果指標が	現段階で取	得できていない場合、そ	の取得力	法を記入				
国民健康保険事業が健全に	に連呂され、艮貝の	よ医療か受けら	れる。													
果 	. は <i>(日に (石</i> ) . *	I'm b t b t	2.14	.2.\			<u> </u>	<u> </u>	/*\	1 H+111 A	(# III)				<u> </u>	
◆この事務事業開始のきっか 昭和50年頃から保健事業の一			つかげで始まった	[7J*]					財 (2)地	1・県支出金 1方債	(千円)	0	0	ŭ	0	
									内 (3)そ	の他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	-	0	
									= 12'	-般財源	(千円)	4, 855	4, 967	5, 530	5, 530	5, 530
									A. 予算	(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	4, 855	4, 967	5, 530	5, 530	5, 53
◆開始時期以後の事務事業を							no +/ /-	- F4+ - 7+ - 4+ - 4+		事業に携わる正規職員数	(人)	3	4	4	4	
被保険者の健康保持と国保制 度」の義務付けや予防事業の							陝省に	- 「特定健診制	© + 101 +	事業の年間所要時間	(時間)	500	580		580	58
										費(②×人件費単価/千円)	(千円)	2, 005	2, 439 7, 406		2, 439 7, 969	2, 43 7, 96
										巻 <mark>に係る総費用(A+B)</mark> 人件費単価	(千円)	6, 860 4, 010	4, 205		7, 969 4, 205	4, 20
◆市民や議会などからの要望	・ 意見 (担当者の	私見ではなく	実際に寄せられ	た意見・質問か	どを記入)						1	4,010			4, 200	4, 20
受診者数を増やしてほしい。		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- CDM-10 C DM	Mary Miles								Fにより。		100/		
										押握していない						

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直	L結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大		国保被保険者に対し健康意識の高揚と普及を図る意味でも効果は大きい。
○ 直結度中	3	明
○ 直結度小	`	
2. 市の関与の多	妥当性	E (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>● 法令など</li></ul>	だによ	り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など め、市に</li></ul>	だによ こよる	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	直して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_		成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	己入	国民健康保険法第82条
3 目的見直しの	の余ぜ	2 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
o. 1400Ec.	7,7,7,7	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
【有効性の詞	<b></b>	
		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 从不同工075	37. NE	成果向上の余地なし。
	±w.	•
なし	説明	
5. 連携すること	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし	説明	
【効率性の評価	価】	
		*地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事業員の別	PX *> 73	補助率等を見直す余地はある。
あり	説明	
7. 人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
1. 八円寅卯削	11/9C v 2 :	現在は純粋に受付業務等のみを実施しており、人件費削減の余地はない。
なし	説明	Secretary of the Court of the C
1 V 21 Mr w = 2 m	r.1	
【公平性の評価		"ルのム地(周七の月末) みれん奴汝也になると)
	<b>沙適正</b>	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  診療報酬単価地正時には、見直したしてきている
特定受益者あ り・負担あり	説明	診療報酬単価改正時には、見直しをしてきている。
適正化の余地あり	明	
9. 本市の受益者	者負担	1の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>		各市町村間でも健診の種類、自己負担額などばらばらであり、一概に比較はできない。
● 平均	説明	
○ 低い		

#### 必要性の評価

必要性	の評価	1	
0. 社会	的ニース	(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
0 4	全国的又	は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
O ī	市固有の	課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
• b	七較的多	くの市民などがニーズを感じている	
0 -	一部の市	民などに、ニーズがある	
0 -	一部の市	民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
	目的はあ	る程度達成されている	
0 -	上記のい	ずれにも該当しない	
1. 事務	事業実施	iの緊急性	
	緊急性が	非常に高い	
0 9	緊急に解	決しなければ重大な過失をもたらす	
Ī	市民など	のニーズが急速に高まっている	
	緊急性は	低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
0 9	緊急性が	低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
1 77 600	61-m = 6	the state of the s	
		括と今後の方向性	
	価結果の		
	目的妥当		
	有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
	効率性	○ 適切 ● コスト削減の余地あり	
	公平性	○ 適切 ● 受益者負担の適正化の余地あり	
,		多事業の方向性 のます(77と記事とという)がはなけた	
		のまま(又は計画どおり)継続実施 年度 原止 分休止	
	<ul><li>終了</li><li>他の</li></ul>	<ul><li>○ 廃止 ○ 休止</li><li>事務事業と統合又は連携</li></ul>	
	<ul><li>○ 目的</li></ul>		
	_	事業のやり方改善	
	¥ 100	7 KV ( ) // W C	
★改革・改	大善室 (1	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		tal	コストの方向性
Y/m	年度		
	平成22		
実 年	度)		削減
施予			
定		コスト面、内容等の見直しが必要となる。	成果の方向性
期 中・	長期的		
(	3~5		維持
年	三間)		<b>和E 1</b> 守

# ★課長総括評価(一次評価) 法に基づく事業であり、県内他市と比較しても妥当と思われる。 二次評価の要否

事 業 コード 23650250

事務事業名 出産費用資金貸付事業

【1枚目】

005080203

	予 算 書 の 事 業 名 1. 出産費用資金貸付金	課名等		市民課	政 策 名	第4節 健や	りかで共	に支えあう福祉	社会の構築	<u></u>	<b>事業費</b>	
	事業期間         開始年度         平成13年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等	玉	保・老人医療	療係 施 策 名	6. 社会保障	章制度の	充実		項 2. 保健等	事業費	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫	区分	国民健康保险	制度			目 3. 出産者	費用資金貸付金	
		電話番号		0765-23-101	1 基本事業名	国民健康保险	制度の	)適切な運営				
•	事業概要(どのような事業か)							実績	績		計画	
出る	出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産す ことにより、被保険者の負担軽減を図る。	育児一時金の支給に	:係る	出産に要する	5費用を支払うための資	資金を貸付け	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる国保被保険者のいる世帯主			① 被保険	者世帯数		世帯	8, 177	6, 29	98 6, 340	6, 400	6, 400
対象	5 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		対象指									
39	×		標	3								
	<平成20年度の主な活動内容> 貸付実績はなし。		活	① 利用者	数		Д	0		0 2	2	2
手段	<mark>手</mark>		動指		額		千円	0		0 608	672	672
	特になし。		標	3								
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 費用面での負担軽減を図る。				1人当たりの貸付金額		千円	0		0 304	336	336
意図			成果指				<u> </u>					
			標									
2	<u>、</u> <施策の目指すすがた>		<b>↑</b> F	: 成果指標が現	段階で取得できていな	い場合、その	取得方	法を記入				
の結果	万 国保健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 <mark>吉</mark> 長											
<b>*</b>	・この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				日 (1)国・県支出金		(千円)	0		0 0	0	0
Ŧ	<sup>王</sup> 成12年の厚生省通知に基づき、13年度から保健事業の一環として始まった。				源 (2)地方債		(千円)	0		0 0	0	0
					内 (3)その他(使用料・訳		(千円)	0		0 608		672
					(4)一般財源		(千円)	0		0 0	0	0
_	用比地·枫以你不再改古来之后应必了西庭不在儿上,人位又相之上,"西庭花儿,(本北子,相州经纪。 社人体物不在儿上	£. 12\			A. 予算(決算)額((1)~	(-)	(千円)	0		0 608		672
	▶ <mark>開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化</mark> <sup>I</sup> 成19年度より医療機関からの出産育児一時金の受取代理申請が可能となったため、貸付金の利用は余り見込まれなし		10日	から出産育	①事務事業に携わるI ②事務事業の年間所要		(人)	100		0 0	ū	0
児	一時金については、医療機関への直接支払制度が導入されることになっている。	0 0 000 1 7502. 1	,,	и эшдн	②事務事業の年间所3 B. 人件費(②×人件費		(千円)	401		0 0	_	0
					事務事業に係る総費月		(千円)	401		0 608		672
					(参考) 人件費単価		円@時間)	4, 010	4, 20			4, 205
<b>*</b>	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他市の実施状	:況 (把	握して	いる内容又は把握			,	,
	許になし。				○ 把握している	出産		時金の受取代理印				
					● 把握していな	211						

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

予算科目

コード3

会計 国民健康保険事業特別会計

部・課・係名等 コード1

部 名 等

1. 施策への直線	詰度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	出産費用の支払が可能になり、費用負担の不安が解消される。
○ 直結度中	<mark>説</mark> 明
○ 直結度小	91
2. 市の関与の妥	当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	こより市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令などし</li><li>め、市に。</li></ul>	による義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた よる実施が妥当
<ul><li>● 民間でもす</li></ul>	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施し	しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的る	を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	魚津市国民健康保険出産費資金貸付要綱(平成13年4月1日施行)
3. 目的見直しの	余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説 明
Totalal let	15 pp 1
【有効性の評	
4. 成果向上の余	地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
なし	<mark>説</mark> 明
	91
- 本株ナット	マークト 1 沙田 ジョナフ 可乾燥 小さ 7 ゆ 小車 次車 光 小 大 年 (12 * 秋田 22 コ ナップ・※10)
5. 埋携すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説 明
【効率性の評価	#1
	(の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
. 7 /25 /2 13194	必要最小限の事業費であり、削減の余地はない。
l	説
	<del>朗</del>
7. 人件費の削減	威の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	人件費はほとんど掛かっていない。
なし	説
なし	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の	適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	出産育児一時金については、法で定められている。
	<mark>説</mark>
適正化の余地なし	<mark>明</mark>
	負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	出産育児一時金については、法で定められている。
	説 B
	<mark>明</mark>
<ul><li>低い</li></ul>	

【必要性の評価】	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
● 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

<b>★</b> 課長総括評価(一次評価)	
<b>見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード 23650260

事務事業名財政調整基金積立事業

【1枚目】

005090101

コード3

予算科目

会計 国民健康保険事業特別会計

	予算書の	事業名	1. 財政調整基金	<b>竞積立金</b>				課名等		市民課	j	政策名	第4節 健	やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 9. 基金	積立金	
1	事業期間	開始年度	平成6年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	Ξ	国保・老人医療	<b>聚係</b>	施策名	6. 社会保	障制度の	の充実		項 1. 基金	積立金	
9	実施方法	〇 1. 指	おお おお お は	○ 2. アウトソ・	ーシング 〇 3	<ol> <li>負担金・補助金</li> </ol>	● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明夫		区分	国民健康保	険制度			1. 財政	7調整基金積立金	
								電話番号		0765-23-101	1 2	基本事業名	国民健康保	険制度(	の適切な運営				
	事業概要(ど														実	績		計画	
国位	保特会の基金	₹利子を積立で	て、次年度以降(	の事業資金とし	て利用していく。	0								単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			何を対象にしてレ	いるのか。※人や	や物、自然資源だ。	など)				① 国保被货	星除去物			人	14, 759	10. 1	76 10. 2	41 10, 360	10, 360
	国民健康保[	険の被保険者							対		*K-T 3X			^	14, 700		10, 2	10,000	10, 000
対象								_	象指	2									
29%									標										
										3									
	<平成20年	度の主な活動	内容>								整基金積立額			千円	1, 696	1, 1	20 0	20 600	200
	国保財政調	整基金の利子	の積立て						活		全基並慎业領	l 		TH	1, 090	1, 13	90 0	20 600	200
手肌									動指	1 6									
	*平成21年/ 特になし。	度の変更点							標										
	1910.50									3									
	(この事務	事業によって	、対象をどのよう	うに変えるのか)						© (T. 10.44.)					0.054.000				
	国民健康保	険制度の安定	を図る。						成	① 保険給付	寸費			千円	2, 954, 992	2, 911, 8	79 3, 121, 1	3, 277, 000	3, 441, 000
意	t								H	2									
図	l								指標	ì									
										3									
	<施筆の日:	指すすがた>							1 1	成果指標が現.	<b>卧陛で取得て</b>	。 キャルか	い担会 その	り取得力	注を記入				
その			に運営され、良質	質な医療が受けら	られる。				1 /	MAN 18157 17 70.	大阳 (水)	C C C 4 134	v -9m 🗆 、 C v	7 4K 1T/)	拉克配入				
結果																			
		600// as as a	11 (between 125)	3 10 m 1. * 1. A	2.1111-1-	5 ) \			<u> </u>		(4) E U	B A		(# III)					
			いけ(何年〈頃〉か 美の資金に充てる			たか) が設置されたことに	に伴い実施された。				財	県支出金 害		(千円)	0		0	0 (	
l '											源 (2)地方(		手数料等)	(千円)	1, 696		Ÿ	20 600	
											(4)一般則		3 3011 37	(千円)	0		0	0 0	
											A. 予算(決	算)額((1)~	(4)の合計)	(千円)	1, 696	1, 19	98 8	20 600	200
							爰和、社会情勢の変化な	こど)			<ul><li>①事務事業</li></ul>	に携わる正	規職員数	(人)	1		1	1 1	1
高	齢化の進展等	に伴い給付到	き等が増加してい.	る為、国民健康	保険事業の健全	な運営がますますオ	<b>求められている。</b>				②事務事業の	の年間所要	時間	(時間)	20			00 100	
											B. 人件費(			(千円)	80			21 421	
											事務事業に		(A+B)	(千円)	1, 776				
•	市民の議会も	ンジからの声な	B, 音目 (知以本)	の利目ではかく	宇際に安計さ	れた意見・質問など	ブを記る)				(参考) 人( ◆県内他市		Q (4	(円@時間) 四据1 7	4,010 いる内容又は把持			05 4, 205	4, 205
			<sup>≧・息兄(担ヨ石(</sup> 卒等の見直しをし <sup>・</sup>		、大阪に訂せり	40/こ思兄・貝问なる	2 (11) (1)						国、		成する国保実施				
				•							● 把排	屋している							
											O Jum II	#1 ~1. t	, [ ]						
l											□ ∪ 把抗	屋していな	, h						

部・課・係名等 コード 1

部名等

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246011

1. 施策への直結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	基金へ積み立てることにより、次年度以降に財政不足が生じてもそれを取り崩すことによって、必要とする医療の
○ 直結度中	説 給付を行うことが出来るようになる。 明
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥当性	生(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などによ	り市による実施が義務付けられている
<ul><li>★令などによめ、市による</li></ul>	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
○ 民間でもサー	・ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>─ 既に目的を達</li></ul>	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余均	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし説明	
【有効性の評価	i]
<u>■ 1477711</u> 1111	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
7	成果向上の余地なし。
説	
なし	
5. 連携することで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし説	
明	
【効率性の評価】	◇中 /エルナーナイン 1.ペ 事業無人がはべもわいな器中 べもわい知由よ器中〉
0. 争来負の削減の対	会地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  基金残高に応じた事業費である。
	<b>坐並</b> 次向に心じたず未見 (ので。
なし説明	
91	
7. 人件費の削減の	 余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
1. 八叶頁の門域の	必要最小限の人件費で対応しており、削減の余地はない。
⇒ <sub>M</sub>	
なし説明	
【公平性の評価】	
	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	保険税、自己負担も含め法で定められている。
し・負担なし 説	
適正化の余地なし	
廻工 100 水地なし	
9. 本市の受益者負担	旦の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	保険税、自己負担も含め法で定められている。
● 平均 説明	
○低い	
_	

【必要性の評価】											
10. 社会的ニーズ (この事務事	業にどれくらいのニーズがあるか)										
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い											
○ 市固有の課題であり、	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い										
<ul><li>比較的多くの市民など</li></ul>	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている										
○ 一部の市民などに、ニーズがある											
○ 一部の市民などに、ニ	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある										
○ 目的はある程度達成さ	れている										
● 上記のいずれにも該当	しない										
11. 事務事業実施の緊急性											
○ 緊急性が非常に高い											
○ 緊急に解決しなければ	重大な過失をもたらす										
○ 市民などのニーズが急	速に高まっている										
● 緊急性は低いが、実施	しなければ市民生活に影響が大きい										
○ 緊急性が低く、実施し	なくても市民サービスは低下しない										
★ 評価結果の総括と今後の方	向性										
(1) 評価結果の総括											
<ol> <li>目的妥当性</li> </ol>	適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり										
② 有効性 <b>●</b>	適切 ○ 成果向上の余地あり										
③ 効率性 ●	適切 ○ コスト削減の余地あり										
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり										
(2) 今後の事務事業の方向性	Ė										
● 現状のまま(又は	計画どおり)継続実施	年度									
<ul><li>○ 終了</li><li>○ 廃」</li></ul>	0 —										
○ 他の事務事業と統	<b>合又は連携</b>										
○ 目的見直し											
○ 事務事業のやり方改	善										
★北井 北羊房 (いっ じのと	これお甘 お苦れ じるいるエ肌っぱるめ)	- 7 1 1 計用の十六掛									

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

<b>★</b> 課長総括評価(一次評価)	
<b>見状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード

【1枚目】

000000000

	7	alors for for	4-		A == 40 == +n		-1. Mr 12. Mr - 35		** 15 1. 1- 1 > 11 7 -	L .	A 31 =4 10 4- 1			
	事務事業名 国民健康保険税賦課調査事務	部名等	ř		企画総務部		政策の柱第2章 安	心して1	建やかにくらせる。	£ 5	会計該当なし			
L	予算書の事業名なし	課名等			税務課		政策名第4節 例	やかで	共に支えあう福祉 <b>社</b>	土会の構築	該当なし			
事業期間         開始年度         昭和27年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業				等 住民税係			施策名6.社会保	:障制度(	の充実		項 該当なし			
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	名 米澤 祐治		米澤 祐治		区 分 国民健康保	険制度			1 該当なし			
		電話番号	<del>}</del>		0765-23-1009		基本事業名 国民健康保	験制度(	の適切な運営					
•	事業概要 (どのような事業か)								実終	貴		計画		
<del>발</del>	i該年度に魚津市国民健康保険の被保険者となった者及びその世帯主に対して、国民健康保険税の適正公平な賦課、ii	周査。						単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 魚津市国民健康保険に加入している被保険者及びその世帯主			対	① 国民健康	保険加入	者数(4月1日現在)	人	14, 704	10, 180	10, 200	10, 200	10, 20	
文意	the state of the s		-	対象指標		保険加入	世帯数(4月1日現在)	世帯	8, 155	6, 156	6, 200	6, 200	6, 20	
					3									
	< 平成20年度の主な活動内容> 国民健康保険税の賦課・調査。			活	1	通知世帯	数(7月1日現在)	世帯	8, 203	6, 230	6, 200	6, 200	6, 20	
中政	を * 平成21年度の変更点 今のところなし			動指標		通知世帯	数(当該年度中)	世帯	2, 765	3, 291	3, 000	3, 000	3, 00	
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)				3									
	課税対象者の特定と適正な賦課及び調定			成	① 賦課対象	者に対す	る賦課割合	%	100.00	100. 00	100.00	100. 00	100. 0	
意図			-	从果指標	② 国保税の	調定金額		円	1, 332, 344, 300	745, 825, 200	750, 000, 000	750, 000, 000	750, 000, 00	
					3	n alle ave de		- 77 (7) 1						
その新男	<mark>#</mark>			丁月	成果指標が現場	受階で取得	できていない場合、そ	の取得方	子法を記入					
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)					財 ——	県支出金	(千円)	0	0	-	-		
焦	注市発足以来、国民健康保険税条例による。					源 (2)地方	i債 他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	Ü	0		
						(4)一船		(千円)	0	0	v	0		
						(-) ,0	央算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	0	0	ū	0		
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	など)				<ul><li>①事務事業</li></ul>	株に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1		
	「年の社会情勢や団塊世代の高齢化により国保への加入割合の増加が見込まれる。					②事務事業	後の年間所要時間	(時間)	360	360	360	360	36	
Į\$	た、後期高齢者医療制度開始等により、税率の改正等適正な賦課が求められている。				-		(②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 444	1, 514		1, 514	1, 51	
							工係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 444	1, 514	,	1, 514	1, 51	
L	・中日も強人といようの悪性、本日(村東大の紅日ではた)、中華に中央よとなる。 第四といようすい						人件費単価 大の存状が2000	(円@時間)	-,	4, 205		4, 205	4, 20	
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 計になし						<mark>市の実施状況 (な</mark> な) は (な) (は (な) (な) (は (な)		ている内容又は把握	重していない埋日	日の記入欄)			
						●担	操していない							

01050200

政策体系上の位置付け

コード2

246011

予算科目

1. 施策への直絡	結度 (事	事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大	77	国民健康保険制度の適切な運用の基となる財政基盤の安定化に繋がる。
○ 直結度中	説明	
○ 直結度小	7,	
2. 市の関与の妥	当性(	民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>● 法令など</li></ul>	によりī	<b>市による実施が義務付けられている</b>
○ 法令などしめ、市に。	による よる実施	義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 値が妥当
<ul><li>○ 民間でも・</li></ul>	サービ	ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	している	5が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達成し	しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	入 地:	民健康保険法(昭和33年法律第192号) 方税法(昭和25年法律226号) 建市国民健康保険税条例(昭和34年魚津市条例第14号)
3. 目的見直しの		現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現	状の対象と意図は適正であり、見直しの余地あり。
なし	説明	
「ナ製りのます	π: /π: <b>1</b>	
【有効性の評		
4. 成果向上の余		果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 果向上の余地なし。
	八:	米内上の未地なし。
なし	説明	
	1973	
- N-1/1/2 - 1	- ^	
5. 連携すること		より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし	説明	のよう むここ く、 フェッ 別未が同よる 可能はが のも 他の 学の 学本はない。
【効率性の評価	# 1	
		(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0.1 7 K A 13 13 13 13		業費は予算計上していないので、削減の余地なし。
なし	説明	
7. 人件費の削減		也(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
なし		成19年度から異動に関する賦課事務をシステム化したことで業務時間が少なくなった。 要最低限の人員で事務を行っており、これ以上減らすのは難しい。
【公平性の評価】	1	
		の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
		民健康保険に加入しているものが受益者ではあるが、賦課時については負担を求める性質の事務ではない。
特定受益者あ り・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者	負担の	水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い		保事業の受益者は限られるが、調査・賦課事務の特定受益者。負担はない。
● 平均	説明	
○低い		
O PAV.		

#### 【必要性の評価】

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

10.	社会的ニーズ(この	事務事業にどれ	れくらいのニーズがあるか)									
	○ 全国的又は広域的	的な課題であり	)、ニーズが非常に高い									
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い											
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている											
	○ 一部の市民などに、ニーズがある											
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある											
	○ 目的はある程度は	<b>並成されている</b>										
	<ul><li>● 上記のいずれに</li></ul>	も該当しない										
11.	事務事業実施の緊急	性										
	○ 緊急性が非常に	島い										
	○ 緊急に解決しない	ければ重大な過	5失をもたらす									
	○ 市民などのニー	ズが急速に高ま	<b>ミっている</b>									
	● 緊急性は低いが、	実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい									
	○ 緊急性が低く、3	実施しなくても	市民サービスは低下しない									
*	評価結果の総括と今	後の方向性										
(1	評価結果の総括											
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり									
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり									
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり									
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり									

年度

★改革	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		国保税通知に係る書類等の整備により、事務量の軽減を図る。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
市が法律等により直接保険者となり、実施するよう義務付けられた事業であり、国民健康保険事業の安定運営の ためには、主財源である保険税の市条例等に基づく適正・公正な賦課が必要である。 後期高齢者制度の創設、公的年金からの特別徴収の開始など制度変更が相次いで行われており、加入者等への制	二次評価の要否
度内容の十分な説明を行いながら、国民健康保険税についての理解を深めてもらうよう努めなければならない。	不要
	-1.女

事 業 コード 24602102

事務事業名 介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業

【1枚目】

001030102

	予 算 書 の 事 業 名 8.介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業	課名等		社会福祉課	政 策 名 第4節	健やか	で共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 民生費	ř	
	事 業 期 間 開始年度 平成12年度 終了年度 平成36年度 業務分類 4.負担金・補助金	係 名 等		介護保険係	施 策 名 6. 社会	保障制	度の充実		項 1. 社会福	<b>福祉費</b>	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	近堂 暢昭		区 分 介護保険	制度			1 2. 老人福祉費		
		電話番号		0765-23-1148	基本事業名 介護保険	の健全	な事業運営				
•	事業目的・概要(どのような事業か)						集	績		計画	
	・護老人保健施設の整備を行う社会福祉法人等への支援策として、社会福祉・医療事業団又は年金福祉事業団からの借 健施設の連営を安定させることを目的とする。	入金の利子につき	、市	「の予算の範囲区	内で補助を行うことで、介護老		位 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
対象			対象指標	2	した事業者数		件 1		1	1	1
手段	<平成20年度の主な活動内容>         1事業者(医療法人社団ホスピィー)に対し3,017,577円の利子補給金を交付した。         E         *平成21年度の変更点		活動指	<ol> <li>利子補給</li> <li>②</li> </ol>	金交付額		円 3, 199, 083	3, 017, 577	2, 836, 069	2, 654, 559	2, 473, 049
	************************************		標	3							
意図	利子補給金の交付を受けることで、適正で健全な施設運営が保たれるようになる。 ፪		成果指標	2	保健施設入所者数/月		人 175	177	200	200	200
結果			<b>↑</b> E	成果指標が現段	階で取得できていない場合、	その取行	<b>帯方法を記入</b>				
	・この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・県支出金	(千				_	0
魚	津市介護老人保健施設借入金利子補給金交付要綱の施行により、平成12年度から実施			l l	原 (2)地方債	(千)			0	0	0
					内 (3)その他 (使用料・手数料等)	(千)		· ·	2.837	0 2, 655	2, 474
				,	** (4)一般財源 A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計					2, 655	2, 474
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	<b>ル</b> )			①事務事業に携わる正規職員数			3, 010	2,007	2, 033	2, 4/4
魚	は津市内における介護老人保健施設の必要量は十分であったため、新たな施設整備はされていなかったが、療養病床の		成 2		②事務事業の年間所要時間	(時		60	60	60	60
降	<b>ト、療養病床から介護保健施設への転換が見込まれる。</b>			I	3. 人件費(②×人件費単価/1,00	(千	円) 160	252	252	252	252
				1	事務事業に係る総費用 (Å+B)	(千	円) 3,360	3, 270	3, 089	2, 907	2, 726
					(参考) 人件費単価	(円@	時間) 4,010	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)				◆県内他市の実施状況		している内容又は把		由の記入欄)	,	
特	になし				● 把握している ○ 把握していない	他の保	<b>険者も当市同様実施</b>	している。			

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

会計 一般会計

「日印」女司は		
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)
● 直結度大		意図の「適正で健全な施設運営が保たれるようになる」ことにより、施策の目指す姿の「介護施設基盤が充実し
<ul><li>直結度中</li></ul>		説 て、要介護者に対して必要なサービスが提供される」に結びつく。 明
○ 直結度小		
2. 市の関与の多	è当性	E(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li> ( ) 法令など</li></ul>	によ	り市による実施が義務付けられている
		る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
() 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	人	
3. 目的見直しの	)余比	1. (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
【有効性の語	亚征	1
4. 成禾미上の第	、地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
		成本門上が木地なり。
なし	説	
5. 5	明	
5. 連携すること	で、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説	
なし	明	
【効率性の評値	ж <b>1</b>	
		*地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事業員の前週	スマンガ	要綱では、利子補給金の額は社会福祉・医療事業団又は年金福祉事業団からの借り入れ残高の0.75%と定められてお
		り、この割合の変更する余地はあるが実質的には不可能。
なし	説	
	明	
7. 人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		人件費はほとんどかかっていない状態で、削減の余地はない。
4.1	説	
なし	明	
【公平性の評価	1	
		E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
	, Min 11	介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業は受益者負担になじまない。
受益者負担あ り・負担なし		ハ 吹 C//M (M M M M M M M M M M M M M M M M M M
ッ・貝担なし	説明	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者	負担	2の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>		介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業は受益者負担はない。
0 714	説	
〇 平均	明	
○ 低い		
O PER V		

# 【必要性の評価】 1 0. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
11. 事務事業実施の緊急性
○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括

(1) pt		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

#### (2)今後の事務事業の方向性

,				
•	現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施
0	終了	○ 廃止	0 1	杜

年度	

	_		0 00	
- (	$\overline{}$	他の	事務事業と統合又は	は連携

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改革	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		県や他の保険者の事業内容に変更がある場合は足並みを揃える必要があると考える。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		引き続き、県や他の保険者の動向を注視していかなければならない。	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
市の施策に基づく政策的な判断から実施されており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事業コード 24602103

事務事業名 特別養護老人ホーム施設整備事業補助事業

【1枚目】

001030102

コード3

予算科目

会計 一般会計

予算書	き の	事業名	9. 特別養護老人	ホーム施設整備	#事業補助金			課名等		社会福祉課		政 策 名 <b>第4節</b>	健やかで	共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 民生費	}	
事 業 期	間	開始年度	平成10年度	終了年度	平成37年度	業務分類	4. 負担金・補助金	係 名 等		介護保険係		施 策 名 6. 社:	会保障制度	の充実		項 1. 社会福	· · ·	
実 施 方	法	〇 1. 指足	定管理者代行 〇	) 2. アウトソ	ーシング ● 3.	. 負担金・補助金	全 ○ 4. 市直営	記入者氏名		辻 美喜子		区 分 <b>介護保</b>	険制度			目 2. 老人福	<b>祖費</b>	
								電話番号		0765-23-1148	3	基本事業名 介護保	険の健全な	事業運営				
◆事業目的	・概要	(どのよう)	な事業か)											実績	潰		計画	
民間による (市はすで	介護保 に交付	険施設等の 決定してお	整備に対し、市かり、それに従い年	<sup>₹</sup> 補助金を交付 乗年補助金を支	する。 払うだけである。	)							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(この事	事務事刻	業は、誰、何	Jを対象にしてい	るのか。※人々	や物、自然資源な	ど)				① 要介護認	70中半			1. 957	2, 008	2, 092	2, 162	2, 22
介護サー	ービスを	を必要とする	人						対対	① 安川設前	6.た19		^	1, 937	2, 000	2, 092	2, 102	۷, ۷۷
対									象指	2								
象									標									
										3								
<平成2	20年度の	の主な活動内	]容>							<u>i</u> !								
特別養調	雙老人 <sup>7</sup>	ホームへの建	設費補助金の交	付						① 補助金額	Į.		千円	18, 333	10, 333	10, 333	10, 333	10, 33
手									活動									
		の変更点							指標	1								
変更なし	L								104	3								
( = D =	中汲中的	出たトニア	対象をどのよう	た亦さてのかり														
		<sup>来によつて、</sup> ビスの充実を		に変えるのか)						① 特別養護	護老人ホーム	設置数	施設	2	2	2	2	:
									→ 成果	1								
意図									/指		まましホーム しゅうしゅう	入所者数/月	人	180	180	184	184	18-
									標	(3)								
~		すすがた> *{** <b>!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!</b>	され、充実した	ᄮᅟᇦᅩᆄᇛᄼ	H -> do 7				1	成果指標が現り	段階で取得で	ぎきていない場合、	その取得力	が法を記入				
の介護保障	快争未/	が健王に建る	され、兀夫した	サーロ人が扱わ	<b>せられる</b> 。													
果																		
					っかけで始まった						(1)国・リ	具支出金	(千円)	0	0	0	0	
平成12年	に介護	保険制度が	開始したが、要介	↑護認定者数の	増加に伴い介護係	保険施設整備が必	要となった。				源 (2)地方位		(千円)	0	0		0	ı
											記	(使用料・手数料等		0	0	·	0	
											(4)一般月		(千円)	18, 333 18, 333	10, 333 10, 333		10, 333 10, 333	10, 33
▲問松時期	円盆の	重数重要を1	あり 巻ノ 環境の <b>次</b>	バルレ	相される環境亦用	レ (注क工 担制	緩和、社会情勢の変化な	じ)				算) 額((1)~(4)の合計 こ携わる正規職員		18, 333	10, 333	10, 333	10, 333	10, 33
							進展に伴い、更なる要介記		込まれる	-		の年間所要時間	(時間)	80	60	60	60	6
												②×人件費単価/1,0		321	252		252	25:
											事務事業に	系る総費用 (Å+B)	(千円)	18, 654	10, 585	10, 585	10, 585	10, 58
											(参考) 人	牛費単価	(円@時間)	4, 010	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20
					、実際に寄せられ		を記入)				◆県内他市	の実施状況		ている内容又は把握			A =# /D =A 14	
介護保険料	が高い	いで、これ	以上介護保険施設	そを建設しない	で欲しい。(市月	€)					〇 把排	量している 🔛		事業計画は各保険者 各保険者に委ねら		らのであり、その	中で、介護保険旅	設をとう整備
											=		)					
											● 把排	量していない	/					

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)
● 直結度大		市が建設費を補助することで、事業所が健全に運営されることになり、意図の「介護保険サービスの充実を図
<ul><li>○ 直結度申</li></ul>	1	<ul><li>説 る。」ことにつながり、施策が目指すすがた「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供され 明 る。」ことに結びつく。</li></ul>
<ul><li>直結度小</li></ul>	`	明る。」ことに結びつく。
		: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
		り市による実施が義務付けられている
>+.△+> L	21= F	Z 美致(小けい) パー 八井原北地で1 古ノー 早期 (古兄・入巻堂) たして 北二 ピュの 宝笠 パズ 可銘 (サ) けいれ
○め、市に	よる	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	巨して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	己入	
3. 目的見直しの	の余地	! (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説	
なし	明	
【有効性の	平	1
		【成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4.		成果向上の余地なし。
		が不同上がかたると。
なし	説明	
	191	
5. 連携すること		今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし	説	
<i>'</i> &C	明	
【効率性の評	価】	
6. 事業費の削減	咸の余	:地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		施設整備時にすでに交付決定されており、事業費は削減できない。
	説	
なし	明	
7. 人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
1. 八口真切削		必要最小限の人件費を充てているため。
なし	説明	
1	-91	
[ N = 10 - 32 =	- 1	
【公平性の評価		
8. 受益者負担の		(化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) ************************************
受益者負担あ		特別養護老人ホーム施設整備事業補助事業は受益者負担になじまない。
り・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者	者負拒	の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>		特別養護老人ホーム施設整備事業補助事業は受益者負担になじまない。
O INT		
〇 平均	説明	
○ 低い		

#### 【必要性の評価】

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
● 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
11. 事務事業実施の緊急性
<ul><li>○ 緊急性が非常に高い</li></ul>
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
★ 評価結果の総括と今後の方向性
(1)評価結果の総括
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり

改革		いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		新規補助の予定はなく、すでに交付決定されているものを毎年補助金として支出するだけです。	コストの方向性
	次年度	けである。	
	(平成22		
起	年度)		維持
包			
ř		新規補助の予定はなく、すでに交付決定されているものを毎年補助金として支出するだ	成 果の方向性
寺		けである。	成 木の万円圧
朔	中·長期的		
	(3~5年		維持
	間)		小庄 1寸

年度

▼課長総括評価(一次評価)	
5の施策に基づく政策的な判断から実施されており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23460020

事務事業名 介護保険システム関係事業

【1枚目】

008010101

予算書の事業名。2.介護保険一般管理費	課名等	社会福祉	政 策 名 第4節 優	建やかで共	に支えあう福祉	社会の構築	1. 総務費				
事業期間 開始年度 平成11年度 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト事業	期間         開始年度         平成11年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業         係名等         介護保険係         施策名6. 社						項 1. 総務管理費				
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	高田 弘	区 分介護保険制	削度			1. 一般管理費				
	電話番号	0765-23-11	48 基本事業名 <b>介護保険</b> の	D健全な事	業運営						
◆事業概要(どのような事業か)					実績	績		計画			
↑護保険法改正に対応するシステムへの改修及び保守業務を委託する。システム機器のリースと保守業務を委託する。 (業務手順) ①事前協議・打ち合わせ ②契約締結事務 ③システム改修後のテスト ④支払い事務	0			単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険システム及び機器		対	険改修対象パソコン	台	13	13	13	13	13		
象		象 指 標 ③									
<平成20年度の主な活動内容> システム改修業務及び保守点検業務委託、機器のリースと保守点検業務委託		活	及びリース料	千円	20, 393	19, 680	11, 699	15, 000	20, 000		
事業       *平成21年度の変更点変更なし	-	動 ②									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 新しい介護保険制度に対応したものになる。		① 改修済	パソコン	台	13	13	13	13	13		
意図		果 2 指 ②									
そ 〈施策の目指すすがた〉 の 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。 結果		↑成果指標がす	見段階で取得できていない場合、そ	の取得方	法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	•	<u>I</u>	(1)国・県支出金	(千円)	1, 621	1, 665	0	0	0		
平成12年に介護保険制度が開始し、被保険者の資格管理や利用者の給付管理のためのシステム整備が必要になった。 する新たな課題に対応できるよう、制度も頻繁に改正され、それに対応するためのシステム改修が必要となった。	また、社会情勢等の	変化に伴い発生	源 (2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0		
			内 (3)その他(使用料・手数料等) 訳 (4) 400円が	(千円)	18, 772	18, 015	11, 699	15, 000	20, 000		
			(4)一般財源   A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	20, 393	19, 680	11, 699	15, 000	20, 000		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化)	など)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	20,000	2	2	2	20,000		
高齢化の進展に伴う。 要支援・要介護認定者数の激増等さまざまな社会情勢の変化に対応し、介護保険制度もたびた。	び改正してきた。平月	成19年度には、	②事務事業の年間所要時間	(時間)	300	440	400	400	400		
後期高齢者医療制度の開始に伴うシステム改修、また、平成20年度は、介護認定システム変更や介護報酬改定に伴う	システム改修が必要。	となった。	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 203	1, 850	1, 682	1, 682	1, 682		
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	21, 596	21, 530	13, 381	16, 682	21, 682		
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,010	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし			シ	ステムに	<mark>いる内容又は把提</mark> おける資格管理へ 者において実施し	や給付管理は全保		る。また、法改正	に伴う改修も		

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

部・課・係名等 コード1

部 名 等

1. 施策への直結	吉度 (事	事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
○ 直結度大		意図の「新しい介護保険制度に対応したシステムに改修する」ことにより、資格管理や給付管理が適正に行われる
● 直結度中	説明	ことになり、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことには間接 的に結びつく。
○ 直結度小	191	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-
<ul><li>○ 法令などに</li></ul>	こよりす	<b>市による実施が義務付けられている</b>
<ul><li>● 法令などに</li><li>め、市によ</li></ul>		長務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 他が妥当
<ul><li>民間でもサ</li></ul>	ナービフ	ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		5が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
		しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記え	٨.	
3. 目的見直しの	余地(	現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説明	
【有効性の評	価】	
<u> </u>		果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
1. MANIEJ I. V.		果向上の余地なし。
	説	
	明	
5. 連携すること	で. 今	より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
		携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説明	
【効率性の評価	i ]	
6. 事業費の削減の	の余地	(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	必	要最小限の事業費で運営しているため適切
4-1	説	
なし	明	
7. 人件費の削減	成の余地	也 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	必	要最小限の人件費を充てているため適切
	説	
,40	明	
【公平性の評価】		
8. 受益者負担の		の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
	機制	ステム改修は、制度改正に伴うもので不可欠であり、受益者負担にはなじまない。また、システムの保守点検業務や 器のリース等もシステム運用には不可欠であり、受益者負担にはなじまない。
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者		水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	介記	護保険システム関係事業は、受益者負担になじまない。
	説明	
○低い		

#### 【必要性の評価】

	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	● 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く。実施しなくても市民サービスは低下しない

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価結里の総括

(1)	11 Im vo /v < / viv 10		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

## (2) 今後の事務事業の方向性

77 1次	ツ尹伤尹未り	ノカ川生		
•	現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施
0	終了	〇 廃止	O #	木止
0	他の事務事	業と統合又	は連携	

年度	

$\sim$		
$\cap$	目的見直し	

○ 事務事業のやり方改善

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次)	評	価	
-------------	---	---	--

制度改正に伴うシステムの改修は不可欠であるが、軽費を最小限に抑えるよう電算担当課と連携しながら適切に運 用する必要がある。

二次評価の要否

不要

【1枚目】

事 業 コード 23460030	部·課·係名等	コート	F 1 02020	0300	政策体系	上の位置付	け	コード2	246021	2	予算科目	コード3	008010101		
事務事業名 低所得利用者負担軽減事業	部 名 等		民生部		政策の柱	第2章 安	心しても	<b>ま</b> やかにくらせる	まち	会計	介護保険事	業特別会計(か	个護保険事業勘定)		
予 算 書 の 事 業 名 3. 低所得利用者負担軽減事業	課名等		社会福祉課		政 策 名	第4節 健	やかでき	<b>キに支えあう福祉</b>	社会の構築	の構築 款 1. 総務費					
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	係名等 介護保険係 施策名6.社会保障									1. 総務管	理費				
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		澤田 宏平		区 分	介護保険制	度			目	1. 一般管	理費			
	電話番号		0765-23-1148		基本事業名	介護保険の	健全な事	<b>事業運営</b>							
					l .										
◆事業目的・概要 (どのような事業か) 介護保険サービスを利用している者のうち、低所得者に対し市が支援を行うことにより、介護保険の利用促進を図る。 じ	下の?事業を行	テって	1112					実	:績	4		計画			
「社会福祉法人等利用者負担軽減 … 対象者の介護サービス利用分のうち、1/4又は1/2を社会福祉法人と国・県・市方(2在宅介護サービス利用者負担軽減 … 対象者の介護サービス利用分のうち、1/5又は2/5を市が単独で助成	(助成するもの	, , ,	0.00				単位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度		
優化七月設サービス利用有負性効果(中華事業/ *** 対象省の月設サービス利用ガのすう、1/5人は2/5と中か事業に別が	(9 200							10   12	201/2		21   12	22   1/2	20 1 12		
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)				(社会福祉	止法人等利用	者負担軽	J	2		2	5		5 5		
要支援又は要介護の認定を受けている者のうち、低所得者。 ①届出のある社会福祉法人が行う「介護福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護など」のサービス利用分。		対	( 減)					-			<u> </u>				
対	テーショ	象指	② 成)	(在宅介語	雙サービス利	用者負担助	\ \	30	2	22	35	3	35		
※利用するサービスを考慮していずれかを申請してもらう。		標	3												
			0												
〈平成20年度の主な活動内容〉 ①申請に基づき、世帯の収入・資産・預貯金等を確認し、対象者と決定した場合は、減額認定証等を交付する。			① 申請者 (	社会福祉法	去人等利用者	負担軽減)	人	3		3	5		5		
②申請に基づき、世帯の収入等を確認し、対象者と決定した場合は、負担助成証等を交付する。		活動		在宅介護士	ナービス利用	者負担助		30		23	35		15 35		
*平成21年度の変更点		動指標	PX.)				人	30	4	13	35	3	10 30		
特になし		128	3												
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)		+	_ 古浦助館	i (針会類2	止法人等利用					+					
介護保険サービスを利用している者の経済的負担を軽減する。		成	① 減)	(11231111)	正及八哥们	THALE	円	83, 393		0	0		0		
意		果指	② 市補助額	(在宅介記	雙サービス利	用者負担助	円	254, 899	205, 65	57	570, 000	600, 00	650,000		
		標													
			3												
そ		↑ <i>J</i>	成果指標が現具	と 階で取得	できていない	\場合、その	取得方	法を記入							
が 介護保険事業が健全に運営され、充実した介護サービスが提供できる。 お															
<u>R</u>									I				1		
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) ①社会福祉法人と国・県・市が所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。平	☑成12年4月1日よ	こり始	まってい	財 (2)地方	県支出金		(千円)	62		0	202		0 (		
る。 ②市が単独で所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図るこ日より助成を行っている。				1015	也(使用料・3	手数料等)	(千円)	277	20	•	368	60			
1 2 2 mm 5 11 2 Co. 00				(4)一般			(千円)	0		0	0		0 0		
				A. 予算 (?	<b>夬算)額((1)~</b>	(4)の合計)	(千円)	339	20	)6	570	60	0 650		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化などの悪土場取り悪くまない。	<u>;</u> )				に携わる正		(人)	1		1	1		1 1		
②要支援又は要介護の認定を受ける者が年々増加しているため、今後も低所得者からの申請が増えるものと思われる。					の年間所要		(時間)	100	24		250	25			
			_		(②×人件費車 係る総費用		(千円)	401 740	1, 00		1, 051 1, 621	1, 05			
				(参考)人		(A+D)	(円@時間)	4, 010	4, 20		4, 205	4, 20			
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)					市の実施状況	己 (排		いる内容又は把				1, 20	1, 200		
特になし。				〇 把	握している	る。	②近隊	に基づき行われ 市(富山市・黒	部市・滑川市)	は行っ	っていない。:	介護手当支給事	業やおむつ等介		
				● 把	握していない	自日		事業で、在宅介 ることは行って			でい、仕七	川暖をしている	心が特合を印建		

<ul> <li>○ 直接使力・シェールの無関でも実施が義務付けられている         <ul> <li>● 体令などにより南による実施が義務付けられている                 <ul> <li>● 佐々だによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は国難)なため、由したよう業施が差別</li> <li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li> <li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li> <li>○ 政制でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li> <li>○ 政制でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li> <li>○ 政制でもサービス規模は可能がよったの要素を定める。</li> <li>○ 政制の事務を定める。</li> <li>○ 政制の事務を定める。</li> <li>○ 政制の事務を定めため、利用者へ事業の開知機能をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。</li> <li>○ 支援明</li></ul></li></ul></li></ul>	1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)  ■ 直結度大
<ul> <li>○ 法令などにより商による実施が義務付けられている</li> <li>● 法令などにより高解付けはないが、公外性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が受当</li> <li>○ 民間でもサービス機供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が受当</li> <li>○ 民間に自的生産成しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を格が(廃止)が妥当</li> <li>○ 民に目的を連成しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を格が(廃止)が妥当</li> <li>○ 民に目的全連成しているが、同時の自身を確か必要は、企業を関するが表別</li> <li>○ 民に目的全連成しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を格が(廃止)が妥当</li> <li>○ 民に目的を連成しているが、関連の必要性は低く、今後は市の関与を格が(廃止)が妥当</li> <li>○ 民に目的全連成しているの、市の関与を雇止が妥当</li> <li>○ 民は日の本地なし。</li> <li>② 現状の対象と整図は適切であり、見重しの余地なし。</li> <li>② 現状の対象と整図は適切であり、見重しの余地なし。</li> <li>② 財産サービス利用者は年々増加しているため、利用者へ事業の層知徹底をすることによりさらなる成果の向上が見込まが、表別</li> <li>○ 企業の自身では、成果の向上が免後で表別を表別を表別を表しているとの事務事業はない。</li> <li>② 遺費サービス利用者は年々増加しているため、利用者へ事業の層知徹底をすることによりさらなる成果の向上が見込まが、表別</li> <li>② 遺費サービス利用者は年々増加しているため、利用者へ事業の層知徹底をすることによりさらな成果の向上が見込まが、表別</li> <li>② 遺費サービス利用者は年々増加しているため、利用者へ事業の層知徹底をすることによりさらな成果の向上が見込まする。</li> <li>② 遺費サービス利用者は年々増加しているため、利用者へ事業の層知徹底をすることによりさらな成果の向上が見込まする。</li> <li>② 遺費サービス利用者は年を増加しているため、利用者へ事業の層知識底をすることによりさらな成果の向上が見込まする。</li> <li>② 選携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。</li> <li>② 要素の削減の今地に「提供のの主義を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を</li></ul>	9 1 3 1 1
● 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた ● 成、市による実施が妥当 ○ 民間でも少して及機はは常能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 西が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に自めを達成しているので、市の関与を廃止が妥当 根拠法合等を定入 3. 目的見成しつ余地(現状の   対金)と【意図】は適切か、また、どのように見成す余地があるか説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 明 明   (有効性の評価   4、 級集向レの余地(成果の向上が令後どの程度見込めるか説明)	
● め、市による実施が妥当     ○ 民間でもサービス機供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当     ○ 所が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の間与を縮小(廃止)が妥当     ○ 既に目的を達成しているので、市の間与を廃止が妥当     根拠法令等を記入     3. 目的見直しの余地 (現状の [対象] と [整図] は適切であり、見直しの余地なし。     3	
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 (既に自的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当           (機数治今等を記入           3. 目的見直しの赤地 (現状の 【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)           4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)           5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の層知徹底をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。。           6. 事業費の開放の余地 (手段を工夫することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。           2 切	
● 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法令等を記入  3. 目的見底しの余地 (現状の [対象] と [芸図] は適切か、また、どのように見底す余地があるか説明)  現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後との程度見込めるか説明)  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)  なし 説明  【外学性の評価】  6. 事業費の耐減つ余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明)  成別  「なし 説明  「なし 説明  「なし 説明  「ないでは、市の要欄で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)  をし 説明  「ないでは、市の要欄で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)  なし 説明  「ないでは、市の要欄で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)  「会差者負担の適正化の余地 (過去の見成しや社会経済状況等から)  「おっとなる事態なし  「本でいまたの余地 (過去の見成しや社会経済状況等から)  「報覧金であり、受益者負担にはなじまない。  「会話を対し、現場 (場内他市と比較し、今後のあり方について説明)  「本でいまたい。 (場別)  「本でいまたの余地 (過去の見成しや社会経済状況等から)  「本でいまたの余地 (過去の見成しや社会経済状況等から)  「本でいまたの余地 (過去の見成しや社会経済状況等から)  「本でいまたの余地 (過去の見成しを社会経済状況等から)  「本でいまたの余地 (過去の見成しを社会経済状況等から)  「本でいまたの余地 (過去の見成しを社会経済状況等から)  「本でいまたの余地 (過去の見なしを社会経済状況等から)  「本でいまたの余地 (過去の見なしまない。 現場を表も知の水準 (場内他市と比較し、今後のあり方について説明)  「本でいまたの余地 (場内他市と比較し、今後のあり方について説明)  「本でいまたの余地 (場内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
根根法令等を記入  3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)  現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。  4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  / が選サービス利用者は年々増加しているため、利用者へ事業の周知徹底をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の信息をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。  ② 関連を使い評価  6. 事業費の削減の余地(手段を工失することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  助成割合については、市の要調で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)  なし 説明  必要要小限の人件費で運営している。  なし 説明  ※ 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者もり、貴担なし、表現の地に、表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	
3. 目的見直しの余地 (現状の [ 対象] と [ 意図] は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)  現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。  【有効性の評価】  4. 成果の向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  介護サービス利用者は年々増加しているため、利用者へ事業の周知敬彦をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。  あり 現場することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  遠甥することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  ② 別  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  取成割合については、市の要値で定めている。(国の補助対象としている助成割合に業じている。)  ② 別  必要爰小服の人件費で運営している。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者為り、負担なし  選正化の余地なし  数明  「物かであり、受益者負担にはなじまない。  ③ 本市の受益者負担で水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  「補助金であり、受益者負担にはなじまない。  ③ 本市の受益者負担で水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  「補助金であり、受益者負担にはなじまない。  ③ 本市の受益者負担で水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	() 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。   「名が性の評価	根拠法令等を記入
【有効性の評価】  4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  为	
・	說
あり 説	【有効性の評価】
あり 説明 れる。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  2. 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  3. できない理由も説明)  5. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  5. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  5. なし 説明 が成割合については、市の要綱で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)  5. を基者負担の正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  5. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  6. 事業費の削減の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  7. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  7. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  7. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  8. 受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  8. であり、受益者負担にはなじまない。	
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。   「効率性の評価	れる。 ・ tu
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。   「効率性の評価	5、連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
【 効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  なし 説明 助成割合については、市の要綱で定めている。 (国の補助対象としている助成割合に準じている。)  なし 説明 必要最小限の人件費で運営している。  ② 必要最小限の人件費で運営している。  ③ 必要最小限の人件費で運営している。  ③ と益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担なし 説明 補助金であり、受益者負担にはなじまない。  ③ 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  「高い 説明 補助金であり、受益者負担にはなじまない。  ③ 平均 説明 補助金であり、受益者負担にはなじまない。	
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  なし 説明 助成割合については、市の要綱で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)  必要最小限の人件費で運営している。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者負担し 説明	
なし       説明         (公平性の評価)	【効率性の評価】
なし       必要最小限の人件費で運営している。         【公平性の評価】       と要最小限の人件費で運営している。         【公平性の評価】       と要益不負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)         特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし 適正化の余地なし 適正化の余地なし 可能       前助金であり、受益者負担にはなじまない。         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ( 平均       開助金であり、受益者負担にはなじまない。	
図	助成割合については、市の要綱で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)
なし       説明         【公平性の評価】       8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)         特定受益者あり・負担なし適正化の余地なし       議期金であり、受益者負担にはなじまない。         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ○ 高い の お助金であり、受益者負担にはなじまない。         ・ 日本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         補助金であり、受益者負担にはなじまない。	
なし       説明         【公平性の評価】       8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)         特定受益者あり・負担なし適正化の余地なし       補助金であり、受益者負担にはなじまない。         適正化の余地なし       説明         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ○ 高い の お助金であり、受益者負担にはなじまない。         ・ 日本のではまりの表現の表現であり、受益者負担にはなじまない。         ・ 日本ののではまりの表現であり、受益者負担にはなじまない。         ・ 日本のではまりの表現であり、受益者負担にはなじまない。	
なし       説明         【公平性の評価】       8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)         特定受益者あり・負担なし適正化の余地なし       議期金であり、受益者負担にはなじまない。         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ○ 高い の お助金であり、受益者負担にはなじまない。         ・ 日本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         補助金であり、受益者負担にはなじまない。	必要最小限の人件費で運営している。
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)         特定受益者あり・負担なし       補助金であり、受益者負担にはなじまない。         適正化の余地なし       説明         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ○ 高い       説明         () 平均       説明	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)         特定受益者あり・負担なし       補助金であり、受益者負担にはなじまない。         適正化の余地なし       説明         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ○ 高い       説明         () 平均       説明	【公平性の評価】
特定受益者あり・負担なし 助・負担なし 適正化の余地なし       補助金であり、受益者負担にはなじまない。         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ○ 高い ○ 平均       説 明	
り・負担なし       説明         適正化の余地なし       明         9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)         ○ 高い       説明         () 平均       説明	
適正化の余地なし     明       9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)       ○ 高い     説 明       ○ 平均     説 明	11、各担な1
<ul><li>○ 高い</li><li>○ 平均</li><li>説明</li><li>補助金であり、受益者負担にはなじまない。</li><li>説明</li></ul>	
〇 平均 <b>説</b> 明	9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
サウ <sup>平均</sup> <mark>明</mark>	○ 高い 補助金であり、受益者負担にはなじまない。
○低い	
	○低い

#### 【必要性の評価】

	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	● 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1 1	1. 事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
k	評価結果の総括と今後の方向性

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1)評価結果の総括

○ 目的見直し

(1)計画相来の秘括								
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり						
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり						
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり						
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり						
(a) A ※ 本本本本								

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

	③ 効学性	画 週 9月	○コスト則	例の 宗地めり	
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負	担の適正化の余地	あり
(2	)今後の事務事業の	方向性			
	○ 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施		年度
	○ 終了	○ 廃止	〇 休止		
	<ul><li>他の事務事業</li></ul>	をと統合又は連	携		

争務争業のでり万以書	

★改革	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		引き続き担当ケアマネージャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		担当ケアマネージャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。	成 果の方向性
	中·長期的 (3~5年 間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	*	課長	総括	評価	(一次	:評価	i.
---------------	---	----	----	----	-----	-----	----

国の低所得利用者負担対策による事業であり、経費的には少ないが対象者にとっては切実な事業であると考えるの で現状維持が適当である。

二次評価の要否

不要

事業コード

23460040

事務事業名ホームヘルプサービス利用者負担軽減事業

【1枚目】

008010101

子	算 書 の	事業名	4. ホ-	-ムヘルプ+	ナービス利用者	<b>皆負担激変緩和措</b>	<b>昔置事業</b>		課名等		社会福祉部	政	策名	第4節 優	やかで	共に支えあう福祉	:社会の構築	款 1. 総務	費	
事	業期間	開始年月	) 平	成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金	係 名 等		介護保険係	施	策名	6. 社会货	降制度(	の充実		項 1. 総務	管理費	
実	施方法	O 1.	指定管理	者代行 〇	2. アウトソ	ーシング ● 3	. 負担金·補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		澤田 宏平	区	分	介護保険制	度			1. 一般	管理費	
									電話番号		0765-23-11	48 基:	本事業名	介護保険の	健全な	事業運営				
									<u> </u>											
		要(どのよ			/:	=L00 A =#\	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			, da 10		4 = # 10 7 = 1 1-	=1	L 00 A =# 11		実	績		計画	
ビス ①障 とす	の継続的な 害者自立支 る。	利用の促進 援法による	を図るこ ホームへ	とを目的と ルプサービ	している。 ス利用時にお	いて境界層該当の	として負担額がOP	いた低所得の障害者等  の者であって、平成18:   <u> </u>	年4月1日以降に	介護	<b>候保険の対象</b> 。				単	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
						や物、自然資源な		「陌的に自行率を上げ、	開系の自担 である	) [ 등	① 対象者	*6				7		7	0 0	0
1	によって介	護保険の対象	象となった	た者。				た者であって、65歳に至 った40歳から64歳までの		対象指標	2	<del>3</del> X			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	,		7	0	
	<平成20年	度の主な活動	動内容>													_		_		
E	申請に基づ	き、世帯の	収入等を	確認し、対象	<b>東者と決定し</b> た	≥場合は、減額額	恩定証等を交付する	•		活	① 申請者				ᄉ	7		7	0 0	0
手段	1. 17 HO1 F	m o m m F								動指	1									
	* 平成21年。 なし	度の変更点								標										
											3									
					こ変えるのか) <b>圣済的負担を</b> 朝						① 軽減額				円	209, 177	49, 83	32	0 0	0
意	川設体限り	一しへを利	посия	のは日日の中	主角 印具担でも	ENG 9 Oo				成里										
図										果指標										
										123	3									
7 4	<施策の目	指すすがた	>							1	成果指標が再	見段階で取得でき	きていな	い場合、そ	の取得力	法を記入				
	介護保険事	業が健全に	運営され、	. 充実したか	<b>ト護サービス</b> カ	が提供できる。					,,,,,,,									
結果																				
<b>♦</b> =	の事務事業	関始のきっ	かけ(何	年〈頃〉から	どのようなき	っかけで始まった	たか)					(1)国・県3	支出金		(千円)	156	3	38	0 0	0
								ていた。平成12年4月  度の適用を受けること				源 (2)地方債			(千円)	0		•	0 0	
						用の促進を図る		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			11/11/11	内 (3)その他 (		手数料等)	(千円)	132			0 0	
												(4)一般財源 A. 予算(決算		(A) (D (A \$1)	(千円)	288		1.1	0 0	0
▲盟	始時期以後	の事務事業	を取り券	く環境の変	化レ 合後予	相される環倍変	化 (注改正 担制経	和、社会情勢の変化な	₩)			①事務事業に			(人)	1	,		0 0	
210	ついては訪	問介護利用	時の利用	者負担が通	常10%負担の	ところを、3%1	に減額するものとし	て始まった。今後利用	者負担割合が、平			②事務事業の			(時間)	100	6	•	0 0	0
		月30日まで このため、				ら平成20年6月3	30日までの間は6%	5、平成20年7月1日か	らは通常の10%負	担と	:することが	B. 人件費 (②			(千円)	401	25		0 0	0
次よ	こうしいる。	_ 0) /= a) .	十成204	及じ終」し	1=0							事務事業に係	る総費用	(Å+B)	(千円)	689	31	18	0 0	0
												(参考) 人件	費単価		(円@時間)	4,010	4, 20	05 4, 20	5 4, 205	4, 205
		こどからの要	望・意見	(担当者の	私見ではなく、	、実際に寄せられ	れた意見・質などを	記入)				◆県内他市の	り実施状況			いる内容又は把				
特に	なし。											● 把握1	している		の制度に	基づき行われて	おり、他市も実	ミ施しているもの。	と考えられる。	
												〇 把握1	していな	:11						

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

【日の女子生の計画】
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)
<ul><li>直結度大</li><li>意図の「介護保険サービス利用者の経済的負担を軽減する」ことは介護保険サービスの利用促進となり、施策の目</li></ul>
○ 直結度中
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた め、市による実施が妥当
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
34
なし <mark>説</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説
明 ·
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
②について平成20年6月30日をもって終了した。
あり <mark>説</mark> <mark>朗</mark>
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
②について平成20年6月30日をもって終了した。
あり 説
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
は助会でなり   悪女老台切にけなりまない
付足又独自の
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 補助金であり、受益者負担にはなじまない。
O WHO II
<ul><li>低い</li></ul>

#### 【必要性の評価】

○ 目的見直し● 事務事業のやり方改善

10. 社会的ニーズ (この事務事業に	どれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であ	り、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおか・	つ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニー	ズを感じている	
● 一部の市民などに、ニーズが	ある	
○ 一部の市民などに、ニーズが、	あるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されてい	<b>న</b>	
○ 上記のいずれにも該当しない		
11. 事務事業実施の緊急性		
○ 緊急性が非常に高い		
○ 緊急に解決しなければ重大な	<b>過失をもたらす</b>	
○ 市民などのニーズが急速に高	まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなけ	れば市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくて	も市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1)評価結果の総括		
① 目的妥当性 ● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 画切	〇 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ○ 適切	● コスト削減の余地あり	
<ul><li>④ 公平性</li><li>● 適切</li></ul>	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)今後の事務事業の方向性		<del>-</del>

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		②については平成20年6月30日をもって事業終了する。しかしながら、低所得の方につ	コストの方向性
		いては、今後「在宅サービス利用者負担助成制度」または「社会福祉法人等利用者負担 軽減制度」の適用となる。	
実	(平成22 年度)		削減
実施予	,,		
定時		同上	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		低下

年度

# 

事 業 コード 23460100

【1枚目】

008010201

	事務事業名 介護保険料徴収事務	部名等		企画総務部	Į	政策の柱	第2章	安心して仮	建やかにくらせる	まち	会計介護保険	事業特別会計(介	護保険事業勘定)
	予算書の事業名 2. 賦課徴収費	課名等		税務課	J	攺 策 名	第4節	健やかで却	<b>キに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 1. 総務	ŧ	
	事業期間 開始年度         平成12年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		納税係①	力	施 策 名	6. 社会	保障制度0	D充実		項 2. 徴収	ŧ	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		保里 晃徳	1	ヹ 分	介護保険	制度			1. 賦課往	数収費	
		電話番号		0765-23-1008	ž	基本事業 名	介護保険	の健全な事	<b>事業運営</b>				
	▶事業概要 (どのような事業か) ↑護保険料を徴収する。								実	績		計画	
								位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険加入者			① 賦課件数				件	12, 245	12, 53	6 12, 600	12, 600	12, 800
17 400	<mark>성</mark> •		→	象 ② 介護保険料	(現年分	)		円	720, 321, 890	732, 721, 05	740, 000, 000	740, 000, 000	750, 000, 000
				③ 翌年度に繰	越された	滞納金額		円	16, 818, 552	16, 988, 99	20, 000, 000	22, 000, 000	24, 000, 000
	<平成20年度の主な活動内容> 介護保険料の賦課、徴収			① 督促状の発 活	送件数			件	1, 718	1, 54	9 1,500	1, 400	1, 400
il mi	<mark>手</mark> * * 平成21年度の変更点 なし			動 ② 賦課件数 標				件	12, 245	12, 53	6 12, 600	12, 700	12, 800
				3				件					
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護保険料を納めさせる。			① 滞納繰越分	の収納率			%	21. 00	12. 8	0 22.00	23.00	24. 00
T. E.		-		果 指② 現年課税分 標	の収納率			%	99. 00	99. 1	0 99. 10	99. 20	99. 30
	CHAMBOR HE S S S S S S S S S S S S S S S S S S			3	k - T- /P -	- 3 1 - 2-		* o E /P -	No. at 2014				
この弁具	そ			↑成果指標が現段階	官で取得で	さくいな	い場合、	との取得方	<b>法を記人</b>				
	◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財	(1)国・県			(千円)	0		0 (	-	
ľ	P成12年度から国の制度として始まったことをきっかけとする。			源内			<ul><li>手数料等)</li></ul>	(千円)	0 2, 517		0 ( 8 2, 569	0 2,500	-
				訳	(4)一般則		1 2011 117	(千円)	0	2,00	0 (	0	0
				Α.	予算(決算	算)額((1)~	(4)の合計)	(千円)	2, 517	2, 39	8 2, 569	2, 500	2, 500
	▶開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化ない。	ど)					E規職員数		9		8 8		_
	高齢者の増加、介護サービスの多様化に伴い、3年毎の制度見直しの際に保険料率が高くなっている。 また、制度発足当初から本制度に対する市民の根強い不信感と不満がある。					の年間所要		(時間)	460				
ľ							単価/千円)		1, 845	,			
					務事業に係 参考) 人作	系る総費月	H (A+B)	(千円)	4, 362	4, 16			
L	<ul><li>市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</li></ul>					午賀単価の実施状	9D		4,010	4,20		4, 205	4, 205
	▼	の不平・不満がる	ある		○ 把握	<u>の美胞状</u> 量している 量している	· •	(把握して 調査してい		座していない理	ロッ記八幡		

01050100

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246021

予算科目

【目的妥当性の評価】										
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)										
● 直結度大 保険料の賦課徴収は制度の根幹をなす。										
直結度中 説										
○直結度小										
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)										
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている										
<ul><li>→ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li></ul>										
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当										
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>										
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当										
地方稅法、介護保険法										
根拠法令等を記入										
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)										
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。										
説										
act Ing										
Level 11 o 27 ft										
「有効性の評価」										
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)										
成果向上の余地なし。										
説										
なし <mark> </mark>										
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)										
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。										
説										
なし <mark></mark>										
【効率性の評価】										
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)										
最低限必要な事業費で実施している。										
た! 説										
なし <mark>関</mark>										
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)										
最低限必要な人件費で実施している。										
なし <mark>説</mark>										
明 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・										
【公平性の評価】										
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)										
<b>労力を持ちます。</b>										
特定支給有な										
し・負担なし <mark>説</mark>										
調査でルの全地なし										
適正化の余地なし										
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)										
高い  ② 高い  ② 高い  ② 高い  ② おいます (水) においます (水) におい										
○ 平均 説 :										
in the second se										
<ul><li>低い</li></ul>										

【必要性の評価】

10	10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
	○ 全国的又は広域	的な課題であり	)、ニーズが非常に高い						
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
	● 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
	○ 一部の市民などに、ニーズがある								
	○ 一部の市民など	に、ニーズがま	あるが、それが減少しつつある						
	○ 目的はある程度:	達成されている	3						
	○ 上記のいずれに	も該当しない							
11	. 事務事業実施の緊急	性							
	○ 緊急性が非常に	高い							
	○ 緊急に解決しな	ければ重大な道	過失をもたらす						
	<ul><li>市民などのニー</li></ul>	ズが急速に高る	<b>まっている</b>						
	● 緊急性は低いが	、実施しなけれ	<b>ルば市民生活に影響が大きい</b>						
	○ 緊急性が低く、	実施しなくても	お市民サービスは低下しない						
*	評価結果の総括と今	後の方向性							
	(1) 評価結果の総括								
	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
	② 有効性 ■ 適切 ○ 成果向上の余地あり								
	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり								
	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり								
	(2) 今後の事務事業の方向性								

★改	革·改善案(	いつ、ど	(のような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		,	R税、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築してい	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)	•		維持
定時		/	は税、他市町村等との連携をさらに進め、効率的な徴収事務体制を構築していします。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)	٠		維持

年度

۲	課具	<b>事総</b> :	括評	価 (一:	次評	(iIII)

○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善

● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○他の事務事業と統合又は連携

本市は、介護保険施設の立地が近隣市町村に比べ多いなど施設サービス基盤が充実していることや、介護サービス利用者の増加などから、保険給付費は増加傾向にある。 介護保険事業の安定運営のための財源となる介護保険料について、住民の理解を求めながら、市条例等に基づく 公正・公平な賦課徴収に努める必要がある。

こ次評価の要否

不要

事業コード 23460110

【1枚目】

008010301

	事務事業名 介護認定審査事業				部名等	Ş	民生部	j	政策の相	第2章 多	そ心して仮	建やかにくらせる	まち	会計介護	呆険事業物	寺別会計(介護	(保険事業勘定)
	予 算 書 の 事 業 名 1. 介護認定審査事業				課名等	ş	社会福祉部	į į	政策名	第4節 俊	<b>ま</b> やかでま	<b>キに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 1.	総務費		
	事業期間 開始年度 平成11年度 終了年	上度 当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等	名 等 介護保険係 施 策 名 6. 社会保障制度の充実					項 3.	介護認定署	客査会費				
	実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウ	1トソーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名	á	近堂 暢昭	3	区 分	介護保険制	度			1. 介護認定審査会費			
	,				電話番号	ļ-	0765-23-11	48	基本事業名	介護保険の	)健全な事	<b>事業運営</b>					
_	and all for one of the analysis of the analysi				<u>-</u>									_		21 ==	
	▶事業概要(どのような事業か) ↑護サービスを利用するには、被保険者(及びその家族	等) が要介護認定申請	まして、介護認'	定審査会の審査による要	介護の認定を	受けれ	なければならなり	い。市は、認知	定調査員()	こよる訪問訴		実	績			計画	
査構	をの基本調査結果を基にコンピューター判定(一次判定 構成された介護認定審査会を開催する。介護認定審査会 すう。	?)を行い、さらに認定	2調査員による特	記事項や主治医意見書の	内容を踏まえ	T. 1	保健・医療・福祉	业の各分野の	学識経験る	を有する者で	甲	19年度	20年度	21年月	Ē	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。) 要介護認定申請者	※人や物、自然資源な	ど)					認定申請者			٨	2, 442	2, 5	:1	2, 600	2, 650	2, 700
交	<del>对</del>					_	対 象										
务	<b>\$</b>						指 ② 標										
							3										
	< 平成20年度の主な活動内容 > 介護保険法に基づく要介護認定申請(新規・更新・)	亦再)にほる憲本判定。	ひびそわに 仕随さ	よる車数加田 零本禾昌(	+ 松執20 夕		① 要介護	認定審査件数			件	2, 358	2, 44	3	2, 510	2, 560	2, 610
=	が、任期は2年、1合議体5名とし4合議体で構成で、任期は2年、1合議体5名とし4合議体で構成						活動										
長	*平成21年度の変更点						動 ② 標										
	特になし						3										
-	(この事務事業によって、対象をどのように変える)	のか)															
	要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審:		護)が行われる。				① 要支援	・要介護と認	定された	人数	人	2, 352	2, 43	86	2, 500	2, 550	2, 600
意							果 ②										
这	×						標										
							3										
そ	そ <施策の目指すすがた>						↑成果指標が現	見段階で取得て	ぎきていな	い場合、そ	の取得方	法を記入					
の組	が 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービス: 情	が提供される。															
果	<mark>콘</mark>																
	<mark>▶この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのよう</mark> ↑護保険法に基づき、平成11年10月から認定審査を		カゝ)					財	県支出金		(千円)	0		0	0	0	0
ונ	Ⅰ段体候広に盛りさ、平成11年10月から認定番貸を	天ル						源 (2)地方値内 (3)その他		<ul><li>手数料等)</li></ul>	(千円)	6, 829	5, 7	0	0 5, 949	6, 000	6,000
								(4)一般則		· 于数科等/	(千円)	0, 829	5, 7	0	0, 949	0,000	0,000
								A. 予算(決		(4)の合計)	(千円)	6, 829	5, 7	3	5, 949	6, 000	6, 000
•	▶開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今	後予想される環境変化	(法改正、規制	緩和、社会情勢の変化な	ど)			①事務事業(	に携わるエ	E規職員数	(人)	5		5	5	5	5
	ト市において要介護認定を受けた方の人数は、平成12年	度の1,084人から、平月	成20年度は1,995.	人と1.8倍増となった。高	高齢化の進行に	今後	ますます顕著と	②事務事業の	の年間所要	要時間	(時間)	3, 660	3, 04	10	3, 200	3, 250	3, 300
13	なるため、認定者数も増加し続けると考えられます。							B. 人件費 (	②×人件費	学単価/千円)	(千円)	14, 677	12, 78	13 1	3, 456	13, 666	13, 877
								事務事業に		∄ (A+B)	(千円)	21, 506	18, 5		9, 405	19, 666	19, 877
L								(参考) 人(			(円@時間)	4, 010	4, 20		1, 205	4, 205	4, 205
	▶市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではました)	なく、実際に寄せられ	た意見・質問な	どを記入)				◆県内他市	の実施状			いる内容又は把			2#:1	7	
特	寺になし							● 把排	屋している	5 <b>→</b>	護保険法	で義務付けられ	<b>しおり、すべて</b>	の市町村で多	き他してい	' ବ ঃ	
								〇 把挑	星していた	211							

部・課・係名等 コード1

02020300

政策体系上の位置付け

コード2

246021

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 意図の「要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審査判定(要支援・要介護)が行われる。」ことによ
○ 直結度中
○直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
<ul><li>民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
・介護保険法 (平成9年法律第123号) 第14条 ・魚津市介護認定審査会条例(平成11年魚津市条例第18号) 第1条
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
説
なし <mark>明</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
説
なし <mark>明</mark>
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
平成20年度より1回あたりの審査会に出席する委員を削減することにより審査会運営経費の削減に努めている。
しかしこれ以上の削減は、審査会の運営自体を妨げるものである。
なし <mark>開</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
現在、審査会ごとに市(事務局)は主務者1名、副主務者1名が出席して会議の運営にあたっているが、必要最小限の
人員で対応しており、削減の余地なし。
なし <mark>明</mark>
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ 介護認定審査事業は、受益者負担になじまない。
り・負担なし 説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い 介護認定審査事業は、受益者負担になじまない。
— □ 説
● 平均 <mark>明</mark>
○低い

# 【必要性の評価】

10.	住会的ニース (この事務事業にとれくらいのニースかあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

(1)	評価結果の総括		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	0		0 4 11 11 5 12 11 11 11 1 1 1 1 1 1

④ 公平性● 適切○ 受益者負担の適正化の余地あり(2) 今後の事務事業の方向性● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施

年度

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

★ 評価結果の総括と今後の方向性

○ 事務事業のやり方改善

★改:	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460120

事務事業名介護認定審査会委員研修事業

【1枚目】

008010301

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

予算科目

予	算書 0	り事業名	2. 介護認定審査	至会委員研修事業				課名等		社会福祉語	政策	名第41	節の健やが	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	款	1. 総務費		
事	業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等		介護保険係	施策	名 6.	社会保障制	制度の	)充実		項	3. 介護認	定審査会費	
実	施方法	O 1. #	f定管理者代行 (	<ul><li>2. アウトソ-</li></ul>	ーシング 〇 3	. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		高森 玲子	<u>-</u>	分 <b>介護</b>	保険制度				目	1. 介護認	定審査会費	
								電話番号		0765-23-11	基本事	業名 介護	保険の健全	全な事	業運営					
▲車	業概更 ()	ごのような事績	を タプ)												実	结			計画	
				公平・公正かつ道	適切な審査判定を	を実施するために必	要な知識、技能を修得	<b>}及び向上させるこ</b>	とを	目的とする。				単位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度
	(この事務 <b>)護認定審</b>		何を対象にしてレ	いるのか。※人や	物、自然資源な	:ど)				① 介護認	定審査会委員			人	20		20	20	20	20
対象	1 暖心足苷	且女女具						-	対象指標	2										
									125	3										
ম	F成21年度	度の主な活動 に要介護認定 明が行われた	制度の改正が行わ	つれるため、県主	E催の研修会及び	『任命時に保険者よ	り制度、施行状況及び	審査判定等に	活		開催回数			回	1		1	1	1	
		度の変更点 併せて、県の	研修会への参加は	まもとより、必要	『に応じて市独自	目でも研修会等を開	崔する。		動指標	1 2										
			<ul><li>、対象をどのよう</li><li>公平・公正かつ道</li></ul>		「できる能力を身	∤に付けることがで	きる。		-4-	① 研修会	受講者数			人	16		17	20	20	20
意図								-	成果指標	2										
		Ha 1- 1- 10 5 -							<b>^</b>	3	a country as the second		7.5	. /B _L .	Vi. d. Sep 4					
-		指すすがた> <b>業が健全に通</b>	営され、充実した	∈サービスが提供	される。				1 )	成未担保から	<b>見段階で取得できてい</b>	いよい場合	で、ての取	(何刀)	伝を記入					
<b>♦</b> =	の事務事業	英開始のきった	いけ (何年(頃)か	らどのようなき~	っかけで始まった	たか)		<u> </u>	<u> </u>		(1)国・県支出会	金	(千	-円)	0		0	0	0	(
介護	保険制度 <i>σ</i>	D施行により、	平成12年度から	実施							源 (2)地方債			-円)	0		0	0	0	(
											内 (3)その他(使用	料・手数料		-円)	0	1	90	338	350	350
											(4)一般財源			一円)	0		0	0	0	(
A 00	// mb 160 to 1 //	' on the 2/e of all a	The Mark State of the State of	*".1		n. (Not ) In the let	- 4 A H M 11 . 1	- 10\			A. 予算(決算)額((			-円)	0	1	90	338	350	350
							和、社会情勢の変化な 後のますますの高齢化		<b>仕</b> 数	か一世かが目	①事務事業に携わ			人)	20		20	20	1 20	20
込ま	れる。平成	は21年度は特					研修による審査会委員				②事務事業の年間 B. 人件費 (②×人)			子间) 円)	411		84	20 84	84	84
は不	可欠である	<b>.</b>									事務事業に係る総			一円)	411		274	422	434	434
											(参考) 人件費単			(G時間)	4,010	4, 2		4, 205	4, 205	4, 205
◆市	民や議会力	アンからの悪質	2. 音見 (担当者)	の利見でけかく	実際に寄せら	れた意見・質問など	を記入)				◆県内他市の実施				4,010 いる内容又は把払				7, 200	7, 200
特に		-CW 500 X3		- Indu Clark (	Content Con	アニング 東南な	C 10/V				● 把握してい	<b>いる</b>		<b>R</b> 険法	で介護認定審査会				<b>保険者ごとに委員</b>	研修が実施さ
											○ 把握してい	いない								

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
● 直結度大
直結度中  「直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
・介護保険法(平成9年法律第123号)第14条 ・魚津市介護認定審査会条例(平成11年魚津市条例第18号)第1条
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
研修等を受講することで、対象者の知識・技能レベルの維持、向上が図られる。
<b>説</b>
問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
説
なし 期
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  「研修等参加に対する報償費を支出しているが、対象者の知識・技能レベルの維持、向上のためには削減は困難である。
なし <mark>説</mark> 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
年に1~2度の研修会であり、十分に工夫している。
なし <mark>説</mark> 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ  介護認定審査会委員研修事業は、受益者負担になじまない。
<u>り・負担なし</u> 説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
↑護認定審査会委員研修事業は、受益者負担になじまない。
● 平均 <b>説</b> 明
○ 低い

【业	必要性の評価】
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

### ★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1,	評価結果の総括		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
/	A // a + 7/2 + 114 a	-tt (d)	

5 - 1 IL	<u> </u>	O / LILD /	(1-1)	20//				
今後の事務事業の方向性								
○ 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施		年度				
○ 終了	○ 廃止	〇 休止						
○ 他の事務事業	巻と統合又は連	携	_					

○ 目的見直し

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		制度改正があれば対応。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		制度改正があれば対応。	成果の方向性
時期	中·長期的 (3~5 年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

23460130

【1枚目】

008010302

7	事 務 事 業 名 介護認定調査事業	部 名 等		民生部	政策の柱第2章 安心	会計	会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)					
-	予算書の事業名 1.介護認定調査事業	課名等		社会福祉課	政 策 名 第4節 健	<b>かで</b> ま	<b>共に支えあう福祉</b>	社会の構築	款	1. 総務費		
事業期間 開始年度 平成11年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業				介護保険係	施策名6.社会保障	章制度の	度の充実 項 3. 介護認定審査会費					
61.	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		近堂 暢昭	区 分 介護保険制度	ŧ			目	2. 認定調	査等費	
		電話番号		0765-23-1148	基本事業名介護保険の係	建全な事	<b>事業運営</b>					
•	事業概要(どのような事業か)						実統	績			計画	
介	護保険法に基づき、要介護(要支援)認定のための訪問調査を行う。					単位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ・65歳以上(第1号被保険者)の市民及び40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の特定疾病者のうち要介護 定申請した者	(要支援) 認	対象指標	(2)	+数	件	2, 442	2, 53	31	2, 600	2, 650	2, 700
	〈平成20年度の主な活動内容〉 ・要介護(要支援)認定申請者に対して、調査員(市直営、委託)による訪問調査を行う。		活	① 延べ調査件	<b>‡数</b>	件	2, 442	2, 53	31	2, 600	2, 650	2, 700
手段	*平成21年度の変更点	-	動指標	② 市直営調査	<b>全</b> 件数	件	2, 405	2, 48	88	2, 550	2, 600	2, 650
	変更なし		悰	③ 委託調査件	‡数	件	37	4	13	50	50	50
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護認定審査判定のために、対象者の状態を正確に把握する。		成	① 調査票作成	<b>艾件数</b>	件	2, 442	2, 53	31	2, 600	2, 650	2, 700
意図		<b>→</b>	<b>从果指標</b>		<b>戈数/延申請件数</b>	%	100.00	100.0	00	100. 00	100. 00	100. 00
				3								
その結果	<施策の目指すすがた> 正しい審査判定を行うことにより介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。		↑历	<b>成果指標が現段</b> [	階で取得できていない場合、その	取得方	法を記入					
-	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			B	T	(千円)	0		0	0	0	C
11	護保険制度の開始(平成絵12年4月1日)			80.0	1	(千円) (千円)	0 9, 979	10, 41	0	13, 055	13, 100	13, 200
				訂	7	(千円)	9, 979		0	13, 055	13, 100	13, 200
				A	( - ) (	(千円)	9, 979	10, 41	2	13, 055	13, 100	13, 200
<b>*</b>	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	<b>ほど</b> )		1	事務事業に携わる正規職員数	(人)	1		2	2	2	2
	高齢化が進み、申請者数の増加が見込まれる。 平成15年度に一次判定ソフトが改訂され、調査項目が変更された。			2	事務事業の年間所要時間	(時間)	500	76	60	800	800	800
	平成16年度より国の事務費交付金(補助金)が廃止された。					(千円)	2, 005	3, 19	_	3, 364	3, 364	3, 364
	平成17年度に新予防給付導入のためのモデル事業が実施された。 平成18年度より新予防給付が導入され、調査項目、主治医意見書、認定ソフトが変更され、また申請代行、委託訓		ιt:			(千円)	11, 984	13, 60		16, 419	16, 464	16, 564
٠	<u>平成21年度より、認定調査項目の見直しが行われるため、調査員研修等が行われた。</u>			,	(5 3) ) (11 ) ( 1 IIm	(円億時間)	4,010	4, 20		4, 205	4, 205	4, 205
•	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 土、日、時間外の対応を希望				● 把握している		いる内容又は把握 に基づく事業であ				拖している。	
					○ 把握していない							

02020300

政策体系上の位置付け

コード2

246021

予算科目

コード3

「日始の火煙の河伍」

応策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	10.	● 全国的又	ズ(この事務事業に スは広域的な課題でな
○ 直結度中 ○ 直結度中 ○ 直結度小 ② 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) ② 法令などにより市による実施が義務付けられている ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
<ul> <li>直結度中</li></ul>		○ 市固有の	
<ul> <li>直結度小</li> <li>市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)</li> <li>→ 法令などにより市による実施が義務付けられている</li> <li>法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li> </ul>			り課題であり、なおス
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) <ul> <li></li></ul>		〇 比較的多	多くの市民などがニー
<ul> <li>★令などにより市による実施が義務付けられている</li> <li>法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li> </ul>			方民などに、ニーズ:
法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当			方民などに、ニーズ: 方民などに、ニーズ:
○ め、市による実施が妥当			picなどに、ニース/ ある程度達成されてい
O DEBOGA A MARIE WARREST AND A PROPERTY OF A	11		ヽずれにも該当しない たの取をは
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	11.	事務事業実施	
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当			ぶ非常に高い
既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			解決しなければ重大ス
・介護保険法(平成9年法律第123号)第27条 根拠法令等を記入			どのニーズが急速に
			は低いが、実施しなり
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)		○ 緊急性が	が低く、実施しなく
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。			
また 説 and	*	評価結果の総	総括と今後の方向性
<sup>はし</sup>   明	(:	<ol> <li>評価結果</li> </ol>	の総括
		<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	当性 画切
【有効性の評価】	-	② 有効性	● 適切
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)		③ 効率性	● 適切
成果向上の余地なし。		<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切
説.	(2	2) 今後の事	務事業の方向性
a control of the con		● 現状	このまま (又は計画 と
		<ul><li>終了</li></ul>	○ 廃止
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)		() 他の	事務事業と統合又に
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。		○ 目的	見直し
説		<ul><li>○ 事務</li></ul>	8事業のやり方改善
なし <mark>明</mark>			
	<b>→</b> 74	r X - 孙 亲安 /	(いつ、どのようなむ
【効率性の評価】	1	平 以古来 、	制度改正があれば対
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	1		
事業経費の大半は、調査員の派遣に伴う委託料及び常勤職員の賃金である。市直営の調査員数は、認定申請に対してむ		次年度 (平成22	
■ しろ少なすぎる。これ以上の削減は、事業の維持そのものを困難にすることは明らかである。	実	年度)	
なし <mark>説</mark> 明	施	1 1007	
21	予定		制度改正があれば対
	時		削及以上がめれば
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	期		
今後ますます増加すると見込まれるこの事業を遂行するにあたり、成果を下げることなく人件費を削減する余地はありません。		(3~5 年間)	
to l iii		T-101)	
明 			
	J		
【公平性の評価】		具長総括評価(	
8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	法に	基づいて実施	施しており、妥当で
特定受益者あ 介護保険法に基づく事業である。 介護保険法に基づく事業である。			
り・負担なし が護認定調査事業は受益者負担になじまない。			
III			
適正化の余地なし			
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)			
○ 高い 介護保険法に基づく事業である。			
介護認定調査事業は受益者負担になじまない。			
<u> </u>	l		
● 平均 説明			

要性		

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

○ 目的廃止又は再設定の余地あり

	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり					
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	地あり						
(2) 今後の事務事業の方向性								
	● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度							

● 適切 ○ 成果向上の余地あり

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○他の事務事業と統合又は連携

● 適切

年度

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		制度改正があれば対応。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		制度改正があれば対応。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づいて実施しており、妥当である。</b>	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460150

事務事業名 主治医意見書作成事業

【1枚目】

008010302

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

予算科目

予	算書の	事 業 名	2. 主治医意見書	作成事業				課 名 等	社	土会福祉課	政策	f 名 第 4 旬	ケ 健やかて	共に支えあう福祉	社会の構築	款 1. 総務費	t	
事	業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等	ſì	<b>↑護保険係</b>	施策	至 名 6. 社	土会保障制度	の充実		項 3. 介護詞	尼定審査会費	
実	施方法	〇 1. 指	定管理者代行	2. アウトソ	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名	高	高森 玲子	区	分 介護係	<b>保険制度</b>			1 2. 認定記	直等費	
				-				電話番号	076	65-23-1148	基本事	業名 介護保	保険の健全な	事業運営				
		のような事業												美	績		計画	
介護	保険法に基づ	づき要介護	(要支援)認定に	必要な主治医意	見書を作成する。								<b>单</b>		20年度	21年度	22年度	23年度
					や物、自然資源な	ど)			Œ	① 延べ申請	件数		(4	2, 442	2, 432	2. 460	2. 490	2, 520
要	要介護 (要支	え援) 認定申	請した者の主治図	<b>三意見書</b>					対	> ~ 1 In				2,	2, 10.	2, 100	2, 100	
対象										2)								
									標	a)								
									(3	3)								
		で で で で 援) 認定申		見載した主治医に	こ対して、主治医	意見書の作成を求	める。		(1	① 主治医意	見書作成依頼件数	数	44	2, 442	2, 432	2, 460	2, 490	2, 520
手					-7,0 11 = 11=				活									
段 *	*平成21年度	<b>ぜの変更点</b>							当指標 ②	2)								
変	を更なし								175	0								
	( - の	子生 トーナ	、対象をどのよう	いたかさてのかり					H									
			、対象をこのよう な主治医意見書を							① 主治医意	見書作成件数		件	2, 442	2, 432	2, 460	2, 490	2, 520
意								_	成果。				·····					
図									¥ ② 指標	2)								
									157 (3	3)								
	/ 佐笠の日生	ョナすがた>							↑战甲	見場無が相E	<b>设階で取得できて</b>	いかい担合	- その面得	大法を記る				
			とにより介護保険	(事業が健全に選	<b>運営され、充実し</b>	たサービスが提供	される。		一从木	K1H157/1-50.E	X PE CAXAGE CO.C.	V 1/4 V 1/200 II	, C 074X1H	ガムを記入				
結果																		
214	の事務事業	盟始のきっか	aけ (何年/頃>か	らどのようかき	っかけで始まった	- 47)					(1)国・県支出	! <del> </del>	(千円	) (	(	) 0	0	0
			法施行による	9000000000	20 1) CALC 210	-70					短 (2)地方債	1 312	(千円		· ·	0	0	
											内 (3)その他(使用	月料・手数料	l等) (千円	9, 964	10, 206	10, 865	11, 000	11, 500
											(4)一般財源		(千円	0	(	0	0	0
											A. 予算(決算)額(	((1)~(4)の合	計) (千円	9, 964	10, 206	10, 865	11, 000	11, 500
							段和、社会情勢の変化な			L	①事務事業に携わ	つる正規職員	員数 (人)	1	1	1	1	1
		比べ、要介護 増加が見込ま		者は2倍に増え	ている。また、2	2015年には、^	ドビーブーム世代が65	5歳に到達し、高齢	化率も3	30%を超	②事務事業の年間	引所要時間	(時間	200	320	330	340	350
λ.,	<b>中明日級 0</b> 2	日加ル・元と み	.10.00								B. 人件費 (②×人	、件費単価/千	円) (千円	802	1, 346	1, 388		1, 472
										<u> </u>	事務事業に係る総					-		12, 972
											(参考) 人件費單		(円@時	-,			4, 205	4, 205
◆市J なし		どからの要望	と・ 意見 (担当者)	の私見ではなく	、実際に寄せられ	に意見・質問なと と	で記入)				◆県内他市の実	施状況		ている内容又は把				
なし											● 把握して	いる		法によりすべての	体吹白に〔美肔	している。		
												_	7					
											○ 把握して	いない						

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)  ■ 直結度大     直結度中     直結度中     直結度中     直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた め、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし 説明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
今後ますます申請が増加すると見込まれるので、事業費はむしろ増大すると思われる。
なし 説明
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 認定申請に付随した不可欠の事業であり、現在も最低限の人件費で行っている事業であり、これ以上の削減はできな
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ り・負担なし 説 認定申請に付随した不可欠の事業であり、適正化の余地なし。
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
〇 高い <b>受益者負担はない</b> 。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○低い

## 【必要性の評価】

10.	仁云的ーーへ (この事務事業にこれくらいのーーへかめなが)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く 実施したくても声見せービスけ低下したい

*	評価結果の総括と今後の万同性
	(a) 3T (Tr (4) PI to (4) 1st

(1) pt		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

#### (2) 今後の事務事業の方向性

•	現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施
0	終了	○廃止	O 17	k IF

年度

0	他の	事務事業	본と	統合	又	は
---	----	------	----	----	---	---

○ 目的見直し

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		制度改正があれば対応。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づいて実施しており、妥当である。</b>	二次評価の要否
	不要

23460160

事業コード

【1枚目】

008010401

事務事業名	介護保険制度趣旨普及事業				部名等	亭	民生部		政策の柱	第2章 安心して	健やかにくらせる	るまち	会計 介護保険事	業特別会計(介語	護保険事業勘定]
予算書の事業名	1. 介護保険制度趣旨普及事業				課名等	爭	社会福祉	果	政策名	第4節 健やかて	共に支えあう福祉	止社会の構築	款 1. 総務費		
事業期間 開始年度	平成11年度 終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等	辛	介護保険	系	施策名	6. 社会保障制度	の充実		項 4. 趣旨普	及費	
	定管理者代行 () 2. アウトソ				記入者氏		高田 弘			介護保険制度			目 1. 趣旨普		
34 M2 77 M2	0 , , , ,	,   0	>111-32 III->12		電話番号		0765-23-1	-		介護保険の健全な	主業運営				
					电加雷	7	0700 20 1	40	<b>坐</b> 不平未4	71 股体队の胜主的	* 字木柱白				
◆事業概要(どのような事業	か)										9	<b></b> 長績		計画	
介護保険制度全般について分 (業務手順)・パンフレット ・市広報掲載	かりやすく、広く市民の方に理 作成	解していただき、	介護保険制度を過	箇正かつ円滑に運営する	•					単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	可を対象にしているのか。※人st (65歳 <b>以上の第1号被保険者、4</b>			の家族等			① 介護仍	以除被保険者	·数	人	26, 896	26, 949	27, 020	27, 064	27, 159
土に、月設体灰板体灰石	(00 脉以上00 第 1 与 放床 陕省、 4	の成での中成の分と	与 放体 陝 日 / こ で	00 水灰寺			対象。								
象							指 ② 標								
							3								
<平成20年度の主な活動P 市広報掲載やパンフレット	N容> へ作成による介護保険制度のPF	२					l I -	レットの作	成部数	部	(	14, 000	2, 000	2, 000	14, 000
手						_	動 ② 市広軸	最の配布数 (	(世帯数)	部	15, 500	15, 500	15, 500	15, 500	15, 500
*平成21年度の変更点サービス提供事業者を紹介	トするサイトと市ホームページを	をリンクさせ 市	早がサービス事業	・	音を整備す		指標				,	,		,	,
る。	170711211111 4 7	_ / / / C E ( 1//	KN / LN + A	(1)105 HH TWO 10 ( ) 0 28-	7. C. IE IM 7		3								
	対象をどのように変えるのか) 目みを広く周知し、制度への理例		とともに、必要な	サービスを利用できる。	ようにする。		① 介護伊成	段制度の趣	!旨や仕組みを	理解した人人					
意図						<b></b>	果 ②								
							標								
							3								
そ <施策の目指すすがた>										場合、その取得	方法を記入				
の介護保険事業が健全に連盟結果	ぎされ、充実したサービスが提供	共される。					アンケート調	<b>全の実施が</b> 必	<b>公安</b>						
◆この事務事業開始のきっか	け(何年〈頃〉からどのようなき	っかけで始まった	:か)					口 (1)国	・県支出金	(千円	) (	) (	0	0	(
平成12年、介護保険制度の	開始に伴い、市民に対して介護	保険制度の趣旨や	仕組みを広く周知	日する必要が出てきたた	め。			源 (2)地		(千円		) (	0	0	
								訳	の他(使用料・				113	150	
								(4)—f	投財源	(千円		1	, ,	0	
• PP I als through the selection will be	ere sa sta a sum also a siste a su a s	les ( ) as am salada s	Olates Indust		14)				決算)額((1)~(4					150	
	<mark>取り巻く環境の変化と、今後予</mark> 必要とする高齢者が急速に増え					乃汗ョ	計に奴かる心亜		業に携わる正規			5 14	-	2	
がある。介護保険法の度々の	改正や、市町村における3年ご							O T 107 T	業の年間所要に		-			150 631	150
性は高い。									* (②×人件費車 に係る総費用					781	781
									人件費単価	(A T B) (T C)				4, 205	
◆市民や議会などからの要望	・意見(担当者の私見ではなく	実際に寄せられ	た意見・質問か	ビを記入)					九斤貝平岡		ている内容又は把			1, 200	1, 200
介護保険料が高いのはなぜか 介護認定を受けたい時は、ど	。(市民) のような手続きが必要か(市民)	)	// ・	© 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					世握している	制度改正		しに応じ、当然	どの市町村におい	ても行われている	事業たと思わ
介護認定を受けると、どのよ	うなサービスが受けられるのか	(巾氏)							勿根 していわい						
								<b>→</b> 1	袒握していない	''					

部・課・係名等 コード1

02020300

政策体系上の位置付け

コード2

246021

予算科目

コード3

<ol> <li>施策への直</li> <li>直結度大</li> <li>直結度中</li> <li>直結度小</li> </ol>	措度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明) 意図の「介護保険制度の趣旨や仕組みを広く周知し、制度への理解と協力を求めるとともに、必要なサーと 説 用できるようにする」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提修 る。」ことに結びつく。	
O >4 A & 1	_ 1	
	こより市による実施が義務付けられている	
<ul><li>★令などめ、市に</li></ul>	こよる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難 よる実施が妥当	) なた
○ 民間でも	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	
○ 市が実施	しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	
○ 既に目的	を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記		
3. 目的見直しの	余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	
なし	説 明	
【有効性の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ļ
	Tiuu』 地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
4. 从本門工の方	ケーブルテレビやホームページ、市広報への掲載等、様々な媒体を積極的に活用し周知を図る。	
あり	発行するパンフレット等については、見易さ、分かりやすさの向上に努め、内容の充実を図る。そのことによ 護民険制度への理解度を高める。 また、頻繁に制度が変わることから、遅滞のない情報提供に努めなければならない。	って、介
5. 連携すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	
なし	説 明	
【効率性の評	h]	•
6. 事業費の削減	の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
	パンフレット数を必要最小限の印刷にとどめる等のコスト削減に努めており、これ以上の事務費の削減の余地	はない。
なし	説明	
7. 人件費の削	或の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
	必要最小限の人件費を充てているため適切	
なし	説 明	
I A THE ARE		
【公平性の評価		
	適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)    介護保険制度は、市が実施主体であり、その制度内容を普及するものであり、受益者負担にはなじまない。	
特定受益者なし・負担なし		
適正化の余地なし	<del>明</del>	
9. 本市の受益者	負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<ul><li>高い</li></ul>	受益者負担になじまない。	
〇 平均	説明	
○ 低い		

### 【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	● 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

### ★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

○ 目的見直し

/ <u></u>	<u></u>	〇 文皿百列四000000	10077
今後の事務事業の	方向性		
○ 現状のまま	(又は計画どお	3り)継続実施	年度
○ 終了	○ 廃止	〇 休止	
○ 他の事務事業	巻と統合又は連	携	<u> </u>

★改革	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		これまで以上に様々な媒体を活用し、介護保険制度の普及に努める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		これまで以上に様々な媒体を活用し、介護保険制度の普及に努める。	成果の方向性
	中·長期的 (3~5 年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460180

事務事業名 介護保険事業計画推進事業

【1枚目】

008010501

	予算書の事業名 1.介護保険事業計画推進事業	課名等		社会福祉認	果	女 策 名	第4節 健	<b>やかで</b> 井	に支えあう福祉	社会の構築	款 1. 総務書	₽ E	
	事業期間         開始年度         平成11年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		介護保険係	<b>系</b>	施策名6	6. 社会保障	章制度σ	)充実		項 5. 計画領	<b>肯定委員会費</b>	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美	į.	玄 分 <b>介</b>	<b>卜護保険制</b> 原	隻			1. 計画領	<b>肯定委員会費</b>	
_		電話番号		0765-23-11	<b>4</b> 8 基	基本事業名 <b>介</b>	ト護保険の値	建全な事	工業運営				
	事業概要 (どのような事業か)								実績	遺		計画	
ま	-成18年3月に策定した「第3期魚津市介護保険事業計画」の進捗状況の点検に当たるとともに、計画の推進に努める。 また、第4期魚津市介護保険事業計画を策定する。 (業務手順) ①第4期サービス見込量推計 ②介護保険事業計画策定委員会の開催 ③地域密着型サービス運営委員会 ⑤パブリックコメント募集 ⑥介護保険料設定 ⑦事業計画書作成	€の開催 ④庁内検	討委	員会の開催				単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
Ż.	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険被保険者		対象		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			٨	26, 929	26, 94	27, 020	27, 064	27, 159
× 雾			> 指標	(2)									
	<平成20年度の主な活動内容> 介護保険事業計画策定委員会等の開催		活		開催回数			回	2		5 2	2	5
手段	と * 平成21年度の変更点 今年度は、計画の策定が主であったが、平成21・22年度は計画の進捗状況の点検と計画の推進にあたることになる		動指標										
	7十尺は、11日の木だり上にのフたり、1次に、12十尺は11日の足が7次の無限に11日の圧症にあたってになる。	•		3									
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護サービスを必要とする人に対し、サービスの確保をする。		市	① 要介護	認定者数			Д	1, 957	2, 00	2, 080	2, 162	2, 223
意区		-		② 給付費	/年			千円	3, 249, 954	3, 270, 11	7 3, 564, 224	3, 724, 410	3, 786, 844
			坏	3									
その結果	と <施策の目指すすがた> ウ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。 は は は は は に は に に に に に に に に に に に に に		<b>↑</b> }	成果指標が理	見段階で取得で	きていない	場合、その	取得方	法を記入				
•	- L → この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				g. (1)国・県	支出金		(千円)	0		0 0	0	0
	ァ護保険法制定に伴い、魚津市の介護保険事業が円滑に実施されるように、サービス供給体制の確保を目的として、平 『」を策定した。	成12年3月に「介	護保	除事業計	源 (2)地方債			(千円)	0		0 0	0	C
Ш	りて来たした。				内 (3)その他		手数料等)	(千円)	117	1, 60			1, 800
					(4)一般則			(千円) (千円)	0 117	1. 60	0 0	0 0	1, 800
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	· レ)			A. 予算(決算 ①事務事業に			(人)	2	1,00	1 1	205	1, 800
Ħ	ト一ビス利用者は、制度創設当初と比べ2倍に増えている。平成27年には団塊の世代が65歳に到達し、高齢化率も30%:	を超えると推計され			②事務事業の			(時間)	760	70	500	500	1, 000
	5要とする高齢者の更なる増加が見込まれる。さらに、平成24年3月には療養病床が廃止され、老人保健施設等への転打 3る。	換や、在宅介護へσ	りシこ	フトが必要と	B. 人件費 (②	②×人件費単	価/千円)	(千円)	3, 048	2, 94	2, 103	2, 103	4, 205
	・。。 た、介護従事者の処遇改善を目的として、平成21年度より介護報酬がプラス3%改定される。				事務事業に保	系る総費用	(A+B)	(千円)	3, 165	4, 54	2, 308	2, 308	6, 005
L					(参考) 人件	‡費単価		(円億時間)	4, 010	4, 20	4, 205	4, 205	4, 205
	・市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				◆県内他市	の実施状況			いる内容又は把握			L-1.7 /A=#:	
保保	R候料がこれ以上高くならないように、介護保険施設を建設しないで欲しい。(市民) 限料を適正に運用して欲しい。(市民)					量している	<b>⇒</b> <sup>‡ t</sup>				することと定めら; に努めなければな	れている。(介護 <sup>(</sup> :らない・	未庾 <i>法)</i>
					○ 把握	量していない	`						

02020300

民生部

部・課・係名等 コード1

部 名 等

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

### 【日的東当州の証価】

「自己女司江の	<b>(工) 川</b>
1. 施策への直結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	意図の「介護サービスを必要とする人に対し、サービスの確保をする。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業
<ul><li>直結度中</li></ul>	説 が健全に運営され、充実したサービスが提供される」ことに結びつく。 明
<ul><li>直結度小</li></ul>	91
2. 市の関与の妥当	生(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などによ	り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令などによ</li><li>○ め、市による</li></ul>	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
0	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_	
〇 既に目的を迫	能成しているので、市の関与を廃止が妥当 ・
根拠法令等を記入	月度体図点(〒瓜3年/4年初160万/
3. 目的見直しの余	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適正であり、見直しの余地なし。
なし説明	
【有効性の評価	F. 1
4. 成果回上の余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  保健・医療・福祉の分野から意見を聴取し、計画を策定しなければならない。
あり説明	体性・医療・福祉の方野から思見を聴取し、計画を束定しなければならない。 また、計画の推進についても、関係機関及び地域住民が連携を図りながら進めていくことが重要である。
5. 連携することで、	. 今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
あり説明	高齢者保険福祉計画推進事業と連携しなければならない。 (理由)高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、包括的に高齢者の生活を支えるものであることから、一体の計画 として策定すべきものである
【効率性の評価】	
	会地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 手来黄沙丽风沙	必要最小限の事業費で運営しているため適切
なし説明	
7 上件典の別途の	
7. 人件費の削減の	余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  必要最小限の人件費を充てているため適切
なし説明	少女取小阪の人計員で元くているため題列
【公平性の評価】	
	正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
	小護保険事業計画を策定し、推進することは介護保険法で定められている。
特定受益者あ り・負担なし 説	別肢体医学来自回と果たし、推進することは別肢体医法とためられている。 受益者負担になじまない。
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負	型の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い	受益者負担になじまない。
説	
の低い	
U 155 V'	

# 【必要性の評価】

10.	住会的ニース (この事務事業にどれくらいのニースかあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

### ★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の	方向性	

う後の事務事	業の方向性		
○ 現状のま	ま(又は計画	どおり)継続実施	年
○ 終了	○ 廃止	〇 休止	
● 他の事務	事業と統合又	は連携	

○ 目的見直し

改革	古·改善案 (	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		平成20年度に介護保険事業計画を策定するので、平成21年度・22年度はその推進に努めなければならない。	コストの方向性
	次年度	417401848-5-480-6	
	(平成22		維持
起和	年度)		4-E 1-3
予			
巨		高齢化率、要介護認定者数、認知症高齢者の推移や介護サービスの利用状況あるいは介	成果の方向性
- 1	中•長期的	護療養病床の転換状況を見ながら、今後、魚津市において必要なサービスについて整備 していかなければならない。	
,,	(3~5	0 (0 % % 1) 4018 % 5 % 0 %	
	年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事業コード

23460190

事務事業名居宅介護サービス費給付事業

【1枚目】

008020101

7	予算書の事業名 1. 居宅介護サービス費給付事業						課 名 等	社会福祉部	Ę.	第4節	健やかで共	に支えあう福祉	社会の構築	款	2. 保険給	付費				
ᆌ	事業期間	間 開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等		介護保険係	ŧ.	施策名	6. 社会	保障制度の	充実		項	1. 介護サ	ービス等諸費	
3	実施方法	法 () 1.	指定管理者代行 (	○ 2. アウトソ	ーシング ● 3	. 負担金·補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美	ŧ	区 分	介護保険	制度			目	1. 居宅介	護サービス給付費	ł
<u> </u>							<u> </u>	電話番号		0765-23-11	48	基本事業名	介護保険	の健全な事	業運営					
												l .	I							
		(どのような事				+									実績	績			計画	
17E	護保険の認 業務手順)	8定者が介護保 ①住宅改修・	険サーヒスを利用 福祉用具購入申請	した場合に当該 の受付及び支払	.質用が給付費用で い ②国保連合会	として支出される。 会への給付費支払し	`							単位	19年度	20年度	2	21年度	22年度	23年度
		務事業は、誰、 サービス利用す	何を対象にしてい	いるのか。※人・	や物、自然資源な	:ど)			-tal	① 居宅介	護サービス和	川用者数		Д	701	749	9	765	819	855
対象								-	対象指標	i .	修・福祉用具	具購入申請(	牛数(年)	件	137	193	3	205	205	205
									惊	3										
		年度の主な活動 サービス給付3							活	① 給付費	/年			千円	1, 013, 782	1, 043, 90	5	1, 124, 241	1, 212, 047	1, 269, 113
手段	*平成91:	年度の変更点							動指	② 住宅改	修・福祉用具	具購入費交付	寸件数(年)	件	137	193	3	205	205	205
	変更なし								標	3										
			て、対象をどのよう <b>−ビス費を適正に</b> #		1				ьt		1人あたりの	給付費/年		千円	1, 446	1, 394	4	1, 470	1, 480	1, 484
意図									→ 保 標	マ マ マ 利用者 用具購	1人あたり <i>0</i> 入費)	)給付費(住	宅改修・神	<sup>畐祉</sup> 千円	61	6	2	63	64	64
										3										
その		目指すすがたこ		- サービフが担	# さわる = レにし	- 1. サービフ利田	者が自立した生活を送れ	1 ストンニオ	1	成果指標が現	段階で取得	できていな	い場合、そ	の取得方	法を記入					
	る。	<b>学未が性土に</b>			X C 10 0 C C 1 C 6	S O CAMA	43.44.01.74.67	1.00 1/23												
			かけ (何年(頃)か	らどのようなき	っかけで始まった	たか)					(1)国·	県支出金		(千円)	380, 168	391, 464	4	422, 715	454, 518	475, 917
平月	成12年度介	↑護保険制度の	施行								源 (2)地方		and Medical Co.	(千円)	0	(	0	0	0	0
											(3)その(4)一般	他(使用料・	<b></b> 手数料等)	(千円) (千円)	633, 614	652, 44	1	701, 526	757, 529	793, 196
											1-7 700	知 <i>原</i> :算)額((1)∼	(4)の合計)	(千円)	1, 013, 782	1. 043. 90	5	1, 124, 241	1, 212, 047	1, 269, 113
•	開始時期以	1後の事務事業	を取り巻く環境の	変化と 今後予	想される環境変	化(法改正 規制総	受和、社会情勢の変化な	<b>ど</b> )				に携わる正		(人)	1, 010, 702	1, 040, 300	3	3	3	1, 200, 110
平月	成12年に介	↑護保険制度が	始まったが、サー	ビス利用者は制	度開始当初に比べ	べて2倍になってお	いんでれに伴い給付費	も年々増大してい				の年間所要		(時間)	100	360	0	360	360	360
							t予防重視型システムへ 7年には、高齢化率も30				B. 人件費	(②×人件費	単価/千円)	(千円)	401	1, 514	4	1, 514	1, 514	1, 514
		とを制すめれ		11/20 712100	四%07座107.00点	双に到達する干灰2	7年には、同師に平も50	70を超え、又版で	W 3	とこ 3 の同町	事務事業に	係る総費用	(A+B)	(千円)	1, 014, 183	1, 045, 419	9	1, 125, 755	1, 213, 561	1, 270, 627
											(参考) 人	.件費単価		(円@時間)	4, 010	4, 20	5	4, 205	4, 205	4, 205
<b>♦</b> ī	市民や議会	などからの要	望・意見(担当者	の私見ではなく	、実際に寄せられ	れた意見・質問など	で記入)				◆県内他市	市の実施状況			いる内容又は把握					
介記	護保険サー	-ビスを受けな	険料は適正に運用 ければ、将来、介 多い。(特に施設	護保険料は返っ	てくるのか。 (テ	市民)						握している		居宅介護サ	ービス費の給付に	は、すべての保	険者で多	実施している		
											○把	握していな	:V)							

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)  ● 直結度大
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<b>根拠法令等を記入</b>
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし 説 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。 説 明
this har a control of the control of
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし。説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。 なし 説
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ り・負担あり 説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
● 平均 <mark>説</mark> 明
○ 低い

【必	要性の評価】
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 /1/ 萩体は用の公体

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

ン公十年		○ 支量有貝担の適正化	フ末地のり	
今後の事務事業の	方向性			
○ 現状のまま	(又は計画どお	5り) 継続実施	年度	
○ 終了	〇 廃止	○ 休止		
○ 他の事務事業	<b>をと統合又は連</b>	携		_
○ 目的見直し				

★改革	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)	また、介護給付の適正化に努める。	增加
定時		介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)	また、介護給付の適正化に努める。	向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460500

事務事業名地域密着型介護サービス費給付事業

【1枚目】

008020102

÷	予算書の	事 業 名	1. 地域密着型介	護サービス費約	合付事業			課名等		社会福祉	:課	政 策 名 第4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築				款 2. 保険給付費				
事業期間         開始年度         平成18年度         終了年度         当面継続         業務分類         4. 負担金・補助金					係 名 等	介護保険(		.係	施策名6.社会	保障制度	の充実		項 1. 介護サービス等諸費							
617	実施方法	○ 1. 指知	三管理者代行 〇	) 2. アウトソ	ーシング ● 3.	負担金・補助金	全 ○ 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘	美	区 分 介護保険	制度			1 2. 地域密	<b>『着型介護サービス</b>	給付費		
			l.					電話番号		0765-23-	148	基本事業名 介護保険	の健全な	事業運営			-			
	事業概要(どの													実	績		計画			
			ごスを利用した場 D給付費支払い	合に当該費用:	が給付費用として	[支出される。							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	(この事務事 地域密着型介			るのか。※人名	冷物、自然資源な	ど)					密着型介詞		٨	70	7(	6 117	125	12		
対象	t .								<b>→</b>	対象 ② 指標										
										3										
		その主な活動♪ <b>*護サービス約</b>	容>  付費の支払い							① 給付 活	費/年		千円	147, 368	146, 19	3 274, 733	297, 926	299, 66		
手	5									動 ②										
+×	*平成21年度 変更なし	200変更点								漂 ③										
			対象をどのよう							①利用	者1人あた	りの給付費/年	千円	2, 105	1. 924	4 2, 348	2, 383	2. 36		
win.		域密看型介護	サービス費を適	正に給付する。						成		7 441720		-,	-,		-,	_,		
意図										果 ②										
										缥 ③										
7	- <施策の目指	計すすがた>								↑成果指標が	現段階で	取得できていない場合、そ	その取得	方法を記入						
	介護保険事業を送れるよう		され、充実した	サービスが提例	<b>共されることによ</b>	り、サービス利用	用者が住み慣れた地域で	穏やかな生活												
<b>*</b>	この事務事業関	開始のきっかり	ナ (何年(頃)から	どのようなき	っかけで始まった	三 以 <sup>*</sup> )					<sub>B→</sub> (1)	国・県支出金	(千円)	55, 263	54, 82	103, 299	111, 722	112, 37		
平	成18年度介護係	保険制度の改善	Eにより創設								103	地方債	(千円)			0	0			
											訳	その他(使用料・手数料等)	_		91, 37		186, 204	187, 29		
												一般財源	(千円)		146, 19	0	297, 926	299. 66		
•	開始時期以後の	7)車務車業を	あり巻く <b>環接の</b> 次	5化レ 会後予	相される環倍恋ル	/ (注改正 相制	緩和、社会情勢の変化な	· V)			_	算(決算)額((1)~(4)の合計) 事業に携わる正規職員数		147, 300	140, 19	214, 733	297, 920	299, 00		
							高齢者が中重度の要介護		も住み	慣れた地域で	_	事業の年間所要時間	(時間)	100	100	0 100	100	10		
暮	らし続けられる	るサービスが	求められるように	なった。							O	件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)		42		421	42		
											事務事	業に係る総費用 (A+B)	(千円)	147, 769	146, 614	275, 154	298, 347	300, 09		
											(参考	:) 人件費単価	(円@時間	4,010	4, 20	4, 205	4, 205	4, 20		
					、実際に寄せられ	<b>ルた意見・質問な</b>	どを記入)				◆県Ⅰ	内他市の実施状況		ている内容又は把						
介	護保険サービス	スを受けなけれ	料は適正に運用さ れぱ、将来、介語 い。(特に施設力	<b>賃保険料は返っ</b>	てくるのか。 (市	ī民)						▶ 把握している 📑	也域密着	型介護サービス費の	の給付は、すべ	ての保険者で実施	している。			
												) 把握していない								

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

不要

### 【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)  ● 直結度大
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<b>根拠法令等を記入</b> / 護保険法(平成9年法律第123号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。
あり <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。 なし
1 May 20 May 6 M 1 A 0 May 7 may 22 A 1 M 1 A 0 May 7 may 22 A 1 M 1 A 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。
か
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あり・負担あり 説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○ 低い

### 【必要性の評価】

10.	EARLY (COTINE ALL CAR ( ) CO CAR
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価結里の総括

(1) 計価権 未の続け						
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり				
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり				
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり				

10 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

(2) 今

今後の事務事業の	の方向性			
○ 現状のまま	(又は計画	どおり)	継続実施	年度
○ 終了	〇 廃止	O #	木止	
○ 他の事務事	業と統合又	は連携		

○ 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)

コストと成果の方向性 介護給付の適正化に努める。 コストの方向性 次年度 (平成22 増加 年度) 実施予定時期 介護給付の適正化に努める。 成果の方向性 中·長期的 (3~5 年間) 向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要

23460200

事務事業名施設介護サービス費給付事業

事業コード

【1枚目】

008020103

	予 算 書 の 事 業 名 1. 施設介護サービス費給付事業	課名等		社会福祉課		政策名	第4節 健や	かで共	に支えあう福祉社	±会の構築	款 2. 保険給	付費	
	事業期間         開始年度         平成12年度         終了年度         当面継続         業務分類         4. 負担金・補助金	係 名 等		介護保険係		施策名	6. 社会保障	制度の	充実		項 1. 介護サ	ービス等諸費	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美		区 分:	介護保険制度	Ę			目 3. 施設介	護サービス給付費	ł
		電話番号		0765-23-1148	3	基本事業名	介護保険の優	建全な事	業運営				
•	事業概要 (どのような事業か)								実終	貴		計画	
	護保険の認定者が介護サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。 業務手順) ①国保連合会への給付費支払い							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
÷	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 施設介護サービス利用者		対象	① 施設介護	サービス利	用者数		٨	539	537	7 535	539	539
/ 錫			* 指標	(2)									
	<平成20年度の主な活動内容> 施設介護サービス給付費の支払い		活	① 給付費/	′年			千円	1, 755, 691	1, 747, 278	8 1, 801, 356	1, 829, 604	1, 829, 604
手段	* * 平成21年度の変更点 変更なし		動指標										
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 必要とする施設介護サービス費を適正に給付する。		成	① 利用者1.	人あたりの約	合付費/年		千円	3, 258	3, 254	4 3, 367	3, 394	3, 394
意図			果指標	2 3									
	く施策の目指すすがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れる。 る。	いるようにす	↑月	成果指標が現具	<b>没階で取得で</b>	ごきていない	場合、その	取得方法	<b>去を記入</b>				
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財	県支出金		(千円)	658, 384	655, 229	9 677, 309	686, 102	686, 102
平	成12年度介護保険制度の施行				源 (2)地方(			(千円)	0	1 000 040	0	0	0
					(4)一般見	也(使用料・3		(千円)	1, 097, 307	1, 092, 049	9 1, 124, 047	1, 143, 502	1, 143, 502
				F		算)額((1)~(4		(千円)	1, 755, 691	1, 747, 278	8 1, 801, 356	1, 829, 604	1, 829, 604
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など	ど)			①事務事業	に携わる正規		(人)	1	3	3 3	3	3
	i設介護サービス利用者は制度創設当初に比べて平成17年度前期には1.5倍となり、給付費も年々増大していたが、平成  住費が保険対象外となった。それに伴い、平成17年度より給付費が抑制されている。平成23年度末までには療養型病店					の年間所要		(時間)	100	100		100	100
	やケアハウス等への転換が必要となる。	AN BEECHOOL				②×人件費単		(千円)	401	421		421	421
					事務事業に (参考) 人	係る総費用		(千円)	1, 756, 092 4, 010	1, 747, 699 4, 205		1, 830, 025 4, 205	1, 830, 025 4, 205
•	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					円賃単価 「の実施状況			4,010 いる内容又は把握			4, 200	4, 200
介介	護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。(市民) 護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。(市民) 一ビス利用時の負担額が多い。(特に施設入所の場合)(市民)				● 把排	屋している 屋していない	施設				険者で行っている。	,	

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

部・課・係名等 コード1

部 名 等

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)  ● 直結度大
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<u>根拠法令等を記入</u> // 機保険法(平成9年法律第123号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。
あり <mark>明</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 説 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。 なし 説明
1 // # 0 // \$ 0
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。
なし  説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ り・負担あり ・
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○低い

## 【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

### ★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

-○ 目的見直し

4) 公平性	● 適切	〇 党益者負	(担の適止化の余地	あり
今後の事務事業の	方向性			
○ 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施		年度
○ 終了	○ 廃止	〇 休止		
○ 他の事務事業	きと統合又は連	携	_	

•	事務事業のやり方改善	

★改善	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		介護給付の適正化に努める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		増加
定時期	中·長期的 (3~5 年間)	平成23年度末までには介護療養病床が廃止されるので、老人保健施設やケアハウスへの 転換が必要となる。	成果の方向性 <b>向上</b>

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460510

事務事業名 介護予防サービス費給付事業

【1枚目】

008020201

	予算書	の事業	1. 介護予防サ	ービス費給付事業	Ę			課名等		社会福祉部	!	政策名	第4節 健	やかでき	もに支えあう福祉	社会の構築	款 2. 保険	給付費	
	事業期				当面継続	業務分類	4. 負担金・補助金	係名等		介護保険係			6. 社会保障					予防サービス諸費	
	実施方:					- 負担金・補助金		記入者氏名		高田 弘美			介護保険制度					予防サービス給付	弗
-	夫 肔 刀;	出 1.	拍比官理有1(1)	0 2. 7 9 5 9	-V29 U 3	. 貝担金・補助金	○ 4. 市直呂				-						日 1. 万陵	ア防サーころ紹刊	質
								電話番号		0765-23-114	18	基本事業名	介護保険の値	建全な	事業運営				
•	事業概要	(どのような事	<b>業か</b> )												軍	績		計画	
介	護保険の認	記定者が介護サ	ービスを利用した											124		194		bil bed	
(	業務手順)	①住宅改修、	福祉用具購入申請	情の受付及び支払	い ②国保連合会	会への給付費支払!	,							位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		務事業は、誰 サービス利用	、何を対象にして 者	いるのか。※人や	∵物、自然資源な	ど)				① 介護予	防サービス	利用者		人	317	32	14 33	340	347
対			-						対象										
象	3							<b>-</b>	指標		修・福祉用:	具購入申請係	牛数(年)	件	102	7	2 10	110	110
									悰	3	••••••								
	<平成20	年度の主な活	動内容>							(C) 444 / L ##					100.050	470.0	100.15	100.007	107.004
	介護予防	サービス給付	費の支払い						活	① 給付費	/年			千円	169, 856	173, 61	8 186, 15	1 193, 687	197, 294
手段	* 平成的21	年度の変更点						<b>—</b>	動指	② 住宅改	修・福祉用:	具購入費交付	寸件数(年)	件	102	-	12 10	110	110
	変更なし								標	1									
										3									
			て、対象をどのよ							<ol> <li>① 利用者</li> </ol>	1人あたりの	)給付費/年		千円	536	53	56	570	569
		る介護予防サ	ービス費を適正に	給付する。					成	ļ									
意図								<b>-</b>	果指	② 利用者 用具購	1人あたり 入費)	の給付費(任	宅改修・福祉	千円	62		5	63	63
									標										
										3									
その		目指すすがた		たサービスが埋仏	±±カスニレニト	니 # <b>_</b> #고 제표	者が自立した生活を送れ	コストラニオ	↑反	成果指標が現	段階で取得	できていな	い場合、その	取得方	法を記入				
結	る。	于宋// 姓王に	生占でれ、元天し		~C100 C C1C6	9, 9 CAMIA	1日か日立した工品を送4	0.000 712 9											
果															T	1		-	т
			かけ(何年〈頃〉が 。 改正により創設	いらどのようなき	っかけで始まった	ニカゝ)					財 /=> /-	県支出金		(千円)	63, 696	65, 10	07 69, 99	72, 633	73, 985
	灰10千及)	1股体医师及0	以正により別以								1035	71g )他(使用料・	毛粉料等)	(千円)	106, 160	108. 5	U .	, ,	,
											訳 (4)一船		丁奴(1) 子)	(千円)	0	100, 0	0	0 0	
											1-7 70	央算)額((1)~	(4)の合計)	(千円)	169, 856	173, 61	8 186, 15	1 193, 687	197, 294
<b>*</b>	開始時期以	以後の事務事業	を取り巻く環境の	変化と、今後予	想される環境変化	比(法改正、規制	爰和、社会情勢の変化な	ど)			<ul><li>①事務事業</li></ul>	<b>美に携わる正</b>	E規職員数	(人)	1		3	3	3
平	成12年に介	ト護保険制度が	始まったが、サー	-ビス利用者は制	度開始当初に比べ	くて2倍になってお	り、それに伴い給付費も	年々増大していっ	<i>t</i> = 。	特に、要支	②事務事業	* の年間所要	時間	(時間)	100	32	20 32	320	320
							予防重視型システムへの 手には、高齢化率も30%				B. 人件費	(②×人件費	単価/千円)	(千円)	401	1, 34	1, 34	1, 346	1, 346
		D増加が予想さ		72.01	20-1- 20-1-10-1-12-12-12-1		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	C.C. 11 21 22 2	_	, 01-,21-1	事務事業は	に係る総費用	(A+B)	(千円)	170, 257	174, 96	187, 50	195, 033	198, 640
L											(参考)	人件費単価		(円@時間)	4,010	4, 20	5 4, 20	4, 205	4, 205
						1た意見・質問な	どを記入)				◆県内他	市の実施状			いる内容又は把				
			:険料は適正に運用 :ければ、将来、イ			5月)					<b>●</b> 排	2握している		手防り	ービス費の給付け	は、すべての保	験者で実施してい	いる。	
			多い。(特に施討			/							<b>→</b>						
											〇 推	2握していな	:17						

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)  ● 直結度大
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<b>根拠法令等を記入</b>
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。 説 明
Think has a grant of the later has a state of
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。 なし
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ り・負担あり 説 サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
● 平均 <mark>説</mark> 明
○ 低い

## 【必要性の評価】

1	0.	社会的ニーズ(この	事務事業にどれ	れくらいのニーズがあるか)			
		● 全国的又は広域的	的な課題であり	)、ニーズが非常に高い			
		○ 市固有の課題で	あり、なおかつ	o市民などのニーズが非常に高い			
		○ 比較的多くの市	民などがニース	ズを感じている			
		○ 一部の市民など	こ、ニーズがま	ある			
		○ 一部の市民など	こ、ニーズがま	あるが、それが減少しつつある			
		○ 目的はある程度	<b>並成されている</b>	3			
		○ 上記のいずれに	も該当しない				
1	1.	事務事業実施の緊急	性				
	○ 緊急性が非常に高い						
		○ 緊急に解決しない	ければ重大な過	<b>過失をもたらす</b>			
		○ 市民などのニー	ズが急速に高ま	<b>まっている</b>			
		● 緊急性は低いが、	実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい			
		○ 緊急性が低く、	実施しなくても	お市民サービスは低下しない			
¥	★ 評価結果の総括と今後の方向性						
	(	1) 評価結果の総括					
		① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	שני		
		② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり			

Œ	-4	_	1.1.		•	, Ju
_			to met a tradition	-		

度
_

○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し

で改革・	7 · m // ·	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。 また、介護給付の適正化に努める。	コストの方向性
(	次年度 (平成22 年度)	また、川鼓和竹の地上11に労のる。	增加
定		介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。	成果の方向性
	·長期的 (3~5 年間)	また、介護給付の適正化に努める。	向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460210

事務事業名 介護サービス費審査支払事業

【1枚目】

008020301

	予算書の事業名 1. 介護サービス費審査支払事業	課名等		社会福祉課	政	策 名 <b>第</b>	4節 健や	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 2. 保険総	合付費	
	事業期間         開始年度         平成12年度         終了年度         当面継続         業務分類         4. 負担金・補助金	係 名 等		介護保険係	施	策 名 6	. 社会保障	制度の	充実		項 3. その他	也諸費	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美	区	分 <b>介</b>	·護保険制度				目 1. 審査3	支払手数料	
		電話番号	(	0765-23-1148	8 基 2	本事業名介	·護保険の健	全な事	業運営				
<b>♦</b>	事業概要(どのような事業か)								実績	責		計画	
介 (	護保険の認定者が介護サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。 業務手順) ①国保連合会への審査支払い手数料の支払い							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
<b>文</b>		-	対象指標	1 サービス 2 3	ス利用者			٨	1, 627	1, 68	1,776	1, 823	1, 868
手段	<平成20年度の主な活動内容> 介護サービス費審査支払手数料の支払い を * 平成21年度の変更点	<b>-</b>	活動指標	① <b>手数料</b> /	/年			千円	3, 972	4, 02	77 4, 180	4, 199	4, 218
意図		-	成果指	③ ① 利用者1 ②	人あたりの手巻	<b>数料</b> /年		円	2, 441	2, 38	18 2, 354	2, 303	2, 258
	と 〈施策の目指すすがた〉 う 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れ もる。	るようにす	標↑成	③ <mark>改果指標が現</mark>	段階で取得でき	きていない	場合、その〕	取得方	去を記入				
•	- ・この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		<u> </u>		』 (1)国・県3	专出全	(	千円)	1, 490	1, 51	0 1, 572	1, 575	1, 582
	成12年度介護保険制度の施行				別(2)地方債	4 7112		千円)	0		0 0	0	0
					内 (3)その他(4	使用料・手	数料等) (	千円)	2, 482	2, 51	7 2, 608	2, 624	2, 636
					訳 (4)一般財源	原	(	千円)	0		0 0	0	0
					A. 予算(決算)	額((1)~(4)	の合計) (	千円)	3, 972	4, 02	4, 180	4, 199	4, 218
	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など				①事務事業に			(人)	1		3 3	9	3
	-護サービス利用者は制度創設当初に比べて2倍になっており、それに伴い給付費も年々増大している。今後は、団塊の: :、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。	世代が65歳に到達	する	) 半成2/年に	②事務事業の			時間)	100		80 80		80
					B. 人件費(②			千円)	401	33			336
					事務事業に係			千円)	4, 373	4, 36		,	4, 554
Ļ					(参考) 人件			円億時間)	4, 010	4, 20		4, 205	4, 205
介介	<ul><li>市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</li><li>護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。(市民)</li><li>護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。(市民)</li><li>一ビス利用時の負担額が多い。(特に施設入所の場合)(市民)</li></ul>				◆県内他市の ● 把握 l				<mark>いる内容又は把提</mark> ス審査支払手数*		由の記入欄)  では、すべての保	険者で実施してし	^る。

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

部・課・係名等 コード1

部 名 等

● 鉱地皮内	1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
② 東海原子 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
② 成立法小 ② 法中の基少の業性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) ③ 体育などにより南による実施が最務付けられている ③ 法中などにより南による実施が最務付けられている ③ 法国的を表験付けはないが、公共性が政的高く、作による実施が妥当 ③ 民国的を参慮しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を積小(廃止)が妥当 ④ 既に目的を被慮しているので、市の間らを確しか妥当  (	
● 社令などによる海豚付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・金楽等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、前による実験が受当 ○ 民間でもサービス機用は可能だめ、公共性が比較的高く、市による実施が受当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性に住く、今後は市の関与を縮・(廃止)が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性に住く、今後は市の関与を縮・(廃止)が妥当 ○ 既に目的を連成しているので、市の関与を廃止が妥当	
遊舎などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた     め、市による美盛が妥当     ○ 民間でサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当     ○ 田郎と称と連成しているが、関学の必要性は低く、今後は市の関与を確小(廃止)が妥当     ○ 既に目的を連成しているが、関学の必要性は低く、今後は市の関与を確小(廃止)が妥当     ○ 既に目的を連成しているので、市の関与を廃止が妥当     ○ 所に目的を連成しているので、市の関与を廃止が妥当     ○ 我認力象と意図は適切であり、見直しの余地なし。     取 明 日の発性の評価     4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)     すっとス事業者の不過正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手数科の開始にも結びつく。     おり まま	2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 民間でもサービス機供は可能だが、公共性が比較的高く、情による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の間与を縮小(廃止)が妥当 ② 医に自的を連成しているので、市の間与を廃止が妥当 根拠比令等を記入 3. 目的見直しの全地(現状の「存象」と【意図】は適切が、また、見蔵す場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。  【有効性の評価】 4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) サービス事業者の不適正・不正なサービスはないがをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手敷料の制能にも結びつく。 の即制にも結びつく。 の おり の関係が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるが説明) 温度することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 ままました。 なし 関  【効率性の評価】 6. 本業費の解談の余地(手段を工失することで、事業費を解滅できないが説明、できない理由も説明) ・ 本業費の解談の余地(手段を工失することで、事業費を解滅できないが説明、できない理由も説明) ・ 本業費の解談の余地(手段を工失することで、事業費を解滅できないが説明、できない理由も説明) ・ 本ままない。 まままない。 まままない。 「効率性の評価」 6. 本業費の解談の余地(今の素時間をエキして少なくできないが説明、できない理由も説明) ・ 本ままない。 まままない。 まままないが説明、できない理由も説明) ・ 本ままない。 まままない。 ままない。 まままない。 ままない。 まままない。 ままない。 ままない。 まままない。 ままない。 ままない。 ままない。 ままない。 まままない。 ままない。 ままないるい。 ままない。 ままないるい。 ままないるい。 ままないるい。 ままないるい。 ままないるい。 ままないるいるいるい。 ままないるいるいるいるい。 ままないるいるいるいるい。 ままないるいるいるいるい。 ままないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるい	● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 雨が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  (根拠と今等を記入 3. 目的見蔵しの余地 (現状の [対象] と [接図] は適切か、また、見蔵す場合、その理由と内容を説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地をし。  (本し	○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
● 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  「我課院法(平成9年法律第1296)  「我課院法(平成9年法律第1296)  「表し、「教育」と「意図」は適切か、また、見渡す場合、その理由と内容を説明)  「本し、「政果向上の余地(現状の「対象」と「意図」は適切か、また、見渡す場合、その理由と内容を説明)  「本し、「政果向上の余地(以来の向上が今後との程度見込めるか説明)  「サービン事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な総付につながり、手敷料の抑制にも結びつく。  「おりまれての子地(大きな、一般である他の事務事業はない。  「表し、「表生の事情」  「おりまれての事情」  「本し、「教育することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  「会し、「教育の関連の会地(手段を工夫することで、等業費を削減できないが説明、できない理由も説明)  「本し、「教育を関係の条地(今の業務時間を工夫して少なくできないが説明、できない理由も説明)  「本し、「表生を書き、「表生の事情を表し、「またい、「またい、「またい、「またい、「またい、「またい、「またい、「またい	○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
保製法令等を記入    介護保険法(平成9年法律第123号)	○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
田根総治等を記入	○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
	<b>根拠法令等を記入</b>
【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手数料の削削にも結びつく。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。  「効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、李素費を削減できないが説明、できない理由も説明)  介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。  なし 説明  7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  なし 説 明  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見底しや社会経済状況等から)  特定を基本者 あり、負担あり 説明  第正化の余地ない 明  【公平性の評価】  9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  サービス利用者は1割負担と定められている。  ② 平均 説明	3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか設明)  サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手数料の即制にも結びつく。 の即制にも結びつく。  透明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手数料の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。  (表生の神経にもは、分類を表生ので、一般の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも対象が高まる可能性がある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  (表生の評価]  (本生の評価]  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素格時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素を発見担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素も知)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素も知)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の表し、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、日本に表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体	
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手数料の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。  (表生の神経にもは、分類を表生ので、一般の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも結びつく。 の抑制にも対象が高まる可能性がある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  (表生の評価]  (本生の評価]  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素格時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の評価)  (本生の素を発見担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素も知)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素も知)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の表し、過去の見直しや社会経済状況等から)  (本生の素は、日本に表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体表し、一体	「右効性の変体】
カリ サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手数料の抑制にも結びつく。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 なし 説明 クロックを表して、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明) の会地(手段を工夫することで、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明) かというでは、おいまして、ないが思知して、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、ないが思知して、おいまして、おいまして、おいまして、ないが思知して、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、おいまして、ないまして、おいまして、おいまして、ないまりで	
あり 説 の抑制にも結びつく。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
本し 説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  なし 説明 かられている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  (公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担あり 説明 サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)  サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)  ・ ア均 説明 サービス利用者は1割負担と定められている。  ・ 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ・ 市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ・ 下が、認定者の増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は関加に対している。  ・ サービス利用者は1割負担と定められている。  ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の抑制にも結びつく。
本し 説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  なし 説明 かられている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  (公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担あり 説明 サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)  サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)  ・ ア均 説明 サービス利用者は1割負担と定められている。  ・ 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ・ 市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ・ 下が、認定者の増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に伴い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は増加に作い事業費は関加に対している。  ・ サービス利用者は1割負担と定められている。  ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 浦地ナス・レア 仝トり効果が高せる可能性のある帕の東路重要の右無 (どう効果が高せる小説明)
【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  なし 説 明  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あり・負担あり 説 明 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い 説 明  サービス利用者は1割負担と定められている。  第 サービス利用者は1割負担と定められている。  ・ 単均 説 明	
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明)	
なし 説明 介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  は	【効率性の評価】
なし 説明 大することが見込まれる。  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  8. 受益・負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし  9. 本市の受益・有担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い ● 平均  ・ できない理由も説明  ・ 必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。  ・ が見込まれる。  ・ が見込まれる。  ・ が見込まれる。  ・ が見込まれる。  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
	to L iii
【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い ● 平均  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い ● 平均  ・ 平均  ・ 平均	<b>  少</b> 安取小版の人件質を尤(こいる。
【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い ● 平均  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い  ● 平均  ・ ア均	92
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い  ● 平均  ・ ア均	I to the control by
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により) 適正化の余地なし 9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
特定支無相の	サービフ利田老ける雑サービフ利田料をの1割お各田ナスコレニカめこれでいる (会議保険法によけ)
適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  ○ 高い  ● 平均  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	り・負担あり。説
<ul><li>○ 高い</li><li>● 平均</li><li>財ービス利用者は1割負担と定められている。</li><li>説明</li></ul>	適正化の余地なし
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>	
♥ <sup>+</sup> ♥ <mark>明</mark>	一 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
○低い	
	○低い

# 【必要性の評価】

10.	住会的ニース (この事務事業にとれくらいのニースかあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括

(I) 日		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
(a) A (// a #7/+#2// a		

	0 //4 / 1.22	~ ~ ~ ~	0 1 111174		
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の	適正化の余地あり	
2)	今後の事務事業の	方向性			
	○ 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施		年度
	○ 終了	○ 廃止	〇 休止		
	<ul><li>他の事務事業</li></ul>	をと統合又は連	1機		

○目的見直し

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		介護給付の適正化に努める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		增加
定時		介護給付の適正化に努める。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460220

【1枚目】

008020401

事務事業名高額介護サービス費給付事業	部 名 等	S.		民生部		政策の柱 第2章 安	で心して傾	! やかにくらせる	まち	会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)							
予 算 書 の 事 業 名 1. 高額介護サービス費給付事業	課名等	課 名 等 社会福祉課 政 策 名 第4節					単やかで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 2. 保険給付費							
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	終了年度         当面継続         業務分類         4.負担金・補助金         係名等								施 策 名 6. 社会保障制度の充実 項 4. 高額介								
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名			澤田 宏平		区 分 介護保険制	度			1. 高額介	護サービス等費						
	電話番号	-	0	0765-23-1148		基本事業名 <b>介護保険</b> の	)健全な事	業運営									
▲ 古樂日46 40 W (18 o b 2 b 古樂 b)								#	緒		計画						
◆事業目的・概要 (どのような事業か) 介護サービス (居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス) を利用した場合に、1ヶ月に支払った利用者負担 (業務手順) ①高額介護サービス対象者把握 ②給付費支払い通知発送 ③給付費支払い	旦が一定額以上の	のとき	きは当	当該費用が給作	寸費用とし	て支出される。	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度					
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 高額介護サービス対象者 対象			対象	① サービス: ②	対象件数/	年	件	5, 091	4, 57	7 5, 200	5, 200	5, 200					
< 平成20年度の主な活動内容 > 高額介護介護サービス給付費の支払い				① 給付費/年	F		千円	48, 067	45, 59	2 51, 960	51, 960	51, 960					
長       *平成21年度の変更点       変更なし			動指標	3													
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 必要とする高額介護サービス費を適正に給付する。 意図			成果指標	<ol> <li>1件あたり</li> <li>②</li> <li>③</li> </ol>	Jの給付費		H	9, 442	9, 96	1 9, 992	9, 992	9, 992					
その	れるようにす		↑成	2.果指標が現段	と階で取得で	<b>ごきていない場合、そ</b>	の取得方	法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 平成12年度介護保険制度の施行					財 (1)国・リ		(千円)	18, 025	17, 09	7 19, 537	19, 485	19, 485					
丁灰12十反月疫体次型反び肥1					(2)地方( 内 (3)その他 (4)一般見	(使用料・手数料等)	(千円) (千円) (千円)	30, 042	28, 49	0	32, 455 0	32, 455 0					
▲用LB中間以及の本で主張を正し来と理論の並用。 人のラねらしゃ 可改要用、ハレッマー 口転送を、リストによっます。	~ 18\					算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	48, 067	45, 59	51, 960	51, 940	51, 940					
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化なサービス利用者は制度創設当初に比べて2倍になっており、それに伴い高額介護サービス給付額も年々増加している。		8年	度よ			に携わる正規職員数の年間所要時間	(人) (時間)	700	78	4 4 0 780	780	780					
負担を軽減するため、申請は初回のみとし2回目以降は自動振込みとなったため、給付費の支払いが増大した。 また、平成20年度より医療保険と介護保険の高額合算制度が始まる。(給付は21年度スタート)						②×人件費単価/1,000)	(千円)	2, 807	3, 28		3, 280	3, 280					
おた、十成40十反より区域体院とJT段体院の高額百昇制度が始まる。(約191441年度人ダート)				_		係る総費用 (Å+B)	(千円)	50, 874	48, 87		55, 220	55, 220					
					(参考) 人	件費単価	(円@時間)	4, 010	4, 20	5 4, 205	4, 205	4, 205					
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。(市民) 介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。(市民) サービス利用時の負担額が多い。(特に施設入所の場合)(市民)					● 把排			<mark>いる内容又は把</mark> ービス費の給付I		由の記入欄) べての保険者で実	施している。						

部・課・係名等 コード1

02020300

政策体系上の位置付け

コード2

246021

予算科目

コード3

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)  ● 直結度大
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が安当</li><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>
小護保険法(平成9年法律第123号)   根拠法令等を記入   小護保険法(平成9年法律第123号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、高額介 護サービス費の抑止にも結びつく。 あり 説 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 説 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の充てているため削減の余地なし 説 明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あり・負担あり 説 明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○ 低い

# 【必要性の評価】 1 0. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
11. 事務事業実施の緊急性
<ul><li> ○ 緊急性が非常に高い</li></ul>
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

### ★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1)	評価結果の総括		
(	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
(	② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり
(	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
(	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	<ul><li>受益者負担の適正化の余地あり</li></ul>						
今後の事務事業の	方向性							
○ 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施	年度					
○ 終了	○ 廃止	〇 休止						
○ 他の事務事業	きと統合又は連	携						

★改善	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		介護給付の適正化に努める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		増加
定時		介護給付の適正化に努める。	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460300

事務事業名特定入所者介護サービス費給付事業

【1枚目】

008020501

予 算 書 の 事 業 名 1. 特定入所者介護サービス費給付事業						課 名 等 社会福祉課			R .	政 策 名第41	節 健やかっ	で共に支えあうれ	量祉社会の構築	款 2. 保険給付費						
事業	期間	開始年度	平成17年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等		介護保険係	Ę.	施 策 名 6. 社	<b>社会保障制</b> 原	まの充実		項 5. 特定入所者介護サービス等費				
実施	方 法	〇 1. 指定	定管理者代行 〇	) 2. アウトソ	ーシング ● 3.	負担金・補助金	全 ○ 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美	ŧ	区 分介護係	呆険制度		1. 特定入所者介護サービス費					
					<u>  -</u>			電話番号		0765-23-11	48	基本事業名 介護信	呆険の健全7	(事業運営						
												11.000								
◆事業概	要(どの	のような事業:	か)												実績		計画			
			ビスで食費・居住 の給付費支払い	E費(滞在費)	の補足給付を受け	けた利用者(低所	得者)に対して当該費用	が給付費用と「	して支む	出される。			· 单	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
(20	の事務事	F業は、誰、何	可を対象にしてい	るのか。※人*	や物、自然資源な	ど)				① 性中1	<b>ご老人</b> 誰 4	じっせ色本			0.00	05 20	202	201		
特定	入所者介	護サービス対	<b>才象者</b>						<b>*</b>		所有介護サ	ービス対象者	)	•	295 2	85 30	3 303	30:		
対										<b>k</b>										
象									1 札									·		
										3										
<平月	成20年度	の主な活動内	7容>																	
			合付費の支払い						3:	① 給付費	/年		千	円 111,	220 109, 5	05 117, 60	125, 000	125, 00		
手									1											
		で変更点							<b>一</b>	H ~										
変更7	なし									3										
( = (	の事数事	(生)ァトュア	対色などのとる	に亦さてのか)						-										
			対象をどのよう。 <b>まサービス費を適</b>							① 対象者	1人当たりの	給付費/年	千	<b>7</b>	377	84 38	8 413	41		
	_ , _ ,	1 AC 7 (1) II 31 II	27,3622	II 44117 0 0					, j	Ħ							_			
意図									1	旨(2)										
									札											
										3										
4		すすがた>							1	成果指標が現	見段階で取得	できていない場合	、その取得	方法を記入						
が護行者。	保険事業	が健全に連盟	され、充実した	サーヒスか提信	共されることによ	り、サーヒス利力	用者が安心して生活を送れ	しるようにす												
果																				
◆この事	務事業院	開始のきっかり	け(何年〈頃〉から	どのようなき	っかけで始まった	こか)					(1)国・	県支出金	(千円	41,	708 41, 0	64 44, 21	8 46, 875	46, 87		
平成17年	10月のか	介護保険制度の	の改正により創設	ţ							源 (2)地方		(千円	)	0	0	0 0	(		
											= 11	他(使用料・手数料			512 68, 4	41 73, 38		,		
											(4)一般		(千円	*	ŭ	0	0 0			
/ /												央算)額((1)~(4)の合		<u> </u>	220 109, 50	05 117, 60				
							<mark>緩和、社会情勢の変化な</mark> ている要介護者の場合、		-217.	ても介護保除		*の左眼玉悪味眼			1	4 20	4 4			
からの給	付があっ	った。そこで、					が見直され、平成17年10					後の年間所要時間 (②×人件費単価/子	(時間 F円) (千円	*	100 3 101 1.5	80 38 98 1, 59				
対象外と	なった。											(②^人件資単価/T - 係る総費用 (A+		*	,			,		
												件費単価	(円@時		010 4, 20	-				
◆市民や	議会なる	どからの要望	・意見 (担当者の	)私見ではなく	、実際に寄せられ	<b>ルた意見・質問な</b>	どを記入)					市の実施状況		-,	把握していない理		2,200	-, 20		
介護保険	料が高い	ハ、介護保険	料は適正に運用さ	れているのか	。(市民)											くての保険者で実施	色している。			
			れば、将来、介護 い。(特に施設入			1氏)					●批	!握している	→							
					/						○ ±0	!握していない	1							
1											J 10	TATE O C A Y A ,	1							

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結	ig (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	意図の「必要とする特定入所者介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健
〇 直結度中	説 全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようにな
○直結度小	明る。」に結びつく。
	当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	こより市による実施が義務付けられている
○ 法令などに	こよる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なたころ実施が妥当
	・ つ 天 地 か 女 ヨ トービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
0	と達成しているので、市の関与を廃止が妥当
0 %(- 11)-6	介護保険法(平成9年法律第123号)
根拠法令等を記力	
3. 目的見直しの名	余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	ij ij
【有効性の評	[価]
	地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
11 //(2)(1/12/19/3/19	サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。
	34
	<mark>说。</mark> 明
5 連携すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
U. 22047 DCC	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
=	
	<mark>说。</mark> 明
【効率性の評価	:1
	の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事業員の削減。	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増
	大することが見込まれる。
	<mark>说</mark> 明
7. 人件費の削減	(の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
1. 八件質切削機	必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。
	<mark>说</mark> 明
「ひずみかずた」	
【公平性の評価】	
	<u>適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)</u> サービス利用者は利用者負担段階により食費・居住費の負担額が決められている。(介護保険法により)
特定受益者あり・負担あり	
F	<mark>说</mark> 明
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者が	負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	サービス利用者は利用者負担段階により食費・居住費の負担額が決められている。
	<del>.</del>
	HI CONTRACTOR OF THE CONTRACTO
○ 低い	

### 【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり									
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり									
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり									
(2) 今後の事務事業(	(2) 今後の事務事業の方向性										

① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり

★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価結果の総括

)公平性	● 適切	<ul><li>受益者負担の適止化の余</li></ul>	地あり							
今後の事務事業の方向性										
○ 現状のまま	(又は計画どお	5り) 継続実施	年度							
○ 終了	〇 廃止	〇 休止								
○ 他の事務事業	きと統合又は連	携								
○ 目的見直し										

	●事	務事業の	やり方改	善			
H	and the sales	1.	10 - 1 7	2 -4 -44	-1 24 1	10.5.	-c cn -/-

₹改善	革・改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		介護給付の適正化に努める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		增加
定時		介護給付の適正化に努める。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460320

事務事業名通所型介護予防事業

【1枚目】

008030102

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

算 科

予算書の事務事業名 1. 通所型介護予防事業						課 名 等 地域包括支援セン			ンター 政策 名第4節 健や				もに支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域支援事業費					
7	事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等	係 名 等 <b>管理係</b> 施 策 名				6. 社会保障	章制度の	 D充実		項 1. 介護予防事業費			
9	実施方法	O 1. #	台定管理者代行	● 2. アウトソ・	ーシング () 3	. 負担金·補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名 森山 明 区 分 介護保険制						<del></del> 使			2. 介護予防一般高齢者施策事業費			
								電話番号		0765-23-12	94	基本事業名	介護保険の値	建全な事	事業運営					
•	事業概要(	どのような事刻	<b>巻か)</b>												実	績			計画	
市遠	内2箇所の老 隔地の高齢者	人福祉センタ 皆に対しては、	ーを会場とし、そ 毎月2回のページ	在宅で自立した生 スで送迎サービス	E活をおくってい くを実施すること	る高齢者等を対象により参加を促す	として介護予防教室を  。	開催する。						単位	19年度	20年度	21年	变	22年度	23年度
	(この事務	事業は、誰、	何を対象にして	いるのか。※人々	や物、自然資源な	:ど)				① 65 <del>**</del> PI	上高齢者数				11, 576	11, 79	)E	12. 000	12. 500	13, 000
	介護保険認	定を受けてい	ない65歳以上の	高齢者(自立高齢	伶者)				対	1	上同即11数			ᄉ	11, 370	11, 7	70	12, 000	12, 300	13, 000
対象									象指標	2										
察									/ 標	ļ										
										3										
	<平成20年	度の主な活動	]内容>																	
	自立してい	る高齢者を対	象に「介護予防	教室」を開催し、	介護予防意識啓	8発を図る。			325.		防教室利用者	数		人	3, 060	3, 20	00	3, 600	4, 000	4, 400
手	à								動											
	*平成21年	度の変更点							指標											
	なし								128	3										
	(この事数	(事業)テトップ	、対象をどのよ	ふに亦さてのか)																
			、対象をとのよ			i ぐ。				① 利用者	数/生活支援	₩が必要な65	歳以上高齢	%	60.00	60.0	00	60.00	60. 00	60.00
意				)	2 - C	, , ,			成果	1										
図								_	指	2 7-6	ス後に維持、	改善した者	の数	人	3, 000	3, 20	00	3, 500	3, 800	4, 100
								'	標	1										
										3										
そ		指すすがた>		4 11 12 → 18+0 H	4 <del>4 4 1 + -+</del>				<b>↑</b> F	成果指標が現	見段階で取得で	できていない	場合、その	取得方	法を記入					
の結		・	営され、充実し	たサービスか提供	<b>せされています</b> 。															
果	1																			
<b>*</b>	この事務事業	<b>業開始のきった</b>	いけ (何年〈頃〉か	らどのようなき	っかけで始まった	たか)					(1)国・リ	県支出金		(千円)	4, 733	8!	i5	1, 263	1, 263	1, 263
従:	来から実施し	してきているだ	が、平成12年度	の介護保険制度	の導入にあわせ、	、介護予防の意識か	「高まった。				源 (2)地方(			(千円)	0		0	0	0	(
											内 (3)その他		=数料等)	(千円)	7, 890	1, 42	25	2, 107	2, 107	2, 107
											(4)一般則			(千円)	0		0	0	0	(
	88 44 m 土 廿 m m / s	《の事改事类》	- 再り光ノ電路の	亦ル1. 人名 <b>又</b>	相キレフ四倍亦/	12. (社事工 相劃級	4. なんは熱の亦ルと	. 12)			A. 予算 (決			(千円)	12, 623	2, 28	30	3, 370	3, 370	3, 370
							<sup>後和、社会情勢の変化な</sup> 今後も、国県の支援の		取り	組みが求め	②事務事業	に携わる正		(人)	1, 100	1. 00	10	1.000	1, 000	1, 000
b.	れると考える	5.								•	B. 人件費(			(千円)	4, 411	4, 20		4. 205	4, 205	4, 205
											事務事業に			(千円)	17, 034	6, 48		7, 575	7, 575	7, 575
											(参考) 人	件費単価		(円@時間)	4,010	4, 20	)5	4, 205	4, 205	4, 205
				の私見ではなく	、実際に寄せられ	れた意見・質などを	記入)				◆県内他市	方の実施状況			いる内容又は把抗					
介	護予防の具体	本的手法とその	の効果の有無。								○押‡	握している			まり一層の取り約 る途上にあり、f					
												握していない		a で 進 0V	··ひ <u>虾</u> エI〜00ツ、1	마하다 (Pi [Pi linu]	が一個化性	16 <b>-</b> 16/	・うい 赤斑 C しし	.v⊘°

部・課・係名等 コード 1

部名等

06040000

(出先機関)

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

【目的妥当性	(V)	半曲】
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大		各種介護予防のための各種取り組みに参加することにより、健康な日常生活を維持することが可能とな
<ul><li>○ 直結度中</li></ul>		説り、安心して自立した在宅生活を送り続けられると考えられるから。
_		III
○直結度小		1. (日田の仏の藤田でより井づかり本が古来よ)
		生(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
0		り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など め、市に</li></ul>	による	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
● 民間でも	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
() 市が実施	iして	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
( ) 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		
3. 目的見直しの	の余り	也 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
		やむを得ない事情がある場合には、対象年齢65歳以下でもサービスの利用ができるように、対象者を拡大すべきか。
<b>\$</b> .11	説	
あり	明	
【有効性の	評価	i]
		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4.	不坦	日立高齢者の加齢による生活機能低下を考慮すると、本事業は効果をあげている。
		目立局断有の加齢による生活候能は下で考慮すると、本事未は効果でありている。  今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくことによりより効果を上げることにつながる。
あり	説	The state of the s
<b>33</b> 9	明	
5. 連携すること	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
		健康センターで実施している基本健康診査や生活習慣病予防のための各種事業との連携が必要。
あり	説明	
	דעי	
【効率性の評	価】	
6. 事業費の削減	威の分	e地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		長期的な視点で考えるならば、本事業の普及、拡大が介護保険事業会計の肥大化の抑制につながる。
	説	
なし	明	
77   Id. # 25 Vol	in the	
7. 人件費の削	個の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		高齢化率が上昇基調にある中、高齢者と向き合う介護予防担当者の増員は必要不可欠である。
なし	説	
なし	明	
【公平性の評価	i l	
		E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
	> Mili 11	介護保険サービスの利用単価と整合性を図りながら見直しの余地はある。
特定受益者あ り・負担あり		バルスト、 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ッ・貝担めり	説	
適正化の余地あり	明	
売上100不地のり		
9. 本市の受益者	者負担	- 旦の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>		条例に基づき受益者負担を求めており、介護保険サービスの利用単価を基準としていることもあり、負担水準について
) II.	=14	は全国レペルでみても平均的と考える。
<ul><li>平均</li></ul>	説明	
	רליי	
○ 低い		

### 【必要性の評価】

<ul><li>全国的又は広域的な課題で</li></ul>	あり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なお	かつ市民などのニーズが非常に高い	
● 比較的多くの市民などがニ	ーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズ	がある	
○ 一部の市民などに、ニーズ	があるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されて	<b>いる</b>	
○ 上記のいずれにも該当しな	, <b>)</b>	
1. 事務事業実施の緊急性		
○ 緊急性が非常に高い		
○ 緊急に解決しなければ重大	な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に	高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しな	<b>ければ市民生活に影響が大きい</b>	
○ 緊急性が低く、実施しなく	ても市民サービスは低下しない	

● 目的廃止又は再設定の余地あり

○ コスト削減の余地あり

#### ○ 適切 ● 受益者負担の適正化の余地あり ④ 公平性 (2) 今後の事務事業の方向性 年度 ○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施

○ 適切 ● 成果向上の余地あり

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ● 他の事務事業と統合又は連携

○ 適切

● 適切

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

● 目的見直し

★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1)評価結果の総括 ① 目的妥当性

② 有効性

③ 効率性

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		介護予防教室への利用者数、参加者数の動向を分析しながら、事業者のニーズを把握し	コストの方向性
	次年度	参加者にふさわしいサービス提供に努める。	
	(平成22		維持
実施	年度)		<b>下在 1寸</b>
子			
定時		本事業において、利用者数、参加者数の増加のみを事業の成果の判断基準とするのでは なく、介護保険認定者数の推移、介護保険給付費の動向等を勘案しながら、その時々の	成 果の方向性
期	中・長期的	はく、介護体院部に有数の推移、介護体院指列質の動向寺を翻案しながら、その時々の最適な事務事業の取捨選択が必要となる。	
	(3~5年		向上
	間)		IH) I

★課長総括評価(一次評価)	
高齢者が要介護状態になるのを防ぐため、介護予防事業は最も重点的に実施すべき事業であり、内容や実施方法をエ 夫し、対象者の拡大とより実効性のある内容の検討が必要。	二次評価の要否
	不要

23460350

事 務 事 業 名 通所・訪問介護予防事業

事業コード

【1枚目】

008030101

子 算 書 の 事 業 名 2. 通所・訪問介護予防事業	課名等	健康センター	政策名 第4節 健*	やかでき	に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域支	援事業費			
事業期間 開始年度 平成18年度 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト事業	平成18年度 <mark>終了年度</mark> 当面継続 業務分類 5.ソフト事業 係名等 健康・				)充実		項 1. 介護予防事業費				
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	森山 明	区 分介護保険制品	隻			1. 介護予	防特定高齢者施急	<b>专事業費</b>		
	電話番号	0765-24-3999	基本事業名介護保険の値	建全な事	<b>革業運営</b>						
◆事業目的・概要 (どのような事業か)					実	績		計画			
65歳以上の高齢者を対象とした「生活機能評価」により、スクリーニングされた「特定高齢者」(虚弱高齢者)に対して 指導。(主に訪問)	て、介護を要する状態	態になることの <sup>-</sup>	予防と生活機能向上を目的とした	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 魚津市に在住する65歳以上の高齢者を対象とした「生活機能評価」により、スクリーニングされた虚弱高齢者「特別生活機能評価・・・25項目のチェックリストにより判定し、医療情報も含めて医師により介護予防の必要性について判断す	, ×	① 特定高齢 対 象 能	者	٨	1, 307	1, 16	7 1, 300	1, 300	1, 300		
家		情 9									
<平成20年度の主な活動内容>特定高齢者把握事業(生活機能評価) により把握された特定高齢者候補者を、さらに訪問対象として選定された方・手 ************************************		舌 動 ②	者継続訪問(実人数)	٨	15	9	4 100	100	100		
特定高齢者の決定方法が変更になった。 ・・・要介護認定で「非該当」の者、医師の判断を踏まえて決定する。 (健診等を受けることが必須)	7 t	3									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 生活機能評価によりスクリーニングされた特定高齢者に対して、より虚弱でリスクの高い方に対して、介護に至らなの助言や早期に適切なサービス利用を助言することで生活能力の急激な悪化を予防する。	E P	① <b>継続訪問</b>	対象者の要介護認定者数(1年	\ 	1		2 2	3	5		
そ 〈施策の目指すすがた〉 の 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。 結 果			で取得できていない場合、その 含者は把握事業により、基本チェッ	クの点	数により特定高齢						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 平成18年からの地域支援事業開催による。 (介護保険)			財 (1)国・県支出金	(千円)	947	20		400	400		
「ル・マール・ラッルペス以子不同性にから。   八成体体/			10%	(千円) (千円)	0 1, 450	33	•	600	600		
			(4)一般財源	(千円)	0		0 0	0	0		
		,	A. 予算 (決算) 額((1)~(4)の合計)	(千円)	2, 397	53	4 1, 070	1, 000	1, 000		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など		(	D事務事業に携わる正規職員数	(人)	4		2 2	2	2		
特定高齢者としてスクリーニングされた人に対して、教室への参加勧奨するが、参加を希望されるのは1割程度であり、 全国的に"特定高齢者"の決定者が少なく、平成19年に特定高齢者の決定条件が緩和され、前年度の数倍の特定高齢者		れない。	②事務事業の年間所要時間	(時間)	1, 250	1, 00	0 600	600	600		
訪問による対応も検討されるが、マンパワーが不十分。	35 XX C 1000	<u> </u>		(千円)	5, 013	4, 20	,	2, 466	2, 466		
		3	事務事業に係る総費用 (Å+B)	(千円)	7, 410	4, 73	,	3, 466	3, 466		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)	<u> </u>		(参考) 人件費単価 ◆県内他市の実施状況 (押	(円億時間)	4,010	4,20		4, 110	4, 110		
▼市氏や譲会などからの要望・息見(担当者の私見ではなく、美院に含せられた息見・質などを記入)なし					<mark>いる内容又は把</mark> 持 特定高齢者の通 原		日の記入懶)	ている。			

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02050100

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

算 科

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1 出版 の書待ち	
	(事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)
<ul><li>直結度大</li></ul>	介護に至らないようにするための生活改善の指導を行うことから施策への直結は大きいが、頻度の少ない訪問では 説 効果がどれほど期待できるかについては不明。
● 直結度小	説 効果がどれほど期待できるかについては不明。 - 明
○ 直結しない	**
● 法令などによ	り市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる め、市による	こる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
○ 民間でもサー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達	権成しているので、市の関与を廃止が妥当
	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の44
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余句	地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし説明	
【右効性の証句	<u></u>
【有効性の評価	
4. 成果向上の余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
あり説明	訪問により、介護予防の意識が高まることで、日常生活が改善され特定高齢者候補者としてスクリーニングされる割合 が減少する。マンパワーを確保することで多くの対象者への対応が可能となることで、効果が期待される。
5. 連携することで、	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	包括支援センターにより、特定高齢者についての情報を受けて訪問を実施している。本来の事業としては、地域包括支
あり説明	援センターにあるが、依頼を受けた健康センターと情報を交換することで、より適切に対応できる可能性がある。
【効率性の評価】	
	余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事未其の削減の	特定高齢者の訪問については、賃金のみである。
なし。説明	†† た同部名の別内に ブル (は、 兵並のがた)のは。
7. 人件費の削減の	  分余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
7. 八叶黄切削减少	事業実施の主体は包括支援センターにあり、一部依頼を受けて事業を実施している状態。
なし説明	事業実施の土体は己括文様センダーにあり、一部依頼を受けて事業を実施している状態。 現在の人員を削減することはできない。(低いパート賃金(看護師 800円/時間)では、看護師不足の中、雇用することも困難)
【公平性の評価】	
	正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	IBICの実地(地区の見直しや社会経済もない。) (本人が求めるものでなく、介護予防としての予防的な啓発のため)
道正化の余地なし 説	
9. 本市の受益者負担	担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	特になし
説	
● 平均 明	
○低い	

## 【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1 1	. 事務事業実施の緊急性
1 1	<ul><li>事務事業実施の緊急性</li><li>○ 緊急性が非常に高い</li></ul>
1 1	
1 1	○緊急性が非常に高い
1 1	<ul><li>○ 緊急性が非常に高い</li><li>○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</li></ul>
1 1	<ul><li>○ 緊急性が非常に高い</li><li>○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</li><li>○ 市民などのニーズが急速に高まっている</li></ul>

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1)評価結果の総括

(1) IT IIII NO 75 V V V V ID		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の分	₹地あり
(2	)今後の事務事業の	方向性		
	○ 現状のまま	(又は計画どお	5り)継続実施	年度
	○ 終了	○ 廃止	〇 休止	
	<ul><li>他の事務事業</li></ul>	数と統合又は連	1拱	

○ 目的見直し

★改	革·改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		地域包括支援センターと情報を共有して効率的に実施する。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		介護予防として専門職が効率的に介入できる体制を構築することができれば、訪問についても、数異的に実施することができれば、訪問についても、数異的に実施することができれば、訪問について、	成 果の方向性
期		いても効果的に実施することができると思われる。 (めまぐるしく変わる制度に対しては、地域のマンパワーの活用を図るなど、各方面との連携が必須になる。)	向上

★課長総括評価(一次評価)	
特定高齢者に対する訪問に関しては、実施者は地域包括支援センターであり、健康センターでは依頼を受ける形で の訪問を実施している。今後も地域包括支援センターとの情報の共有と連携に努め、タイムリーな訪問指導を実施 し、介護予防につなげる。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460310

事務事業名特定高齢者把握事業

【1枚目】

008030101

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

算 科

実施方法       ① 1. 指定管理者代行       ● 2. アウトソーシング       ③ 3. 負担金・補助金       ● 4. 市直営       配入者氏名       森山 明       区 分 介護保験制度       国本事業本 介護保験の健全な事業運営         ●事業概要(どのような事業が)       生活機能評価を実施し、特定高齢者 (生活機能が低下している者) を選定しすることで、積極的な介護予防の普及を図り、必要に応じて各種サービスの利用につなげ生活能力の向上を図 単位       実績         (この事務事業は、謎、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者       ① 要介護認定を受けていない65歳以上高齢者 人 0 9,838         対象       ②         (本収20年度の主な活動内容> 医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。       ① 特定高齢者数 人 0 1,167         手数       *平成20年度の変更点	項     1. 介護予防事業費       目     1. 介護予防特定高齢者施策事業費         計画       21年度     22年度       9,900     10,000       10,000     10,1
●事業概要 (どのような事業か) 生活機能評価を実施し、特定高齢者 (生活機能が低下している者) を選定しすることで、積極的な介護予防の普及を図り、必要に応じて各種サービスの利用につなげ生活能力の向上を図  「この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者  「本理20年度の主な活動内容> 医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。  「本理20年度の変更点  「特定高齢者数 人 0 1,167  「活動指数 人 0 1,167  「活動指数 人 0 1,167  「活動指数 人 0 1,167	計画       21年度     22年度     23年度       9,900     10,000     10,
◆事業概要 (どのような事業か) 生活機能評価を実施し、特定高齢者 (生活機能が低下している者) を選定しすることで、積極的な介護予防の普及を図り、必要に応じて各種サービスの利用につなげ生活能力の向上を図  「この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者  「本中成20年度の主な活動内容>医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。  「本中成20年度の変更点  「特定高齢者数 人 0 1,167  「活動」 「おります」 「あります」 「おります」 「おりまするます」 「おります」 「まります」 「まります」 「おります」 「まりまする」 「おりまする」 「まります」 「まりまする」 「まりまするまする。 「まりまする」 「おります	21年度     22年度     23年度       9,900     10,000     10,1
生活機能評価を実施し、特定高齢者 (生活機能が低下している者) を選定しすることで、積極的な介護予防の普及を図り、必要に応じて各種サービスの利用につなげ生活能力の向上を図       単位       19年度       20年度       21         (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者       (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上高齢者       人       0       9,838         対象 指標       ②       ③       ③       ②          本平成20年度の主な活動内容> 医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。       (国、特定高齢者数) 人       人       0       1,167         手段 *平成21年度の変更点       **(国、安、京本) 日本の変更点       2       ②       ※       36.20	21年度     22年度     23年度       9,900     10,000     10,1
生活機能評価を実施し、特定高齢者 (生活機能が低下している者) を選定しすることで、積極的な介護予防の普及を図り、必要に応じて各種サービスの利用につなげ生活能力の向上を図       単位       19年度       20年度       21         (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者       (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上高齢者       人       0       9,838         対象 指標       ②       ③       ③       ②          本平成20年度の主な活動内容> 医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。       (国、特定高齢者数) 人       人       0       1,167         手段 *平成21年度の変更点       **(国、安、京本) 日本の変更点       2       ②       ※       36.20	21年度     22年度     23年度       9,900     10,000     10,1
る。       世位       19年度       20年度       21         (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者       人       0       9,838         対象 指標       ②       ③       ③         < 平成20年度の主な活動内容> 医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。       ①       特定高齢者数       人       0       1,167         手 改       *平成21年度の変更点       96       36.20	9,900 10,000 10,1
介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者       (1) 要介護認定を受けていない65歳以上高齢者 人 (2) (2) (3) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
対象	
**       (平成20年度の主な活動内容> 医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。         **       (平成21年度の変更点             (1) 特定高齢者数       (1) 特定高齢者数         (2) 受診率       (3) 36.20	1 200 1 250
《平成20年度の主な活動内容》         医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。         手段         *平成21年度の変更点             ③         ① 特定高齢者数       人       0       1,167	1 200 1 250
医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。     ① 特定高齢者数     人 0 1.167       手     *平成21年度の変更点     % 36.20	1 200 1 250 1
手段     **** 平成21年度の変更点     (2) 受診率     %     36.20	1, 200 1, 250 1, 3
▼ *平成21年度の変更点	38.00 40.00 40.
	,
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)	0.000 10.000 10
生活機能の低下が疑われる対象者を把握することができる。	9, 900 10, 000 10, 1
→ C施策の目指すすがた>   ↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入	
介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。	
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 0 6,114	8, 433 8, 433 8, 4
平成18年より、介護保険法に基づき実施。H18、H19年は老人保健法による基本健康診査との同時実施であったが、H20年度より介護保険の予算で実 原 21地方債 (千円) 0 0	0 0
Me	14, 054 14, 054 14, 0
(4)一般財源 (千円) 0 0	0 0
A. 予算 (決算) 類((1)~(4)の合計)       (千円)       0       16,306	22, 487 22, 487 22, 4
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)  ①事務事業に携わる正規職員数 (人)  ②  ②  ②  ③  ③  ③  ③  ③  ③  ③  ③  ③  ③	2 2
介護保険法に基づき全国一律に実施している事業であり、介護保険制度の動向により、時代とともに変遷することが予測される。  また、現在は他の健診(特定健康診査、後期高齢者の健康診査)と同時に実施しているが、基本的なところで後期高齢者の健康診査対象者を"医療機関  2 ***  ② ***  ② ***  ② **  ② **  ② **  ③ **  ② **  ③ **  ② **  ③ **  ④ **  ④ **  ④ **  ④ **  ④ **  ⑥ *	800 800 8
で服薬しているものを除く"とあることから、今後は同時に実施することができず、実施方法の変更を検討する必要がある。   18. 人件質 (②)×人件質単価/十円) (十円)   (1円)   (1	3, 364 3, 364 3, 3
事務事業に係る総費用 (A+B) (千円) 0 19,670       (参考) 人件費単価 (円回時期) 4,010 4,205	25, 851 25, 851 25, 8 4, 205 4, 205 4, 2
(参考) 人件費単価 4,010 4,205 4,205 4,010 4,205 4,205 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,010 4,01	3,-11
▼市民や議会などからの要望・息見(担当者の私見ではなく、美院に奇ぜられた息見・質などを記入)  受診時に提出する問診表等の記載が煩わしい。  【把握している内谷又は把握していない理由の記入  「製内15市町全ての団体で実施している。	ツ 追入情/
● 把握している	

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

【日的ダ虫性の証価】

【日的安当性	:ひき	科曲】	业	要性の評価	11 1
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	1 0.	. 社会的二	ーズ (この
<ul><li>直結度力</li></ul>		各種介護予防のための各種取り組みに参加する対象者の選定作業であり、対象者が介護予防事業に参加することに		● 全国的习	スは広域的な
<ul><li>直結度中</li></ul>	1	説 より、安心して自立した在宅生活を送り続けられると考えられるから。 明		○ 市固有の	の課題であり
<ul><li>直結度/</li></ul>	`			<ul><li>比較的多</li></ul>	多くの市民
2. 市の関与の	妥当性	: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		○ 一部の市	方民などに、
		り市による実施が義務付けられている		○ 一部の市	
		る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた		<ul><li>目的はあ</li></ul>	
〇 め、市に	こよる	実施が妥当		<ul><li>○ 上記のV</li></ul>	
○ 民間で‡	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		- 事務事業	
		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当		● 緊急性が	
_		成しているので、市の関与を廃止が妥当		<ul><li> 緊急にが</li><li> 緊急にが</li></ul>	
0 %(C   1	) C X	介護保険法		<ul><li>○ 素心にか</li><li>○ 市民など</li></ul>	
根拠法令等を言	己人			<ul><li>○ 所込なる</li><li>○ 緊急性は</li></ul>	
2 日的日本1	カム4	1(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)			
5. 日的兄臣し	ルボリ	日的見直しの余地なし	L	○ 緊急性が	2位へ、夫//
		日前元回のの水心での		お年仕用の	纵転 1. 人後
なし	説明			評価結果の終	
	19/1		(1	)評価結果の	
•				<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	当性
【有効性の				② 有効性	
4. 成果向上の	余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)		③ 効率性	
		受診率を向上させることにより、特定高齢者の十分な把握ができ、各種介護予防事業への参加により効果的な対応がで きる。		④ 公平性	
あり	説	<u>ి</u>	(2	)今後の事務	务事業の方□
859	明			○ 現状	さのまま (ス
				<ul><li>終了</li></ul>	. 0
5. 連携するこ	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)		<ul><li>他の</li></ul>	)事務事業と
		介護予防事業全般		<ul><li>目的</li></ul>	見直し
	説			<ul><li>事務</li></ul>	<b>多事業のやり</b>
あり	明				
			★改	革·改善案(	(いつ、どの
【効率性の評	価】				事業を継続
		*地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)		VA-711 1041	
		富山県医師会と県厚生部との交渉により標準経費(単価)を設定しているため。		次年度 (平成22	
	эм.		実	年度)	
なし	説明		施		
			予定		健康診査と
7 1 件曲の約	Diet on	△ 単 (人の要な味明もエナ) マルムノ でもわいかが ロー でもわい 連中す ※印)	時		MAN A C
7. 人件費の削	が及り	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 受診率の向上に伴い、事務量も増大するため。	期	中・長期的	
		スピキツ門エICITV 、 〒初里 U相八 Y でに切。		(3~5年間)	
なし	説明			1.47	
	1973				
	_				
【公平性の評価				長総括評価(	
8. 受益者負担	の適正	では、「他の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	法に	基づく事業で	であり継続
特定受益者あ		介護保険法に基づくものであり、個人負担の徴収は馴染まない。			
り・負担なし	説				
適正化の余地なし	明				
歴エ 100 赤地なし					
9. 本市の受益	者負担	1の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	_		
<ul><li>高い</li></ul>		富山県、全国ともに同一水準と考える。			
■ 177 +	説				
● 平均	明				
○ 低い					

【必	要性の評価】									
1 0	. 社会的ニーズ (この事務	务事業にる	ごれくらいのニーズがあるか)							
	● 全国的又は広域的な課	<b>果題であり</b>	、ニーズが非常に高い							
	○ 市固有の課題であり、	なおかつ	市民などのニーズが非常に高い							
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている										
	○ 一部の市民などに、ニ	-ーズがあ	5							
	○ 一部の市民などに、ニ	ーズがあ	るが、それが減少しつつある							
	○ 目的はある程度達成さ	れている								
	○ 上記のいずれにも該当	自しない								
1 1	. 事務事業実施の緊急性									
	● 緊急性が非常に高い									
	○ 緊急に解決しなければ	『重大な過	失をもたらす							
	○ 市民などのニーズが急	速に高ま	っている							
	○ 緊急性は低いが、実施	巨しなけれ	ば市民生活に影響が大きい							
	○ 緊急性が低く、実施し	なくても	市民サービスは低下しない							
*	評価結果の総括と今後の力	方向性								
(1	)評価結果の総括									
	<ul><li>① 目的妥当性</li></ul>	適切	○目的廃止又は再設定の余地あり							
	② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり							
	③ 効率性 ●	適切	○ コスト削減の余地あり							
	④ 公平性	適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり							
(2	2)今後の事務事業の方向性	Ė								
	○ 現状のまま(又は	計画どお	り)継続実施 年度							
	<ul><li>○ 終了</li><li>○ 廃</li></ul>	止 (	○ 休止							
	● 他の事務事業と統	合又は連	携							
	○ 目的見直し									
	事務事業のやり方される。	<b>火善</b>								
★改			・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性						
	事業を継続す	る。		コストの方向性						
	次年度									
	(平成22			維持						
実施	年度)			4.E. 1.1						
予										
定時	健康診査との	同時実施	以外の方法によるい受診率の向上を図る。	成 果の方向性						
期	中·長期的									
	(3~5年			向上						
	間)			1~J <u>—</u>						

法に基づく事業であり継続するが、実施方法については受診率向上に努める。

二次評価の要否

不要

事業コード

23460370

事務事業名 地域介護予防活動支援事業

【1枚目】

008030102

予 算 書 の 事 務 事 業 名 2. 地域介護予防活動支援事業								課名	ş		社会福祉課		政策名	第4節	健やか	いで共に支えあう福祉社会の構築				3. 地域支持	爰事業費				
事	業 期 間	開始年度	平成 18:	年度	終了年度	当面継続	į.	業務分類	5. ソフト	事業	係名	ş		高齢福祉係		施策名	6. 社会	会保障制度の充実		り充実		項	1. 介護予[	方事業費	
実	尾施 方 法	〇 1. 指	定管理者代征	Ť •	2. アウトソー	ーシング 〇	3. 賃	負担金・補助金	: 0 4. 市	直営	記入者氏	4		木村 勝		区 分	介護保障	倹制度				目	2. 介護予[	方一般高齢者施気	<b>等業費</b>
											電話番	ļ-	(	0765-23-1007		基本事業名	介護保障	倹の健全	な事業	運営					
	事業概要(どの 人クラブ加盟:			を盟催し	1. 喜齢にか	っても元気に	活動さ	れるよう支援	する											実	績			計画	
					おいて開催する			10 000 72 12											並	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度
	(この事務事 60歳以上の高			ている	るのか。※人や	?物、自然資源	原など)	)						① 60歳以上7	高齢者数				l.	11, 449	11, 7	20	12, 000	12, 500	13, 000
対		前期1日(日立	(同断4)										対象												
象													指	2											
												'	標	3											
	<平成20年度	Fのよわ江刺	内容~										H												
				:する1	8教室を開催	≝し、月に2ォ	から3回	]のペースで教	室を運営した。					① 高齢者趣味	<b>味教室開</b> 認	设数		3	室	18		19	19	19	19
手													活動	2											
	*平成21年度 なし	<b>E</b> の変更点										H	指標	•											
	<i>4</i> C													3											
					二変えるのか)									① 介護を必	亜レー かに	、京齢老粉			,	9, 450	9, 8	12	10, 100	10, 500	11, 000
	高齢者の健康	₹維持、生き	がいの創出に	より介	ト護状態に陥る	うことの無い。	よう未然	然に防ぐ。					成	① <b>月酸で必</b> う	EC 0'41	,ない同即日奴 人				9, 450 9,			10, 100	10, 300	11,000
意図													果指												
												$\Box$	標												
													L	3											
その	<施策の目指 <b>介護保障事業</b>			≅1. <i>†</i> -+	ナービスが提供	#されていまっ	at.						↑成	以果指標が現段	階で取得つ	できていな	い場合、	その取得	身方法?	を記入					
結盟	71 12 14 12 7	CN 1621-2			27170 1221	(240 20 01)																			
米	・の事功事業	明ねのもこ	、	13.8	どのようなき・	- 41+-244+	- + A	.\							/1\E	旧士山人		/T.F	п	1, 813	5. 8	67	6, 412	6 410	6 410
	_の事務事業[ 給者の生きがⅠ					フがりで始ま	ったか	')						Į.	(2)地方	県支出金 債		(千F (千F		1, 613	5, 8	0	0, 412	6, 412	6, 412
														F	内 (3)その他	也(使用料・	手数料等	) (千月	9)	3, 023	9, 7	79	10, 688	10, 688	10, 688
															(4)一般			(千F		0		0	0	0	0
▲ E	日 仏 味 田 円 谷 /	の主教主業	シ町り巻ノ環+	音の亦ん	ルレ -	相される環境	赤ル (	(法赦正 组制)	緩和、社会情勢	の亦ルか	じし					や算)額((1)~ に携わるII		_	_	4, 836	15, 6	46	17, 100	17, 100	17, 100
									BATA 社会情報 ニューと位置つ							の年間所要		(時間		200	2	00	200	200	200
														Е	3. 人件費	(②×人件費	単価/千円	(千F	9)	802	8	41	841	841	841
																係る総費用	(A+B)			5, 638	16, 4		17, 941	17, 941	17, 941
<b>▲</b> ਜ	お日の議会か	どからの要望	想, 音目 <i>(</i> 扣)	4考の1	利目でけかく	宇際に安計	らわた	意見・質など	を記す)							.件費単価 市の実施状	<b>3</b> ₽	(押個)		4,010 る内容又は把持	4,2		4,205	4, 205	4, 205
	1ぞれの教室(				270 C12'4 \	No. C. II C	JAUIC	心心 見なこ	E HU/V/								١ ١	コーラス						「村では活発に開	催されてい
															● 把:	握している	, <mark>[]</mark>	る。							
															〇 把:	握していな	:v <mark>—</mark> /								

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

#### 【目的妥当性の証価】

1. 施策への直	[結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
<ul><li>■ 直結度大</li></ul>	7	高齢者の健康な日常生活を維持することが可能とな 説 り、いきいきと生きがいのある生活が可能となる。
<ul><li>直結度中</li></ul>	7	説し、いきいきと生きがいのある生活が可能となる。  明
<ul><li>直結度/</li></ul>	`	
2. 市の関与の	妥当的	E(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>法令なと</li></ul>	ごによ	り市による実施が義務付けられている
		る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
0 1		成しているので、市の関与を廃止が妥当
OMCHR	りて圧	成しているので、中の例子を廃止か女日
根拠法令等を言	記入	
3. 目的見直し	の余均	b (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
		満60歳以下でも参加できる機会を設けたい。
あり	説明	
【有効性の	評価	1
		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 从水内工*//	7//20	成果向上の余地なし。
	77	
なし	説明	
	-91	
5. 連携するこ	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
		高齢者学級(公民館活動)との連携により内容充実をはかることが可能。
あり	説	
	明	
【効率性の評	価】	
6. 事業費の削消	減の角	や地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		高齢者学級(公民館活動)との連携により経費節減が可能。
5.11	説	
あり	明	
7. 人件費の削	減の	会地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
7411 24 711		高齢化率が上昇基調にある中、担当人員の削減は困難と考える。
	-3×	
なし	説明	
	-71	
T 사 패 보 소국로 는	-1	
【公平性の評価	•	
8. 受益者負担(	の適工	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
受益者負担あ		送迎サービスの受益者については、負担を求める余地はある。
り・負担なし	説	
適正化の余地あり	明	
<b>地丘16の木地めり</b>		
9. 本市の受益	者負担	型の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>		送迎サービスの受益者については、負担を求める余地はあるものの、事業の性格から大きな負担を求める市町村は無い
	説	と思われる。
● 平均	明	
○低い		
O PAV'		

### 【必要性の評価】

<ul><li></li></ul>	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
1. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価結里の総括

(1) 1		
① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	適切	● コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

~ · · · · · —	0		
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	<ul><li>適切</li></ul>	<ul><li>● 受益者負担の適正化の余</li></ul>	地あり
)今後の事務事業のフ	方向性		
<ul><li>現状のまま</li></ul>	(又は計画どお	5り)継続実施	年度
<ul><li></li></ul>	〇 廃止	〇 休止	

- 他の事務事業と統合又は連携
- 目的見直し
- 事務事業のやり方改善

★改革	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		新たな趣味教室への参加状況をみながら、高齢者の新たなニーズの把握に努めたい。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		削減
定時		高齢者の趣味、嗜好は、今後ますます多様化することが予測され、その時々の高齢者の ニーズを把握し、不人気な趣味教室については廃止することも検討すべきか。	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)	一 ハミに渡り、1 ハハパの産の不及主にファ てはかたよう むこと ひ状計すってい。	維持

### ★課長総括評価(一次評価)

従前の、音楽、文化活動、軽スポーツを内容とする教室に加え、健康体操、ウォーキングなどの運動習慣の定着が 図れる健康づくり教室開設などを健康センターと連携し研究したいと考える。 二次評価の要否

不要

事業コード 23460390

【1枚目】

008030102

事務事業名     介護予防普及啓発事業       予算書の事業名     2. 介護予防普及啓発事業						部 名 等		民	生部		政策の柱	第2章 安	心して仮	建やかにくらせる。	きち	会計 介護保険事	業特別会計(介記	護保険事業勘定)	
						課名等	健康センタ		センター		政策名	第4節 健	やかでき	<b>キに支えあう福祉</b>	土会の構築	款 3. 地域支援事業費			
	事業期間 開始年度         平成18年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業         係名等						健康つ	づくり係	り係 施 策 名 6. 社会				0充実		項 1. 介護予防事業費				
	実施方法 〇 1. 指定	E管理者代行 ○ 2. 7	アウトソーシ	ング ● 3	. 負担金・補助金	全 4. 市直営	記入者氏名		森山	山明		区分	介護保険制	度			且 2. 介護予	防一般高齢者施気	<b>货事業費</b>
	<u> </u>	<u>'</u>				<b>"</b>	電話番号		0765-	-24-3999		基本事業名	介護保険の	健全な事	<b>事業運営</b>				
T-2	▶事業目的・概要(どのような)	*************************************													実終	#		計画	
	▼事業日的・概要(とのようん 高齢者を対象に、介護に至らた		①介護予防	jの普及啓発、	②虚弱な高齢者	に対する集団的な対応、	③高齢者を支え	こる地	域作りを	÷支援する	5事業			出	夫和	Ħ		計画	
														位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
f	(この事務事業は、誰、何 魚津市に在住する65歳以		。※人や物、	、自然資源な	:ど)				①	65歳以」	上高齢者			Д	11, 385	11, 680	12, 000	12, 000	12, 000
7	黒津市に任任するりち戚以	.上の高齢者。							対象。										
/ 4///	<b>&amp;</b>								指 ② 標										
								1	3										
	<平成20年度の主な活動内 介護予防を目的とした教室								1 1	介護予防ロ	こ関する힅	音及・啓発	(教育) 回数	ī Д	207	135	200	200	200
11	地域での小グループ (ふれ <u>談)</u>		など)の流	舌動支援 (	(グループ育成、(	健康面からの支援・・・	健康教育、相	/	活動 ② 1	介護予防(i 数)	こ関する普	音及・啓発	(延参加者	人	3, 153	2, 310	3, 000	3, 000	3, 000
+	※ 平成21年度の変更点 地区からの要望による、月	3回の健康教室の開催	地区の増加					7	標	χ)									
F	(この事務事業によって、	対象をどのように変え	るのか)																
	介護に至らないような生活にならないようにする。			意識すること	で、日常の生活	を自ら活動的なものとし	,、要介護状態		.tb	折規の要介	介護認定者	首数		人	489	492	495	500	505
	にならないようにする。							$\dashv$	果 ②										
L	<u> </u>							<b>'</b>	標										
									3										
-	そとを集の目指すすがた>		_ /815 // \						↑成果指	標が現段	階で取得	できていな	い場合、その	の取得方	法を記入				
	の 介護保険事業が健全に運営 結	され、充実したサービ	スか提供され	れています。															
-	果																		
	▶この事務事業開始のきっかり ↑護保険法の施行により(平月				,	成18年から地域支援	主業として 当事	工業夕	で宝施す	- A -	材 (-) 111 1	県支出金		(千円)	779	1, 202		1, 500	1, 500
	ととなった。	ス12千及/、月段子例と	しての手木	このサネくえ	RIBUCEIL. T	次10年から地域又版=	#**CO(() ==	***1	(大肥)	10	N	1貝 也 (使用料・	壬粉织(笠)	(千円)	1, 573	2, 004	· ·	2, 500	2, 500
										Ē	(4)一般		丁奴(1) 寸)	(千円)	1, 570	2,004	2,000	2,000	2,000
										A	1-7 70	た算)額((1)~	~(4)の合計)	(千円)	2, 352	3. 207	3, 822	4, 000	4. 000
1	▶開始時期以後の事務事業を耳	取り巻く環境の変化と、	今後予想さ	れる環境変化	匕(法改正、規制	緩和、社会情勢の変化が	など)					に携わる』		(人)	8	9	,	8	, , , , ,
Í	个護保険サービスの利用者は徐	余々に増加している。市	5の高齢化も	進み25%に	こ達する状況であ			· .				の年間所要		(時間)	1, 350	1, 926	1, 420	1, 420	1, 420
	也域住民グループ活動数も年々 今後も、高齢化が進むことがう					至らかいための対応が	以亜 か 対象 老 (+ +*	\$ <i>5</i> 7 ₩	ラスレヨ	D		(②×人件費		(千円)	5, 414	8, 099		5, 836	5, 836
	7後も、同節化が進むことが了 1る。	「心に4いること、同断	ロキオスひ	人がほかの片	日かいてり、 八酸に	エッタいための対心が	い女体別外刊は無	エベゼ	11496]		事務事業に	係る総費月	(Å+B)	(千円)	7, 766	11, 306	9, 658	9, 836	9, 836
											(参考) 人	.件費単価		(円@時間)	4,010	4, 205	4, 110	4, 110	4, 110
4	▶市民や議会などからの要望・	・意見(担当者の私見で	はなく、実	際に寄せられ	1た意見・質など	を記入)				1	◆県内他市	市の実施状			いる内容又は把握				
4	くいきいきサロンの参加者> 参加していて楽しい、人と集ま	<b>まる機会があることは良</b>	しいことだと	いう声を聞く	ζ.						●把	握している			域住民グループ活 的積極的に関わっ		・いきいきサロン)	の開催箇所は多	く、保健分野
	くサロンの代表者> 5世話することで地域の人と <i>0</i>	D顔なじみができ、サロ	ン以外のと	きでも声をた	かけやすくなった	。サロンの代表者を引き	き受けてくれる人	がい	ない。		〇把	握していな	w A						

部・課・係名等 コード1

02050100

政策体系上の位置付け

コード2

246021

算 科

コード3

#### 【目的妥当性の証価】

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)
● 直結度大	:	か護を予防するためには、本人や地域の意識が大切になることから、目的の妥当性は高いといえる。
○ 直結度小		説 明
<ul><li>○ 直結しな</li></ul>	<i>ا</i> ا	
2. 市の関与の多	妥当性	生(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
■ 法令など	゚によ	り市による実施が義務付けられている
		る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
_		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
〇 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の44
根拠法令等を記	己入	<b>川設体映法(半成3年法14.05</b> )第110年の44
3. 目的見直しの	り余り	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
【有効性の記	評価	ā]
4. 成果向上の会	全地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
		成果については、高齢者に対して時間をかけることで向上が見込めると言える。(人件費などのコストは増大する)
あり	説明	
5 連携するこ	レで	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
0. ÆD47 DC		包括支援センター等と連携することで、効率的に実施できる可能性がある。
あり	説明	介護予防に対して市全体を考えて、それぞれの係が役割分担し、必要に応じて統合できるシステムにより、効率的に対応できると思われる。
【効率性の評価	価】	
1777 1 1- 177		会地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 事業員の問題	54 V 7 7	対象となる高齢者が年々増える状況である。また、地域に対しても認知症の対応も含めた啓発活動がさらに必要になっ
		てくる。
なし	説明	マンパワーや設備投資があれば、成果向上の余地はあるが、現状では予算には限りがあることから、さまざまな工夫が 必要になる。
	91	かましゅう。
77   Ol. sile as also	3-4 ·	<b>人は (人の米次は用すてす) でかかくできかい 小器用 できたい 押する 2×m/</b>
7. 人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		上記により、事業量は増えると思われる。
なし	説	
<u>.</u>	明	
【公平性の評価	i]	
8. 受益者負担の	の適コ	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ		なし(教室への参加を促すことから本人負担をとらない)
り・負担なし	説	
	明	
適正化の余地なし		
0 本古の巫***	<b>长</b> 色 4	日の大津(周内仏古と比較) 全条のより方について説明)
	9月1	世の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  住民主体のグループへの助成金が、当市の数倍の市がある。
○ 高い		世民主体のケループへの朝成並が、当中の数官の中がある。 当市では住民主体の集会については、地区社会福祉協議会からの助成がある場合や、自主的な活動として費用を出し
● 平均	説	合っている地区もあり、当面は現在の助成でよいと思われる。
	明	
○ 低い		

### 【必要性の評価】

● ≦	全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
O F	<b>市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い</b>
0 1	七較的多くの市民などがニーズを感じている
0 -	一部の市民などに、ニーズがある
0 -	一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
0 1	目的はある程度達成されている
	上記のいずれにも該当しない
11. 事	務事業実施の緊急性
O 5	<b>緊急性が非常に高い</b>
O 9	<b>緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</b>
● 7	<b>市民などのニーズが急速に高まっている</b>
	緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
0 9	緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価結里の総括

(1) pt		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

4	② 公平性	■ 適切	○ 受益者負担の適正化の余	*地あり
(2)	今後の事務事業の	方向性		
	○ 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施	年度
	○ 終了	〇 廃止	〇 休止	
	● 他の事務事業	巻と統合又は連	携	

○ 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

改	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		(平成20年度に、3年間の評価を行った上で、より効率的な事業実施方法を検討す	コストの方向性
実施予		る。) 地域住民グループへの支援や、地域包括支援センターとの業務分担や、地区組織活動と の関連などを踏まえて、効果的な実施体制を検討。	增加
, 定 時		認知症を含めた高齢者の問題(後期高齢者の増加、見守り及び介護者となる家族との別	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年	世帯での生活、高齢者の多い地区の増加など)に対して、コスト面も含めて検討。 介護予防としての住民活動の支援 ・・・システムとして、技術的な内容として 虚弱高齢者(認知症など)を支援する方法 ・・・システムとして、技術的な内容として	向上

# ★課長総括評価(一次評価) 65歳以上の方を対象とした介護予防を目的とした教室の開催や、地域での小グループ (ふれあい・いきいきサロン) の活動支援を実施しているが、サロンへの活動支援は好評であり今後も継続することを要望されており、会場数の増加と内容の充実を図り継続していく。 二次評価の要否 不要

事業コード 23460400

事務事業名 介護予防ケアマネジメント事業

【1枚目】

008030201

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

算 科

予算書の事務事業名 1. 介護予防ケアマネジメント事業					課名等	地域包括支援セン		ター 政	策名	第4節 健や	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域支援事業費					
再	事業期間	開始年度	平成 18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		管理係	施	策名	6. 社会保障	制度σ	)充実		項 2. 包括6	り支援事業・任意	事業費
3	実施 方法	〇 1. 指	定管理者代行 (	) 2. アウトソ-	ーシング 〇 3	<ul><li>. 負担金・補助金</li></ul>	● 4. 市直営	記入者氏名		森山 明	区	: 分1	<b></b> 下護保険制度				1. 介護	予防ケアマネジメ	ント事業費
		<u> </u>						電話番号		0765-23-1294	基	本事業名1	ト護保険の健	全な事	業運営				
								-2 ## # 3					1121112						
<b>♦</b> :	事業概要(ど	のような事業	<b>巻かり</b>												実	績		計画	
生 ま f	活能力の低下 た、計画作成	した高齢者を 者の研修等に	E対象に、各種サ- こよるケマネジメン	ービスの利用を含 ノト能力の向上を	含めた計画を作り を図る	成し、実践すること	で生活を向上させる。							単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務	事業は、誰、	何を対象にしてい	るのか。※人や	物、自然資源な	こど)				D #05#	いしの言訟さ	c sku			11 440	11 7/	10.000	10 500	10.000
	生活能力の	低下した高齢	者						対	1	以上の高齢者	剱		人	11, 449	11, 72	20 12, 000	12, 500	13, 000
対									象	2									
象									象指標	i				ļ					····
										3									
	∠亚出90年1	度の主な活動	内容>						-										
			<sub> 円谷/</sub>  おけるサービス計	·画作成						① ケース検	討会開催回数	τ		回	12	1	12 12	12	12
手									活動	, !									
段	*平成21年月	度の変更点							指標	2 特正局節	者サービス計	一画数		件	80	8	30 100	100	100
	なし							'	標	3									
										<b>(a)</b>									
			、対象をどのよう	に変えるのか)						① 介護を必	要としない高	新齢者数		人	9, 450	9, 8	13 10, 100	10, 500	11, 000
	生活機能の「	可上							成					ļ					·····
意図									成果指	2									
_									標	ļ									
										3									
7	<施策の目	指すすがた>							<b>↑</b> E	成果指標が現段	性階で取得でき	きていない	場合、その	取得方	法を記入				
		業が健全に運	営され、充実した	サービスが提供	きされています。														
結果																			
<b>•</b> :	この事務事業	開始のきった	いけ (何年〈頃〉から	<b>ら</b> どのようかき~	っかけで始まった	たか)			<u> </u>		(1)国・県	支出金	(	千円)	126	1(	05 275	275	275
			食法の改正に伴いす								財(2)地方債	<u> Дит</u>		千円)	0		0 (	0	
											内 (3)その他 (	(使用料・手	数料等) (	千円)	83	(	68 18	183	183
											(4)一般財活			千円)	0		0 (	0	(
										I	A. 予算(決算	(1)~(	4)の合計) (	千円)	209	17	73 458	458	
							和、社会情勢の変化な	ど)		-	D事務事業に			(人)	1		3		
平月	成1/年の介護	保険法の改业	Eにより、地域支持	<b>援事業の一つの</b> 2	メニューと位置が	つけられた。					②事務事業の			時間)	40				
										_	B. 人件費(②			千円)	160				,
										-	事務事業に係 (参考) 人件			千円)	369 4, 010				
<b>♠</b> ī	市民や議会か	どからの更ち	型・音目 (相当 <i>表の</i>	り利見でけかく	実際に 客社 ム・	れた意見・質などを	·記入)				◆県内他市の				4,010 いる内容又は把打			4, 205	4, 203
	になし。	これの少女ョ	E 必元 (三34)	MAJE CTAIA \	人がに則せり	いたぶん 臭なこと	HU/V/								業のメニューと		ヒトロ・フロロンへ「南ノ		
											_	している していない							

部・課・係名等 コード 1

部名等

06040000

(出先機関)

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

【日始の少歴の証件】

日的安当性		
1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
<ul><li>直結度大</li></ul>	:	高齢者の健康な在宅生活の支援を充実させる。
● 直結度中		期
○ 直結度小		
2. 市の関与の妥	妥当性	E (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>法令など</li></ul>	によ	り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など</li><li>め、市に</li></ul>	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_		成しているので、市の関与を廃止が妥当
		71 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
根拠法令等を記	2人	
目的見直しの	り余せ	1 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
「ちねみのき	T /II	1
【有効性の記	- "	
<ul><li>・ 成果回上の第</li></ul>	良地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
		成本回工の赤地なし。
なし	説明	
	明	
. 連携すること	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
		地域ケアマネジメント事業
±11	説	
あり	明	
【効率性の評価	価】	
. 事業費の削減	或の身	⋭地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。
	説	
なし	明	
. 人件費の削	減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
. 7(11)(31)		現状が最低限のもので実施している。
なし	説明	
	-91	
/\ \. \. \. \. \. \. \. \. \. \. \. \. \.	. 1	
公平性の評価	_	
. 受益者負担の	り適正	E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な		個々のケースについて受益者負担まで波及するとは限らないため。
	説	
し・負担なし	説明	
し・負担なし		
正化の余地なし	明	型の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
し・負担なし	明	型の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) いずれも受益者負担は無い。
し・負担なし 適正化の余地なし ○ 本市の受益者 ○ 高い	明	
し・負担なし 適正化の余地なし  ). 本市の受益者	明 針負担	

要性		

必安性の計画】	
10.社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
● 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
1 1. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
▼ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1)評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
● 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
健康センターと情報を共有し連携して事務を進める。	コストの方向性
次年度	
(平成22	維持
実   年度)	中在 1寸
予	
定 健康センターとの連携強化 時	成 果の方向性
期中・長期的	
(3~5年	維持
間)	int 1.1
★課長総括評価(一次評価)	

**適切な介護給付のためにも、ケアマネジャーの一層の研修が必要である。** 

二次評価の要否

不要

事業コード 23460410

事務事業名総合相談支援事業

【1枚目】

008030202

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

算 科

	予算書の事務	事業名	1. 綜合相談支	援事業				課名等	地垣	域包括支援セ	ンター	政 策 名	第4節 健	<b>らかで</b> ま	<b>キに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 3.	地域支持	<b>妥事業費</b>	
	事業期間関	開始年度	平成 1 2年度	以前終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		管理係		施策名	6. 社会保障	章制度の	D充実		項 2.	包括的3	を援事業・任意事	<b>事業費</b>
	実施方法 〇	) 1. 指	定管理者代行	● 2. アウトソ	ーシング 〇 3	. 負担金·補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		石坂 留美	1	区 分	介護保険制度	隻			目 2.	総合相記	炎事業費	
								電話番号		0765-23-129	94	基本事業名	介護保険の値	建全な事	<b>事業運営</b>					
	事業概要(どのよ														実	績			計画	
高	齢者に対する身近	な相談に	□対し、相談専門	門員を配置したり	、その相談対応の	のための研修会を問	<b>引催する</b> 。							単位	19年度	20年度	21年度	Ē	22年度	23年度
				いるのか。※人	や物、自然資源な	:ど)				① 65歳	以上の高齢			人	11, 449	11, 72	20 1	2. 000	12, 500	13, 000
	高齢者及びその乳	家族から	の相談						対	<u> </u>	以上の同町	11			11, 443	11, 74	.0	2, 000	12, 300	13, 000
対象									象指標	2										
- SFR	2							L	√ 標											
										3										
	<平成20年度の	主な活動	内容>						$\top$	1										
	社会福祉協議会	において	心配事相談員を	配置し、個々の村	相談に応じた。				325	① 相談件	数			人	130	23	80	250	250	250
手	<u>L</u>								活動指	2										
段	*平成21年度の変	変更点						<u> </u>	√ 指標	î										
	なし								124	3										
	(一个主办主张)	) - L	414 + 11 m L	こに ボミマ のよ)					-											
	高齢者が抱える			:うに変えるのか) · <b>導く</b> -	,					① 解決し	た相談件数	/総相談件数	ά	%	100	10	00	100	100	100
意		10 11 1KZ C	/#//(0//JIII) · C	· <del>**</del>					成成											
恩図	ì								成果指	2										
									7 標											
										3										
そ	<施策の目指す								1	成果指標が現	段階で取得	身できていな!	い場合、その	取得方	法を記入					
の結	介護保険事業が係	健全に運	営され、充実し	たサービスが提信	供されています。															
果																				
<b>*</b>	この事務事業開始	のきっか	ゝけ (何年⟨頃⟩½	からどのようなき	っかけで始まった	たか)					」(1)国	・県支出金		(千円)	5, 511	5, 43	38	5, 911	5, 911	5, 911
高	齢者の各種相談に	応じ、し	<b>いつまでも安心し</b>	して生活できるよ	うにすることを	目的として開始した	5∘				源 (2)地力			(千円)	0		0	0	0	(
											内 (3)その	他(使用料・	手数料等)	(千円)	3, 562	3, 5	4	3, 819	3, 819	3, 819
											(4)一州			(千円)	0		0	0	0	(
												決算) 額((1)~		(千円)	9, 073		52	9, 730	9, 730	9, 730
	開始時期以後の事 齢化、核家族化に			の変化と、今後予	想される環境変化	化(法改正、規制》	<b>愛和、社会情勢の変化な</b>	£ E)				業に携わる正		(人)	4		4	4	4	4
回	即16、核外(水)にに	十フ、作品	火汁奴の垣加									業の年間所要 (②×人件費)		(時間)	1, 800 7, 218			900 3. 785	900 3, 785	900 3. 785
												に係る総費用		(千円)	16, 291			3, 765	13, 515	13, 515
												人件費単価		(円@時間)	,	,		4, 205	4, 205	4, 205
•	市民や議会などか	らの要写	2・意見(担当者	者の私見ではなく	、実際に寄せられ	れた意見・質などを	:記入)					市の実施状況			いる内容又は把持			-, 500	1, 200	1, 200
	に無い。												地垣		援センターにおり			こいる。		
											<b>●</b> ∄	巴握している								
											○ #	巴握していな	N /							

部・課・係名等 コード 1

部名等

06040000

(出先機関)

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

日中ツ女 コ   王ツ   計画
1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明) ■ 直結度 ★
当
○ <sup>直</sup> 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
She and section of the first s
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
** B.
なし <mark>開</mark>
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
地域ケアマネジメント事業
あり 説
999 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。
なし <mark>説</mark> 明
**   **
I A SHE WAS A SHE A SHE WAS A SHE WAS A SHE A SH
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
現状が最低限のもので実施している。
なし 説
in i
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 個々のケースについて受益者負担まで波及するとは限らないため。
し・負担なし説
en e
適正化の余地なし
の 大本の点状を色虹の水準(周内原本と比較)
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) ○ 高い いずれも受益者負担は無い。
O INV
● 平均 <sup>説</sup>
in the second se
○低い

悪か		

③ 効率性

④ 公平性

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

● 適切

● 適切

○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ● 他の事務事業と統合又は連携

	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	● 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1 :	1. 事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
*	評価結果の総括と今後の方向性
	(1)評価結果の総括
	① 目的妥当性   ● 適切   ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり

○ コスト削減の余地あり

○ 受益者負担の適正化の余地あり

以平。		(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		魚津市地域包括支援センターと情報を共有し連携して事務を進める。	コストの方向性
(	次年度 (平成22 拝度)		維持
ア 定 時		魚津市地域包括支援センターとの連携強化	成 果の方向性
期 中	·長期的 (3~5年 間)		維持

年度

★課長総括評価(一次評価)	
高齢者福祉については、相談窓口のワンストップサービス化により、サービス利用や日常生活の見守りなどにス ムーズにつなぐことを目指している。事業費は少ないが地域包括支援センターのなかでも最も重要な業務であり内 容を充実していく。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460410

【1枚目】

008030202

	事務事業名 福祉推進員活動事業	部名等		(出先機関)	Į.	女策の柱	第2章	安心して個	建やかにくらせる	まち	会計介護保険	事業特別会計(介記	護保険事業勘定)
	予算書の事務事業名 1.総合相談支援事業 1.総合相談 1.総合相談支援事業 1.総合相談支援事業 1.総合相談	課名等	ţ	地域包括支援センタ	- J	女 策 名	第4節	健やかでき	もに支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域	支援事業費	
	事業期間 開始年度 平成12年度以前 終了年度 当面継続 業務分類 5.ソフト事業	係名等		管理係	力	拖 策 名	6. 社会	保障制度の	 D充実		項 2. 包括	的支援事業・任意	事業費
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名		石坂 留美		ヹ 分	介護保険	制度			目 2. 総合	目談事業費	
		電話番号		0765-23-1294	·	基本事業名	介護保険	の健全な	事業運営				
	事業概要 (どのような事業か)								実	績		計画	
	- 人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り活動や身近な相談に対し、福祉推進員を配置したり、民生委員にその対応を依認	頼する。						単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの在宅世帯			① 65歳以上対	Lのひとり;	暮らし		Д	1, 283	1, 3	1, 35	1, 400	1, 400
文章	<b>6</b> 4			象 指 ② 75歳以上	上高齢者世	带		世帯	438	40	50	530	530
	くU-Poots (in カナムエギ) rh 空 >			3									
1	〈平成20年度の主な活動内容〉 社会福祉協議会において小学校区を単位とする地区社会福祉協議会で福祉推進員を配置し、高齢者の見守り活動を実 もに個々の相談に応じた。	<b>実施するとと</b>		① 福祉推進員 活 動 指	員数			人	304	3	15 31	320	320
Tup	* 平成21年度の変更点 社会福祉協議会による高齢者世帯の見守り活動の継続に併せて、ケアネット事業の推進に努める。		4	標									·····
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			3									
24	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方々がいつまでも在宅で安心して暮らすことができるよう、異変を未然に	こ防ぐ。		① 福祉推進員	見守り件	数		<u>۸</u>	925	9!	1,00	1, 200	1, 200
意图			$  \rangle$	果 指 標									
				3									
その糸男	と <施策の目指すすがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。 情			↑成果指標が現段で	階で取得で	きていな	い場合、そ	その取得方	法を記入				
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			R:	(1)国・県	支出金		(千円)	720	1, 09	1, 09	1, 093	1, 093
身	P寄りの無い高齢者が自宅で病気になったり、死亡等の事件の発見が遅れるといつた事故の報告を防ぐため事業を開始	した。		源内				(千円)	0		0	,	0
				訳	(3) C 07 IE		手数料等)	(千円)	466	70	0 70		707
				A	(-) ,00		~(4)の合計)		1, 186	1. 80	•	,	1, 800
4	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)					E規職員数		2	,	2		2
	i齢化、核家族化に伴う、見守り対象世帯数の増加			2	事務事業の	り年間所要	要時間	(時間)	300	20	00 20	200	200
				В	. 人件費 ((	②×人件費	(単価/千円)	(千円)	1, 203	84	11 84	841	841
					務事業に係		∄ (A+B)	(千円)	2, 389	2, 64		,	2, 641
L					(参考) 人作			(円@時間)	4, 010			4, 205	4, 205
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 計になし					<mark>の実施状</mark>	5		<mark>いる内容又は把</mark> による見守り、		<mark>自由の記入欄)</mark> いては多くの市 <sup>田</sup>	]村で実績有り。	

06040000

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246021

算 科

コード3

I H H J M H I	т. с н	I IIM A		>\1-12 · F1 IIm			
1. 施策への正	直結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	1 0	. 社会的二-	-ズ(こ	の事務事業に	どれくらいのニーズがあるか)
<ul><li>■ 直結度</li></ul>	K	高齢福祉及び地域福祉の推進のため、在介相談協力員・福祉推進員による見守り活動の果たす役割は大きいと考え 説 る。		○ 全国的又	は広域に	的な課題であり	)、ニーズが非常に高い
<ul><li>○ 直結度<sup>□</sup></li></ul>	Þ	説   O。   <mark>明</mark>		○ 市固有の	)課題で	あり、なおかつ	o市民などのニーズが非常に高
<ul><li>○ 直結度/</li></ul>	<u> </u>			○ 比較的多	くの市	民などがニース	ぐを感じている
2. 市の関与の	妥当性	: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		● 一部の市	i民など	に、ニーズがあ	<b>うる</b>
<ul><li>法令な。</li></ul>	どによ	り市による実施が義務付けられている					らるが、それが減少しつつある
- 注合か	<i>ジに</i> ト	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた				達成されている	
●め、市に	こよる	る表が17 はないが、、A大はか7F用に同く、以同(中は、正来サ)によるケーとハジ大池が17円に(人は四無)なた 実施が来当				も該当しない	
○ 民間でき	. +-	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	1 1	. 事務事業第			
_		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	1 1	<ul><li>・事切事未り</li><li>・緊急性が</li></ul>			
		成しているので、市の関与を廃止が妥当					14+++
U 5€10-BE	りを達	成しているので、中の例子を廃止が安日					最失をもたらす 
根拠法令等を	記入					ズが急速に高ま	
	- 6 1						ルば市民生活に影響が大きい
3. 目的見直し	の余丸	1 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	L_	○ 緊急性が	低く、	実施しなくても	市民サービスは低下しない
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。					
なし	説			評価結果の総		後の方向性	
0.0	明		(	1)評価結果の	)総括		
				① 目的妥当	1性	● 適切	<ul><li>○ 目的廃止又は再設定の分</li></ul>
【有効性の	評価			② 有効性		● 適切	○ 成果向上の余地あり
4. 成果向上の	余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)		③ 効率性		● 適切	○ コスト削減の余地あり
		成果向上の余地なし。		④ 公平性		● 適切	○ 受益者負担の適正化の余
	説		(	2)今後の事務	(事業の	方向性	
なし	明			〇 現状	のまま	(又は計画どお	3り)継続実施
				〇 終了			〇 休止
5 連携するこ	レで	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)				業と統合又は連	
O. 2107 DC		地域包括支援センターの総合相談事業と連携することにより地域社会全体による見守りへとネットワークを拡大する。		○目的			
	-3M			_		やり方改善	
あり	説明		<u> </u>	0 +10	T.A.	( ) / / 4	
	7,		_ <b>_</b> _ 76	世 北芒安 /	110	じのトミわみせ	・改善を、どういう手段で行
T +L == IL o ==	/m 1		<b>★</b> 以				ソンターと情報を共有し連携し
【効率性の評		of the control of the			※注 山立	也以已扣又按:	. ファーと自報を共有し建物し
6. 事業質の削	減の分	2地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)		次年度	1		
		市内で核家族が進み、見守り対象世帯が拡大基調にあるため、それに比例し福祉推進員の活動も拡大基調となり、事業 費の削減余地無し。	4	(平成22 年度)	1		
なし	説	2	<b>声</b>	平及)	1		
5.0	明		実施予定				
			定時		魚津市均	也域包括支援セ	!ンターとの連携強化
7. 人件費の削	刂減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	期	中•長期的	1		
		福祉推進員の活動量が拡大基調にある中、人件費の削減は困難と考える。		(3~5年	1		
なし	説			間)	1		
なし	明				1		
【公平性の評価	ff ]		★課	!長総括評価(	一次評価	<b></b>	
		E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	高齢	者の見守りに	こは地域	住民と市などの	の機関が連携することが不可ク
受益者負担あ		受益者負担の徴収には馴染まない。	のケ	アネットなど	ごも活用	して連携を強化	比していく。
り・負担なし	説						
	明						
適正化の余地なし							
g 木市の巫犬	去台 ti	2の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	Щ.				
9. 本川の支金	日夕江	他市と同様な形態のため受益者負担は、発生しない。					
○ m v ·	77	10-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-					
● 平均	説明						
O 150	-91						
○ 低い		110/10					
		112/160	)				

### 【必要性の評価】

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
● 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
1. 事務事業実施の緊急性	
○ 取名はびまたに立い	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
<ul><li>○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</li><li>○ 市民などのニーズが急速に高まっている</li></ul>	

#### ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価結里の総括

(1) II		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

4	① 公平性	● 適切	○ 受益者負	負担の適正化の余均	也あり
()	今後の事務事業の	方向性			
	○ 現状のまま	(又は計画と	ごおり)継続実施		年度
	○ 終了	〇 廃止	〇 休止	ı	
_	▲ 他の事務事業	をと統合又は	t連携		

★改善	革·改善案 (	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		魚津市地域包括支援センターと情報を共有し連携して事務を進める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		魚津市地域包括支援センターとの連携強化	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
高齢者の見守りには地域住民と市などの機関が連携することが不可欠であり、地域包括支援センターを中心に市社協のケアネットなども活用して連携を強化していく。	二次評価の要
	不要

事業コード 23460410

事務事業名地域ケース検討会開催事業

【1枚目】

008030202

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

算 科

-	予算書の事	事務事業名	1. 総合	相談支援事	事業				課名等	地均		ンター	政策名	第4節 健	やかでき	<b>キに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 3.	地域支	援事業費	
4	事業期間	開始年月	平成12	年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		管理係	施 策 名 6. 社会保障制度の充実				項 2. 包括的支援事業・任意事業費					
* 1	実施方法	O 1.	指定管理者	代行 ●	2. アウトソ	ーシング 〇 3	. 負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		石坂 留身	ŧ	区分	介護保険制	度			目 2.	総合相	談事業費	
				l .		l .		<del>'</del>	電話番号		0765-23-12	94	基本事業名	介護保険の	健全な事	事業運営					
•	事業概要(と	のような事	業か)													実	績			計画	
_	人暮らし高齢	常者や高齢者	世帯等が抱	]える困難	事例について、	、地区社会福祉协	協議会単位で対処方	法や最善の手法を議論	する。						単位	19年度	20年度	21年月	变	22年度	23年度
	(この事務 <b>一人暮らし</b>				るのか。※人や	P物、自然資源な	:ど)				① 65歳	以上ひとり	暮らし		人	1, 283	1, 31	1	1, 350	1, 400	1, 400
対象										★ 第 指	3 7F#5.N	上のみ高齢	含者世帯		世帯	438	46	i8	500	530	530
35										7 標											
		度の主な活! 区公民館に		地区社会社	冨祉協議会の福	冨祉推進員が集い	、具体的事例を持	ち寄り意見交換した。		. 34	① 開催回	数			0	21	2	15	26	26	26
手段		中の本書 と								活動指	2										
•	*平成21年 なし	度の変更点								7 楞	3										
					こ変えるのか) <b>ち向へと導く</b> 。							進員見守り	)活動件数		人	925	95	57	1, 000	1, 200	1, 200
意図										成果	2										
1231										7 楞	3										
2.	<施策の目	指すすがたこ	>							1	成果指標が現	見段階で取得	导できていな	い場合、その	り取得方	法を記入					
での結果		業が健全に	運営され、	充実したも	ナービスが提供	<b>もされています</b> 。															
						っかけで始まった						(1)国	・県支出金		(千円)	394	36	4	364	364	364
平	成2年度より	)高齢者の各	種相談に応	じるとと	もに、いつま	でも在宅で元気に	に生活できるようサ	ービス提供を目的とし	て設置。			源 (2)地			(千円)	0		0	0	0	C
													の他(使用料・	手数料等)	(千円)	256			236	236	236
												1 - 7	般財源	(4) co A 51)	(千円)	0 650		0	0 600	0 600	0
_	明仏味押りる	の事数事業	た あ り 半 ノ	母培の亦	ルト 公公子	相されて严倍亦/	レ (注張工 担制級	和、社会情勢の変化な	, U)				(決算) 額((1)		(千円)	3		3	3	3	600
						会の開催回数の均		(作、任云旧男の及任な	. ८ )				業の年間所望		(時間)	600		•	700	700	700
													・未の干雨がき ・(②×人件費		(千円)	2, 406			2. 944	2. 944	2. 944
													に係る総費月		(千円)	3, 056	,		3, 544	3, 544	3, 544
												(参考)	人件費単価		(円@時間)	4,010	4, 20	15	4, 205	4, 205	4, 205
		よどからの要	望・意見(	(担当者の	私見ではなく、	、実際に寄せられ	1た意見・質などを	·記入)				◆県内他	也市の実施状	況 (	巴握 して	いる内容又は把持	握していない理	由の記入欄			
特	に無し。												把握している	<b>                                    </b>	とんどの 徳が多い	市で開催されて、	、開催単位も小	学校区毎に	設置する	る地区社会福祉協	議会の中での

部・課・係名等 コード 1

部名等

06040000

(出先機関)

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

1. 施策への直	結度(	事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	;	高齢福祉及び地域福祉の推進のため、地域の抱える問題解決の手段としてのケース検討会の開催の意義は大きいと
○ 直結度中	部	
○ 直結度小		
2. 市の関与の多	妥当性 (	(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>法令など</li></ul>	によりi	市による実施が義務付けられている
<ul><li>● 法令など め、市に</li></ul>	による よる実	義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 施が妥当
<ul><li>○ 民間でも</li></ul>	サービ	ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		るが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的	」を達成	しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記	己入	
3. 目的見直しの	の余地(	(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
	現	状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
「おみみのき	₹ij Aπt ¶	
【有効性の記		用の点上が久後での毎年日ではフル※四\
4. 成果回上の分		果向上の余地なし。
		米門工の水地なり。
なし	説明	
	-91	
こ 油地子ステル	しっる	より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
5. 座拐りること		護保険制度や市独自の自立高齢者向けサービスの有効活用
あり	説明	
【効率性の評価	<b>価】</b>	
		! (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
1,112		世回数の削減は、不適切と考える。
	説	
なし	明	
7. 人件費の削	減の余地	地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
		催回数の削減は、不適切と考える。
+-1	説	
なし	明	
【公平性の評価	i]	
8. 受益者負担の	の適正化	この余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
受益者負担あ	特	定受益者があるというものの負担を求める性格の事業ではない。
り・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
避止16の示地なし		
9. 本市の受益者		水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	他	市と同様な形態のため受益者負担は、発生しない。
● 平均	説	
<b>→</b> +×i	明	
○ 低い		
		114/166

# 【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
11. 事務事業実施の緊急性
○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
★ 評価結果の総括と今後の方向性
(1)評価結果の総括

	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり						
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	<ul><li>受益者負担の適正化の余量</li></ul>	地あり					
(2	2) 今後の事務事業の方向性								
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度									
	<ul><li>終了</li></ul>	〇 廃止	○ 休止						

● 適切 ○ 成果向上の余地あり

● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり

● 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

① 目的妥当性

② 有効性

○ 事務事業のやり方改善

★改	革・改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		魚津市地域包括支援センターと情報を共有し連携して事務を進める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		魚津市地域包括支援センターとの連携強化	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
地域福祉の推進のため不可欠な事業であり、今後は市社協、地区社協などの地域福祉団体と市や他機関とのネット フーク構築の場として一層活用していかなければならない。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460420

事務事業名権利擁護事業

【1枚目】

008030203

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

算 科

-	予算書の事務事	業 名 1. 権利擁	護事業				課名等	地域	ば包括支援セ	ンター	政 策 名	54節 健や	かで共	<b>に支えあう福祉</b>	社会の構築	款 3. 地域	支援事業費	
4	事業期間 開始	台年度 平成12年	度以前 終了年	度 当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等		管理係		施 策 名 6	6. 社会保障	制度の	)充実		項 2. 包括	的支援事業・任意	事業費
9	実施方法	1. 指定管理者件	☆行 ○ 2. アウ	トソーシング 〇:	3. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		石坂 留美	ŧ	区 分1	<b>↑護保険制度</b>				1 3. 権利	瘫護事業費	
			1	-			電話番号		0765-23-12	94	基本事業名	↑護保険の傾	全な事	業運営				
<b>\</b>	事業概要(どのよう	な事業か)												実	績		計画	
高値	齢者が個人の尊厳を 成年後見制度・日常	保ち安心して暮ら 生活自立支援事業	らせるよう、その。 美の紹介、高齢者)	人にとって必要な権 虐待への早期発見・	を守るよう各種制 把握・対応、悪質な	l度を紹介し、支援する 詐欺商法などの消費者	う。 6被害の防止)						単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、 65歳以上高齢者	誰、何を対象に	しているのか。※	《人や物、自然資源	など)				① 65歳	以上の高齢	者数		人	11, 449	11, 72	12, 00	12, 500	13, 000
対象	•							対象指揮	② 要介護	高齢者数			人	1, 866	1, 90	1, 92	1, 950	1, 950
								標	3									
	<平成20年度の主z 相談対応、高齢者3		擁護の必要性検討	1				活		見制度市町	村申し立て		件	0		0	1 4	4
	*平成21年度の変	更点						1.動指標	②成年後	見制度相談	会		件	1		1	1	1
	なし							155	3									
	(この事務事業に、 高齢者がいつまで:							成		護必要者数			Д	0		0	1 4	2
意図								果指	2									
								標	3									
その	<施策の目指すする 介護保険事業が健		実したサービスが	が提供されています。	0			<b>↑</b> J	成果指標が現	見段階で取得	できていない	場合、その	取得方	法を記入			1	
結果																		
	この事務事業開始の									BT	・県支出金		千円)	0		0 16		
	務事業の開始時期は 護が推進された。	不明であるが、Ⴏ	☑成12年度の民法	も改正により禁治産f	制度が成年後見制度	として改正され、介護(	保険制度施行に併せ	せてる	高齢者の権利	(小)			千円)	0		0	, ,	
,,,,,,	12.7 12.2 2 11.40										他(使用料・手		千円)	0		0 11		
										(4)一角			千円)	0		0 0	, ,	-
<b>A</b> :	明45叶州以外の本郊	古光と下り光くで	男法の本ル1 人	ツマヤン しょ 西皮市	: / / <b>- 1</b> - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	たい せんは熱の変化を	. 18\				決算) 額((1)~(4		千円)	0		0 27		
	知症高齢者の増加に			<b>仮丁忠される張児</b> 多	211. (佐以止、規制被	段和、社会情勢の変化な	(2)				業に携わる正規 業の年間所要明		(人)時間)	60	10			
mo.	74 WE [2] ED ED E 27 - E 38 1 -	O- U IE 13DERX/32	, L -7-13h								(②×人件費単		千円)	241	42			
											こ係る総費用		千円)	241				
											人件費単価		円@時間)	4, 010				
<b>♦</b> ī	市民や議会などから	の要望・意見(担	担当者の私見では:	なく、実際に寄せら	っれた意見・質などを	:記入)					市の実施状況			いる内容又は把持			2,200	-, 200
	に無し。										2握している			業のメニューと				
										○ #	□握していない	·						

部・課・係名等 コード 1

部名等

06040000

(出先機関)

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

【目的妥当性の評価】
1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 高齢者の尊厳の保持により、高齢者福祉の推進に重要な役割を果たす。
○直結度中
- 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
<ul><li>→ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li></ul>
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし。説
明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
スタッフの充実により、細やかな対応をすることができる。
あり <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
tol. 説
なし <mark>開</mark>
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
成年後見制度の手続きに要する費用については、家庭裁判所、法務局など関係機関で定められた金額となっている。
なし <mark>説</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
対象高齢者が増加傾向なため、事業費削減は、不可と考える。
なし。説
なし <mark>明</mark>
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
成年後日制度適用(図字)後に仮る級券については、今額太上台田とたるため、千結キに東オる券用は小券台田とオるこ
文価 目見せい   とが適切と考える。
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 国でガイドライン等を定めているため、他市町村と同様の水準である。
<u> </u>
● 平均 <mark>明</mark>
○ 低い

要性		

10. 社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高	<i>(</i> )
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
● 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1)評価結果の総括	
<ul><li>① 目的妥当性</li><li>● 適切</li><li>○ 目的廃止又は再設定の余</li></ul>	地あり
② 有効性 ○ 適切 ● 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余	地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施	年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	

★改章	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		成年後見制度や日常生活自立支援事業を含めた、高齢者の生活支援についての普及	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
認知症高齢者の増加に対応して権利擁護事業の周知に努める必要がある。	二次評価の要否
	不要

業 コード 23460430

【1枚目】

008030204

4	事	部 名 等		(出先機関)	ΤĒ	東の柱 第2章 安	心しても	建やかにくらせる	まち	会計介護保険事	<b>兼特別会計(介護</b>	<b>E保陝争耒勘</b> 定)
-	予算書の事務事業名 3. 地域包括支援センター運営事業	課名等	地域包括支援センター 政策名第4節 健やかで共			共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域支援事業費				
74	事業期間         開始年度         平成18年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		管理係	加	施 策 名 6. 社会保障制度の充実			項 2. 包括的支援事業・任意事業費			
*	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		森山 明	[2	分 介護保険制	度			<b>目</b> 4. 包括的	・継続的ケアマネ	ヾジメント支援蚤
		電話番号		0765-23-1294	差	本事業名介護保険の	健全な	事業運営				
					_							
	事業概要 (どのような事業か)							実	績		計画	
平	成18年度の介護保険法改正により、高齢者の介護予防のための各種施策展開のための実施機関として設置し、運営	を開始した。					単					
							位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)		1	I								
	主として在宅生活を営む高齢者への福祉施策、介護事業施策全般支援			① 高齢者数			人	11, 449	11, 7	20 12, 000	12, 500	13, 000
対		ل_ا	対象指									
象		l l	指標	2								
				3								
	<平成20年度の主な活動内容>		-	<u> </u> 								
	高齢者宅の訪問、相談受付、権利擁護事業等		江	① 訪問件数			件	350	7:	27 400	400	400
手			活動指	② 相談件数			件	220	1:	30 250	250	250
段	* 平成21年度の変更点なし	<u>'</u>	指標	- 1221132								
	'& C			③ 新予防給付件数	数		件	297	3:	20 330	330	330
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)				/市人	#到中北武业本/		9, 461	9. 7	13 10, 100	10, 600	11, 100
	いつまでも健康で、自立した生活を実現する。		成	① 元気高齢者数	(安介語	隻認正非該自有)	^	9, 401	9, 7	13 10, 100	10, 600	11, 100
意図			果指	2								
		<u> </u>	標	<u> </u>								
				3								
そ	<施策の目指すすがた>		↑月	<b>找果指標が現段階で</b>	で取得で	きていない場合、その	取得方	法を記入		1	"	
の結	介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。 -											
果												
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	± 881/. 1 L		財	1)国・県		(千円)	9, 391	6, 0		10, 431	10, 431
半	成18年度の介護保険法改正により、高齢者の介護予防のための各種施策展開のための実施機関として設置し、運営	を開始した。		1031	2)地方債		(千円)	0 000	0.0	0 0	0 050	0.050
				=R <del></del>	3)その他 1)一般財	(使用料・手数料等)	(千円)	6, 068	3, 8	79 6, 953	6, 953	6, 953
							(千円)	15, 459	9, 8	ů ů	17. 384	17. 384
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	じ)				生 携わる正規職員数	(人)	15, 459	9, 0	1 17, 364	17, 304	17, 364
	現場が対対などの事務事業と取りを、原境の変化と、与後予認される原境変化(伝以正、院制版和、社会情労の変化な 境世代の高齢化による高齢化率の急騰・	۵)				)年間所要時間	(時間)	1, 400	1, 5	00 1.500	1, 500	1, 500
	No management of the fine of t						(円间)	5, 614			6, 308	6, 308
						る総費用 (A+B)	(千円)	21, 073	16. 1		23, 692	23, 692
						・費単価	(円@時間)	4, 010			4, 205	4, 205
•	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)							いる内容又は把		,	4, 200	7, 200
	に無し。					ほと		市が民間社会福				
				•	● 把握	している						
					○ 把握	していない						

06040000

部・課・係名等 コード 1

政策体系上の位置付け

コード2

246021

算 科

コード3

コストと成果の方向性

#### 【目的妥当性の評価】

FEWS TENNIM	1 x x 1 x x x 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
● 直結度大 高齢福祉及び地域福祉の推進のため、地域の総合窓口的な役割を果たしている。 説	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 直結度中 <mark>凱</mark> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○直結度小	● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
☆ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なが	
□ 伝するとによる実施が到当。 め、市による実施が到当。	○ 上記のいずれにも該当しない
<ul><li>● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>	11. 事務事業実施の緊急性
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	○ 緊急性が非常に高い
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
根拠法令等を記入	● 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	
なし 説 説	★ 評価結果の総括と今後の方向性
<sup>はし</sup> 明	(1)評価結果の総括
	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
【有効性の評価】	② 有効性 ○ 適切 ● 成果向上の余地あり
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり
健康センター業務との連携により、要介護認定非該当の自立高齢者の割合を高めることが可能。	(4) 公平性
	(2) 今後の事務事業の方向性
あり <mark>説</mark> 明	
91	○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施
	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	● 他の事務事業と統合又は連携
健康センター業務との連携により高齢者の保健、福祉ともに成果向上の余地がある。	○目的見直し
あり 説 記	● 事務事業のやり方改善
<mark>・ B</mark>	
	★改革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)
【効率性の評価】	保健、福祉、医療の連携をより蜜にする必要あり。
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	No transition
対象高齢者が増加傾向なため、事業費削減は、不適切と考える。	
	実 年度)
なし <mark>説</mark> 明	施
<sup>34</sup>	予
	日常主活圏以単位(中子校区)での地域包括文様でファーの
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	期中·長期的
対象高齢者が増加傾向なため、事業費削減は、不可と考える。	(3~5年
なし。説	間)
明 明 明 H H H H H H H H H H H H H H H H H	
【公平性の評価】	★課長総括評価(一次評価)
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	今後、センター機能の充実を図り、中学校区を単位とする2ヶ所の地域包括
受益者負担あ 特定受益者があるというものの負担を求める性格の事業ではない。	
り・負担なし	
in the second se	
適正化の余地なし	
C Atto Title of the (III date   U.St.   Also e letter a committee	
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) ○ 高い	
他市と同様な形態のため受益者負担は、発生しない。	
● 平均 説	
91	
○ 低い	
11:	8/166

#### 【必要性の評価】

	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
	1. 事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	● 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
7	評価結果の総括と今後の方向性
	(1)評価結果の総括

	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負	負担の適正化の余均	也あり	
(2	)今後の事務事業の	方向性				
	○ 現状のまま	(又は計画どお	3り)継続実施		年月	度
	<ul><li>終了</li></ul>	〇 廃止	〇 休止			
	● 他の事務事業	と統合又は連	連携	•		

				, ,
Ī			保健、福祉、医療の連携をより蜜にする必要あり。	コストの方向性
	実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
	定時		日常生活圏域単位(中学校区)での地域包括支援センターの設置を検討すべきか。	成 果の方向性
ı	144			

★課長総括評価(一次評価)	
今後、センター機能の充実を図り、中学校区を単位とする2ヶ所の地域包括支援センター設置を目指す。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460440

【1枚目】

008030204

事務事業名 地域ケアマネジメント支援事業	部名等		(出先機関)		政策の柱第2章 3	安心して優	⊉やかにくらせる	うまち	会計	介護保険事	業特別会計(介護	等保険事業勘定)
予算書の事務事業名 4. 地域ケアマネジメント支援事業	課名等	地址	域包括支援セン	ター	政策名第4節 仮	建やかで共	*に支えあう福祉	上社会の構築	款	3. 地域支持	援事業費	
事業期間 開始年度         平成18年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係名等		管理係		施策名6.社会保						支援事業・任意	<b>主学</b> 费
	記入者氏名		五坂 留美				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				・継続的ケアマ:	
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営							- alle arm ave		H	4. 己括的	・本本がりファイ・	トンメント又抜き
	電話番号		0765-23-1294	+	基本事業名 介護保険の	り健全な事	美連宮					
◆事業概要(どのような事業か)							- 第	2緒			計画	
平成18年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターを開設し、その役割の一つとしてケアマネジャーの資質	向上のための研修	修を身	実施した。			単位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 居宅介護支援事業に従事するケアマネジャー		· 文		等で勤務す	<sup>-</sup> るケアマネジャー	人	35	i (	33	31	33	33
<b>***</b> *********************************			<b>教</b> 旨 ②				<del></del>					
<平成20年度の主な活動内容> ケアマネジャーを対象とした研修会、講演会の実施		1 泡		回数		0	4	1	5	5	5	5
		動指標	旨									
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ケアマネジャーの資質向上		人,对	① 研修参加	者延べ人数	t	人	125	j 1!	53	150	150	150
		→ 集	果 省									
その ・施策の目指すすがた> ・介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。 結果		1	成果指標が現具	没階で取得 <sup>*</sup>	できていない場合、そ	の取得方	法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 現は10年第0分階段除されてにより、他は気軽素優しいな、の素質なの割りは無くはこれた。				BT	県支出金	(千円)	92		52	102	102	102
平成18年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターの重要な役割と位置づけられた。				源 (2)地方	債 也 (使用料・手数料等)	(千円) (千円)	60		0 34	0 69	69	69
				(4)一般		(千円)	00		0	09	09	(
			-	(-) ,00	(1)~(4)の合計)	(千円)	152		86	171	171	171
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	ど)			<ul><li>①事務事業</li></ul>	に携わる正規職員数	(人)	1		1	1	1	1
ケアマネジャ-の研修制度の充実				②事務事業	の年間所要時間	(時間)	60	3(	00	300	300	300
					(②×人件費単価/千円)	(千円)	241		_	1, 262	1, 262	1, 262
					係る総費用 (A+B)	(千円)	393			1, 433	1, 433	1, 433
A decidable of the control of the co				(参考)人		(円@時間)	4, 010			4, 205	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入) 特に無し。				● 把:			<mark>いる内容又は把</mark> 市町村で設置す				<b>ている</b> 。	

06040000

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246021

算 科

コード3

【日的安白性の	
1. 施策への直結	度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	介護保険の円滑な運用により高齢福祉を福祉する。
○ 直結度中	説 明
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥当	3性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
0 1 1	より市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令などに</li><li>め、市によ</li></ul>	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた る実施が妥当
● 民間でもサ	ービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施し	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を	達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余	☆地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
<b>計</b>	
なし	
【有効性の評	価】
4. 成果向上の余地	1 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	成果向上の余地なし。
#> 1	
なし	
5. 連携することで	、 今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
10 部	
なし	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の	O余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	民間社会福祉法人と合同で研修会を企画、開催することで経費の削減を図る。
± 11	
あり	
7. 人件費の削減	の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	現在、最低限の人員で対応しているため人件費削減は、不可と考える。
<b>*</b> *1	a de la companya de
なし	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適	<b>重正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)</b>
受益者負担あ	特定受益者があるというものの負担を求める性格の事業ではない。
り・負担なし	÷
#T/100018141	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負	担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い	他市と同様な形態のため受益者負担は、発生しないと考える。
■ 37 to 18	
● 平均	
○低い	

【必要性の評価】

	11 4 11			
		ーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)		
	<ul><li>全国的3</li></ul>	ては広域的な課題であり、ニーズが非常に高い		
	<ul><li>○ 市固有∅</li></ul>	O課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い		
	<ul><li>比較的多</li></ul>	3くの市民などがニーズを感じている		
	● 一部の市	万民などに、ニーズがある		
	○ 一部の市	5民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある		
	○ 目的はあ	っる程度達成されている		
	○ 上記のい	<b>ゝずれにも該当しない</b>		
11.	事務事業	実施の緊急性		
	○ 緊急性が	『非常に高い		
	○ 緊急に角	¥決しなければ重大な過失をもたらす		
	○ 市民など	ごのニーズが急速に高まっている		
	● 緊急性に	は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい		
	○ 緊急性が	ぶ低く、実施しなくても市民サービスは低下しない		
<b>*</b>	評価結果の網	総括と今後の方向性		
(1	)評価結果の	D総括		
	<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり		
	② 有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり		
	③ 効率性	○ 適切 ● コスト削減の余地あり		
	④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり		
(2	) 今後の事務	<b>券事業の方向性</b>		
	○ 現状	さのまま(又は計画どおり)継続実施 年度		
	<ul><li>終了</li></ul>	○ 廃止 ○ 休止		
	<ul><li>他の</li></ul>	事務事業と統合又は連携		
	○ 目的	見直し		
	● 事務	3事業のやり方改善		
★改善	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
		なし		コストの方向性
	次年度			
dz	(平成22			削減
実施	年度)			12782
予				
定時		研修会、講演会等を地域包括支援センター単独で開催するのではなく、他の法/  開催することを検討すべきか。	くと合同	成 果の方向性
期	中·長期的	MAILY O - C C MAY Y C N O		
	(3~5年 間)			維持
	IFI)			
ı am	E W MATERIA	( vl. ±1. lm²)		
	長総括評価	<del>(一次評価)</del> ネジメント事業との連携の下、ケアマネジャーの資質の向上のため、研修の充実	た図る	
ハ設	1-101.2 2 4 ×	<b>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	പമരം	二次評価の要否
				不要

事 業 コード 23460450

事務事業名おむつ等介護用品支給事業

【1枚目】

008030205

	予算書の事務事業名 1. 家族介護者支援事業	課名等		社会福祉課	政 策 名第4節 健士	<sup>ら</sup> かで	共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域式	<b>支援事業費</b>	
	事業期間         開始年度         平成12年度以前         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		高齢福祉係	施 策 名 6. 社会保障	章制度	の充実		項 2. 包括的	り支援事業・任意	事業費
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		佐々 宏充	区 分 介護保険制原	ŧ			<b>目</b> 5. 任意事	事業費	
		電話番号		0765-23-1007	基本事業名介護保険の個	建全な	事業運営				
	事業概要(どのような事業か)						実	績		計画	
在象	圧宅の寝たきり高齢者等に対し、おむつ等介護用品の購入補助を行う。申請翌月から支給対象となり、利用者は直接則 象金額の上限は6, 000円/月であり、住民税課税状況に応じて補助割合が異なる。平成19年度より補助対象金額	構入方式と宅配方5 頃の上限を8,00	式の 2 0 0円	≀種類から利用方: 引/月に引き上げ:	法を選ぶことができる。補助対 る。	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
文意	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 在宅で生活している、要介護3以上、身障1,2級の者で常時介護用品が必要な者 数		対象指標	1, 2級の 2 2	している、要介護3以上、身障 者で常時介護用品が必要な者	٨	300	45	500	520	520
<b>甲段</b>	<平成20年度の主な活動内容>         支給申請に基づき、おむつ等の購入補助を行う。         手         *平成21年度の変更点		活動指標	① 実支給者数		J	210	25	0 250	250	250
	なし (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 在宅で介護している者および要介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。		成果指標	2	の割合	%	67. 00	68. 0	00 68.00	68. 00	68. 00
	<施策の目指すすがた>		1	 成果指標が現段 <mark>隊</mark>	<b>香で取得できていない場合、その</b>	取得力	方法を記入				
	▶この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財	(1)国・県支出金	(千円)	4, 370	6, 24	7, 023	7, 023	7, 023
召	<b>王宅での介護者への支援強化</b>			源		(千円)			0 0	0	0
				訳		(千円) (千円)		4, 03	0 4, 536	4, 536	4, 536
				Δ.	(4)一般財源 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円) (千円)		10, 27	0	ŭ	11, 559
•	<ul><li>開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な</li></ul>	さど)			事務事業に携わる正規職員数	(人)	7, 194	10, 27	1 1,559	11, 339	11, 553
	E宅介護の推進のため国・県の補助により導入し、平成17年の介護保険法の改正により地域支援メニューとなり国県の					(時間)	200	30	300	300	300
					人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)		1. 26			1, 262
						(千円)		11, 53	12, 821	12, 821	12, 821
						(円@時間		4, 20	-	,	,
1 2	▶市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)			•			ている内容又は把抗				
特	寺になし。				<ul><li>① 把握している</li><li>● 把握していない</li></ul>	:もと;	が国県の補助メニュ	ューということ	で、市町村間で事	(業内容の差異が/)	いさいと考え

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)									
○ 直結度中									
○ 直結度小									
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)									
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている									
<ul><li>★合などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li></ul>									
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>									
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>									
<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>									
根拠法令等を記入									
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)									
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。									
なし <mark>説</mark> 明									
【有効性の評価】									
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)									
支給対象者の範囲を拡大することにより多くの人に対して在宅介護を推進することができる。									
あり 説明									
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)									
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。									
なし 説明									
【効率性の評価】									
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)									
支給対象者からの申請に基づいて支給を行なっているので、支給対象者を縮小しない限り、事業費を減らすことはでき									
ない。 なし									
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)									
課税状況の確認方法の見直し等を行なえば人件費を落とすことは可能であると思われる。									
* II									
あり <mark>明</mark>									
【公平性の評価】									
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)									
特定受益者あ り・負担あり 就 既に、住民税課税世帯では3割、非課税世帯では1割、限度額を超えた分については全額自己負担となっており、適切 である。									
適正化の余地なし									
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)									
○ 高い 県内他市町村も同等の受益者負担となっているが、限度額の引き上げを検討すべきと考える。									
● 平均 説明									
○低い									
122/16									

# 【必要性の評価】 1 0. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
● 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	

### (1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	<ul><li>適切</li></ul>	● コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余	⇒地あり
(2	)今後の事務事業の	方向性		
	○ 現状のまま	(又は計画どま	3り)継続実施	年度
	○ 終了	○ 廃止	〇 休止	
	○ 他の事務事業	美と統合又は連	連携	

○ 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

★改	革・改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		本年度同様の支援を実施したい。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		削減
定時		在宅介護の支援を進める上で、支給上限額の引き上げ、負担率の見直しが必要	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
在宅介護者への支援事業として定着しており、今後も継続する必要がある。助成額や事務処理方法に改善の余地がある。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460450

事務事業名 徘徊高齢者家族支援サービス事業

【1枚目】

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

008030205

Ŧ	予算書の	事務事業名	1. 家族介護者支	5援事業				課名等		社会福祉課	<b>k</b> j	攺 策 名	第4節 健*	<b>かで</b> ま	<b>に支えあう福祉</b>	社会の構築	款	3. 地域支	援事業費		
耳	事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		高齢福祉係	ξ t	施 策 名	6. 社会保障	章制度の			項 2. 包括的支援事業·任意事業費				
3	実施 方法	〇 1. 排	台定管理者代行 (	○ 2. アウトソー	ーシング 〇 3	. 負担金·補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		佐々 宏介	3	玄 分	介護保険制度	隻			目	5. 任意事	業費		
								電話番号		0765-23-100	07 ±	甚本事業名	介護保険の係	建全な事	<b>事業運営</b>		1 -				
																	1				
		どのような事刻													実	績			計画		
徘( 年)	徊する高齢ネ 度当初に事業	者を介護する録 業委託契約を約	家族に徘徊探知機 締結する。→認知:	を貸与する。 症により徘徊する	る高齢者を介護	している家族より申	請。→申請を受け実態	<b>影調査。適正であれ</b>	ば決	たし、委託を	を依頼する。			単位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度	
	(この事務	5事業は、誰、	何を対象にしてレ	いるのか。※人や	P物、自然資源な	こど)				① 徘徊吉	齢者を介護す	て完体から	の中津州粉	件	6		5	6	6		
	徘徊する高	が齢者を介護す	る家族。						対		即日で月設り	る家族から	つの中間 十数	1+			3	U			
対象									象指標	2											
39K									/ 標												
										3											
	<平成20年	度の主な活動	]内容>								t-10t - 40 - 10	Ner.		***			_				
	徘徊探知機	と器の貸与。徘	<b>値探知システム</b> の	D提供。その他付	†属品の提供、貸	[与。			活		知機の貸与件	剱		件	ь		ь	6	6	(	
手									動指	1 6											
	*平成21年 なし	度の変更点							/ 標												
	/4 C									3											
	(この事務	事業によって	、対象をどのよう	うに変えるのか)													_				
						≦らないうちに、簡	易に)探知する。		-45		ムの活用件数			件	11		15	15	15	1:	
意									成果指	2											
図									指標	i											
									124	3											
	/ 歩筆の日	指すすがた>							↑ r		見段階で取得で	·キアハか)	い担今 その	<b></b> 取但古	注を記す						
その			<b>営され、充実し</b> た	<b>とサービスが提供</b>	tされています。				1 /-	以本1日示//**	CAX PB C AX 147 C	. 6 ( 174 )	( · · // // ( · · · · · · · · · · · · ·	TAX 1477	仏で記八						
結果																					
		14 DD // 3	out (lete (Ex)	5 10 m 1. * 3. 3.	2 11 11 -3-	5 ) \			<u> </u>		(a) = 15	3		(* m)		1	F0	00	00	0	
			<mark>いけ(何年〈頃〉か</mark> 度の導入をきっか		つかけで始まっ	(27)					(1)国·県 (2)地方億			(千円) (千円)	29		56	33	33		
"				-							内 (3)その他			(千円)	19		37	167	167		
											訳 (4)一般具			(千円)	0		0	0	0		
											A. 予算 (決	算)額((1)~	-(4)の合計)	(千円)	48		93	200	200	200	
		後の事務事業を	を取り巻く環境の	変化と、今後予想	想される環境変	化(法改正、規制緩	和、社会情勢の変化な	こど)			①事務事業/	こ携わる正	規職員数	(人)	1		1	1	1		
なし	L										②事務事業の			(時間)	20		60	60	60		
											B. 人件費(			(千円)	80		252	252	252		
											事務事業に任			(千円) (円@時間)	128		345	452	452		
<b>▲</b> 7	古足の議合	やどからの画は	波, 音目 (	の利目でけかく	実際に実計さ	れた意見・質などを	·記入)				(参考)人(				4,010		205	4,205	4, 205	4, 20	
高料	精度の探知る	を要求すること	とが難しい。										県内		同様のサービス		生田の日	ルノング関ノ			
例	市役所に	いることはわれ	いるが、どこにい	るかはわからなし	い。複数階ある	建築物の中の場合、	何階にいるかわからな	い等。			● 把提	量している									
											O 1-17	=1	, ,								
1											○ 把排	量していな	<b>√</b>								

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

コストと成果の方向性 コストの方向性

維持

成 果の方向性

維持

二次評価の要否

必要

【目的妥当性の評価】		【必要性の評価】				
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度	(対象・意図の密接度)とその理由説明)	10. 社会的ニーズ	(この事務事業に	どれくらいのニーズがあるか)	)	
回 直結度大 認知症高齢者を抱える家族の在宅介護の負担	軽減に貢献している。	○ 全国的又は』	広域的な課題であり	0、ニーズが非常に高い		
● 直結度中 <mark>説</mark> 明		○ 市固有の課題	夏であり、なおかつ	つ市民などのニーズが非常に高	高い	
○直結度小		○ 比較的多くの	り市民などがニース	ズを感じている		
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		● 一部の市民力	などに、ニーズがま	ある		
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている		○ 一部の市民力	などに、ニーズがま	あるが、それが減少しつつある	3	
☆ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間	間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた	○ 目的はある看	星度達成されている	5		
め、市による実施が妥当		○ 上記のいずれ	ιにも該当しない			
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市に	よる実施が妥当	11. 事務事業実施	の緊急性			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を	縮小(廃止)が妥当	○ 緊急性が非常	常に高い			
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当		● 緊急に解決 1	しなければ重大な過	<b>過失をもたらす</b>		
Introduction of the state of th		○ 市民などの	ニーズが急速に高ま	まっている		
根拠法令等を記入		○ 緊急性は低い	いが、実施しなけれ	れば市民生活に影響が大きい		
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、と	ごのように見直す余地があるか説明)	○ 緊急性が低。	(、実施しなくて‡	ら市民サービスは低下しない		
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地な						
説		★ 評価結果の総括	と今後の方向性			
なし <mark>明</mark>		(1)評価結果の総打				
		① 目的妥当性	1	○ 目的廃止又は再設定の	全地あり	
【有効性の評価】		② 有効性	●適切	○成果向上の余地あり	3,000	
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)		③ 効率性	●適切	○コスト削減の余地あり		
成果向上の余地なし。		④ 公平性 ④ 公平性	●適切	<ul><li>○ ラスト門域の示地あり</li><li>○ 受益者負担の適正化の余</li></ul>	と Hir あ N	
⇒ <u>w</u>		(2) 今後の事務事		〇 文皿日外四の過五日の方	NAEGY)	
なし 説明			ĸシカトは :ま(又は計画どよ	こり 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	年度	
		○ 終了		〇 休止	<b>一</b>	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の	0.右無 (じる効果が含まてん説明)		り 廃止 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業を		○目的見直		=1/4		
	7.9 世の手切事末はない。	_	のやり方改善			
あり 説明		○ 争伤争я	のでが以音			
91			10 - 1 7 1 - 1 - 1		· · ·	1
That it is no are her.			)、どのような改革 Eなし	<ul><li>さ・改善を、どういう手段で行</li></ul>	(יע כ ד	コストと
【効率性の評価】		_     ××	£4.0			コス
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できた	といか説明、できない埋由も説明)	次年度				
最低限の事務にとどめている。		(平成22 実 年度)				
なし 説 朗		施				
<del>에</del>		予		V WLIM 7 1 0 1 7 10 1 1 1 1		
				は激瑁するものと予思され、貧 こついて検討していく。	<b>費用負担をはじめ機器の性能を高める</b>	成:
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか	説明、できない理由も説明)	期中·長期的	. ( 4 > 0 > 7 = 7 = 7 = 7 = 7			
最低限の事務にとどめている。		(3~5年 間)				
なし 説 :::::::::::::::::::::::::::::::::::		[H])				
明						
【公平性の評価】		★課長総括評価(一次				
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)				と予想される。居場所をいち 業の周知等について検討して	早く探知するため有効な事業であり、	費用負担
文価有具担の	納付書を送付する郵便代等を考えると非効率的である。	ではしの協品の注形	で同のることで争;	未の向加寺に りいて快討して	いいないればならない。	
り・負担なし 説						
第二ルの合地なし						
適正化の余地なし						
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方につい	ヽて説明)	★経営戦略会議評価	(二次評価)			
○ 高い 行政サービスとして存続させるか否かに疑問点を	59°					
- 説						
〇 平均 明						
<ul><li>● 低い</li></ul>						

事 業 コード 23460450

事務事業名 高齢者家族介護者慰労金支給事業

【1枚目】

008030205

	予算書の事務事業名 1. 家族介護者支援事業	課名等		社会福祉課	政策名	第4節 健や	かでき	<b>キに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 3. 地域3	<b>支援事業費</b>	
	事業期間         開始年度         平成12年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		高齢福祉係	施策名	6. 社会保障	制度の	の充実		項 2. 包括的	事業費	
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		佐々 宏充	区 分	介護保険制度	E			<b>目</b> 5. 任意等	事業費	
		電話番号		0765-23-1007	基本事業名	介護保険の健	全な事	<b>事業運営</b>				
						I.						
	事業概要 (どのような事業か)							実	績		計画	
要	『介護4,5の認定を受けた者で1年間介護サービスを利用しなかった者を介護する家族に慰労金を支給する。						単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
対象			対象指標	① 要介護高齢者 数 ② ③	を介護する家族が	からの申請件	件	0	1	1	1	1
手段	<平成20年度の主な活動内容> 要介護4.5の認定を受けた者で1年間介護サービスを利用しなかった者を介護した1家族に慰労金を支給した。 * 平成21年度の変更点なし		活動指標	②	を介護する家族へ	への支給件数	件	0	1	1	1	1
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護給付費用の抑制。		_1	① サービス利用 ② ③	要介護者数		<b>人</b>	1, 879	1, 898	1, 950	2,000	2, 050
結果			↑反	: 戊果指標が現段階で	・取得できていなり	い場合、その〕	取得方	法を記入				
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財	1)国・県支出金		千円)	0				
平	成12年度から介護保険制度の導入をきっかけに。			1031	2)地方債		千円)	0		,	_	
				= 17	3)その他 (使用料・ 1)一般財源		千円)	0		40		40
					·算(決算)額((1)~	-	千円)	0		,		
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	· Ji')			多事業に携わる正		(人)	1		100	1	
	il	,			タ事業の年間所要		時間)	20	-	20		20
					、件費(②×人件費		千円)	80	84	84	84	84
				事務等	事業に係る総費用	(A+B)	千円)	80	184	184	184	184
				(参	考) 人件費単価	()	円@時間)	4,010	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)			◆県	:内他市の実施状況	況 (把	握して	いる内容又は把抗	屋していない理師	由の記入欄)		
特	に無し。				<ul><li>● 把握している</li><li>○ 把握していな</li></ul>		他市も	,同様のサービス?	を実施。			

部・課・係名等 コード1

部名等

02020200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

コストと成果の方向性 コストの方向性

維持

成 果の方向性

維持

二次評価の要否

【目的妥当性の評価】	【必要性の評価】	
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 直結度大 要介護認定者を抱える家族の在宅介護の負担軽減に貢献している。	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
<ul><li>直結度中</li><li>in</li><li>in</li></ul>	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
直結度小	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	●一部の市民などに、ニーズがある	
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている	○一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
	○ 目的はある程度達成されている	
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当		
	○ 上記のいずれにも該当しない	
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	11. 事務事業実施の緊急性	
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>	○ 緊急性が非常に高い	
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
根拠法令等を記入	○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
INVESTIGATION OF THE PROPERTY	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。		
武	★ 評価結果の総括と今後の方向性	
なし <mark>明</mark>	(1)評価結果の総括	
	① 目的妥当性 ■ 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
【有効性の評価】	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	③ 効率性 ■ 適切 ○ コスト削減の余地あり	
・ 放来向上の赤地(成果向上の赤地なし。	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
	(2) 今後の事務事業の方向性	
なし <mark>説</mark> <sub>明</sub>		
91	○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
	〇 終了	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	●他の事務事業と統合又は連携	
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	○目的見直し	
あり <mark>説</mark>	○ 事務事業のやり方改善	
明		
	★改革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コス
【効率性の評価】	変更なし	
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	次年度	
最低限の事務にとどめている。	(平成22	
就	実 年度) 施	
なし <mark>説</mark>	予	
	定 要介護認定4.5の高齢者は今後激増するものと予想され、事業の周知等について検討し	Б
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	時にしていく。	
最低限の事務にとどめている。	期 中・長期的 (3~5年)	
	間)	
なし <mark>説</mark> 明		
,		<u> </u>
La complete and co	1 mm or (a) (ar the last ( ) as the last)	
【公平性の評価】	★課長総括評価(一次評価)	. 4
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	要介護認定4.5の高齢者は今後激増するものと予想され、事業の周知等について検討していかなければなら	っぱい。
特定受益者あ 受益者負担に馴染まない。		
り・負担なし <mark>説</mark>		
適正化の余地なし		
EL IVANO O		
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	<b>★経営戦略会議評価(二次評価)</b>	
〇 平均 明		
Affilia Affilia		

事 業 コード 23460460

事務事業名 高齢者等配食サービス事業

【1枚目】

008030205

	プログラ サ	課 名 等		社会倡祉課	政	東 名 第 4 ]	即 健やか	で共	に文えめり倫祉社	任会の構楽	款	3. 地域文	<b>接</b> 事業實		
	事業期間         開始年度         平成12年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		高齢福祉係	施	策 名 6. 4	社会保障制	度の	充実		項 2. 包括的支援事業·任意事業費				
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営 記入者氏名 佐々 宏充 区 分 介護保障			保険制度				目	5. 任意事	業費					
		電話番号		0765-23-1007	基	本事業名 介護(	保険の健全	全な事	業運営			-11			
•	事業概要(どのような事業か)								実終	清			計画		
ひ申	とり暮らし、高齢者・障害者のみ世帯などで、自らの食事の確保が困難であって、家族等による食事援助が見込めない 請書の提出→実態調査、決定→配食開始。 部中学校下は魚津ハウス、西部中学校下は新川ハイツ。	い者に、毎日(平月	目) の:	食事を提供する。	•			単位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度	
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 65歳以上ひとり暮らし。障害者・高齢者のみ世帯等で食事の確保が困難な者。			① 65歳以上ひ			t	世帯	1, 283	1, 31	1	1, 350	1, 400	1, 400	
<b>刘</b>			対象指標	②(ひとり暮	み高齢者世 らし除く)	帯	Ħ	世帯	438	46	В	500	530	530	
			1 保	③ 障害者				人	1, 873	1, 82	1	2, 070	2, 100	2, 150	
	< 平成20年度の主な活動内容> 配食サービス申請者の決定。事業委託契約。		活	① 配食利用者	数			人	64	5	4	80	80	80	
手段	*平成21年度の変更点		動指標	2											
	なし			3											
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 高齢者等が食事を取れるように食事を確保する。		成	① 配食数				食	13, 209	13, 55	5	14, 000	14, 000	14, 000	
意区			果指標	2											
				3											
その結果	<施策の目指すすがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。		↑原	<b>戏果指標が現段階</b>	皆で取得でき	きていない場合	1、その取行	得方法	去を記入						
<b>*</b>	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	L		84	(1)国・県	支出金	(千)	円)	2, 868	2, 73	2	4, 368	4, 368	4, 368	
平	成12年度から介護保険制度導入がきっかけか			源	`		(千)		0		•	0	0	0	
				内訳		使用料・手数料			1, 853	1, 76	_	2, 912	2, 912	2, 912	
					(4)一般財			円)	0	4.40	v	7, 280	7 000	7 000	
_	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な	L2)				) 額((1)~(4)の台 携わる正規職員		_	4, 721	4, 49	1	1, 280	7, 280	7, 280	
	田知可知の後の事務事業を取り合く承見の変化と、予後手がされる承見変化(仏以正、 然間級和、社会情勢の変化ないとり暮らしの増加。要介護者の増加。	۷)				年間所要時間	(時		100	12	0	120	120	120	
						×人件費単価/ヨ	, .,		401	50		505	505	505	
						る総費用(A+			5, 122	5, 00	3	7, 785	7, 785	7, 785	
				(3	参考)人件	費単価	(円@	時間)	4,010	4, 20	5	4, 205	4, 205	4, 205	
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)			•	▶県内他市の	実施状況			いる内容又は把握		由の言	己入欄)			
ح	くになし					している	給付内	容がな	年々、変動してい	<b>いる</b> 。					
					○ 把握	していない	7								

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	
○ 直結度大 在宅生活の促進に資する事業である。	
<ul><li>直結度中</li><li>説明</li></ul>	
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている	
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当	
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	
<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>	
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	
配食で着ないエリアがあり、公平性に欠く。実施エリアを広げる必要がある。	
あり 説明	
【有効性の評価】	
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
成果向上の余地なし。	
説	
a c c c c c c c c c c c c c c c c c c c	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	
   介護保険サービスや自立ヘルプサービス等の併用により、高齢者の自立を促すことが可能。	
あり 説明	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
現在と同程度のサービス提供者(委託先)が現れれば、入札等競争させることで、コストダウンが見込めるかもしれいが、実際には提供事業者がいない。 なし 説 明	な
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
現在、最低限の人数、時間で事務対応しているため。	
なし。説	
問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あ 18年度において個人負担の見直しを実施した。	
り・負担あり 説	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
( 高い 概ね県平均の個人負担を求めている。	
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>	
○低い	
128	/10

#### 【必要性の評価】

	<ul><li>全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い</li></ul>
	)市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	)比較的多くの市民などがニーズを感じている
	) 一部の市民などに、ニーズがある
	<ul><li>一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある</li></ul>
	〕目的はある程度達成されている
	) 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
	) 緊急性が非常に高い
	) 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	市民などのニーズが急速に高まっている
	) 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	) 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

(1)評価結果の総括		
① 目的妥当性	<ul><li>適切</li></ul>	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

#### (2)

)公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余量	也あり						
今後の事務事業の方向性									
○ 現状のまま	(又は計画どお	3り) 継続実施	年度						
○ 終了	〇 廃止	〇 休止							
● 他の事務事業	巻と統合又は連	携							

- 目的見直し
- 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		変更なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時期	中·長期的 (3~5年 間)	山間地など遠距離の地域へは配達が困難なことなど課題も有り、解決の方法を検討する。	成 果の方向性 維持

#### ★課長総括評価(一次評価)

在宅で買い物が難しい世帯にとって日々の食事はまさに命綱であり、介護保険サービスと組み合わせながら頑張って いる高齢者にとって不可欠な事業である。しかし、現在は1事業所のみで担っており山間地や冬期の配達に苦慮し ている状況がある。受託業者の拡大や市内全体をカバーできる体制作りが急がれる。

二次評価の要否

不要

業 コ ー ド

23460460

務 事 業 名 高齢者等給食サービス事業

【1枚目】

008030205

予算書	予算書の事務事業名 2. 地域自立生活支援事業					課 名 等		社会福祉課		政策	名第4節 優	建やかで:	共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域支援事業費						
事業	期間	開始年度	平成12年月	度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		高齢福祉係		施策	名 6. 社会係	<b>R</b> 障制度	の充実		項	2. 包括的	支援事業・任意事	業費
実施	方法	) 1. 指	定管理者代行	• 2	. アウトソ	ーシング 〇 3	. 負担金·補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		石坂 留美		区	介護保険制	順度			目	5. 任意事	業費	
	·					<u>.</u>			電話番号		0765-23-1007		基本事業	名介護保険の	)健全な	事業運営					
A -f- allo lerr		w )															/-1-			21	
1	要(どのよ			をかわ:	て 食事を	提供する。月2回	1									美	績			計画	
委託先は	、社会福祉	L協議会と	民間配食業者、	、社会	福祉協議会	の方は、上中島	・上野方・経田の3 れも民生委員が配	3地区で、地区社協が作り 3達する。	民生委員が配達	をする	•				単位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度
(20	り事務事業	は、誰、亻	何を対象にして	ているの	oか。※人 <sup>3</sup>	や物、自然資源な	: ど)				① ひとり暮	ら」 喜齢:	<del></del>		人	1, 283	1, 3	11	1, 350	1, 400	1, 400
ひとり	)暮らし高	齢者。								卖	+		=		^	1, 200			1, 000	1, 400	1, 400
対象										多指	k 2										
~									ľ	一一一一一	<u> </u>										
											3										
	뷫20年度の: ★ ビスロ:			- 日立し	汗動 た 善。	って日2回日舎の	配達を依頼した。				<ol> <li>給食申請</li> </ol>	者数			人	131	1	04	150	150	150
和良工	アーロス中	調白に刈り	し、氏生安貝に	- 兄寸り	/ 沿勁を飛り	はて月2回昼長の	配達を依頼した。			月	£										
段 *平原	戈21年度の	変更点								動	i 4										
なし										標	(3)										
	to -to -to Nic		116 1 10 - 1								•										
			、対象をどのよ ひ <mark>とり暮らし</mark> 高								① 給食提供	数			食	2, 425	2, 3	27	2, 800	2, 800	2, 800
意	3 0 0 0 3 7	1-0. / (	0 2 7 2 3 3 1	- 1 H	-2002	r c icivo				成果指	戈 L										
<b>X</b>										√指標	2										
										1/37	3										
. <施領	毎の目指す	すがた>								1	成果指標が現段	階で取得	できていた	い場合 そ	の取得が	7法を記入					
~			営され、充実し	<b>ンたサー</b>	-ビスが提信	共されています。				'	AND RIGHT DRIVE DELA	CHE CANTO		x. 00 L ( C		) In Chapt					
結果																					
◆この事	務事業開始	台のきっか	け (何年(頃)	からど	のようなき	っかけで始まった	たか)					(1)国·	県支出金		(千円)	699	7	24	908	908	908
地域のボ	ランティア	7活動の一	環として弁当	を調理	し一人暮ら	し世帯に配る事	業が始まった。					源 (2)地方	債		(千円)	0		0	0	0	(
												記		・手数料等)	(千円)	452	4	69	606	606	606
											4	(4)一般		)~(4)の合計)	(千円)	1, 151	1. 1	93	1, 514	0 1, 514	1, 514
◆開始時	期以後の事	事務事業を	取り巻く環境の	の変化	と、今後予	想される環境変化	化(法改正、規制	暖和、社会情勢の変化な	ど)					正規職員数	(人)	1, 101	.,,	1	1	1, 014	1,011
特になし											C	②事務事業	後の年間所	要時間	(時間)	100	1	00	100	100	100
											_			費単価/千円)	(千円)	401		21	421	421	421
											-		<ul><li>に係る総費</li><li>人件費単価</li></ul>		(千円)	1, 552 4, 010	1, 6 4, 2		1, 935 4, 205	1, 935 4, 205	1, 935 4, 205
◆市民や	議会などか	いらの要望	・意見(担当	者の私	見ではなく	、実際に寄せられ	れた意見・質など	を記入)					市の実施が			ている内容又は把			,	4, 200	4, 200
特になし											_		理握している	<b>│</b>   給		が年々、変動して					
												U 11	1)Æ ∪ ( / '	~							
												● 担	2握してい	ない							

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大 在宅生活の促進に資する事業である。
● 直結度中 <mark>説</mark> 明
〇 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた め、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
<ul><li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li></ul>
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし 説 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 説 明
【効率性の評価】
6、事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
ボランティア育成の観点もあるため、削減できない。
なし 説明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
実施は社協のボランティアと民生委員であって、ボランティアであるので、人件費は事務担当者のみ。(社協や民生委員の協力大。)
なし <mark>説</mark> 開
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ 食材費等負担
り・負担あり。説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 他市に比較できる事業がないものの、負担水準は、適切と思われる。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>
○低い
130/16

亜		

10.社会的ニーズ(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
○ 一部の市民などに、ニーズがある								
● 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある								
○ 目的はある程度達成されている								
○ 上記のいずれにも該当しない								
11. 事務事業実施の緊急性								
○ 緊急性が非常に高い								
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす								
○ 市民などのニーズが急速に高まっている								
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい								
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない								
▶ 評価結果の総括と今後の方向性								
(1)評価結果の総括								
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり								
② 有効性        適切        成果向上の余地あり								
③ 効率性 ■ 適切 ○ コスト削減の余地あり								
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり								
(2) 今後の事務事業の方向性								
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度								
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止								
○ 他の事務事業と統合又は連携								
○ 目的見直し								
○ 事務事業のやり方改善								
★改革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性							
なし	コストの方向性							
次年度								
(平成22	A# 14							
実 年度)	維持							
施 子·								
定 なし	成 果の方向性							
時								
(3~5年								
間)	維持							
★課長総括評価(一次評価)								
也域の民生委員や配食ボランティアが主体の事業であり、高齢者の見守りも同時にでき大変有効な事業*								
	二次評価の要否							

事業コード

事務事業名 生活援助者派遣事業

23460460

【1枚目】

008030205

予算書の事務事業名 2. 地域自立生活支援事業						課名等	地	域包	括支援センター	政 策	名第4節 化	建やかで井	に支えあう福祉	社会の構築							
事	業期間	開始年度	平成 1 2年月	变 終	了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等			管理係	施策	名 6. 社会	保障制度 <i>σ</i>	充実		項 2	. 包括的	支援事業・任意事	¥費
実	施方法	〇 1. 指	定管理者代行	2.	アウトソー	-シング 〇	3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		Æ	坂 留美	区	分 <b>介護保険</b>	制度			目 5	. 任意事	業費	
		_						<u> </u>	電話番号		076	65-23-1294	基本事業	名 介護保険(	の健全な事	業運営					
														"							
		のような事績		m + 2 fm + n	1 -1 2	+1 1 BB /5 184	你一十七八七   ^	<b>4.人类/2.除</b> +少和之人。	hiik beam	± === */*	/= L /	11 4 年 1 - 1 2 14 4 8 2	亜の言い さい	.41 114	ш,	実	績			計画	
生活サー	fiに関する掃 -ビス提供は	除や調理なる 、祝日、年末	(基本的生活省間 ごに対する必要が R年始を除く月~ 十画的に提供され	な支援・ ~金の範	指導を行う 囲内。		<b>禁棄できないなと</b> )・	や介護保険該当程では	ないか、心身の阿	字書 寺	により	り生活に援助か必	要の高齢者に	「対して、日7	単位	19年度	20年度	214	年度	22年度	23年度
			何を対象にして <b>心身の障害等に</b>				など) が <b>必要な65歳以上</b> の	)者(虚弱高齢者)				75歳以上高齢者	音のみ世帯		世帯	438	46	8	500	530	530
対象											1日	0 6 5 歳以上ひと	:り暮らし		世帯	1, 283	1, 31	1	1, 350	1, 400	1, 400
										, v	標 (3	3)									
		度の主な活動 もとに、調査	内容> ・ <b>検討を行い、</b>	サービス	スの決定・	導入を行う。					1	〕利用者数			Д	17	1	9	20	20	20
手段:	*平成21年月	度の変更点									動 ②	② サービス延利用	量		時間	928	1, 19	4	1, 000	1, 000	1, 000
7	なし										標 3	)									
			、対象をどのよ <b>生活習慣の習得</b>			の確保					<u>(1</u>	サービス利用後 高齢者数	後に在宅生活	が維持向上し	<sup>た</sup> 人	15	1	6	20	20	20
意図											/指:~	② 自立レベルから	か護保険へ(	の移行者	人	2		3	2	2	2
										<b>□/</b>  :	標 (3	3)									
~		旨すすがた>									↑成果	具指標が現段階で]	取得できてい	ない場合、そ	の取得方	法を記入					
の結果	介護保険事業	業が健全に運	営され、充実し	たサート	ごスが提供	されています	•														
			nけ (何年〈頃〉だ		ようなきっ	かけで始まっ	たか)					(1)	国・県支出金		(千円)	1, 211	1, 42	5	1, 517	1, 517	1, 517
平成	は12年度の介	護保険制度の	D導入を機に開始	台								101	地方債		(千円)	0		•	0	0	0
												11000000000000000000000000000000000000	その他(使用料	ト・手数料等)	(千円)	784	92	_	979	979	979
												(4)	一般財源		(千円)	0		•	0	0	0
A 00	2 / / mb Ho to ///		T. 10 M/4 2 vm (** -	n who II . I	A /// = 40	9 % 1. or one (or or	* 11 . ( No. +1 -++ ) LD diets	шт. ы Л (+ <del>1</del> л - т // .	Ł. 10\				算 (決算) 額((		(千円)	1, 995	2, 34	1	2, 496	2, 496	2, 496
			と取り巻く塚境の 帯や一人暮らしる				2化(法以止、規制	緩和、社会情勢の変化	(E)				事業に携わる		(人)	200	30	1	300	300	300
12.25	1001-11	( 10 8 1 1 1 1	, Control	-JEP 14	× 10 10 11 11	,-B.//m							事業の年间が 件費(②×人件		(千円)	802	1, 26		1, 262	1, 262	1, 262
													業に係る総費		(千円)	2, 797	3, 60		3, 758	3, 758	3, 758
													· ) 人件費単位		(円@時間)	4, 010	4, 20		4, 205	4, 205	4, 205
◆市	可民や議会な	どからの要望	塁・意見 (担当者	皆の私見	ではなく、	実際に寄せら	れた意見・質など	を記入)					内他市の実施		(把握して	いる内容又は把掛					
特に	なし												)把握してい	3		度との整合性を図				)動向を重視して	いない。
												•	把握してい	,1E 1, 1							

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

06040000

(出先機関)

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

算 科

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

#### 【日的東当州の証価】

「日町女司注の計画」	
	こ対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
	サービスを提供することによって、地域との生活関係を失わず、安心して自立した在
○ 直結度中 説 宅生活を送り続けられると考 の 直結度中 説 おおおおと では、 これでは、 これ	えられる。
○直結度小	
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な	事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている。	\S
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非 め、市による実施が妥当	常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比</li></ul>	大竹立ノ 古にトス中佐バジン
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今行	
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止;	<sup>1</sup>
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適	切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
た方がよい。	、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をし
明	
【有効性の評価】	
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込め	るか説明)
	行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下を げていると考えられる。今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくこ 可能と思う。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある	他の事務事業の有無 (どう効果が高まろか説明)
	まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説 明	
【効率性の評価】	
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業	<b>毒</b> を削減できないか説明 できない理由も説明)
	援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をして
なし 説明	
7	ン/ できわいか説明 - できわい畑山 t 説明 )
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少り	にくてきないが説明、できない理由も説明) 援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困
が設備を表すってスの多文法・主心性である。	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経	変化児等から)
☆雑保除サービスとの均衡を図っ	
り・負担あり説	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後	のあり方について説明)
	ており、他市と比較しても平均的なものと思われる。
● 平均 説明	
<ul><li>低い</li></ul>	

#### 【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
11. 事務事業実施の緊急性
○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
★ 評価結果の総括と今後の方向性
(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	<ul><li>■ 目的廃止又は再設定の余地あり</li></ul>
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり
) A (0	L. J. Del.	

今後の事務事業のス	方向性		
○ 現状のまま	(又は計画どお	5り)継続実施	年度
○ 終了	〇 廃止	〇 休止	
<ul><li> 他の事務事業</li></ul>	と 統合マ け浦	(地	

	H	印入	兄旦	L		
--	---	----	----	---	--	--

● 事務事業のやり方改善

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		自立状態の維持のためにも、要援護者の適切な把握に努める必要があり、地域包括支援	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)	センターや健康センターの社会福祉士や保健師による訪問活動を通して適切なサービス 提供に努める。	維持
定時		本事業において、利用者数の増加のみを事業の成果の判断基準とするのではなく、利用	成 果の方向性
時期	中·長期的 (3~5年 間)	者がサービスの導入によって実際に維持・改善されたことの評価も成果の判断基準としたほうがよい。そのためには、市としてのサービスの導入による、利用者の目標とする姿を明確にし、検証する機会を設けることが必要である。また、利用者に対しても、サービス導入の目的・自立への意識付けを行い、サービス利用後調査を行うことも必要である。	向上

★課長総括評価(一次評価)	
対象者は少ないが、介護保険非該当者の介護予防及び自立生活支援のため不可欠な事業となっている。継続のために も内容の検討が必要。	二次評価の要否
	不要

事業コード 23460460

事務事業名 短期入所事業

【1枚目】

008030205

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

算 科

7	予算書の	事務事業名	2. 地域自立生	活支援事業				課名等	地	域包括支	援センター	政策名	第4節 健	やかでま	に支えあう福祉	社会の構築	款	3. 地域支	援事業費	
用	事業期間	開始年度	平成 1 2年	度終了年月	<b>要</b> 当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		管	里係	施策名	6. 社会保	章制度0	)充実		項	2. 包括的	支援事業・任意	事業費
9	実施 方 法	0 1.	指定管理者代行	<ul><li>● 2. アウト</li></ul>	-ソーシング 〇	3. 負担金・補助	金 ( 4. 市直営	記入者氏名		石坂	留美	区分	介護保険制	度			Ħ	5. 任意事	業費	
								電話番号		0765-2	23-1294	基本事業名	介護保険の	健全な事	<b>事業運営</b>					
<b>A</b> 7	中类極画 (	どのような事	****/												中	績			計画	
				護者の都合によ	り当該高齢者の名	生活に支障をきたす	「場合、施設への一時入済	新により高齢者への	の必	要な支援	を行う。					順			司四	
														位	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度
				-	人や物、自然資源 を営むために支援		の者 (虚弱高齢者)				5歳以上高齢者	舌のみ世帯		世帯	438	4	68	500	530	530
対象									_	指! ~	5歳以上ひと	: り暮らし		世帯	1, 283	1, 3	11	1, 350	1, 400	1, 400
									7	標 3										
		E度の主な活動		サービスの決	定・導入を行う。					① #	請者数			B	3		0	84	84	84
手								[	4	動。										
		三度の変更点							7	指:②										
	なし									3										
	(この事務	§事業によっ~	て、対象をどのよ	こうに変えるの	か)				-					_						
	対象者に負	事、入浴等の	Dサービスや機能	<b>能訓練の提供に</b>	より、家族が不在	時の生活不安を解	消する。				用日数			日	16		0	84	84	84
意図									┨	成 果 指										
凶								-	7	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
										3										
-		指すすがたこ								↑成果指标	票が現段階で耳	取得できていな	い場合、その	取得方	法を記入					
の結		業が健全に過	匪営され、充実し	たサービスが	提供されています	•														
果																				
					さっかけで始まっ	ったか)		•			<sub>□→</sub> (1)	国・県支出金		(千円)	54		0	287	287	287
平月	成12年度の:	介護保険制度	の導入を機に開	始								地方債		(千円)	0		0	0	0	(
												その他(使用料・	手数料等)	(千円)	36		0	186	186	186
											1 -/	一般財源 章 (決算) 額((1)	- (4) (A) (A) (A) (B)	(千円)	90		0	0 473	0 473	473
<b>▲</b> F	開始時期以	後の車務車業	を取り巻く環境	の恋ルレ 会後	6予相される環倍2	がル (注西正 相)	別緩和、社会情勢の変化を	たど)				事業に携わる		(人)	1		1	4/3	1	470
			高齢者世帯や一			友儿 (公以上、外巾	門板作、任云南男の変化	46)				事業の年間所		(時間)	200		00	100	100	100
												牛費 (②×人件費		(千円)	802		21	421	421	421
												業に係る総費		(千円)	892	4	21	894	894	894
											(参考	)人件費単価		(円@時間)	4,010	4, 2	05	4, 205	4, 205	4, 205
		などからの要	望・意見(担当	者の私見ではな	さく、実際に寄せ	られた意見・質なる	どを記入)				◆県内	内他市の実施状			いる内容又は把					
特(	になし											)把握している	介記	隻保険制	度との整合性を	図ることとして	こいるた	:め、他市町の	D動向を重視して	いない。
												●把握していた								

部・課・係名等 コード 1

部名等

06040000

(出先機関)

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

#### 「日始の火煙の河伍」

1. 施業への直結度 (参帯事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の結接度)とその理由説明)	【目的安白性》	
□ 商店度中 ○ 直結度中 ○ 法令などによる実施が義務付けられている ● 法令などによる実施が義務付けられている ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 用が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠社合等を記入  3. 目的見底しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見底す余地があるか説明) ○ では目的の余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見底す余地があるか説明) ○ おり おり でき得ない事情がある場合には、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をした方がよい。 あり 関  【有効性の評価】  4. 成果中心今余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) □ 自立レベルでは、介護保険への移行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下をあり	1. 施策への直結	
□ 直結度少	● 直結度大	
② 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) ③ 法令などによる業務がはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた ④ 放っれによる実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  「根拠法令等を記入 3. 目的見底しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見面す余地があるか説明) ・	○ 直結度中	
<ul> <li>法令などにより東による実施が義務付けられている         <ul> <li>社会などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li></ul></li></ul>	<ul><li>直結度小</li></ul>	<sup>31</sup>
<ul> <li>★舎などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当 根拠法令等を記入 3. 目的見底しの余地(現状の [対象]と【意図】は適切か、また、どのように見底す余地があるか説明) ・ やむを得ない事情がある場合には、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をした方がよい。</li></ul>	2. 市の関与の妥当	4性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● め、市による実施が妥当  ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当  ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当  ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法合等を記入  3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)  「たむる者ない事情がある場合には、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をした方がよい。  あり 関  【有効性の評価】  4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  自立レベルでは、介護保験への移行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下を考慮すると、この数字は効果をあばいると考えられる。今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくことによりより効果を上げることは可能と思う。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  は 関  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をしてなし、  がよのでこれ以上事業費を削減することは困難である。  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。  【公平性の評価】	<ul><li>○ 法令などに</li></ul>	より市による実施が義務付けられている
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法令等を記入 3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明) やむを得ない事情がある場合には、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をした方がよい。		
<ul> <li>○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当</li> <li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li> <li>根拠法令等を記入</li> <li>3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか設明)</li> <li>やむを得ない事情がある場合には、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をした方がよい。</li> <li>あり</li> <li>4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)</li> <li>自立レベルでは、介護保険への移行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下を考慮すると、この数字は効果をあげていると考えられる。今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくことによりより効果を上げることは可能と思う。</li> <li>5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるが説明)</li> <li>連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。</li> <li>なし</li> <li>3. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減すきないが説明、できない理由も説明)</li> <li>介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をしているのでこれ以上事業費を削減することは困難である。</li> <li>7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)</li> <li>介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。</li> <li>【公平性の評価】</li> </ul>	○ 民間でもサ	ービス提供は可能だが 公共性が比較的高く 市による実施が妥当
世期に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当  根拠法令等を記入  3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)  中むを得ない事情がある場合には、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をした方がよい。  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  自立レベルでは、介護保険への移行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下を考慮すると、この数字は効果をあげていると考えられる。今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくことによりより効果を上げることは可能と思う。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  虚携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  は、要素費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明)  アが護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をしているのでこれ以上事業費を削減することは困難である。  「人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なぐできないが説明、できない理由も説明)  アが護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。  【公平性の評価】	_	
根拠法令等を記入   3. 目的見直しの余地 (現状の 【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)	_	
3.目的見直しの余地 (現状の 【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明) やむを得ない事情がある場合には、検討した上で対象年齢以下でもサービスの利用ができるように、対象者の拡充をした方がよい。 あり  【有効性の評価】  4.成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 自立レベルでは、介護保験への移行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下を考慮すると、この数字は効果をおけていると考えられる。今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくことによりより効果を上げることは可能と思う。  5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減することは困難である。 なし  『効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減することは困難である。 なし  『力・といるのでこれ以上事業費を削減することは困難である。 なし  『力・といるのでこれ以上事業費を削減することは困難である。 なし  『力・経保験サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をしているのでこれ以上事業費を削減することは困難である。 なし  『力・経保験サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。	Owner	(上) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大
あり できるように、対象者の拡充をした方がよい。   は		
は	3. 目的見直しの分	
		た方がよい。
	【有効性の評	
自立レベルでは、介護保険への移行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下を考慮すると、この数字は効果をあげていると考えられる。今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくことによりより効果を上げることは可能と思う。    5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)   連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。   6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)   介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をしているのでこれ以上事業費を削減することは困難である。   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)   介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をしているのでこれ以上事業費を削減することは困難である。   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)   介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少ない理解)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少ない理解)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少ない理解)   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して必然を対象を対象していませんである。   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫していませんである。   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫していませんである。   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫を対象していませんでは、   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫といませんでは、   1. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫といませんである。   1. 人件費の削減の余地(年度など)   1. 人件費の削減の条地(年度など)   1. 人件費の削減の条件を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	± ()	自立レベルでは、介護保険への移行者は2割でサービスを利用することにより自立を維持している。加齢による低下を 考慮すると、この数字は効果をあげていると考えられる。今後は対象高齢者の適正な把握とサービス提供が結びつくことによりより効果を上げることは可能と思う。
【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  ↑ 護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をしているのでこれ以上事業費を削減することは困難である。  7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  ↑ 護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。	5. 連携することで	
【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  か		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)		
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	【効率性の評価	
なし が		
介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。 【公平性の評価】	<b>た</b> 」	介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、サービス内容の検討を行った上でサービスの導入をして いるのでこれ以上事業費を削減することは困難である。
か護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。 【公平性の評価】	7 人件費の削減	の全地(今の業務時間を丁丰1. アルかくできかいか説明 できかい理由も説明)
	# to 1	介護保険サービスの要支援・生活援助の単価と同じ金額あり、従前と同様のサービスを時間短縮して実施することは困難である。
	I A TELL OF THE	
8. 又益有貝担の週上化の余地(過去の見直しや社会経済状况等から)		マブルの人は(日本の日本) かれ人のかいわかしと)
特定受益者あ り・負担あり 説:	り・負担あり	ŧ
適正化の余地なし		
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	9. 本市の受益者負	担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 介護保険サービスとの均衡を図っており、他市と比較しても平均的なものと思われる。	<ul><li>高い</li></ul>	介護保険サービスとの均衡を図っており、他市と比較しても平均的なものと思われる。
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>		
○ 低い	○ 低い	

【必要性の評価】
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
1 1. 事務事業実施の緊急性
○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
★ 評価結果の総括と今後の方向性
(1)評価結果の総括
① 目的妥当性 ○ 適切 ● 目的廃止又は再設定の余地あり

### (2) 今

( ) 適切

● 適切

)公平性	●適切	○ 受益者負担の適止化の余	地あり
*後の事務事業の	方向性		
○ 現状のまま	(又は計画どお	3り)継続実施	年度
○ 終了	〇 廃止	〇 休止	
へ 州の東政東等	ましなヘマル油	ī titis	

● 成果向上の余地あり

○ コスト削減の余地あり

● 目的見直し

② 有効性

③ 効率性

● 事務事業のやり方改善

★改	(革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		自立状態の維持のためにも、要援護者の適切な把握に努める必要があり、地域包括支援  センターや健康センターの社会福祉士や保健士による訪問活動を通して適切なサービス	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)	センダーや健康センダーの社会価値エや体健工による的向治剤を適して適切なサービス提供に努める。	維持
定時期		本事業において、利用者数の増減のみを事業の成果の判断基準とするのではなく、利用 者がサービスの導入によって実際に維持・改善されたことの評価も成果の判断基準とす るべき。	成 果の方向性
791	(3~5年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
対象者は少ないが、介護保険非該当者の介護予防及び自立生活支援のため不可欠な事業となっている。継続のためにも内容の検討が必要。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460480

事 務 事 業 名 福祉用具·住宅改修支援事業

【1枚目】

008030205

	予 算 書 の 事 業 名 3. 福祉用具・住宅改修支援事業	課名等		社会福祉課	政 策 名 第4節 健	やかで	共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 地域3	支援事業費	
	事業期間         開始年度         平成12年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等		介護保険係	施策名6.社会保	障制度	の充実		項 2. 包括的	的支援事業・任意	事業費
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		近堂 暢昭	区 分介護保険制	度			1 5. 任意	事業費	
		電話番号		0765-23-114	基本事業名 介護保険の	健全な	事業運営				
•	事業目的・概要 (どのような事業か)						実	績		計画	
福う	ā祉用具購入費支給申請及び住宅改修費支給申請の代行を行うケアマネジャーに対しては、介護保険制度の理解を、住 ことを目的とする。	:宅改修建築事業	皆に対	しては、適正	な書類作成能力を身に着けてもら	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ケアマネジャー、住宅改修建築事業者など			① ケアマ	ネジャー	J	36	3	33 33	3 33	33
対象			対象指		s建築事業者	者	60		60 60	0 60	60
~			7 標								
	< 平成20年度の主な活動内容> 平成12年度より毎年行っていたが、住宅改修の申請をする業者がほぼ限られていること、申請書類について一定の:			① 研修会	見	0	1		0	1 1	1
手段	「ていること、初めて住宅改修の申請する業者は個別に相談に来ていること(年間2~3業者)、平成18年度より事 「て以来大きな制度改正がないことを理由に、平成20年度は研修会を開催しなかった。 ▼ *平成21年度の変更点	前申請となっ 	活動指								
	平成20年代とびる人が、 平成20年度は研修会を開催しなかったが、ケアマネージャー及び住宅改修建築事業者からの要望を把握して、必要 すべきである。	に応じて開催	標								
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ケアマネジャー、住宅改修建築事業者などが研修を受講することで介護保険制度を理解し、適正な書類作成能力が,	身につく。		① 研修会	<b>受講者数</b>	人	42		0 60	0 60	60
意図			成果指	2							
			7 標	3							
2	<u>2</u> <施策の目指すすがた>		↑ <i>F</i>	: 成果指標が現	段階で取得できていない場合、その	)取得2	方法を記入				
の結果	う 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。 情 艮										
•	<ul><li>この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)</li></ul>		<u> </u>		』 (1)国・県支出金	(千円)	5		0 30	0 30	30
介	x護保険制度の施行により、平成12年度から実施				源 (2)地方債	(千円)	0		0 (	0 0	0
					内 (3)その他 (使用料・手数料等)	(千円)	4		0 20		
					(4)一般財源	(千円)			0 (		
					A. 予算 (決算) 額((1)~(4)の合計)	(千円)	9		0 50		50
	●開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化な まなみな制度については、従来から関照視されていた。悪質な建築事業者による不満された党事権が利用者の身体に終わ		+ 🖘 >+	- 佐ナ 本 ⇔ 由	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1		0	1 1	1
注請	E宅改修制度については、従来から問題視されていた悪質な建築事業者による不適当な住宅改修や利用者の身体状態か 情制度となり防げることになったことは、大きな進歩である。今後は福祉用具購入同様、指定事業者制度の導入が望ま	いっぱ過ヨでない! Eれる。	土七以	修で争削中	②事務事業の年間所要時間	(時間)	600		0 100		
					B. 人件費(②×人件費単価/1,000)	(千円)			0 42		421 471
					事務事業に係る総費用(Å+B) (参考)人件費単価	(千円)		4, 20	0 471 05 4, 208		
	<ul><li>市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)</li></ul>				1- 17 7 117 21 1 11-1		7 4,010 ている内容又は把抗			4, 205	4, 200
	「川大下蔵式などからが安全・息光(担当者が私光にはなく、夫跡に育せられた息光・具などを記入) 特になし						とに研修を行ってい				
					○ 把握していない						

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

部・課・係名等 コード1

部 名 等

【日时女司注								
1. 施策への直線	結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)							
● 直結度大	意図の「ケアマネージャー、住宅改修建築事業者などが研修を受講する事で介護保険制度を理解し、適正な書類作 成能力が身につく、」ことにより、施策の目指すすがたの「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが							
○ 直結度中	説、成能力が呼にうく、」ことにより、他来の日指すすがたの「月段体候争業が健主に建善され、元美したり一と人が「明 提供される。」に結びつく。							
<ul><li>直結度小</li></ul>	7							
2. 市の関与の妥	当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)							
<ul><li>法令など</li></ul>	により市による実施が義務付けられている							
	● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当							
○ 民間でも・	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当							
	しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当							
_	を達成しているので、市の関与を廃止が妥当							
0 951-1173	SELMO CO SO CO TO DO CONSTRUY S							
根拠法令等を記								
3. 目的見直しの	余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)							
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。							
なし	iii.							
	<del>明</del>							
【有効性の評	平価】							
4. 成果向上の余	*地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)							
	成果向上の余地なし。							
なし	説							
4 C	<del>明</del>							
5. 連携すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)							
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。							
	説							
なし	<mark>明</mark>							
【効率性の評価	<b>新</b> 】							
	での余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)							
7.65( 1.339	低コストの事業であり、十分工夫している。							
なし	説 明							
7. 人件費の削減								
7. 八叶真切削	担当者レベルで行っており、削減の余地はない。							
なし	期							
	71							
I o at the same								
【公平性の評価								
8. 受益者負担の	適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)							
受益者負担あ	福祉用具購入・住宅改修事業者研修会は受益者負担になじまない。							
り・負担なし	iii.							
適正化の余地なし	<del>明</del>							
売上 1507 水地なし								
9. 本市の受益者	- 負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)							
<ul><li>高い</li></ul>	福祉用具購入・住宅改修事業者研修会は受益者負担になじまない。							
	説							
● 平均	<del>前</del>							
○ 低い								
) [								

#### 【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
● 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
○ 市民などのニーズが急速に高まっている	
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1)評価結果の総括	
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
○ 事務事業のやり方改善	
★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
ケアマネージャーや住宅改修建築事業者の要望に応じて研修会を定期的に行い、より多 くの関係者に出席してもらうことで、制度の周知を徹底し、給付の適正化を図る。	コストの方向性
次年度	
(平成22	維持
実 年度) 施 年度)	№1寸
予	
度 同上。 時	成 果の方向性
期中·長期的	
(3~5年	維持
間)	№1寸
1 30 E (A) 45 75 Fz (	

## 

事 業 コード 23460490

【1枚目】

008030205

	事 務	事	業名	介記	<b>檴相談員派遣</b>	事業					部 名	等		民生部		政策の柱第2	2章 安	心して仮	建やかにくらせるま	まち	会計 介護保険事	¥特別会計(介i	隻保険事業勘定
	予 算 書	の事	事 業 名	4. 1	介護相談員派	造事業					課名	等		社会福祉語	₹	政 策 名 第 4	1 節 健	やかで井	<b>に支えあう福祉</b> 社	土会の構築	款 3. 地域支	泛援事業費	
	事業期間	]	開始年度	Ē	平成13年度	終了年月	当面維	<b>Ł</b> 続	業務分類	5. ソフト事業	係 名	等		介護保険係	Ř.	施 策 名 6.	社会保	<b>:</b> 障制度σ	)充実		項 2. 包括的	<b>支援事業・任意</b>	事業費
	実施方法	. (	) 1. 扫	旨定管	理者代行(	) 2. アウト	ソーシング	) 3.	負担金・補助金	€ 4. 市直営	記入者日	元 名		辻 美喜子	2	区 分介語	護保険制	度			1 5. 任意事	業費	
_										"	電話番	号		0765-23-11	48	基本事業名介護	護保険の	健全な事	¥運営				
												·			ı,								
	▶事業概要(				. ∨=#11 1	: - o +- # o	49 ± =+ 88 1	#1 m #	* O.H. 12 7 1-88	十二十 本的 4.60	明上体土明土丽			→ **·····	7 o t to t	<b>与ぶい4 = 1 #*</b> #	- /- =		実績	<u></u>		計画	
7	その対応を求る	めたり	丿、保険:	者へ連	絡報告等をす	する。				する不満・要望や疑の質的な向上を図る				人争未所へ	その内容や	気づいたこと寺を	T1五人、	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
					対象にしてい <b>介護サービス</b>		人や物、自然	資源な	ど)				ملعاد	① 全ての	介護サーヒ	ズ事業所数		事業所	50	50	54	54	5-
文章													対象指標	② 介護サ	ービス利用	者数		٨	1, 627	1, 680	1, 776	1, 823	1, 868
													137	3									
		相談員	員が事業	所を訪	i問(老人保伯					·所、通所リハビリ5 <sup>,</sup> !定例会にて活動報告		۲	活	① 相談員	訪問回数			o	144	144	1 144	144	14-
all me	チ ス <u>事業者と</u> * 平成21年	の意	見交換会			7771	114177 (1718)		77 77 112 11 112 13	ZZ/JZ/- C/LSJ#KL		_	動指標	② 相談員	人数			人	6	(	6	6	
	特になし													③ 訪問し	ている施設	改数		事業所	29	29	33	33	3
	利用者の介	た護サ	ービスに	関す			(注) 不安等の解消:	を図る	•				成	① 相談件	数			件	1, 536	1, 520	1, 530	1, 530	1, 530
<b>港区</b>													果指標	<ul><li>② 施設へ</li><li>③</li></ul>	報告した件	-数		件	79	7	7 80	80	81
その糸男					れ、充実し <i>た</i>	<u>-</u> サービスが	是供される。						↑反	 <mark>戊果指標が現</mark>	見段階で取行	导できていない場	合、その	の取得方	法を記入				
							きっかけで始				vas im 1 do ves 1 11	,	<i>aL</i> :	1 7 7	財	・県支出金		(千円)	494	904		721	72
							によって提供 護を図る必要			ービスが、利用者の	選択と判断に基	つく契	約に	よる利用へ	源 (2)地		fold for	(千円) (千円)	0 319	584	,	0 481	48
															訳 (3) (4)	の他(使用料・手数 般財源	(科等)	(千円)	319	284	481	481	48
																(決算)額((1)~(4)の	合計)	(千円)	813	1. 488	3 1, 202	Ü	1, 20
4	開始時期以	後の事	事務事業	を取り	巻く環境の変	変化と、今後	予想される環	境変化	2 (法改正、規制	緩和、社会情勢の変	化など)					業に携わる正規職		(人)	2		2 2	2	· · ·
ú	下護相談員制 1	度の閉	開始当時	は、介	護保険制度が	が始まって間	もない時期で	、利用	目者が増加し、サ	ービス事業者の増設	、新規参入が増	え、市	内の	サービス定	②事務事	業の年間所要時間	fl .	(時間)	300	440	0 440	440	44
										、現在は介護相談員 ことができるように			か多	く改善され	B. 人件對	費(②×人件費単価/	/千円)	(千円)	1, 203	1, 850	1, 850	1, 850	1, 85
																に係る総費用 (A	+B)	(千円)	2, 016	3, 33		3, 052	3, 05
L																人件費単価		(円@時間)	4, 010	4, 20		4, 205	4, 20
	<mark>▶市民や議会:</mark> 寺になし。	などか	からの要	望・意	見(担当者の	の私見ではな	く、実際に寄	せられ	<b>ιた意見・質問な</b>	でを記入)					•	也市の実施状況 把握している 把握していない	■部組	山市、高 市、南励 合(黒部7	いる内容又は把握 岡市、射水市、氷 市)、中新川広域 市、入善町、朝日 でおらず、介護施	(見市、魚津市 (見市、魚津市 (行政事務組合 町) にて、相談	、滑川市、励波地 (上市町、立山町	、舟橋村)、新川 もしている。いず:	l 地域企業保除

部・課・係名等 コード1 02020300 政策体系上の位置付け コード2

246021

予算科目

コード3

T 日 印 安 日 I 工 v	2 FT    M_
1. 施策への直結	度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大	介護サービス利用者がよりよいサービスを利用できるように、サービスの質の向上を図ることが不可欠であり、利
<ul><li>直結度中</li></ul>	囲者の習者、相談に応じる一方、事業所に出向いてサービスの実験を把握し、利用者と事業者の橋渡しをしな
<ul><li>直結度小</li></ul>	明がら、問題の改善や介護サービスの質的向上のため活躍する介護相談員は欠かせないものである。
0	当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	より市による実施が義務付けられている
<ul><li>● 法令などに</li><li>め、市によ</li></ul>	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた る実施が妥当
○ 民間でもサ	ービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施し	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_	達成しているので、市の関与を廃止が妥当
0 981-1170	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O
根拠法令等を記え	
3. 目的見直しの	余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現在は、サービス事業所への派遣のみ行っているので、今後は在宅でヘルパー等を利用している方等への派遣を実施して、在宅サービスについての相談も受けていきたい。
【有効性の評	価】
4. 成果向上の余地	也 ・ 成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	介護相談員の質的向上のために、学習会等開催を行う。
	Ü, H
5. 連携すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
TA []	サービス事業者振興事業 サービス事業者へ相談員の聞き取った利用者の不満や疑問に思っていることなどを伝えることにより、サービスの質の 向上につなげる。
T to the or the or the	1
【効率性の評価	
0. 争来其仍削减0	の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) 
	「打設性談員には、月銀1万円のホブンティア的な報酬でお願いしているので、これ以上の入件質の削減はできないと考しえる。
	<del>Ŭ</del>
.40	<del>J</del>
7. 人件費の削減	の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	必要最小限の人員・軽費で行っており、今後訪問する事業所を増やす方向で検討しているので、これ以上の削減はでき
	ない。
77 1	<del>说</del> 明
[ / ] The set of	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の	適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ	介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。
り・負担なし	<del>ii</del>
	in the second se
9. 本市の受益者	負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。
○同√,	A STATE OF S
	说 明
○ 低い	

### 【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

● 他の事務事業と統合又は連携

● 目的見直し● 事務事業のやり方改善

		○ 全国的又は広域	的な課題であ	り、ニーズが非	常に高い					
		○ 市固有の課題で	あり、なおか	つ市民などのニ	ーズが非常に高	٧١				
		○ 比較的多くの市	民などがニー	ズを感じている						
		● 一部の市民など	に、ニーズが	ある						
		○ 一部の市民など	に、ニーズが	あるが、それが	減少しつつある					
		○ 目的はある程度	達成されてい	る						
		○ 上記のいずれに	も該当しない							
Ī	11. 3	事務事業実施の緊急	性							
Ī		○ 緊急性が非常に	高い							
		○ 緊急に解決しな	ければ重大な	過失をもたらす	•					
		○ 市民などのニー	ズが急速に高	まっている						
		● 緊急性は低いが	、実施しなけ	れば市民生活に	影響が大きい					
		○ 緊急性が低く、	実施しなくて	も市民サービス	は低下しない					
Ī	<b>★</b>	評価結果の総括と今	後の方向性							
Ī	(1)	評価結果の総括								
		① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止	:又は再設定の余	:地あり				
		② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向」	この余地あり					
		③ 効率性	● 適切	○ コスト肖	減の余地あり					
		<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負	担の適正化の余	地あり				
	(2)	今後の事務事業の	り方向性				•			
		○ 現状のまま	(又は計画ど	おり)継続実施		年	度			
		○ 終了	○ 廃止	〇 休止						

★改革	革・改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		特になし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		在宅にてヘルパー等を利用している方まで対象を拡大する。	成果の方向性
明期	中·長期的 (3~5 年間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460230

事務事業名財政安定化基金拠出事業

【1枚目】

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

008040101

子	予算書の	事業名	1. 財政安定化基	金拠出金				課名等		社会福祉課	ļ. Ī	政 策 名	第4節 健	やかで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 4. 財政安	定化基金拠出金	
事	事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4. 負担金·補助金	係 名 等		介護保険係		施策名	6. 社会保	<b>障制度σ</b>	)充実		項 1. 財政安	定化基金拠出金	
美	実施 方法	〇 1. 指	定管理者代行	) 2. アウトソ-	-シング ● 3.	負担金・補助金	○ 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美		区 分	介護保険制	度			1. 財政安	定化基金拠出金	
					,			電話番号	0	765-23-114	.8	基本事業名	介護保険の	健全な事	業運営				
◆事	事業概要(と	のような事業	きか)												実	績		計画	
市町その	町村において の財源は、国	[生じる保険料 ]・県・市町村	¥未納や給付費の見 けが 1 ∕ 3 ずつの害	見込誤りによる見 削合で負担するこ	財源不足について こととなっており	、県が設置する駅、市町村は、給付	†政安定化基金から資金 †費額等の見込みに拠出	の交付・貸付を受 率を乗じた額を負:	けるこ 担する	ことができる 。	<b>5</b> .			単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
対象	介護サービ	事業は、誰、 スを必要とす	何を対象にしてい <b>る人</b>	るのか。※人や	P物、自然資源な	ど)		-	対	① 要介護	認定者			٨	1, 957	2, 008	2, 092	2, 162	2, 223
手段	<b>拠出金の支</b> *平成21年		等見込額×1/1000	))					活動指標	③ ① 拠出金章 ② ③	額			千円	3, 536	3, 536	0	0	
意図	必要とする	- //	、対象をどのよう <b>を受けることがで</b>					-	成果指標	① 給付費。 ② ③	/年			千円	3, 249, 954	3, 270, 117	7 3, 655, 153	3, 724, 410	3, 786, 844
-	介護保険が	指すすがた> <b>健全に運営さ</b>	れ、充実したサー	ビスが提供され	เる.				↑成	果指標が現	段階で取得で	できていな	い場合、その	の取得方	法を記入				
<b>♦</b> 3	この事務事業	は開始のきっか	いけ (何年(頃)から	らどのようなき~	っかけで始まった	:か)		I	1		口 (1)国・児	県支出金		(千円)	0	(	0	0	(
平成	成12年、介護 ・交付を行う	保険制度の導	入に伴い、市町村	付の介護保険財政	政が安定的に運営	されるように、県	lが財政安定化基金を設	置し、保険料が赤	字の市	町村に貸	源 (2)地方保			(千円)	0	(	0	0	C
י ניו	· X11 Z11 7	0									内 (3)その他		手数料等)	(千円)	3, 536	3, 536		0	(
											(4)一般其			(千円)	0	(	0	0	0
• =	and the line of the		TO SE SE SEMESTE	hn 1 A 22 - 1	len ( ) a am da ata da	Olates Industr	5.00 El 6 (46.46 - 46.01 )	1.0			A. 予算(決算			(千円)	3, 536	3, 536		0	(
							<mark>€和、社会情勢の変化な</mark> 三到達し、高齢化率も30		フた心	が悪レオス	①事務事業(		.,	(人)	1	1	0	0	0
高齢	齢者の増加が	「見い」 「見込まれる。	魚津市の介護保険	食料は富山県内で	で1番高いが、今	<b>後も値上がりが予</b>	想される。	70 E ME 70. C.	^ c 2	7 <b>9</b> C70	②事務事業(B. 人件費(			(時間)	20 80	20		0	0
											事務事業に任			(千円)	3, 616	3, 620		0	0
											(参考) 人		1 (V   D)	(円@時間)	4,010	4, 205		4, 205	4, 205
<b>♠</b>	古足や議会だ	ングからの乗り	とで 意見 (担当者の	利見でけかく	実際に客せられ	た音目・質問かり	(を記入)				◆県内他市		湿 (:		4,010 いる内容又は把i			4, 200	4, 200
		(市民・議会	- 10.7- 11	- MAIL CIAYA V	- April € 94	アンドン・ 東田子	C HU/ V/				● 把排	屋している	<b>→</b> <sup>₹</sup>	べての市	町村が拠出金を負	負担しなければ		て拠出金はない。	

部・課・係名等 コード 1

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)  ● 直結度大
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<b>根拠法令等を記入</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
「方為性の評価」
【有効性の評価】 4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
4. 放米向上の余地(放米の向上か今後との程度見込めるか説明)
なし <mark>説</mark> 明
The state of the s
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし 説明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
給付費等の見込額の1/1000を負担することになっている。
就
なし <mark>明</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最小限の人件費を充てているので適正。
なし 説 iii
関
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ り・負担あり ・負担あり
明
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
— The state of th
● 平均 明
○ 低い

【业	要性の評価】
10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	● 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評	4価結果の総括と今後の万同性
	(1)	評価結果の総括

(I)	計画和木の稲伯		
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

<ul><li>● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施</li><li>○終了 ○廃止 ○休止</li></ul>	今後の事務事業の	)万同性		
O #11	● 現状のまま	(又は計画	iどおり)	継続実施
	0 111	0		木止

年度	

0	他の事務事業と統合又は連携
$\bigcirc$	目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案 (	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		特になし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		平成23年度までは拠出金は発生しないが、第4期介護保険事業計画時において、各保験者の財政では終れます。	成果の方向性
期		除者の財政不足が多く発生するような場合は、平成24年度以降、拠出金が発生する可能性がある。金額については未定である。	維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460240

事務事業名財政安定化基金償還事業

【1枚目】

008050101

子	算書の事業名 1. 元金	<mark>事業名</mark> 1.元金   課名等   社会福祉課     政策名第4節健やか						社会の構築	<u>款</u>   5. 公債費			
事	期間         開始年度         平成15年度         終了年度         平成23年度         業務分類         5. ソフト事業         係名等         介護保険係         施策名6. 社会						の充実		項 1. 公債費			
実	施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美	区 分介護保険制	度			目 1. 元金			
	,	電話番号		0765-23-11	基本事業名 介護保険の	健全な	<b>事業運営</b>					
		L										
	業概要(どのような事業か)						実績	績		計画		
県が	設置する財政安定化基金より過去に受けた貸付金を償還する。					単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護 <b>サービスを必要とする人</b>		対	① 要介護	認定者	٨	1, 957	2, 008	2, 092	2, 162	2, 22	
対象		<b>-</b>	7.象指標	2								
	<平成20年度の主な活動内容>			3					40.000	10.000		
手	貸付金の償還		活動指	① 償還金 ②		千円	30, 600	30, 500	13, 900	13, 900	13, 90	
	* 平成21年度の変更点 賞還額が減額する。		標									
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 必要とするサービスを受けることができる。		ь	<ol> <li>1) 給付費</li> </ol>	<b>/</b> 年	千円	3, 249, 954	3, 270, 117	3, 655, 153	3, 724, 410	3, 786, 84	
意図		<b>→</b>	成果指標	2								
				3		- W (D )	N. V. Tara					
-	<施策の目指すすがた> 介護保険が健全に運営され、充実したサービスが提供される。		↑瓦	成果指標が 専	!段階で取得できていない場合、そ <i>0</i>	)取得方	法を記入					
<b>♦</b> =	の事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	L			H (1)国・県支出金	(千円)	0	(	0	0		
	i12年、介護保険制度の導入に伴い、市町村の介護保険財政が安定的に運営されるように、県が財政安定化基金を 行う。	設置し、保険料が赤雪	字の	市町村に貸	源 (2)地方債	(千円)	0	(	-	0		
11					内 (3)その他(使用料・手数料等) 訳 (4) 411日 (4)	(千円)	30, 600	30, 500		13, 900	13, 90	
					(4)一般財源 A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	30, 600	30, 500	•	13, 900	13. 90	
◆開	始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	など)			①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	10,00	
サー	·ビス利用者は制度創設当初に比べ2倍に増えている。平成27年には、団塊の世代が65歳に到達し、高齢化率も		スを	必要とする	②事務事業の年間所要時間	(時間)	20	20	20	20	2	
局断	者の増加が見込まれる。魚津市の介護保険料は富山県内で1番高いが、今後も値上がりが予想される。				B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	80	84	84	84	84	
					事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	30, 680	30, 584		13, 984	13, 984	
A -L	・日本業人表 1917と 小部門「本日(担果老本廷日本はあり、中職に中央としま立日、第四七 1912年1)				(参考) 人件費単価	(円億時間)	4,010	4, 205		4, 205	4, 20	
	民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)  料が高い。(市民・議会)				市田	打村ごと	いる内容又は把握 :の保険料について いては分からない。	ては把握してい	目の記人欄) るが、財政安定基金	からの貸付を受け	けているかど	
					● 把握していない							

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 財政不足が生じた時に基金より貸付を受けることにより、必要とする介護サービスを確保することができたので、
説 施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」に結びつく。 直結度中
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
<b>根拠法令等を記入</b> / 護保険法(平成9年法律第123号)
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
<b>説</b> 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし
説
なし <mark>背</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
<b>数</b>
なし <mark>明</mark>
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
基金より貸付を受けた場合は、償還しなければならない。
また 説 説 B
明 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
償還金の支払いのみの事務であり、必要最小限の人件費を充てており適正。
なし 説
in the second se
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)
り・負担あり。説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利用者は1割負担と定められている。
● 平均 説
m e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
○低い

#### 【必要性の評価】

10.	社会的ニース	(この事務事業)	こどれくらいのニー	ズがあるか)					
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている								
	○一部の市民などに、ニーズがある								
	<ul><li>○ 一部の市民などに、ニースかある</li><li>○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある</li></ul>								
	○ 目的はあ	る程度達成されて	いる						
	● 上記のい	ずれにも該当しな	V						
11.	事務事業実施	5の緊急性							
	○ 緊急性が	非常に高い							
	○ 緊急に解	決しなければ重大	な過失をもたらす						
	○ 市民など	のニーズが急速に	高まっている						
	● 緊急性は	低いが、実施しな	ければ市民生活に昇	じ響が大きい					
	○ 緊急性が	低く、実施しなく	ても市民サービスに	は低下しない					
*	評価結果の総	終括と今後の方向性	ŧ						
(1)	評価結果0	り総括				7			
	<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	i性 ● 適切	○ 目的廃止	又は再設定の余	(地あり				
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上	の余地あり					
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削	咸の余地あり					
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担	担の適正化の余	地あり				
(2)	今後の事務	務事業の方向性			-				
			どおり)継続実施		年	度			
	〇 終了		〇 休止						
	_	事務事業と統合又	は連携						
	○ 目的。								
	○ 事務	事業のやり方改善							
	11 10.1. /								
★改:			改革・改善を、どう	いう手段で行	うか)			コストと成果の方向性	
	ľ	特になし。						コストの方向性	
	次年度								
雪	(平成22 年度)							維持	
実施	十尺)								
予定		t±1- +>1						h m = l · t · h	
時	ľ	特になし。						成果の方向性	
期	中・長期的								
	(3~5 年間)							維持	
	1 1.37								

#### ★課長総括評価(一次評価) 法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否

不要

事業コード 23460270

事務事業名 国県支出金等返納事業

【1枚目】

008060102

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

予算科目

-	予 算 書	の事業名	1. 国県支出金等	<b>等返納金</b>				課名等		社会福祉認	東 政 第	き 名 <b>第</b> ・	4 節 健や	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 6. 諸支出	出金	
4	事業期目	間開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		介護保険係	施 策 名 6. 社会保障制度の充				充実		項 1. 償還金及び還付加算金		
-	実施方法	法 〇 1. 1	台定管理者代行 (	○ 2. アウトソー	ーシング 〇 3	<ul><li>負担金・補助金</li></ul>	● 4. 市直営	記入者氏名		澤田 宏平	区 分 介護保険制度						1 2. 国県支出金等返還金		
					l-			電話番号		0765-23-11	基本事	業名 介語	護保険の健	全な事	業運営				
•	·事業概要	(どのような事	業か)												実	績		計画	
							5%(施設等給付費17 度予算にて精算をする		12.	5%となって	na.			単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
対象	介護サー	務事業は、誰、 ビスを必要とす	何を対象にしてい - <b>る人</b>	いるのか。※人や	物、自然資源な	: E)		-	<b>★</b> 多 指 標	<b>₹</b> ②	認定者			٨	1, 957	2, 00	8 2,092	2, 162	2, 223
手段	給付費の	年度の変更点	内容> <b>県交付金等を精</b> 算	算する。					注動指標	ћ ≘ 2	額			千円	77, 755	15, 11	0 22, 400	0	0
意図	必要とす		、対象をどのよう けることができる					-	が果指標	₹ (2)	·/年			千円	3, 249, 954	3, 270, 11	7 3, 655, 153	3, 724, 410	3, 786, 844
その結果	介護保険	目指すすがた> <b>事業が健全に近</b>	『営され、充実し <i>t</i>	<b>ミサービスが提供</b>	される。				1	成果指標が理	見段階で取得できて	いない場	<b>景合、その</b> 国	取得方	法を記入				
			かけ(何年〈頃〉か								(1)国・県支出	金	(=	千円)	0	(	0 (	0	0
			の導入に際し、介 給付費17.5%)、			れた。平成18年度	には負担割合の見直し	がされ、国が25%	(旅	拖設等給付費	源 (2)地方債			千円)	0	(		0	
	,,0, , ,,,,,,	2.070 ()(2)(2)(4)	d113e17.0707	1,12,11,12.0702.4	5 7/20						内 (3)その他(使用	用料・手数		千円)	77, 755	15, 11			
											(4)一般財源	((4) (4) -		千円)	0	15 11		0	
	88 4 / m+ ++0 tv	1分の本次本巻	・正の坐と西塔の	<b>売</b> // Λ <b>⊘ ∀ ∀</b>	日本12 7 四 安东/	n. /2-14-7 He-166	a サム体熱の変化を	. 18\			A. 予算(決算)額(			千円)	77, 755	15, 11	22, 400		
							和、社会情勢の変化な 国・県・市町村の負担				①事務事業に携わ ②事務事業の年間			(人)時間)	100	2	0 20	1 20	20
ĺ			- 12								B. 人件費 (②×人			千円)	401	8			84
											事務事業に係る総			千円)	78, 156	15, 19			
											(参考) 人件費車			円@時間)	4,010	4, 20			
•	市民や議会	などからの要	望・意見(担当者	の私見ではなく、	実際に寄せられ	れた意見・質問など	を記入)				◆県内他市の実		(把	握して	いる内容又は把握		1		,
特	になし										<ul><li>● 把握して</li><li>○ 把握して</li></ul>		全て(	の市町	村が給付の確定に	こ伴い、国・県	交付金等の精算を	行っている。	

部・課・係名等 コード 1

部名等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

<ul><li>直結度大</li><li>直結度中</li><li>直結度小</li></ul>		(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明) 介護給付費は、公費50%、保険料50%でまかなわれており、国・県からの交付金等は重要な財源である。給付費を 競権定させ、国・県交付金等の額を確定することは、必要とするサービスを確保する上で重要であり、施策の目指す すがた「介護保険事業が健全に連営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。
		: (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>● 法令など</li></ul>	によ	り市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など</li><li>め、市に</li></ul>	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 実施が妥当
		ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施	して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的		成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記		介護保険法(平成9年法律第123号)
3. 目的見直し0		1 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
V-fadal III	T /m	
【有効性の記		
4. 成果同上の分		(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。
		成末回工の示心など。
なし	説明	
5 連携すること	- 70	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
U. Æ197 DC		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	説	
なし	明	
【効率性の評価	価】	
6. 事業費の削減		*地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		給付費の確定に伴う精算手続きであり、事業費の削減の余地なし
なし	説	
<i>w</i> 0	明	
7. 人件費の削		余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 必要最小限の人件費を充てているため適切
		2/女政小校の八円見て几くているにの過り
なし	説明	
【公平性の評価	1	
		・化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ		サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することと定められている。(介護保険法)
り・負担なし	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者	皆負担	1の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>		サービス利用者は1割負担と定められている。
● 平均	説	
	明	
○ 低い		

#### 【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ(このヨ	事務事業にど	れくらいのニーズがあるか)				
	○ 全国的又は広域的	りな課題であ	り、ニーズが非常に高い				
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い						
	○ 比較的多くの市日	見などがニー.	ズを感じている				
	○ 一部の市民などに	こ、ニーズが	ある				
	○ 一部の市民などに	こ、ニーズが	あるが、それが減少しつつある				
	○ 目的はある程度達	を成されてい	<b>న</b>				
	● 上記のいずれにも	該当しない					
11.	事務事業実施の緊急性	生					
	○ 緊急性が非常に高	<b>売し</b> い					
	○ 緊急に解決しなけ	ければ重大な	過失をもたらす				
	○ 市民などのニース	《が急速に高	まっている				
	● 緊急性は低いが、	実施しなけ;	れば市民生活に影響が大きい				
	○ 緊急性が低く、実	尾施しなくて	も市民サービスは低下しない				
*	評価結果の総括と今後	後の方向性					
(1)	評価結果の総括						
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり				
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり				
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり				
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり				
(2)	今後の事務事業の	方向性					
	● 現状のまま (	(又は計画ど	おり)継続実施 年度				
	○ 終了 (	) 廃止	〇 休止				
	○ 他の事務事業	と統合又は過	車携				
	○ 目的見直し						
	○ 事務事業のや	り方改善					
★改善	革・改善案(いつ、ど	'のような改革	革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性			
	特になし	,		コストの方向性			
	次年度						
	(平成22	維持					
実施	年度)	<b></b> 王度)					
产							
定	特になし	,		成果の方向性			
時期	中・長期的						
	(3∼5			¢#++			
	年間)			維持			

#### ★課長総括評価(一次評価)

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否

不要

事業コード

23460280

事務事業名 介護給付費準備基金積立事業

【1枚目】

008070101

予算書の事業名     1.介護給付費準備基金積立金       政策名第4節							健やかで共に支えあう福祉社会の構築 款 7. 基金積立金						
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等	名 等 介護保険係 施 策 名 6. 社会保障制度の充実							項 1. 基金積立金				
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		高田 弘美	区 分介護	区 分 介護保険制度					1. 介護給付費準備基金積立金			
	電話番号		0765-23-114	48 基本事業名 <b>介護</b> ・	保険の健	全な事	業運営						
◆事業概要 (どのような事業か)							実終	責		計画			
市町村は、3年間を通じた同一の保険料率を用いることで、黒字額を介護給付費準備基金として積み立てて次年度 般会計からの繰入れでなく、準備基金を取り崩して、保険料の赤字分に充てる。	以降に備えることができ	きる。	。給付実績が	見込額を大きく上回る場合等	まは、一	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)			① 要介護	認定者		J	1, 957	2, 00	8 2,092	2, 162	2, 223		
介護サービスを必要とする人		対				ļ							
<b>対</b> 象	_	象指	2										
		標	1			1							
			3										
< 平成20年度の主な活動内容> 介護保険料の黒字額分の積立て			<ol> <li>介護給</li> </ol>	費費準備基金積立金額		千円	68, 563	50, 11	9 0	0	0		
川政体体行び無丁取川が限立と		活動				<del>  </del> -			_				
*平成21年度の変更点		動指											
第4期介護保険事業計画では、介護保険料(基準額)を引き下げ、第3期に積み立てた基金を取り崩して保険している。	料に充てることに	標	3										
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)			① 給付費	/年		千円	3, 249, 954	3, 270, 11	7 3, 655, 153	3, 724, 410	3, 786, 844		
必要とする介護サービスを受けることができる。		成	ļ	, T			0, 210, 001	0, 270, 11	7 0, 000, 100	0, 724, 410	0, 700, 011		
意図		▶ 果 指	2										
list.		標	[			<del>  </del>							
			3										
そ <施策の目指すすがた>		1	成果指標が現	段階で取得できていない場合	う、その]	取得方法	去を記入						
か護保険が健全に運営され、充実したサービスが提供される。													
果													
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・県支出金	(	千円)	0		0 0	0	0		
第1号被保険者の保険料率は、給付費等を見込みながら市町村ごとに定めているが、黒字額が発生した場合は介証 以降に備えることができる。	<b>隻給付費積立金として積</b>	み立	てて次年度	源 (2)地方債		千円)	0		0 0	0	0		
				内 (3)その他(使用料・手数料 (4)一般財源		千円)	68, 563	50, 11		0	0		
				A. 予算(決算)額((1)~(4)の合		千円)	68, 563	50. 11	0	0	0		
<ul><li>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化と、</li></ul>	変化など)			①事務事業に携わる正規職		(人)	1	00, 11	1 1	1	1		
サービス利用者は制度創設当初に比べ2倍に増えている。平成27年には、ベビーブーム世代が65歳に到達し、福	高齢化率も30%を超え、	サー	-ビスを必要	②事務事業の年間所要時間		時間)	100	2	0 20	20	20		
とする高齢者の増加が見込まれる。また、当初2,927円(第1期)の保険料は4,970円(第3期) まで値上	かりした。			B. 人件費(②×人件費単価/=	千円) (	千円)	401	8	4 84	84	84		
				事務事業に係る総費用 (A+		千円)	68, 964	50, 20		84	84		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				(参考) 人件費単価		円(8時間)	4,010	4, 20		4, 205	4, 205		
▼中氏や議会などからの要望・息見(担当者の私見ではなく、美院に命ぜられた息見・質問などを記入) 特になし				◆県内他市の実施状況	準備	基金と		いる市町村と、	田の記入懶) 積み立てていないi	市町村があるよう	だが、県内の		
				○ 把握している			ては把握していな						
				● 把握していない									
				● 1日推ししいがい									

部・課・係名等 コード1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

予算科目

コード3 会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

1. 施策への直結度(事務事業	の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
	の黒字額を積み立てることにより、次年度以降に財政不足が生じても基金を取り崩すことによって、必要と
	護サービスを受けることができるようになり、施策の目指す姿「介護保険が健全に運営され、充実したサー 提供される。」に結びつく。
○直結度小	DENCE TO DO I TOMBO > 1.0
2. 市の関与の妥当性(民間や他	1の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による	実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けめ、市による実施が妥当	はないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた
○ 民間でもサービス提供は	可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を達成している</li></ul>	ので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの余地(現状の	対象]  と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象	と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし説明	
【有効性の評価】	
	が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の成果の上の	
なし説明	
\±\\\ \+\ \ 7 =	しょ。人には思いませて、一般はいとフルの末次末光はもい。
なし 説明	とで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
【効率性の評価】	
	工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
介護保険料	の黒字額を積立することは、むしろ増大することが望ましい。
なし説明	
7 1	世が吐用とエナトマルかくべもかいなぎローベもかい知由も3世N
	業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) の人件費を充てているので適正。
	TO COURT OF THE PROPERTY OF TH
なし説明	
【公平性の評価】	
	(過去の見直しや社会経済状況等から)
#_ビフ된	用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)
特定受益者あ り・負担あり 説 明	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準(県	内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い サービス利	用者は1割負担と定められている。
● 平均 説明	
<ul><li>○ 低い</li></ul>	

#### 【必要性の評価】

③ 効率性

④ 公平性 (2) 今後の事務事業の方向性

> ○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善

● 適切

● 適切

● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○他の事務事業と統合又は連携

10.	10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)								
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い								
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い								
	○ 比較的多くの市員	民などがニース	ぐを感じている						
	○ 一部の市民などに	こ、ニーズがま	<b>うる</b>						
	○ 一部の市民などに	こ、ニーズがま	らるが、それが減少しつつある						
	○ 目的はある程度達	<b>並成されている</b>	5						
	● 上記のいずれにも	あ該当しない							
11.	事務事業実施の緊急	性							
	○ 緊急性が非常に高い								
	○ 緊急に解決しない	ければ重大な過	<b>過失をもたらす</b>						
	○ 市民などのニース	ズが急速に高る	<b></b> もっている						
	● 緊急性は低いが、	実施しなけれ	1ば市民生活に影響が大きい						
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない								
*	★ 評価結果の総括と今後の方向性								
(	(1) 評価結果の総括								
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり						
	② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	<ul><li>成果向上の余地あり</li></ul>						

○ コスト削減の余地あり

○ 受益者負担の適正化の余地あり

★改	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		特になし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		特になし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

年度

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460600

事務事業名 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立事業

【1枚目】

予算科目

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

008070102

予	算書の	事 業 名	1. 介護従事者処	遇改善臨時特例	列基金積立金			課名等	社	会福祉課	政 策 名 第41	節 健やな	かで共	に支えあう福祉	社会の構築	款 7. 基金積	立金	
事	業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	平成20年度	業務分類	5. ソフト事業	係名等 介護保険係 施策名 6. 社会保障制度の充実				充実		項 1. 基金積立金				
実	施方法	〇 1. 指	定管理者代行(	) 2. アウトソ	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	<u>能入者氏名</u> 高田 弘美 区 分 介護保険制度 目 2. 介護従事者処遇改善臨時特						持特例基金積立:				
			l.					電話番号	076	65-23-1148	基本事業名 介護信	呆険の健:	全な事	業運営				
								ļ.										
		のような事業												実	績		計画	
平成にてる。	21年度より 。	実施される介	護報酬改定(3%	アップ)に伴し	い、介護保険料が	急激に上昇すること	とを抑制するため国より	リ交付金が交付され	<b>るが、</b> :	介護保険制	¥に充てるため、基金として	積み立	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			何を対象にしてい	るのか。※人	や物、自然資源な	ど)			(1)	)第1号被·	保険者数		人	11, 687	11, 91	6 12, 112	12, 314	12, 576
	第1号被保険	者							対								,	
対象								<b>→</b>	象 ②	)								
550									標									
									3									
<	<平成20年度	ぎの主な活動	内容>							A //					04.70			
3	国より交付さ	れた交付金	を基金として積み	立てる。					活	)介護従事	者処遇改善臨時特例基金積	立金額	千円	0	31, 79	0	0	0
手									動。	)								
	* 平成21年度		# ^ + <del>- +</del> 01 <del></del>		- T- 11 W 1 A	=# /D BA			指標									
1	+成20年度Ⅰ	- 積み立てた	基金を平成21年度	~平成23年度1	こ取り朋して、介	護保険料に充てる。			3									
	(この重数重	11 学に上って	、対象をどのよう	に亦うるのか)														
			、対象をとのより 険料を軽減する。	に及んなのかり					1	第1号被	保険者の保険料収納額		千円	715, 460	728, 52	5 697, 651	709, 286	724, 378
意									成里									
図								<b>-</b>	果 ②	)								
									標 3	`								
-		旨すすがた>	+ 7 = 1. + tm+1.1	Λ =# /D BΔ ± ε !	カヘル 字光 ナトフ				↑成果	指標が現	段階で取得できていない場合	、その取	2得方	去を記入				
の <b>う</b>	17. 護保険料の	い忌激に上昇	9 ることを抑制し	、介護保険かり	建全に運営される	•												
果																		
<b>♦</b> =	の事務事業	開始のきっか	いけ (何年〈頃〉から	らどのようなき	っかけで始まった	ニカン)					(1)国・県支出金	(Ŧ	F円)	0	31, 79	0 0	0	(
					状を改善し、質の 度引き上げたい。	)高いサービスを安	定的に提供することを	目的として、介護行	従事者の	の処遇改	源 (2)地方債		千円)	0		0 0	0	0
= 2	囚るためた。	、川岐州町で	りがアクノし、貝	並で月2万円住	及りでエリたい。						内(3)その他(使用料・手数*		千円)	0		0 0	0	(
											(4)一般財源		千円)	0	04.70	0 0	0	0
<b>▲</b> 88.	46 min ### D1 60	の主要主要と	<b>馬り坐り電塔の</b> 7	在/1.1. 人效 <b>又</b>	担として環境が生	. ( ) 1 T H H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	も せんは効っまれた	18\			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合		F円)	0	31, 79	0 0	0	0
			取り巻く環境の第二に、人材確保も図		想される原現変化	2. (	和、社会情勢の変化な	2)			①事務事業に携わる正規職員 ②事務事業の年間所要時間	100	人) 寺間)	0	4		0	0
71 112	ICT HONE		THE PROPERTY	1 X C 0 0 0 0							②事務事業の午间所安時间 B. 人件費(②×人件費単価/子		F円)	0	16		0	0
											事務事業に係る総費用 (A+		F円)	0	31, 95		0	C
											(参考) 人件費単価		@時間)	4, 010	4, 20	5 4, 205	4, 205	4, 205
◆市.	民や議会な	どからの要望	・意見(担当者の	の私見ではなく	、実際に寄せられ	<b>に意見・質問など</b>	を記入)				◆県内他市の実施状況			いる内容又は把掛				
介護	従事者の賃:	金を上げて谺	てしい。 (サービス	ス従事者、議会	)						● 把握している			定により、すべて ればならないとる		付金が交付されて	いる。交付金はす	べて基金に積
											- 151E C ( 1 )	<b>→</b>  ", 1	C 101)	いいかみりみいてく	-10 C 0.00°			
											○ 把握していない							

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直結	度(事	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
● 直結度大		国からの交付金を積み立てて、翌年度以降基金を取崩して、保険料に充てることは、施策が目指す姿「介護保険料
○ 直結度中	説明	が急激に上昇することを抑制し、介護保険が県 z 年い運営される。」に結びつく。
○ 直結度小	191	
2. 市の関与の妥当	当性()	民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>○ 法令などに</li></ul>	より市	Fによる実施が義務付けられている
<ul><li>★令などに</li><li>め、市によ</li></ul>		義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた 塩が妥当
○ 民間でもサ	ーービス	は提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_		5が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を</li></ul>	達成し	ているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記力	(	
3. 目的見直しの名	余地 (	現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現物	犬の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	説明	
【有効性の評	価】	
4. 成果向上の余均		果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	成月	果向上の余地なし。
	説	
, & C	明	
5. 連携すること		より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	連担	<b>隽することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない。</b>
	説 明	
【効率性の評価	1	
6. 事業費の削減の	の余地	(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	国力	から交付される交付金を全額基金として積み立てるだけである。
4-1	説	
なし	明	
7. 人件費の削減	の余地	1 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	必要	要最小限の人件費を充てているので適正。
<i>t</i> s1	説	
なし	明	
【公平性の評価】		
8. 受益者負担の過		の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ	<b>サ</b> -	- ビス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。 (介護保険法により)
り・負担あり	説	
適正化の余地なし	明	
9. 本市の受益者負	負担の	水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>高い</li></ul>		- ビス利用者は1割負担と定められている。
■ 217 +K1	説	
○低い	明	
O ₩v.		

# 【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない
事務事業実施の緊急性
○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

★ 評価結果の総括と今後の方向性

今後の事務事業の	の方向性		
● 現状のまま	(又は計画	どおり)継続実施	Ē
○ 終了	〇 廃止	〇 休止	
- bl. a dr.7h dr	W4 1 6+ 5 7	V ) + 1#	_

年度	

$\circ$	目的見直し	

○ 事務事業のやり方改善

★改		(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		特になし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		特になし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
<b>法に基づいて実施しており、妥当である。</b>	二次評価の要否
	不要

事 業 コード 23460100

事務事業名 介護保険料賦課調査事務

【1枚目】

008010201

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

予算科目

予 算 書	の事業名	名 なし							税務課		政 策 名 第 4	4節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築				<b>款</b> 1. 総務費				
事 業 期	間開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名	等	住民税係		施 策 名 6.	社会保障制	制度の	充実		項 2. 徴収費				
実 施 方	法 () 1. 持	指定管理者代行 (	) 2. アウトソ	ーシング 〇 3.	. 負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏	名	高吹 浩	<b>5</b> ]	区 分介護	<b>美保険制度</b>				1. 賦課徵収費				
電話番号 0765-23-100												19 基本事業名 介護保険の健全な事業運営								
								,												
	(どのような事													実終	責		計画			
介護保険料の	の適止公平な賦	課、調査、調定。											単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
		何を対象にしてい	-						① 市内の	) 第1号被保	険者数(65歳以上	)	人	11, 795	12, 528	12, 112	12, 314	12, 57		
魚津市に	:住民登録をされ	いている 65歳以上	.の人(魚津市で	介護保険料を賦詞	果する人)。				対	/ お ! う IX 体	灰白奴(00歳以工	. /		11, 730	12, 020	12, 112	12, 014	12, 07		
対象								$\rightarrow$	象 ② 指											
									標											
									3											
	年度の主な活動 料の賦課、調査								① 賦課件	-数			件	12, 620	12, 961	1 12, 500	12, 700	13, 00		
手									活動 ② 調査化	- 数			件	12, 620	12, 620 12, 961		12, 700	13, 00		
段 * 平成21	年度の変更点								指標標					,		12, 500				
'& C									3											
(この事	務事業によって	て、対象をどのよう	に変えるのか)						@ <b>&gt;=</b> -/	net Em ( e )				400.00	400.00	400.00	400.00	400.0		
賦課対象	者に適正な賦認	果をし、調定する。	結果、健全運営	営に資する。				① 適止な	ははまかざれ	ている割合		%	100. 00 100. 0		100.00	100.00	100.00			
意図						果 ② 調定額				千円	720, 139	732, 560	707, 177	7 709, 286	724, 378					
N.									標	コ - ボ										
									3											
~ <施策の	目指すすがた>	>							↑成果指標が	現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入										
	適正公平な賦認	果により、介護保険	事業が健全に過	運営され、充実し	たサービスが提供	される。														
結果																				
◆この事務事	事業開始のきった	かけ(何年〈頃〉から	らどのようなき	っかけで始まった	ニカゝ)					口(1)国	・県支出金	( <del>1</del>	-円)	0	0	0	0			
平成12年度分	个護保険制度の	施行。								源 (2)地	方債	(1	-円)	0	0	0	0			
										内 (3)そ	の他(使用料・手数	(料等) (千	-円)	0	0		0			
										(4)—	般財源		-円)	0	0	_	0			
											(決算)額((1)~(4)の1		一円)	0	0	0	0			
						受和、社会情勢の変化な ・ ス	:ど)			0 1 01 1	業に携わる正規職		人)	1	1	1	1			
		始まったが、サー b 険料も年金からの特				ιる。 それに伴い介護保険料	の特別徴収に	ついて	も見直しとい		業の年間所要時間		持間)	180	180		180	18		
う問題が発生した。											費(②×人件費単価/		-円)	722 722	757 757		757 757	75 75		
											に係る総費用 (A- 人件費単価		() () () () () () () () () () () () () (	4, 010	4, 205		4, 205	4, 20		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)											九市の実施状況			-			4, 200	4, 20		
	が高い。(市民)	上 心儿 (15日11 )	MANU CIARA	, AMIC 11 C 04	いこ必元 具団なく	- E HG/V/				◆県内他市の実施状況 (把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 国が定めるガイドラインに基づき、市町村で、所得段階に応じた定額保険料とすることによ								することによ		
		ければ、将来介護( 料のように年金から								•				ている。						
川 護休陕科 1	01次期局即怵陕	けいように平面かり	ついてからを止	めることかじざん	よいのか。(市民)						(-17)									
										0	把握していない									

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

01050200

企画総務部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

● 直接皮大 図 成業時	1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
② 原本度性 明 ② 原本度性 明 ② 原本度性 明 ② 東京	● 直結度大	:	
① 武徳茂小 ② 法の意味を受難性 (氏限や他の機関でも実施可能な多彩事業か) ② 性命などにより海による実施が最初でいる。 ② 法令などによる義務付けないが、公共性が規約の高く、市による実施が表当 ② 民間でもサービスを見に対しているが、公共性が規約の高く、市による支施が妥当 ② 民間でもサービスを対しているので、他の関小を廃止が妥当 ② 既に目的を登成しているので、他の関小を廃止が妥当 ② 既に目的を登成しているので、他の関小を廃止が妥当 ② 既に目的を登成しているので、他の関小を廃止が妥当 ② 我状の対象と悪図は適切であり、見悪しの余地なし。 ② 関 ② 関 ② 「現状の対象と悪図は適切であり、見悪しの余地なし。 ② 関 ② 「東京の上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) ② 「成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) ② 「成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) ② 「成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) ② 「東京の対域の余地なし。 ② 関 ② 「大き性の評価」 ② 「大き性の言葉がより、「大き性の言葉がより	○ 直結度中		
● 法令などにより海による実施が義務付けられている  ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・金業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が受当  ○ 民間でもサービス機具は司能だめ、会共性が比較的高く、市による実施が受当  ○ 民に目的を連成しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当  ○ 民に目的を連成しているので、市の関与を廃止が妥当  【機践告令等を記入  ② 民に目的を連成しているので、市の関与を廃止が妥当  【機数法の等を記入  ② 民に目的を連成しているので、前の関与を廃止が妥当  【機数法の等を記入  ② 現状の [対象] と【意図】は適切か、また、見底す場合、その理由と内容を説明)  ② 現状の対象と整図は適切であり、見度しの余地なし。  ② 現状の対象と整図は適切であり、見度しの余地なし。  ② 現状の対象と整図は適切であり、見度しの余地なし。  ② 現状の対象と整図は適切であり、発度しの余地なし。  ② 現状の対象と整図は適切であり、見度しの余地なし。  ② 現状の対象と整図は適切であり、見度しの余地なし。  ② 別別  かつての保険が循環に関策担当の係を含めたそのにする。年金からの特別機反が始まっているので介護・後期・国保育期高齢者の保険料の関連は離せないと思う。市民にとっては給付も限課も介護保険や後期高齢者直接保険であり、あちまり、信息を受けない。  ② のまたの余地(写訳を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  「会なとの表別の余地(与の業務時間を工夫して少なくできないが説明、できない理由も説明)  「全なし 記録 「おおより、保護はそれぞれの担当地区を中心の発度(会な表別を持ており、保護はそれぞれの担当地区を中心の発度(会なの表別として20年度から動たに使用高齢保険料の展課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難できない。  ② 大学教育の主ないの余地(過去の見直しや社会経済実践等から)  「は表現場の対象に化の余地(過去の見直しや社会経済実践等から)  「就要していては特定受益者・負担はない。  ③ 下記 は関係については特定受益者・負担はない。  ③ 取訳については特定受益者・負担はない。  ④ 平均 関係については特定受益者・負担はない。  ④ 平均 関係については特定受益者・負担にない。  ④ 平均 関係については特定受益者・負担しない。  ④ 平均 関係に対しない。 「は、対しない、できないが、対し	○ 直結度小		
● 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた。	2. 市の関与の多	多当性	住(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 氏間でもサービス機能は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 氏形は多数が妥当 ○ 氏形は第位でいるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 氏に目的を連成しているので、市の関与を廃止が妥当	<ul><li>● 法令など</li></ul>	によ	り市による実施が義務付けられている
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に自的を連成しているので、市の関与を廃止が妥当	<ul><li>○ 法令など め、市に</li></ul>	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なた 実施が妥当
● 既に目的を達成しているので、市の間与を施止が妥当  (根拠法令等を記入  「在原際法(甲成9年法律第123号)第3条第1項  また、具点す場合、その理由と内容を説明)  (有効性の評価)  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後との程度見込めるか説明)  成果の自上が今後との程度見込めるか説明)  成果の自上が今後との程度見込めるか説明)  成果の自上が今後との程度見込めるか説明)  成果の自上が今後との程度見込めるか説明)  成果の自上が今後との程度見込めるか説明)  のまた、今上り効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  かっての保険介護経に誤譲経過せるいと思う。市員にとっては給付も誤議も介護保験や後期高齢者医療保険であり、あちても自命を要がない。  (初学性の評価)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (	<ul><li>民間でも</li></ul>	サー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
# 根底法令等を記入  3. 目的見直しのか世 (現状の   対象] と [ 室図] は適切が、また、見直寸場合、その理由と内容を説明)  表し	○ 市が実施	して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
根拠治令等を記入  3. 目的見底しの余地 (現状の [対象] と [意図] は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)  現状の対象と 意図は適切であり、見直しの余地なし。  【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  成果向上の余地なし。  5. 連携することで、今上り効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (ど)効果が高まるか説明)  かっての保険分種類に誤課担当の係を含んだものにする。年金からの特別権収が始まっているので介護・後期・国保制期高齢の保険対の観測は離せないと思う。市民にとっては給付も賦課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あちこち回る必要がない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないが説明、できない理由も説明)  「方針上していないので削減の余地なし。  は、明  「在民税係の素務として20年度から新たに後期高齢保険料の賦課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状况等から)  特定受益者の。  「規算については特定受益者・負担はない。  「別  「対策については特定受益者・負担はない。  「別  「対策については特定受益者・負担はない。  「別  「対策については特定受益者・負担はない。  「別  「別  「別  「別  「別  「別  「別  「別  「別  「	○ 既に目的	を達	成しているので、市の関与を廃止が妥当
は、成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  「根膜向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  「根膜向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  「根膜向上の余地なし。  「おっての保険介護師に課題当の係を含んだものにする。年金からの特別復収が始まっているので介護・後期・国保前期高齢者の保険外の誤議は難せないと思う。市民にとっては給付も試課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あちら回る必要がない。  「効率性の評価」  「お李性の評価」  「お李性の評価」  「大きないのでは、行政を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  「発育上していないので削減の余地なし。  「お 大け費の削減の余地 (行政を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  「と民税係の業務として20年度から新たに後期高齢保険料の誤議に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。  「会と答負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)  「特定を基本者 り・負担なし  」  「	根拠法令等を記	己入	介護保険法(平成9年法律第123号)第3条第1項
【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  成果向上の余地なし。  おし	3. 目的見直しの	り余り	也(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
【有効性の評価】  4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)  あり			
	なし		
		- "	
	4. 成果向上の分	è地	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)  あり 説 かつての保険↑護理に駆撲担当の係を含んだものにする。年金からの特別徴収が始まっているので介護・後期・国保前期高齢者の保険料の服課は離せないと思う。市民にとっては給付も賦課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あちこも回る必要がない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  7. 人件費の削減の余地(与段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  位 上 説			成果向上の余地なし。
あり 説 かっての保険介護課に賦課担当の係を含んだものにする。年金からの特別徴収が始まっているので介護・後期・国保前期高齢者の保険料の賦課は離せないと思う。市民にとっては給付も賦課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あちこち回る必要がない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  7. 人件費の削減の余地(与の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  住民税係の業務として20年度から新たに後期高齢保険料の賦課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。  は公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担なし過正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  賦課については特定受益者・負担はない。  ・ 平均 説 明   「職課については特定受益者・負担はない。  ・ 取課については特定受益者・負担はない。	なし		
あり 説 かっての保険介護課に賦課担当の係を含んだものにする。年金からの特別徴収が始まっているので介護・後期・国保前期高齢者の保険料の賦課は離せないと思う。市民にとっては給付も賦課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あちこち回る必要がない。  【効率性の評価】  6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  7. 人件費の削減の余地(与の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  住民税係の業務として20年度から新たに後期高齢保険料の賦課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。  は公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担なし過正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  賦課については特定受益者・負担はない。  ・ 平均 説 明   「職課については特定受益者・負担はない。  ・ 取課については特定受益者・負担はない。	5 連携すること	して	会上り効果が高する可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高するか説明)
おり   おり   期高齢者の保険料の賦課は離せないと思う。市民にとっては給付も賦課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あち 古	U. ÆD47 SC	'	
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  は民税係の業務として20年度から新たに後期高齢保険料の賦課の業務も増えており、係員はそれぞれの担当地区を中心に介護保険料や後期高齢保険料の賦課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者もり・負担なし 適正化の余地なし  別	あり		期高齢者の保険料の賦課は離せないと思う。市民にとっては給付も賦課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あち
できない理由も説明	【効率性の評価	価】	
なし 説	6. 事業費の削減	或の角	⇒地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)  は民税係の業務として20年度から新たに後期高齢保険料の賦課の業務も増えており、係員はそれぞれの担当地区を中心に介護保険料や後期高齢保険料の賦課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者負担の 遺説  明   「			予算計上していないので削減の余地なし。
なし 説 に介護保険料の機関に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。   【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あり・負担なし 説 明   歴正化の余地なし   の	なし		
なし 説 に介護保険料の機関に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。   【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あり・負担なし 説 明   歴正化の余地なし   の			
なし 説 に介護保険料や後期高齢保険料の賦課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難である。  【公平性の評価】  8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)  特定受益者あり・負担なし 説 明	7. 人件費の削	减の	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あ り・負担なし 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  □ 高い □ 平均 □ 平均 □ 京い □ 取講牒については特定受益者・負担はない。	なし		に介護保険料や後期高齢保険料の賦課に取り組み、やりくりをして業務を行っているので、これ以上の削減は困難であ
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 特定受益者あ り・負担なし 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  □ 高い □ 平均 □ 平均 □ 京い □ 取講牒については特定受益者・負担はない。	【公平性の評価	1	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし  9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)  「高い」 ・平均 説明			E化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
<ul> <li>適正化の余地なし</li> <li>9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)</li> <li>○ 高い</li> <li>● 平均</li> <li>説明</li> </ul>	特定受益者あ		
○ 高い       蹴驟については特定受益者・負担はない。         ● 平均       説明	適正化の余地なし		
<ul><li>● 平均</li><li>説明</li></ul>	9. 本市の受益者	<b>皆負担</b>	見の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
♥ <sup>+</sup> <sup>l</sup> <sup>l</sup> g	<ul><li>高い</li></ul>		賦課については特定受益者・負担はない。
○低い	● 平均		
	○ 低い		

#### 【必要性の評価】

③ 効率性

④ 公平性

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

● 適切

● 適切

10	). 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	● 上記のいずれにも該当しない
11	. 事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない
*	評価結果の総括と今後の方向性
	(1) 評価結果の総括
	① 目的妥当性   ● 適切   ○ 目的廃止又は再設定の余地あり
1	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり

○ コスト削減の余地あり○ 受益者負担の適正化の余地あり

★改:	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		賦課業務については特にありません。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		機構改革時に賦課業務と給付業務との統合実施	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

年度

# ★課長総括評価(一次評価) 本市は、介護保険施設の立地が足しに比較して多いなど施設介護サービス基盤が充実し、介護サービス利用者の増加などから保険給付費も増加傾向にある。 介護保険事業の安定運営のため、財源となる介護保険料、特に制度全体の中で約2割占める第1号被保険者について、対象者の所得状況等の適格な把握に努め、適正な保険料賦課を行う。 不要

事業コード

事務事業名サービス事業者振興事業

【1枚目】

000000000

コード3

予算科目

会計該当なし

予算書の	予 算 書 の 事 業 名 なし						課 名 等 社会福祉課				政 策 名第4節	4 節 健やかで共に支えあう福祉社会の構築				楽   款 該当なし				
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名等	S	介護保険係		施 策 名 6. 社	土会保障制度	その充実 しゅうしゅう			項 該当なし				
実施 方法	〇 1. 指注	定管理者代行 〇	) 2. アウトソ	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名 近堂 暢昭				区 分介護係	<b>保険制度</b>				1 該当なし				
						II.	電話番号	r	0765-23-1148		基本事業名 介護傷	保険の健全な	事業運営							
事業目的・概	要(どのよう	な事業か)												実績			計画			
骨な運営に資す 【概要】	る。			研鑽並びに居宅介 ビスに関する研究		『在宅介護サービス事業	者、施設介護	サービス	ス事業者間の連	携、情報交	換による介護保険	第の円 単位	i 194	<b></b>	20年度	21年度	22年度	23年度		
				つ物、自然資源な					① to 1 = #	± (:+ 1.)		2+		6	6	6	G			
市内介護保障	険サービス事業	<b>美者</b>						, ×	① 加入事業	· 百(法人)		法.	^	в	0	р	б			
t R								象指	② 加入事業	者(事業所	斤)	ъ	听	19	18	18	18			
								<b>V</b> 標	3											
	度の主な活動内状総会・制度		全 ・研修会	・介護相談員と	の親談会				① 研修会(	開催回数)			1	4	4	5	5			
1		ZWIII IN O DI 91	A. WIPA.	7 Bullong C	O A B A			活動指	b ② 犯昌春.	総会・講演	寅会(開催回数)		 1	5	4	4	4			
*平成21年月なし	度の変更点							-/ 標						4	2	2	2			
									3 TONE			E	1	4			2			
		対象をどのよう <b>5上及び知識・技</b>			・情報交換を図る	•			① 研修会(	説明会)	参加延べ人数	٨		196	325	300	300			
S C C C C C C C C C C C C C C C C C C C									② 役員会・	総会参加函	正べ人数	٨		194	115	180	180			
								標	③ その他参	加延べ人数	<b>数</b>	٨		129	32	70	70			
	指すすがた> <b>業が健全に運</b> 営	言され、利用者に	充実したサーヒ	ごスが提供される。	0			1	成果指標が現段		できていない場合	、その取得	方法を記力							
				<mark>っかけで始まった</mark> と事業者の連携が						財	県支出金	(千円		0	0	0	ū			
皮体陜門及の	アルコート	2 T + 71 1 U / 1	- のり、体践日	こ 尹木石の圧防ル	可人なため。					源 (2)地方	値 他(使用料・手数料等	等) (千円		0	0	0	0			
										(4)一般		(千円		0	0	0	0			
										1-7 70	大算) 額((1)~(4)の合			0	0	0	0			
開始時期以後	の事務事業を	取り巻く環境の変	化と、今後予	想される環境変化	2 (法改正、規制総	爰和、社会情勢の変化な	ど)		(	①事務事業	に携わる正規職員	員数 (人)		2	2	2	2			
制度の浸透に	よる利用者と	参入事業者が増大			調整の更なる必要				(	②事務事業	の年間所要時間	(時間	)	200	360	360	360			
	<ul><li>0月介護保険</li><li>月の介護保険</li></ul>									B. 人件費	(②×人件費単価/1,	000) (千円	)	802	1, 514	1, 514	1, 514	1		
	月からの制度									事務事業に	「係る総費用(Å+	B) (千円	)	802	1, 514	1, 514	1, 514	1		
										(参考) 人	、件費単価	(円@時	間)	4,010	4, 205	4, 205	4, 205	4		
				、実際に寄せられ	た意見・質などを	記入)				◆県内他	市の実施状況				していない理由					
利用者が必要	とする充実し	たサービスを提供	<b>もしてほしい</b> 。							_	握している			当市のよう		は設置されてい	ない。ケアプラン	'指導事業と		

部・課・係名等 コード 1

部 名 等

02020300

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

246021

	/ F1
1. 施策への直結	度(事務事業の施策の目指すすがたに対する必要度・貢献度とその理由説明)
● 直結度大	意図の「サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鑽並びに事業者間の連携・情報交換を図る」ことによ
<ul><li>直結度中</li></ul>	説 り、真に利用者の自立支援に資する適切なサービスが提供されるので、施策の目指すすがた「介護保険事業が健全 明 に運営され、利用者に充実したサービスが提供される」に結びつく。
<ul><li>直結度小</li></ul>	「一位日これで、1970日に元人のたう。これが、近いこれでして、
2. 市の関与の妥当	当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	より市による実施が義務付けられている
▲ 法令などに	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なたる実施が妥当
_	ービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
0	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を	達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入	
3. 目的見直しの分	★地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
【有効性の評	価
	也(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
- 1 /////	ニーズにあった研修会等を重ねることで、事業者のレベルが高まり一層充実したサービスの提供が図られる。
	ž
B 7	<del>J</del>
5. 連携することで	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
	「ケアプラン指導事業」
	ケアブランとサービスの提供は密接に関わっており、これまでも連携し関わってきたが、今後も引続き連携していきたい。
【効率性の評価	1
<b>2</b> /// / / / / / / / / / / / / / / / / /	D余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
01 7 XX 13 11 1 X	法人・事業者の会費でまかなわれており、経費の削減は検討できない。
	<sup>₹</sup> 7
7. 人件費の削減	の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
あり	保険者は事業者とともに介護保険制度に関する諸課題を協議・調整する責務があり、事務局が当課にある以上、成果を下げることなく人件費を大幅に削減することは困難と思われるが、事業運営の中で、これまで以上に事業者の主体性を高めていくことが必要である。
【公平性の評価】	
2	第三ルの入地(以上の日古)の社会図次件和祭みと)
	<u> </u>
特定受益者あり・負担あり 記	サービス争来有連絡励展会の会計の中で、受益有負担金を徴収し、やりくりしている。 (中の会計上、ア昇化されていない。)
適正化の余地なし	· ·
9. 本市の受益者負	自担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○高い	サービス事業者連絡協議会の会計の中で、受益者負担金を徴収し、やりくりしている。(市の会計上、予算化されてい
	ない。)
<ul><li>低い</li></ul>	

# 【必要性の評価】 10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

改革・	改善案(いつ、	どのような改革	<ul><li>ひ善を、どういう手段で行うか)</li></ul>	コストと成果の方向性
	● 事務事業の	やり方改善		
	○目的見直し			
	● 他の事務事		·	
	<ul><li>○ 発表のよよ</li><li>○ 終了</li></ul>		○ 休止	
(2) 7	<ul><li>○ 現状のまま</li></ul>		いの 継続実施 年度	
	- ムーL ・後の事務事業の	•	○ 又血自然声~/应止自*/水池的7	
	公平性	●適切	● コペト前級の示地あり ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
	効率性	( 適切	● カスト削減の余地あり	
	有効性	( 適切	● 成果向上の余地あり	
	「価結果の総括 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
	西結果の総括と今 では B の 松 だ	後の方向性		
0	緊急性が低く、	実施しなくても	市民サービスは低下しない	
•	緊急性は低いが	、実施しなけれ	<b>ルば市民生活に影響が大きい</b>	
0	市民などのニー	ズが急速に高ま	<b></b> もっている	
0	緊急に解決しな	ければ重大な過	<b>過失をもたらす</b>	
0	緊急性が非常に	高い		
1. 事	事務事業実施の緊	急性		
_	上記のいずれに			
	目的はある程度			
-			っ。 ゎるが、それが減少しつつある	
_	一部の市民など			
_	比較的多くの市			
-			o市民などのニーズが非常に高い	
( )	王国的 X (17)	ロルで迷れ じんりょ	)、ニーズが非常に高い	

★改革	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		事業者団体の自立とサービスの質の向上を目指す。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		削減
定時		事業者団体の自立とサービスの質の向上を目指す。	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		向上

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事業コード

24603101

【1枚目】

001030107

コード3

予算科目

事務事業名国民年金事務							部名等		民生部	政策(	か柱 第2章 安	心して優	建やかにくらせるま	まち	会計一般会計				
予 算 書 の 事 業 名 1.国民年金事務費									市民課	政策	名第4節 個	やかで井	もに支えあう福祉社	土会の構築	<b>款</b> 3. 民生費				
1	事 業 期 間 開始年度	5. ソフト事業	係名等		市民係②	施策	名 6. 社会保	<b>:</b> 障制度σ	D充実		項 1. 社会福	祉費							
9	実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営								石川 宗孝	<b>±</b> ⊠	分 国民年金				1 7. 国民年	金費			
							電話番号		0765-23-10	12 基本事	業名国民年金制	度の普及	み・啓発						
<b>•</b> 3	事業概要(どのような事業が	<i>i</i> )											実績	貴		計画			
1=	民年金制度は、老齢、障害又は 関して必要な給付を行う制度で  定受託事務として、資格関係届	ある。										早	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	事務所への送付や制度運営上																		
	(この事務事業は、誰、何	を対象にしている	のか。※人や	物、自然資源など	ど)				① 被保障	者(強制、任意、3号)	)	,	8, 389	8, 230	8, 200	8, 200	8, 200		
	被保険者(1号、3号、任意) 老齢福祉年金、基礎年金等受	· · · ·						3					0, 000	0, 200	0, 200	0, 200	0, 20		
対象	†							<b>=</b>	日	祉年金、基礎年金等	受給者	人	11, 516	11, 850	50 11, 900	11, 900	11, 900		
									3										
	<平成20年度の主な活動内		友廷巴山豆田		- <i>K</i> 7 <b>R</b> R <i>K</i> A R 3	₩ 10 m # 181 - 🖂 - C - C - C - C - C - C - C - C - C -	- 0 th II. 5t 3		<ol> <li>① 各種届</li> </ol>	出受付件数		数	1, 828	1, 943	1, 950	1, 950	1, 950		
~	第1号被保険者の資格取得・喪失等国民年金の各種届出受理及び住民異動届に係る国民年金異動処理並びに国民年金制度 1号期間のみ有する者の未支給、障害、死亡一時金等年金請求手続き。保険料免除申請書の受付及び所得情報の確認。保限							3	£										
<b></b>	手 に係る所得情報の提供。その他年金手続全般に関する相談。         *平成21年度の変更点         なし								叨 旨 ② <b>年金裁</b>	定請求等受付件数		数	178	172	170	170	170		
									③ 保険料免除申請件数			数	1, 516	1, 079	1, 080	1, 080	1, 080		
	(この事務事業によって、	対象をどのように	変えるのか)						(T) '₩-III-	<b>声</b>		%	100.00	100.00	100.00	100, 00	100.00		
	対象となる1号被保険者(農林漁業従事者、自営業者、学生、一般的退職者)を現実に把握し、その資格について、住所要件、 活維持要件などを満たしているか確認し、正確に適用する。								① 適切に事務処理できた件数		90	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
意図	t -		<b>→</b>	果 台 ②															
								ł	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
									3										
そ	<施策の目指すすがた>	11.45.4.4.7.4.14		•				1	成果指標が現	見段階で取得できて	いない場合、そ	の取得方	法を記入						
の結		化的な生活を送つ	ています。																
果																			
	この事務事業開始のきっかけ									財 (1)国・県支出	金	(千円)	434	540		680	680		
	和34年4月に国民年金法が成3  齢、障害又は死亡によって国民						向上に寄与する	ことをほ	的に 国民の	源 (2)地方債		(千円)	0	0	v	0			
	齢、障害又は死亡に関して必要				2017 (10)110(11)	_ 0 _ 0 _ 0 _ 0 _ 0 _ 0 _ 0 _ 0 _ 0 _ 0		,	113,14C EDOGS	内 (3)その他(使用	料・手数料等)	(千円)	0	0	, ,	0	(		
										(4)一般財源		(千円)	0	0	-	0	(		
										A. 予算(決算)額(	(1)~(4)の合計)	(千円)	434	540	678	680	680		
<b>♦</b> [	開始時期以後の事務事業を取	ひり巻く環境の変化	ヒと、今後予想	される環境変化	」(法改正、規制)	緩和、社会情勢の変化な	ど)			①事務事業に携わ	る正規職員数	(人)	3	3	3	3	;		
	方分権一括法が平成12年度か				§務へと大幅な見	直しがなされる。				②事務事業の年間	所要時間	(時間)	2, 200	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800		
	成14年4月からは、保険料徴収 在は、資格関係届出の受理・審				続きの受理・審査.	保険料免除申請書の受理	·審查、老齢福神	止年金	諸届の受理・審	B. 人件費 (②×人	件費単価/千円)	(千円)	8, 822	11, 774	11, 774	11, 774	11, 774		
査、	、国民年金に関する広報及び村	目談、管轄の社会保	険事務所への	送付や制度運営上	上必要な協力・連携	<b>隽を行っている。</b>				事務事業に係る総	費用 (A+B)	(千円)	9, 256	12, 314	12, 452	12, 454	12, 45		
平月	成18年10月から、住民基本台	長ネットワークを利用	用することにより	、住民祟コード収	録者については、	受給者の現況届の提出が	省略された。			(参考) 人件費単	·価	(円@時間)	4,010	4, 205	4, 205	4, 205	4, 20		
<b>♦</b> ī	市民や議会などからの要望・	意見 (担当者の利	私見ではなく、	実際に寄せられ	た意見・質問な	どを記入)				◆県内他市の実施	施状況 (	把握して	いる内容又は把握	していない理由	3の記入欄)				
市」	民から制度が度々変更されるの	つで判りにくいとの意	意見あり。							● 把握して		定受託事	務であり、全国一律	≇制度					
1										○ 把握して	いない								

02010101

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

コード2

246031

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
■ 直結度大 社会保障制度の充実は、安心して健やかに暮らせるまちづくりに直結する。
○ 直結度中 説明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
国民年金法(昭和34年法律第141号)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし <mark>明</mark>
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
法定受託事務であり、社会保険事務所と連携して取り組むべきもの。
<b>於</b>
なし <mark>開</mark>
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
保険料免除に係る継続申請や未納者対策に係る所得情報の提供は、個別に転記しているが、社会保険事務所と電子媒体でのやりとりにより時間的効率化を図れる。
<b>集</b> 以 説
明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 比較すべき項目でない
し・負担なし iii
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 比較すべき項目でない
● 平均 <mark>説</mark> 明
○ 低い

	り評価

必要性の評価	
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い	
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い	
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている	
○ 一部の市民などに、ニーズがある	
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある	
○ 目的はある程度達成されている	
○ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
○ 緊急性が非常に高い	
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす	
● 市民などのニーズが急速に高まっている	
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい	
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	
★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	
② 有効性	
③ 効率性 ○ 適切 ● コスト削減の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性	
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 他の事務事業と統合又は連携	
○ 目的見直し	
● 事務事業のやり方改善	
★改革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
事業継続	コストの方向性
次年度	
(平成22	削減
実   年度)   施	13.119%
予	
定 <b>事業継続</b> 時	成果の方向性
期中·長期的	
(3~5	維持
年間)	1,1 30,0
★課長総括評価(一次評価)	
保険料免除に係る継続申請や未納者対策に係る所得情報の提供は、個別に転記しているが、社会保険事務所と電	<b>子媒体で</b>

のやりとりにより時間的効率化を図れる。

二次評価の要否

不要

24604201

事業コード

【1枚目】

001030301

246042

算 科

コード3

コード2

<del>事                                    </del>	部 名 等	氏生部	政策の柱第2章 安	心しく健	E かいこく らせる a	5 5	会計     一般会計       款     3. 民生費       項     3. 生活保護費				
予算書の事務事業名 2. 生活保護事業	課名等	社会福祉	双 策 名 第4節 健	やかで共	に支えあう福祉社	t会の構築					
事業期間         開始年度         昭和27年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等	福祉保護係	施 策 名 6. 社会保	:障制度の	)充実						
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	明石主	対 区 分 生活保護制	度			1. 生活保護費				
	電話番号	0765-23-1	カフィア 基本事業名 <b>生活保護世</b>	帯への支	援						
◆事業概要 (どのような事業か)					実績	Ħ		計画			
生活保護は、国が主体となり、生活困窮者を対象として、その困窮度に応じて必要な保護を行い、憲法第25条に規定 <sup>1</sup>	する最低限度の生	舌を保障し、自立	を援助することを目的としている。	単位							
				1 <u>V</u> .	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)		T									
市内に居住地を有する生活に困窮する者		① 被保証	世帯数	世帯	98	104	110	115	120		
故		対 象 ② 被保記	人員	人	106	112	120	125	130		
<b>象</b>		指標									
		3									
<平成20年度の主な活動内容>		① 保護村	コミ火 <i>I</i> ナ 米h	件	136	82	120	140	140		
保護相談、扶助費の決定・支給、生活指導		活	1款件数	11+	130	02	120	140	140		
段     *平成21年度の変更点		動 ② 扶助教	支給額	千円	231, 213	251, 997	260, 389	269, 100	277, 000		
なし		標									
		3		件							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)		① 保護2	<u>3</u>	%0	2. 24	2. 42	2. 50	2. 60	2. 60		
困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。		成									
		➡ # ②									
		標 3									
そ <施策の目指すすがた> の 全ての市民が自分らしく、健康で文化的な生活を送っています。		↑成果指標が	見段階で取得できていない場合、その	の取得方法	法を記入						
結 語											
果											
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) 昭和21年9月、旧生活保護法が制定され、同年10月から施行された。その後、社会保障制度のあり方に関して各方	方面で議論が行わ	h. また. 現実 <i>の</i>	財 (1)国・県支出金 (2)地方債	(千円) (千円)	175, 732	185, 847		210, 000	220, 000		
社会情勢から、生活保護制度の拡充強化の必要性が生じたため、昭和25年5月、旧生活保護法が全文改正され、現得				(千円)	0	0	·	0			
に至っている。			(4)一般財源	(千円)	68. 747	67. 529		75, 000	80.000		
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	244, 479	253, 376		285, 000	300, 000		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化/	たど)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	4	4		4	200,000		
経済不況が長引けば被保護者も増加すると思われる。	J. C/		②事務事業の年間所要時間	(時間)	3, 400	4, 300	4, 300	4, 300	4. 300		
			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	13, 634	18, 082		18, 082	18, 082		
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	258, 113	271, 458		303, 082	318, 082		
			(参考) 人件費単価	(円@時間)		4, 205		4, 205	4, 205		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					いる内容又は把握			1, 200	1, 200		
▼中氏へ破去などかりが安全一点光(四日省が伝光ではなく、天然に前とりがに高光・質問などを記べ)なし			各科		により概ね把握し		ALL VIDE				
			● 把握している								
			<b>→</b>								

部・課・係名等 コード 1

02020101

政策体系上の位置付け

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価) 【目的妥当性の評価】 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明) 法定事務 ● 直結度大 直結度中 ○ 直結度小 2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か) ● 法令などにより市による実施が義務付けられている ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当 生活保護法(昭和25年法律第144号)第84条の4 根拠法令等を記入 3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明) 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。 説明 なし 【有効性の評価】 4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明) 成果向上の余地なし。 なし 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。 なし 【効率性の評価】 6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) 保護の認定要件や単価等に なし 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 業務の特殊性などを考慮すると削減の余地は極めて少ない。 なし 【公平性の評価】 8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 生活保護法により保護の要件等が明確に規定されている。 特定受益者あ り・負担なし 適正化の余地なし 9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) 会計検査や県、市の事務監査等により一定の公平性は保たれていると思われる。 高い

平均 ○ 低い

【必要性の評価】									
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)									
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い									
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い									
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている									
○ 一部の市民などに、ニーズがある									
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある									
● 目的はある程度達成されている									
○ 上記のいずれにも該当しない									
11. 事務事業実施の緊急性									
○ 緊急性が非常に高い									
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす									
○ 市民などのニーズが急速に高まっている									
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい									
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない									
★ 評価結果の総括と今後の方向性									
(1)評価結果の総括									
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり									
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり									
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり									
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり									
(2) 今後の事務事業の方向性									

● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施

○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し ○ 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		生活保護電算システム等の導入を予定している。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		維持
定時		なし	成 果の方向性
期	中·長期的 (3~5年 間)		維持

年度

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づいて実施しており、妥当である。	二次評価の要否
	不要

事業コード 24699902

【1枚目】

001030106

				l							
事務事業名 老人医療費適正化対策事業	部 名 等		民生部	政策の柱第21	章 安心して(	建やかにくらせる	まち	会計一般会計			
予 算 書 の 事 業 名 1. 老人医療費適正化対策費	課名等		市民課	政 策 名 第41	節 健やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 3. 民生費			
事業期間 開始年度 昭和48年度 終了年度 平成23年度 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	国保	・老人医療係	施 策 名 6. 社	社会保障制度(	の充実		項 1. 社会福			
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	4	中山 明夫	区 分その他	也			1 6. 老人医	療対策費		
	電話番号	07	65-23-1011	基本事業名その代	也						
<ul><li>◆事業概要(どのような事業か)</li></ul>						実	结		計画		
▼ ****減炎 (このような ********) 医療機関から請求のあった「レセプト」を点検し、疑義のあるものを国保連合会に再審査請求、その結果により過誤:	情算される。				単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 診療報酬明細書(レセプト)、被保険者		対	〕 点検対象レセプ	ト件数	件	134, 839	23, 055	0	0	0	
<b>対象</b>		4	② 被保険者数		٨	6, 050	6, 106	0	0	0	
<平成20年度の主な活動内容> 専門業者(ニチイ学館)に委託し、全件内容点検を実施した、その結果疑義のあったものは再審査請求し、その約分を精算している。	5果により過誤	活	過誤調整請求件数	数	件	2, 135	953	0	0	0	
要 *平成21年度の変更点 平成19年度で老人保健事業が終了し、過誤精算等のみの為、レセプト点検の委託はしない。		動指標 ③	② 過誤調整請求金額	額	千円	218, 978	129, 614	0	0	0	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 各医療機関の医療費の過誤請求を点検精査し、医療費の適正化を保持する。		成	〕過誤調整等実績会	金額	千円	5, 511	10, 200	0	0	0	
意図	-	果指標。◎	② 1人当たり過誤調	整金額	千円	0. 91	1. 67	0.00	0.00	0. 00	
そ < 施策の目指すすがた > 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 結果		↑成界	<sup>表</sup> 指標が現段階で取	得できていない場合	、その取得方	法を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			1)国	・県支出金	(千円)	1, 488	0	0	0	0	
当初は市直営で実施していたが、レセプト件数の増加により昭和58年頃から専門業者に点検を委託している。			1035	立方債 の他(使用料・手数*	(千円) (千円)	0		0	0	0	
			3R	- 般財源	(千円)	3, 662		490	490	490	
				(決算)額((1)~(4)の合		5, 150		490	490	490	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	など)		①事務事	事業に携わる正規職員	員数 (人)	1	0	0	0	0	
高齢化の進展に伴い医療費も増加しており、レセプト点検による医療費適正化は重要な事業とされており、老人保健 また、後期高齢者医療制度の開始に伴い現在の老人保健医療制度は19年度で終了した。(23年度までは整理期間とし		化され	ている。 ②事務事	事業の年間所要時間	(時間)	60	0	0	0	0	
また、後朔  南部日区原制及の開始に行い現代の七人体健区原制及は13年及じ終」した。(23年及までは歴年期间とし	(17-কাপে ৩৯)		B. 人件:	費(②×人件費単価/千	千円) (千円)	241	0	0	0	0	
				後に係る総費用 (A+		5, 391	2, 448	490	490	490	
▲十口 小学 / か パンと 小部 相 ・ 卒口 / 担 / ぜっぴ 日 さいか / ・ 中華 / ・ 中本   ・ 発明 か パナ づ 1 )				人件費単価	(円億時間)	-,		4, 205	4, 205	4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし。			•	他市の実施状況 把握している	県で作成す	<mark>(いる内容又は把</mark> ↑る統計資料等に。					
			$\cap$	把握していない							

政策体系上の位置付け

246999

予算科目

コード3

02010200

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
■ 直結度大 医療費の適正な執行を行う上で、必ず実施すべき業務である。
直結度中  説明
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
<ul><li>○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当</li></ul>
老人医療費適正化推進事業実施要綱(平成18年6月28日厚生労働省令)
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説
l ac light
Total at tal. — 727 bres.
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
なし <mark>説</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
ži.
なし <mark>明</mark>
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
レセプトが電算化されれば、点検方法も変わると思われるが、現在の方法では余地はない。
<b>高</b>
なし <mark>明</mark>
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
現在の方法では余地はない。
説
なし <mark>闘</mark>
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
しわづしの占統業務等法会に其づき適正に実施されている
付足又並且は
明
適正化の余地なし
0 本市の西光老台和の水準(周内加市と比較) 今然のおり古にのいて翌明)
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) ○ 高い 各医療機関に対し、同等の指導が求められる。
● 平均 <b>説</b> 明
○低い

[必	要性の評価	á 】			
10.	社会的ニー	ズ (この	事務事業にど	れくらいのニーズがあるか)	
	○ 全国的∑	スは広域的	的な課題であり	り、ニーズが非常に高い	
	○ 市固有の	)課題で	あり、なおか~	つ市民などのニーズが非常に高い	
	○ 比較的多	るくの市月	民などがニース	ズを感じている	
	○ 一部の市	7民など	に、ニーズがも	ある	
	○ 一部の市	f民など	に、ニーズがも	あるが、それが減少しつつある	
	● 目的はあ	っる程度:	達成されている	3	
	○ 上記のい	ずれに	も該当しない		
11.	事務事業実施	施の緊急	性		
	○ 緊急性が	ぶ非常に	高い		
	○ 緊急に角	解決しな!	ければ重大なi	<b>過失をもたらす</b>	
	○ 市民など	<b>!</b> のニー!	ズが急速に高る	まっている	
	● 緊急性に	は低いが、	、実施しなけれ	れば市民生活に影響が大きい	
	○ 緊急性が	ば低く、	実施しなくても	も市民サービスは低下しない	
*	評価結果の網	総括と今	後の方向性		
(1	評価結果	の総括			
	<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性		● 適切	○ 成果向上の余地あり	
	③ 効率性		● 適切	○ コスト削減の余地あり	
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>		● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2	今後の事	務事業の	方向性		
	○ 現状	このまま	(又は計画どお	3り)継続実施 終了 年度	
	● 終了			○ 休止 →→→→→ 平成23年度	
			業と統合又は通	型携	
	○目的				
	○ 事務	事業のや	やり方改善		
		, .			
★改	革·改善案(			<ul><li>は・改善を、どういう手段で行うか)</li><li>明高齢者医療制度の開始に伴い、当該事業は縮小。</li></ul>	コストと成果の方向性
		十八201	干浸からの仮共	<b>間向即有医療制度の開始に伴い、ヨ政争未は離小。</b>	コストの方向性
	次年度				
実	(平成22 年度)				削減
施	T/X/				
予定		ग क्षे ११४	ま 申 士 で け ま	<b>を理期間として存続する。</b>	- N R O - T - T M
時		1-1次231	〒/又か └   ゆ、当	E 本 別同し ひて で 似 り る。	成果の方向性
期	中・長期的				
	(3~5				維持

★課長総括評価(一次評価)	
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	二次評価の要

事業コード 24699903

事務事業名 老人医療費支給事務

【1枚目】

予算科目

会計 一般会計

コード3

001030106

予算書の事業名。2. 老人医療費支給事務費	課名等		市民課	政 策 名 第4節 健	やかでき	<b>キに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 3. 民生費			
事業期間 開始年度 昭和48年度 終了年度 平成22年度 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	名 等 国保・老人医療		療係 施策名6.社会保	障制度0	D充実		項 1. 社会福祉費			
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明:	夫 区 分その他				1 6. 老人医療対策費			
7 /	電話番号		0765-23-10								
	电阳雷力		0700 20 10	本本事来有 ( 0 ) N							
◆事業概要 (どのような事業か)						実	績		計画		
老人医療受給資格者の支給費(柔道整復・はり灸・補装具・高額医療費等)の支出を行うとともに、受給資格者へ医療	費通知を送る。				単						
					位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)			① 受給資	<b>5.</b>	人	6, 050	6, 10	6 0	0	0	
老人医療受給資格者		\$	d	C10 D 30			0, 10	0	<u> </u>		
対象	-	<b>→</b> \$	<b>象</b> 旨 ②								
		杉	西京								
			3								
<平成20年度の主な活動内容>			① 手数#	1 /F	千円	539	5	7 14	5	0	
支給費分に係る審査支払い手数料の支払い及び医療費通知の送付		7	① <b>于</b> 釵木	<del>∤</del> / <del>年</del>	TH	องล	J	14	5	U	
			ēh.	+数(延べ)	件	14, 296	8, 99	3 0	0	0	
段 *平成21年度の変更点 平成20年3月診療分をもって、老人保健医療制度が終了したため、それまでのレセプトのみ対象となる。			票								
T 成10年 5 万 砂水ガモ もうて、七人体性血液中域が乗り ひたため、 これよ C の レビラ F の が 内 外 こ な も。			3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)									_		
必要とする審査支払い手数料を適正に支払うとともに、医療費の内容を受給資格者に確認してもらう。			(1) 1人当	áたりの手数料/年	円	89		9 0	0	0	
意		=	Į.								
			旨 ②								
			3								
- 人施策の目指すすがた>		1	成果指標が	現段階で取得できていない場合、その	り取得方	法を記入					
老人保健医療制度の適正に運営され、良質な医療の医療サービスが提供されています。			7,943,143,111,031,14	3074 1074 12 11 31 32 4		IP C NO.					
<b>粘</b>											
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				(1)国・県支出金	(千円)	269	2	6 0	0	0	
昭和48年から審査代行機関において、老人医療費の審査支払事務が実施された。				財 (2)地方債	(千円)	0		0 0		0	
				内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0		0 0	0	0	
				(4)一般財源	(千円)	1, 563	81	2 14	5	0	
				A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	1, 832				0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化 高齢化の進展に伴い医療費は増加している。また、平成20年度からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、現在の老人		= m -	で終フ」 も	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1		0 0	ū	0	
(支給費については、22年度まで整理期間として存続する)	体性医療制度は191	十戌	Cre 1 U/2。	②事務事業の年間所要時間 B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(時間)	40 160		0 0	ū	0	
				事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 992		ů		0	
				(参考) 人件費単価	(円@時間)					4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)						いる内容又は把					
特になし。				● 把握している	查支払手	数料の支払・医	療費通知につい	ては、すべての保	:険者で実施してい	る。	
				→ 15 15 15 C V V S							
				○ 把握していない							

部・課・係名等 コード 1

02010200

民生部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の	
● 直結度大 医療費等の適正な執行を行ううえで、必ず実施すべき業務で	<u></u> ある。
○ 直結度中 説明	
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている	
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等め、市による実施が妥当	<ul><li>によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた</li></ul>
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>	
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が	妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
老人医療費適正化推進事業実施要綱(平成18年6月28日厚生労働省根拠法令等を記入	令)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その	理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	
説 なし 説	
明 明 明 H H H H H H H H H H H H H H H H H	
【有効性の評価】	
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
成果向上の余地なし。	
iii iii iii iii iii iii ii ii ii ii ii	
H H H	
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果	
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業	はない。
ac in	
H H	
【表达·拉···································	
【効率性の評価】	シン (畑上は 芝田)
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、でき 必要最小限の経費で実施しているので、削減の余地はない。	ない理由も説明)
説 明	
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない。	理中 4 説明)
人件費はほとんど掛かっていない。	TM 0 000717
**************************************	
なし <mark>闘</mark>	
【公平性の評価】	
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)	
支給費レセプトの審査等法令に基づき適正に実施されている。	
し・負担なし説	
明	
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
○ 高い 県内他市も同様であり、妥当と思われる。	
● 平均 説	
明	
<ul><li>低い</li></ul>	

【必5	と 性の評価	1						
10.	社会的ニース	(この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)						
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い							
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い							
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている							
	○ 一部の市民などに、ニーズがある							
	○ 一部の市	民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある						
	<ul><li>目的はあ</li></ul>	る程度達成されている						
	○ 上記のレ	ずれにも該当しない						
11.	事務事業実施	5の緊急性						
	○ 緊急性が	非常に高い						
	○ 緊急に解	決しなければ重大な過失をもたらす						
	○ 市民なと	のニーズが急速に高まっている						
	● 緊急性に	低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい						
	○ 緊急性か	低く、実施しなくても市民サービスは低下しない						
* 1	評価結果の終	会括と今後の方向性						
(1)	評価結果	D総括						
	<ol> <li>目的妥当</li> </ol>	(性						
	② 有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり						
	③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり						
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり						
(2)	今後の事	务事業の方向性 						
	○ 現状	のまま(又は計画どおり)継続実施 終了 年度						
	● 終了	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	0	事務事業と統合又は連携						
	○ 目的							
	○ 事務	事業のやり方改善						
★改:	革·改善案(	いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性					
		平成20年度からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、当該事業は縮小。	コストの方向性					
	次年度							
-	(平成22		削減					
実施	年度)		(1111)2					
子								
定時		平成22年度までは、整理期間として存続する。	成果の方向性					
期	中·長期的							
	(3∼5		維持					
	年間)		uar 1.1					

#### ★課長総括評価(一次評価)

現状の対象や意図等は適切であり、妥当と思われる。

二次評価の要否

不要

事 業 コード 23660030

【1枚目】

006010101

	事務事業名 老人保健医療事業	部 名 等	民生部	政策の柱第	会計 老人保健医療事業特別会計					
	予算書の事業名 1一般管理費(款)2医療諸費(項)1医療諸費)(目・事業名)1医療給付費、2医療費 支給費、3審査支払手数料(款)3公債費(頃)1公債費(目・事業名)1利子	課 名 等	市民課	政 策 名第	4節 健やかでき	款 1. 総務費				
	事業期間         開始年度         昭和50年度         終了年度         平成23年度         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等	国保・老人医	療係 施策名6	理費					
	実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	中山 明	P山 明夫 区 分 その他 目					理費	
		電話番号	0765-23-10	基本事業名 そ	の他					
<b>♦</b>	事業概要(どのような事業か)					実	績		計画	
老	6人医療医療給付費等の支給や医療費適正化事業の実施により老人医療の適正と健康の保持を目指す。				単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
<b>刘</b>	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 老人保健対象者(昭和8年3月1日以前生まれの人及び寝たきり等の障害者で一定の条件を満たす人) 対	<b>-</b>	対 象 2	是健医療受給者 	Α	6, 056	6, 106	0	0	0
	<平成20年度の主な活動内容>		標 ③ ① 老人图		千円	4, 989, 275	445, 486	0	0	
=	平成20年3月診療分及び月遅れ請求分等の医療費の給付等を行った。		活動						•	
段	* 平成21年度の変更点 平成20年3月で老人保健医療制度が終了したため、過誤等の処理のみ。		指 ② ″5	·	件	144, 354	12, 889	0	0	C
			3							
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 老人保健対象者の良好な健康の保持と医療費の適正化の保持		① 1人当	たり老人医療費	円	823, 856	72, 959	0. 00	0.00	0.00
意区		-	果 ② "号	診件数	件	23. 83	2. 11	0.00	0. 00	0.00
			缥 ③							
その結果	と <施策の目指すすがた > 5 国民健康保険事業が健全に運営され、良質な医療が受けられる。 古 民		↑成果指標が	見段階で取得できていないな	<del>易合、その取得</del> 方	法を記入				
	この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	and the second second	o the second second	財 (1)国・県支出金	(千円)	1, 772, 907	,	3, 539	1, 700	900
	『齢化の進行に伴って従来の老人医療制度を昭和57年に老人保健法により再編し、各保険者からの拠出金と公費負担によ 『以上の障害者)の医療の適正な執行を目指し創設された。	:り老人(当初は/	0歳以上及び一	源(2)地方債	(千円)	0 700 715	_	7 400	0 3, 300	1.000
				内 訳 (3)その他(使用料・手 (4)一般財源	数料等) (千円) (千円)	2, 760, 715	243, 411	7, 460	3, 300	1, 600
				A. 予算(決算)額((1)~(4)0		4, 533, 622	404, 801	10, 999	5, 000	2, 500
<b>*</b>	<ul><li>開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など</li></ul>	ř)		①事務事業に携わる正規	職員数 (人)	2	2	2	2	2
	5齢化の進展により老人医療費の増高が著しく、平成20年度から都道府県単位の広域連合による75歳以上の高齢者を対象 5った。(平成23年度までは、精算の事務が残る)	にした後期高齢	皆医療制度が始	②事務事業の年間所要時	間 (時間)	2, 300	800	200	100	50
۴	ヽノに○ \   /タメニ∨〒/久の とい、相弁ツヂイスイド/ス゚ンン /			B. 人件費(②×人件費単位		9, 223		841	421	210
				事務事業に係る総費用(		4, 542, 845		11, 840	5, 421	2, 710
	<ul><li>市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</li></ul>			(参考) 人件費単価 ◆県内他市の実施状況	(円@時間)	4,010	,	4,205	4, 205	4, 205
	●中氏や議会などからの要望・息見(担当者の私見ではなく、美際に育せられた息見・負問などを記入) 特になし。			<ul><li>▼県内他市の美施状况</li><li>● 把握している</li></ul>		る各種資料等に				
				○ 押振していたい						

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246999

予算科目

コード3

【目的妥当性の評価】
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大 老人医療制度のためには必要不可欠である。
○直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>★令などにより市による実施が義務付けられている</li></ul>
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
老人保健法(昭和57年法律第80号) (平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更)
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし <mark>説</mark> 明
21
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
成果向上の余地なし。
説
なし <mark>駅</mark>
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし <mark>説</mark> 明
91
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
医療受診に対する給付業務であり、削減の余地はない。
なし 説
ugu gu
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
窓口業務も含めて削減の余地はない。
なし <mark>説</mark> 明
A CONTROL OF THE CONT
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な 老人医療受給者全員を対象としている。
し・負担なし 説
適正化の余地なし
題正ルの示例など
9. 本市の受益者自担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 医療給付に対する負担割合の差はない。
- 34
● 平均 <mark>説</mark> 明
○ 低い

心要性	の部に

【必5	要性の評価 かいりょう かいりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	ā 🕽		
10.	社会的ニー	ズ(この事務事業にと	ごれくらいのニーズがあるか)	
	○ 全国的 3	ては広域的な課題であ	り、ニーズが非常に高い	
	○ 市固有の	)課題であり、なおか	つ市民などのニーズが非常に高い	
	<ul><li>比較的多</li></ul>	多くの市民などがニー	ズを感じている	
	○ 一部の市	<b>চ民などに、ニーズが</b>	ある	
	○ 一部の計	方民などに、ニーズが	あるが、それが減少しつつある	
	● 目的はお	ある程度達成されてい	3	
	○ 上記のい	<b>いずれにも該当しない</b>		
11. 3	事務事業実施	<b>施の緊急性</b>		
	○ 緊急性が	ぶ非常に高い		
	○ 緊急に角	W決しなければ重大な	過失をもたらす	
	○ 市民など	どのニーズが急速に高	まっている	
	● 緊急性に	は低いが、実施しなけ	れば市民生活に影響が大きい	
	○ 緊急性が	ぶ低く、実施しなくて	も市民サービスは低下しない	
<b>*</b>	評価結果の	総括と今後の方向性		
(1)	評価結果	の総括		
	<ol> <li>目的妥</li> </ol>	当性 ● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
	③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)	今後の事	務事業の方向性		
	○ 現状	けのまま(又は計画ど	おり)継続実施 終了 年度	
	● 終了	0	<ul><li>○ 休止</li><li>⇒⇒⇒⇒⇒⇒</li><li>平成23年度</li></ul>	
	_	)事務事業と統合又は	連携	
	○目的			
	○ 事務	野事業のやり方改善		
			1	
★改善	革·改善案			、と成果の方向性
		平成20年度からの後	期高齢者医療制度の開始に伴い、当該事業は縮小。	ストの方向性
	次年度			
ctz	(平成22 年度)			削減
実施	平及)			
子				
定時		同上	, A	<b>以果の方向性</b>
期	中·長期的			
	(3~5 年間)			維持
	平间)			4-E 1-1
	長総括評価			
法に	基づくもの	であり、妥当と思われ	l6.	二次評価の要否
				-9481 100 - 54 1

事 業 コード 23660140

【1枚目】

007020101

事務事業名後期高齢者医療事業	部 名 等		民生部		政策の柱第2章 安	心して他	建やかにくらせる	まち	会計 後期高齢者	医療事業特別会計	t
予 算 書 の 事 業 名 1.後期高齢者医療広域連合納付金、(款) 2.後期高齢者医療広域連合納付金(項、目及び事業名) 1.後期高齢者医療広域連合納付金	課名等		市民課		政 策 名 第4節 優	やかでき	共に支えあう福祉	社会の構築	款 2. 後期高	齢者医療広域連合	â納付金
事業期間         開始年度         平成20年度         終了年度         当面継続         業務分類         5. ソフト事業	係 名 等	[	国保・老人医	療係	施 策 名 6. 社会保	<b>陸制度</b> (	の充実		項 1. 後期高	齢者医療広域連合	納付金
実 施 方 法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		中山 明尹	ŧ	区 分その他				1.後期高	齢者医療広域連合	ì納付金
	電話番号		0765-23-10	11	基本事業名その他						
◆事業概要(どのような事業か)							宇	績		計画	
75歳以上の高齢者及び65歳から74歳で一定の障害がある者を対象とした医療制度。(保険者は富山県後期高齢者医療広域	<b>戍連合</b> )					単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 後期高齢者医療制度の被保険者			① 被保険	者数		٨	0	6, 22	6, 336	6, 440	6, 55
<del>対</del> 象		★	· (全)								
<平成20年度の主な活動内容>			3								
富山県後期高齢者医療広域連合へ療養給付費負担金・健康診査費補助金等として 784,570千円支出		72		合納付金		千円	0	784, 570	825, 426	881, 100	894, 10
*平成21年度の変更点		重 指	i 2								
特になし。			.3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 後期高齢者医療制度の適正な運営、被保険者の健康保持、医療環境の整備を図る。		F.	① 広域連	合納付金		千円	0	784, 570	825, 426	881, 100	894, 10
意図		→排	<b>県</b> ②								
		桐	3								
その       社会保障制度の充実による健康で快適な老後         結果       果		1	成果指標が残	段階で取得	できていない場合、そ	の取得方	法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財	県支出金	(千円)	0	(	0	0	-
高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代として平成20年4月1日から始まった。	てと高齢者でと	ともにる	文ス合 つ制度	源 (2)地方	債 他(使用料・手数料等)	(千円)	0	786, 570	,	883, 300	896, 30
				(4)一般		(千円)	0	760, 570		000, 000	090, 30
				A. 予算(決	·算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	0	786, 570	827, 614	883, 300	896, 30
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など	<u></u> )			①事務事業	に携わる正規職員数	(人)	0		1 4	4	
制度に対する様々な問題点(保険料負担の問題・年齢区分の問題等)が指摘され、見直しを余儀なくされている。					の年間所要時間	(時間)	0	2, 360		2, 360	2, 360
					(②×人件費単価/千円)	(千円)	0	9, 92		9, 924	9, 92
				事務事業に (参考) 人	任务総費用 (A+B) 仕事単価	(円億時間)	4,010	796, 494 4, 205	,	893, 224 4, 205	906, 22 4, 20
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)							1,010	-	,	4, 200	4, 20
制度の趣旨や仕組み等がわかりにくい。									各種資料等により	把握している。	
				○押	握していない						

部・課・係名等 コード1

02010200

政策体系上の位置付け

コード2

246999

予算科目

コード3

1. 施策への直	結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
● 直結度大		高齢者への適正な医療の提供のためには必要な事業である。
<ul><li>直結度中</li></ul>		
<ul><li>○ 直結度小</li></ul>		<mark>明</mark>
0		
		(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>● 法令など</li></ul>	により	) 市による実施が義務付けられている
<ul><li>○ 法令など</li><li>め、市に</li></ul>	たよる よる3	5義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた E施が妥当
○ 民間でも	サート	ごス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
		へるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_		
○ 死に目的		以しているので、市の関与を廃止が妥当 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
根拠法令等を記		<sub>司</sub> 郡(日の)の (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)
3. 目的見直しの	り余地	(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	3	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし	説明	
【有効性の	評価	
4. 成果向上の余	全地 (	成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	J	<b></b> 成果向上の余地なし。
	3×	
なし	説明	
	191	
5. 連携すること	とで、	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
	3	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
なし	説	
	明	
【効率性の評	価】	
		地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. T/KX 1111		富山県後期高齢者医療広域連合が保険者として実施しているものであり、削減の余地はない。
		国田宗区が同間で日色派内外に日本のでは、「大阪日本の「CONTO CONTO C
なし	説	
	明	
7. 人件費の削	滅の名	★地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
· 八丁貝ッ/四		保険者は富山県後期高齢者医療広域連合であるが、各種申請の受付・届出業務等を行っているため、削減の余地はな
1		木映台は畠山県仮期高町台区獄仏域連合でのるが、合性中間の支削・油田未務寺を行つているにの、削減の赤地はない。
なし	説	
,,, 0	明	
ha,		
	V ,4t -T	ルの人場(過去の日本)の社人の次仏の体みと)
8. 安益有負担(		化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者な	1	後期高齢者医療制度の被保険者全員を対象としている。
し・負担なし	説	
	明	
適正化の余地なし		
0 *****	× A to	の大進(日内仏古と比較) 女然のちり士について説明〉
		の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	1	富山県後期高齢者医療広域連合が保険者として実施している。
	説	
● 平均	明	
○ 低い		
O MY,		

### 【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)

○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し○ 事務事業のやり方改善

	● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○目的はある程度達成されている
	○ 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
	● 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

*	評価結果の総括と今	後の方向性					
(1	評価結果の総括						
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止	:又は再設定の余	地あり		
	② 有効性	● 適切	〇 成果向」	この余地あり			
	③ 効率性	● 適切	○ コスト肖	川減の余地あり			
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負	(担の適正化の余:	地あり		
(2	今後の事務事業の	方向性					
	● 現状のまま	(又は計画ど:	おり)継続実施		年度	篗	
	○ 終了	〇 廃止	〇 休止				

★改善	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		なし	コストの方向性
実施予	次年度 (平成22 年度)		增加
定時		なし	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
法に基づく事業であり、妥当と思われる。	二次評価の要否
	不要

事業コード

事務事業名後期高齢者医療保険料賦課事務

【1枚目】

予算科目

コード3

会計 後期高齢者医療事業特別会計

007010201

予算書の事業名なし							課 名 等 税務			課	政 策 名第4節			<b>ķに支えあう福祉</b>	社会の構築	款 1. 総務費			
事	業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係 名 等		住民	係	施策名	8 6. 社会	保障制度の	)充実		項 2. 徴収費	ŧ	
実	施方法	〇 1. 指	定管理者代行 〇	) 2. アウトソー	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		高吹	浩司	区 5	テその他				1. 徴収費	ŧ	
			II				1	電話番号		0765-23	-1009	基本事業	名その他						
	a alle from more.	a - 1 × 1 -t-1														/		21 ==	
		のような事業 保険料の適で	<sup>ミか)</sup> E公平な賦課、調査	5 調中											実	績		計画	
1久70	1向即省 6次	「体例行び過五	- 女 丁 ′み 畑 研 、 剛 直	生、可化										単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			何を対象にしてい <b>ている75歳以上の</b>			ど) <b>の人で広域連合の</b> )	認定を受けた人。			① 市	7の被保険者	数		人	0	6, 308	6, 350	6, 400	6, 450
外象									Ť	R 旨 (② (③									
	<平成20年月 後期高齢者の	度の主な活動 <b>保険料賦課</b>	内容>						7	① 賦	果件数			件	0	7, 376	6, 800	6, 900	7, 000
	*平成21年	度の変更点							⇒ ∯	ith	<b>寸書発想件数</b>			件	0	7, 376	6, 800	6, 900	7, 000
	なし								120	3									
			、対象をどのよう <b>をし、調定する</b> 。	に変えるのか)					万	戈	Eな保険料の原	斌課の割合		円	0	100.0000	100.0000	100. 0000	100. 0000
意図								-		R ② 調	E額			円	0	339, 353	337, 000	339, 500	342, 300
	く歩等の日	指すすがた>							<b>*</b>	3 > == +================================	<b>於祖訊胜</b> 本斯	復ったている	vi vi A	スの取得十	ù+ +. ≥1 1				
~			により、地域医療	体制を確立する	5.					<b>以</b> 未拍信	が現段階で取	付いる しいん	い場合、	での取得力	佐を記入				
<b>♦</b> Ξ	の事務事業	詳開始のきっか	›け (何年〈頃〉から	らどのようなき・	っかけで始まった	[カ*)					(1)国	・県支出金		(千円)	0	C	0	0	0
平成20年度後期高齢者医療制度の施行による。									1035	方債		(千円)	0	C	0	v			
											記	の他(使用料	• 手数料等		0		0	ŭ	
												般財源	(4) = 0.71)	(千円)	0		,	v	0
<b>▲</b> 88	◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)									(決算)額((1)~		_	0	0	0	0	0		
							年度保険料軽減対策の		の天戸	引きと口風		事業に携わる		(時間)	180	180	180		180
						うにすること。な					O + 337 3	費(②×人件引	- 1 - 1 - 1		722				722
												後に係る総費		(千円)	722	722			722
												人件費単価		(円@時間)	4,010				4, 010
◆市	i民や議会な	どからの要望	型・意見(担当者の	O私見ではなく、	、実際に寄せられ	た意見・質問など	で記入)				◆県内·	他市の実施が	(況	(把握して	いる内容又は把持	屋していない理師	由の記入欄)	·	
広域 社保 国保	連合で保険 扶養から後 から後期高	₹料が決定され ₹期高齢になっ 5齢になった人	、からの保険料のホヤ	高い。 圣減措置がとられ B差についての <sup>2</sup>	不満がある。		つた人には低所得者に				`	把握している	5 →		広域連合で保険 ら、県内同一の			納付金として広域	<b>桟連合へ支払わ</b>
特別とも	徴収(年金	からの天引き	き)と普通徴収がある 動の年代の方には	あり異動がある。 は分かりづらい。	と特別徴収が停止 -	まする場合もある。	また、申し出により特	<b>特別徴収を口座振</b> を	きに ち	刃り替える	- 0	把握していれ	ない						

部・課・係名等 コード1

部 名 等

01050200

企画総務部

政策体系上の位置付け

コード2

政策の柱第2章 安心して健やかにくらせるまち

#### 【日的東当州の郭価】

	では、
	制度の運営(財政基盤)の安定に資する。
● 直結度大	前に対している。
○ 直結度中	<del>III</del>
○ 直結度小	
2. 市の関与の妥	当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
<ul><li>● 法令などに</li></ul>	こより市による実施が義務付けられている
	こよる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なた こる実施が妥当
○ 民間でもも	ナービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
_	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
0	と達成しているので、市の関与を廃止が妥当
0 %(-111)	高齢者の医療の確保に関する法律〔昭和57年法律第80号〕第48条
根拠法令等を記え	A
3. 目的見直しの:	余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
【有効性の評	価】
4. 成果向上の余	地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
	成果向上の余地なし。
	<mark>説</mark> 明
5. 連携すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
	かつての保険介護課に賦課担当の係を含んだものにする。年金からの特別徴収が始まっているので介護・後期・国保前期高齢者の保険料の賦課は離せないと思う。市民にとっては給付も賦課も介護保険や後期高齢者医療保険であり、あちこち回る必要がない。
【効率性の評価	<u> </u>
<b>2</b> 777 1 1 1 1 1 1 1	の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
0. 争来質の削減	□ 事業費は計上していない。
	事業員は前上していない。 説 明
7. 人件費の削減	はの余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	住民税係の業務として20年度から新たに後期高齢保険料の賦課業務が加わり、係員は各担当地区を中心に後期保険料の賦課業務をやりくりをして行っているので、これ以上の削減は困難である。 説 明
【公平性の評価】	
	適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者あ	賦課に関しては特定受益者・負担はない。
	in the state of th
9. 本市の受益者	負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
<ul><li>○ 高い</li></ul>	賦課に関しては特定受益者・負担はない。
	<mark>説</mark> 明
○低い	
) P.N.	

#### 【必要性の評価】

③ 効率性

④ 公平性

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 目的見直し 事務事業のやり方改善

● 適切

● 適切

○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ● 他の事務事業と統合又は連携

10.	社会的ニーズ (この	事務事業にど	れくらいのニーズがあるか)				
	○ 全国的又は広域的	的な課題であり	)、ニーズが非常に高い				
	○ 市固有の課題で	あり、なおかつ	o市民などのニーズが非常に高い				
	○ 比較的多くの市員	民などがニース	ぐを感じている				
	○ 一部の市民など	こ、ニーズがま	<b>うる</b>				
	○ 一部の市民など	こ、ニーズがま	らるが、それが減少しつつある				
	○ 目的はある程度は	<b>並成されている</b>	5				
	● 上記のいずれに	も該当しない					
11.	事務事業実施の緊急	性					
	○ 緊急性が非常に	高い					
	○ 緊急に解決しない	ければ重大な過	過失をもたらす				
	○ 市民などのニー	ズが急速に高ま	<b></b> もっている				
	● 緊急性は低いが、	実施しなけれ	ルば市民生活に影響が大きい				
	○ 緊急性が低く、第	実施しなくても	っ市民サービスは低下しない				
*	評価結果の総括と今	後の方向性					
(:	1) 評価結果の総括						
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地は	りり			
	② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり				

○ コスト削減の余地あり ○ 受益者負担の適正化の余地あり

改革	i-改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		20年度に開始したばかりだが、たび重なる国の方針の変更があり、その度に一時的なシ	コストの方向性
	次年度	ステム改修などで対応する状態であった。今後、制度がしっかりしてくれば、問題点と それについての改善策が出てくると思われる。	
	(平成22		A# 14
起	年度)		維持
施 予			
主		機構改革時に賦課業務と給付業務との統合実施を行う。	成果の方向性
	中•長期的		
	(3~5		A# 14
	年間)		維持

年度

#### ★課長総括評価(一次評価)

後期高齢者医療保険制度は、平成20年度からの新たな制度として開始されたものであり、対象を75歳以上の高齢者としているため、制度の周知等に手間取ったが、1年を経過した現在は大きな混乱もないように思う。ただ、制度に対する改正等議論されているところであり、今後の推移を見ながら事業を進める必要がある。なお、保険料の決定は、当市の把握する所得等により県の広域連合において決定されるため、適正・公正な資料 二次評価の要否 の把握に努めなければならない。 不要